

賀来（加来）氏の研究

中世の文書を中心として

(資料集 付属)

著作編集発行 加来 利一

千葉県市原市椎の木台 1-24-5

電話 0436-60-5025

mail tosi3311@gmail.com

2016年7月10日

まえがき

江戸時代の本草学者である賀来飛霞をはじめとして、現代まで、学会、財界、実業界、芸能界など、各界で活躍する「賀来（加来）氏」は数多いが、そのルーツは、大分県大分市賀来に有ると思われる。中世までの賀来氏は、その多くは豊後と豊前とに居住しており、おおむね、賀来と名乗っていたようであるが、中世末期以降は、豊前では加来と名乗った者も多い、しかし中世の古文書では区別されていないようである。

この賀来氏の起源について、先に「賀来ものがたり」と「同史料集」を刊行したが、その後、古文書を中心とする文献を精査したところ、さらに、新しくまた詳細に裏付けられたことも多くあった。そこで、前本の追加改訂として、本研究を纏めることとした。

1 賀来の由来と賀来氏の創氏と継承

賀来と名付けられた荘園名の初見は、治承元年八月十八日（1177）の大春日立並下文であるが、地名賀来の初見は、長寛二年九月三日（1164）の柚原宮師職料田の譲り状である。また、柚原宮を賀来社とする文書の初見は、治承元年八月十六日（1177）の官宣旨である。これらのことから、豊後国大分郡阿南荘の一部（東部）が賀来社の名にあやかって賀来荘と名付けられたものと考えられる。

さらに、柚原八幡宮を賀来社と名付けた由来や賀来荘の名を取って賀来と名乗った賀来氏の由来については、賀来秀三氏の論文（平成六年刊行、「賀来考」）がある。これを抄録すると

「久寿二年(1155)まで、黒田里といわれた地名が、長寛二年(1164)には、賀来となっている。この間に地名賀来への変更の事情があったと考えられる。

大友家文書録「賀来氏來歴覚え」に柚原宮に勅使を下し、社領を成して「賀来社」と決まったという文がある。

さらに、大神姓系図に見える賀来氏には、緒方惟義の弟である惟興の後を賀来氏とするものと、緒方惟栄の従兄弟であると考えられる佐伯惟康の子惟頼の後とするものの二系統があり、疑問がある。

豊後図田帳には、大神姓佐伯氏系の地頭として、佐伯政直・惟資、堅田惟光、賀来惟永等の名が見える。一方、柞原八幡宮文書によって、佐伯惟康以後四世代の賀来地頭の系図を読み取ることが出来る。

佐伯氏系賀来氏は、賀来荘が確定した約二十年後の、治承三年(1179)以後に発生していて、緒方系賀来氏とは、ほぼ一世代の開きが、系図から推定出来ている。従って、緒方系賀来氏は、佐伯系賀来氏の前に、賀来庄に居た可

能性がある。この推測を解明するために、この時代の史料にもとづいて検討する。

由原八幡宮社領の主体であった賀来庄の地域は、始めは大宮司大神広房の領有する所で有ったが、久安四年頃(1149)勅勘を蒙り、鳥羽院に近侍していた平時信が拝領した。同五年時信の卒後は、二女で平重盛の妻が譲り受けたものと考えられる。小松殿重盛は豊後に領地を持ち、緒方惟栄はその家人であった。緒方惟栄は、清盛より譲り受けた豊前鬼ガ城を拠点として、豊前に勢力を張る。治承三年七月(1179)重盛が卒し、同四年十月頼朝が挙兵するや、惟栄も直ちに平家に反旗を翻した。しかし一方、この様な史料からは、賀来庄の発生に關係する様な手懸りは得られなかった。

豊後国司に就いて見るに、平治二年(1160)の冬、藤原頼輔が豊後守となつて以来、その子頼經、孫宗長と三代の間、国主・国司を続けて豊後を統治しており、惟栄の行動とも密接な関連がある。賀来庄の発生とも關係が有りそうに見える。

豊前緒方氏一族には、香春城の緒方氏を始め、源平戦の繋ぎの城に始まる、大畑城・宇留津城等の賀来氏等があり、中世の戦記物、太宰管内志、豊前志等によく出て来る。

しかし、豊前賀来氏は天正末期の戦乱で滅び信頼の出来る出自伝承を失っている。一説には佐伯惟康の後とするものもあるが、これには疑問が多い。

由原八幡宮を賀来社と称した文書の初見は、治承元年の官宣旨であることを先に示したが、平安末期～鎌倉期に掛けて、「賀来社」を使用した古文書を調べてみると、これらは皆、官府側の文書であることに気付いた。肥後賀来氏による、「ヨロコビキタルノヤシロ」から「賀来社」となった、と言う伝承を考えば、地名賀来は「賀来社」と言われた後に、賀来社の御座す庄として、賀来庄が生じた可能性がある。果たして、長寛二年の宮師僧院清讓状に見える地名賀来は賀来御庄であることが判明した。

かくして、賀来庄の発生時期は、黒田里と云われていた久寿二年(1155)より。長寛二年(1164)までの十年間に有ったと想定される。

この頃の国司は藤原頼輔であり従来の国司とは異なり特異な存在であった。そこで頼輔一族に就いて調査した。

永歴元年(1160)に頼輔が豊後守と成った時、子の頼經を目代として駐在せしめ、留守所の在った大分郡に鎮座する柚原八幡宮に対して、仕事始めの祈願を行った。このときの事情は承安二年五月付け(1022)の八幡由原宮宮師僧定清并御前検校僧尊印等解に見える。この解文は、建春門院の御願寺である最勝光院の建設費用として、阿南郷東部の黒田里周辺に在った大般若修理料田・仁王講田・最勝講田等に対して、重複賦課することは苛責に堪難きこと故、停止される様にと国衙に請願し、許可されたものである。

この重複賦課の説明には、「上記料田等に対する万難公事の停止奉免は既に多年に及びなかでも仁王講田は、刑部卿頼輔殿の御任始めに、万難公事を停止奉免せしめたもので、これにより、御寿福を祈願し、子孫御繁盛の賀を成した云々、かつ屡々後白河法皇の宝算を祈願した云々」 とあり注目される文である。

以上、賀来荘と賀来氏との発生に就いて、種々の角度から検討を進めてきた。賀来荘と成了た土地の領家が、どの様に移り代わり、伝承されて行ったかに就いては、まだ充分な検討は出来ていないが、いつ頃どの様にして造られ、また命名されたかは、ほぼ解明出来たものと考えている。即ち、永歴元年（1160）に藤原頼輔が豊後守となった時の御任始めに、由原八幡宮に祈願した時、また勅使が社領を寄贈した時、「賀来社」と贊えてより、由原社を国衙や都では「賀来社」と称するよう成了った。由原宮領地の主要部分を占める黒田里周辺の地域を、荘園化して賀来御荘と称し、領家平重盛より、当時豊後で有力な豪族であり、家人であった緒方惟栄を通じて、賀来荘下司職或は地頭の補任を打診したものと推定される。

ところで治承三年（1179）に、緒方惟栄の従兄弟である佐伯三郎惟康が、領家（一条家）より下司職を拝領する以前に、惟栄の弟賀来惟興が、豊前中島城主と成了って、豊前に転出しているという伝承があり、最初の賀来荘下司職は惟興であったと推定される。柞原八幡宮文書の中に、惟興に関する記録が見えないのは、この頃はまだ、鎮西での平家の勢力は強く、由原宮と下司職との間には、記録に残るような問題は生じなかった為であろう。

惟興は初めて賀来氏を称したが、治承三年に平重盛が没するや、惟栄の指揮に従って、豊前中島城主となって転出した。惟興は豊前賀来氏の祖で、元歴の頃には大畠城に移り、緒方氏が上毛郡に地名緒方を残したのと同様に、賀来氏も大畠に地名賀来（現在は加来）を残した。

天正時代まで続いた大畠（賀来）城・宇留津城等の豊前賀来氏は秀吉の九州出兵に関連して、吉川や黒田勢に滅され、豊前・筑前の各地に散って行った。

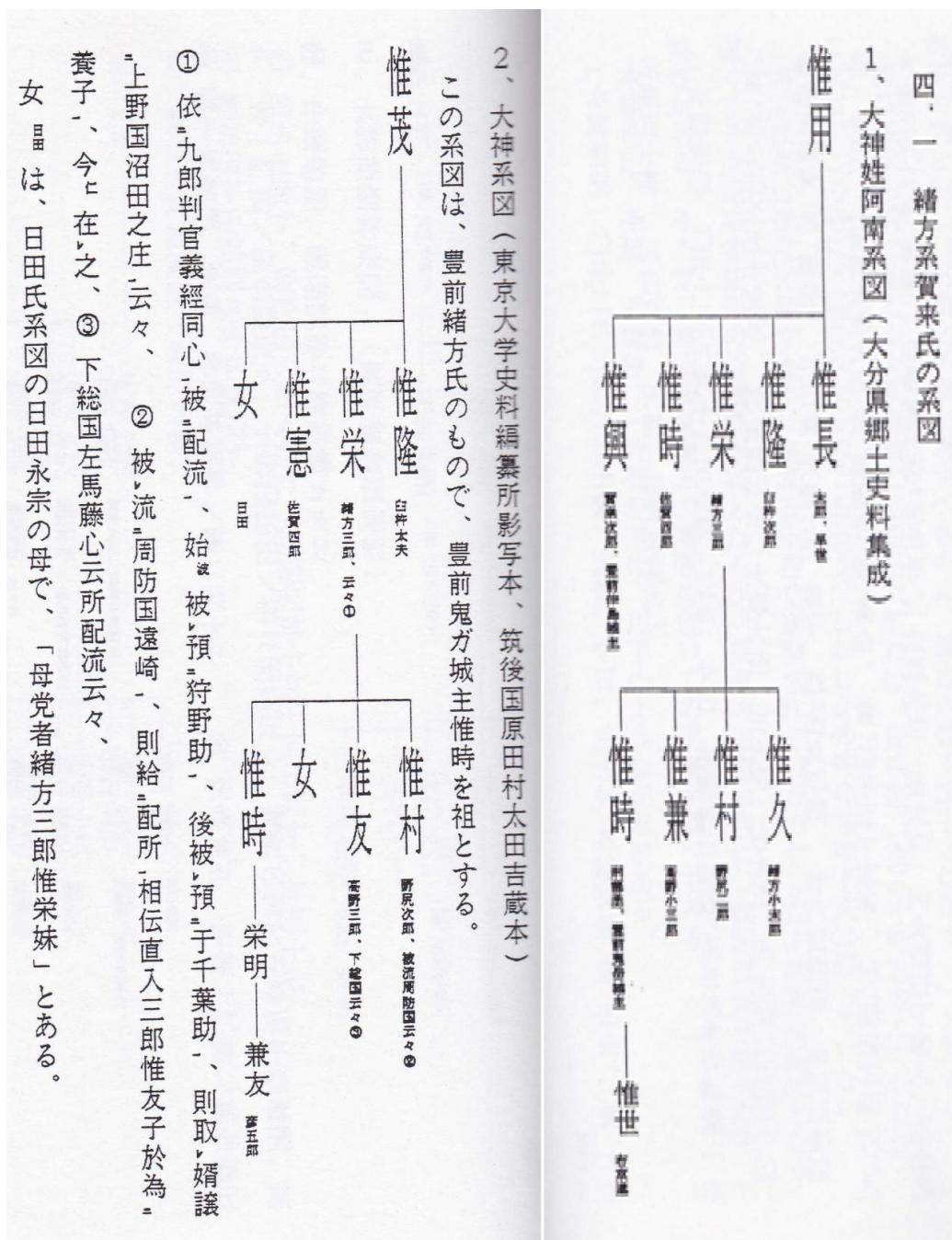
緒方系賀来氏の跡を受けて、治承三年に賀来荘下司職と成了た佐伯三郎惟康は、子息四郎惟頼を派遣し、賀来四郎惟頼と称せしめた。これが豊後賀来氏の祖である。文治三年（1187）惟頼は地頭職に補任され、その子惟綱は貞応三年（1224）に新補地頭となる。以後賀来荘地頭を代々継承した。」

以上の研究は、当時の賀来氏関係の系譜を推定し、豊後図田帳との関係も考察している。これは、きわめて納得のいくものである。以下、系譜研究の部分を引用する。

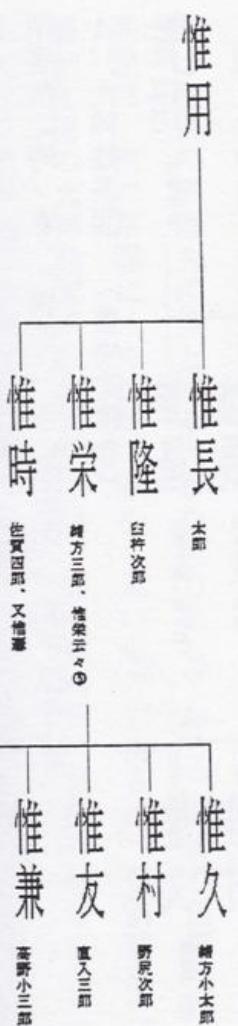
「豊後大神姓系図には、惟用の後で、緒方氏系の賀来氏と、惟家の後で、佐

伯氏系の賀来氏とがある。以下は、これらの二系統の系図を収録したものである。

◎ 緒方系賀来氏の系図

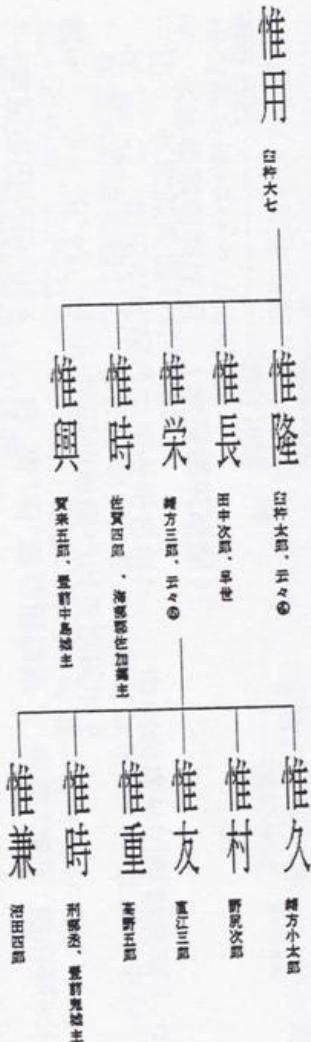


3、大姓佐伯氏系図（豊後諸氏系図）



⑤ 惟榮宇佐發向火放暴逆之旨訴。帝閔之。上州沼田庄配流。後勅免再歸豐州。佐伯住。上州居住之時。有一男子。号沼田氏。其子孫今有。

4、大神姓系図（豊後史蹟考）



④ 源平盛衰記、東鑑、曾我物語等ノ書ニ詳ナリ　⑤ 寿永年中、平家一門檀ノ浦合戦云々、家一門檀ノ浦合戦云々、上野国沼田ノ荘ニ配流云々、武勇の誉アル事源平盛衰記、東鑑、平家物語、義経記等ニ委細載セタリ

5、大神姓藤林系図（寛政重修断家譜）

惟用 二郎 白井を称す
—— 惟隆 二郎 白井を称す

—— 惟宗 三郎、云々の
伊 宗 四郎 佐賀を称す
—— 弘 宗 大道 玉山和樹⑥
伊 重 四郎 高野を称す

女 子

兼 趙 豊前守 徒五位下

⑦ 緒方を称す。豊後国の住人なり。正治元年十月十五日死す。年五十七。

⑧ 豊前国下毛郡深泉寺を開基す

6、豊後大神氏系図（都甲文書）

惟用 ————— 惟 隆

—— 惟 宗
緒方三郎、
—— 惟 友 豊江三郎
—— 惟 重 高野四郎

四・二 佐伯賀来氏系図

1、大神系図（史料編纂所影写本、筑後植田氏系図）

惟家 ————— 惟澄 豊後次郎

惟康 佐伯三郎 ————— 惟朝

豊後次郎

惟定 植田左衛門 ————— 惟直

豊後次郎

惟頼 植田左衛門 ————— 惟續 右近六

右近六

2、大神姓佐伯氏系図（豊後諸氏系図）

惟久 —————

惟家 —————

惟隆 (次郎)次

惟康 佐伯三郎 —————

惟朝 左衛門 —————

惟定 左衛門 —————

惟直 右衛門 —————

惟頼 右近六 —————

惟續 左近六 —————

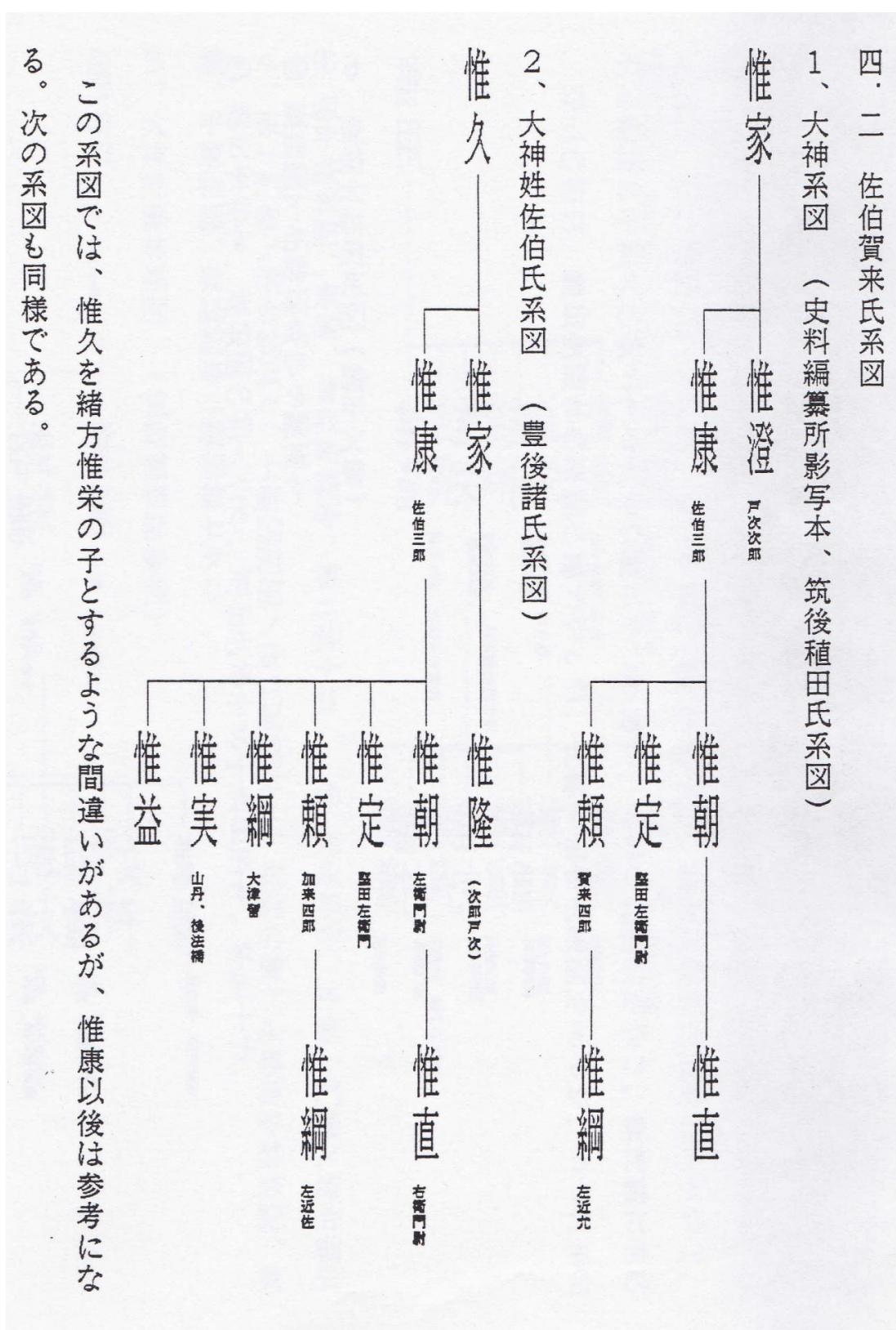
惟頼 加来四郎 —————

惟綱 大津曾 —————

惟実 山丹・後法橋 —————

惟益

この系図では、惟久を緒方惟栄の子とするような間違いがあるが、惟康以後は参考になる。次の系図も同様である。



3、大神姓系図（豊後史蹟考）

惟久

越方小太郎

惟家

戸次太郎
佐伯氏祖

惟隆

戸次一郎

惟朝

片田左衛門尉

惟定

片田左衛門尉

惟頼

賀来四郎

惟実

山内良法

惟益

賀来四郎

惟綱

大津曾氏祖

惟忠

片田左衛門尉

惟保

片田左衛門尉

4、豊後大神氏系図（都甲文書）

惟家

戸次二郎
佐伯氏祖

惟隆

戸次二郎
佐伯氏祖

惟康

戸次三郎
佐伯氏祖

惟朝

片田左衛門尉

惟定

片田左衛門尉

惟頼

(賀来)

惟用

一郎
田井を称す

惟綱

賀来

惟盛

田井を称す

惟衡

一郎

惟用

一郎
田井を称す

惟家

太郎
戸次を称す

5、藤林系図、都甲文書の大神系図によると、惟用、惟家は兄弟で、惟衡の子である。

以上その他に、豊後史蹟考の系図の基となった、大神姓佐伯氏系図があるが、ともに佐伯氏は惟栄の子惟久の後とする大きな誤りをしており、あまり信頼性がない。豊前緒方氏の系図は、他の系図にくらべて、かなり良いものであるが、豊前賀来氏の伝承は見えない。

豊前佐田の大神姓賀来氏の系図では、豊前賀来氏の祖惟興等も佐伯三郎惟康の子としているが、この系図の信頼性もまた少ない。惟興は惟栄・惟康と同世代の人とすべきである。」としている。

また、図田帳との関係についても、

「点線のある名前は弘安八年（1285）の豊後図田帳に出てくる人物である。同一世代に位置することは当然である。この点、従来の佐伯氏系図等には大きな誤りがある。これは、かつて豊後に勢力を奮った緒方一族と結び付けて、大神姓佐伯氏の系図を作成したためと考えられる。又南北朝時代には大神姓氏族も南北に別れて争っており、大友氏に系図を提出するに当って、都合の悪い処即ち南朝方は削除したものと考えられ、世代が時代と合わない処がある。佐伯惟康は緒方惟栄と共に平家と戦っており、従兄弟である。しかし、宇佐宮破壊をもたらした宇佐公道攻略には参加しなかったと見え、頼朝による佐伯一族の領地没収はなかった。惟久には惟忠一惟長の別名があるが、兄弟であった可能性がある。

平家物語や源平盛衰記等の戦記物が出たのは、千二百年代の始めであるので、豊後の緒環伝説が出来たのは、これより少し前、緒方惟栄の時代と見られる。天正の頃になると、武家は系図が物を言う時代であったので、ほぼ大友氏の家督相続代数に合うように、尤もらしく、系図の継ぎ剥ぎが成された模様である。とにかく以上の如く、豊後賀来氏の出自は、佐伯三郎惟康の後で、以後四代の系図を明確になし得た。」としている。

「賀来考」で賀来秀三氏は、さらに豊前の賀来氏が、緒方惟義の弟惟興から始まる事を、文書の記録を用いて、論証されているが、そのことは、ここでは、再録しないこととする。

「賀来考」は、国会図書館に納本されているので、詳しく見たい方は参照していただきたい。

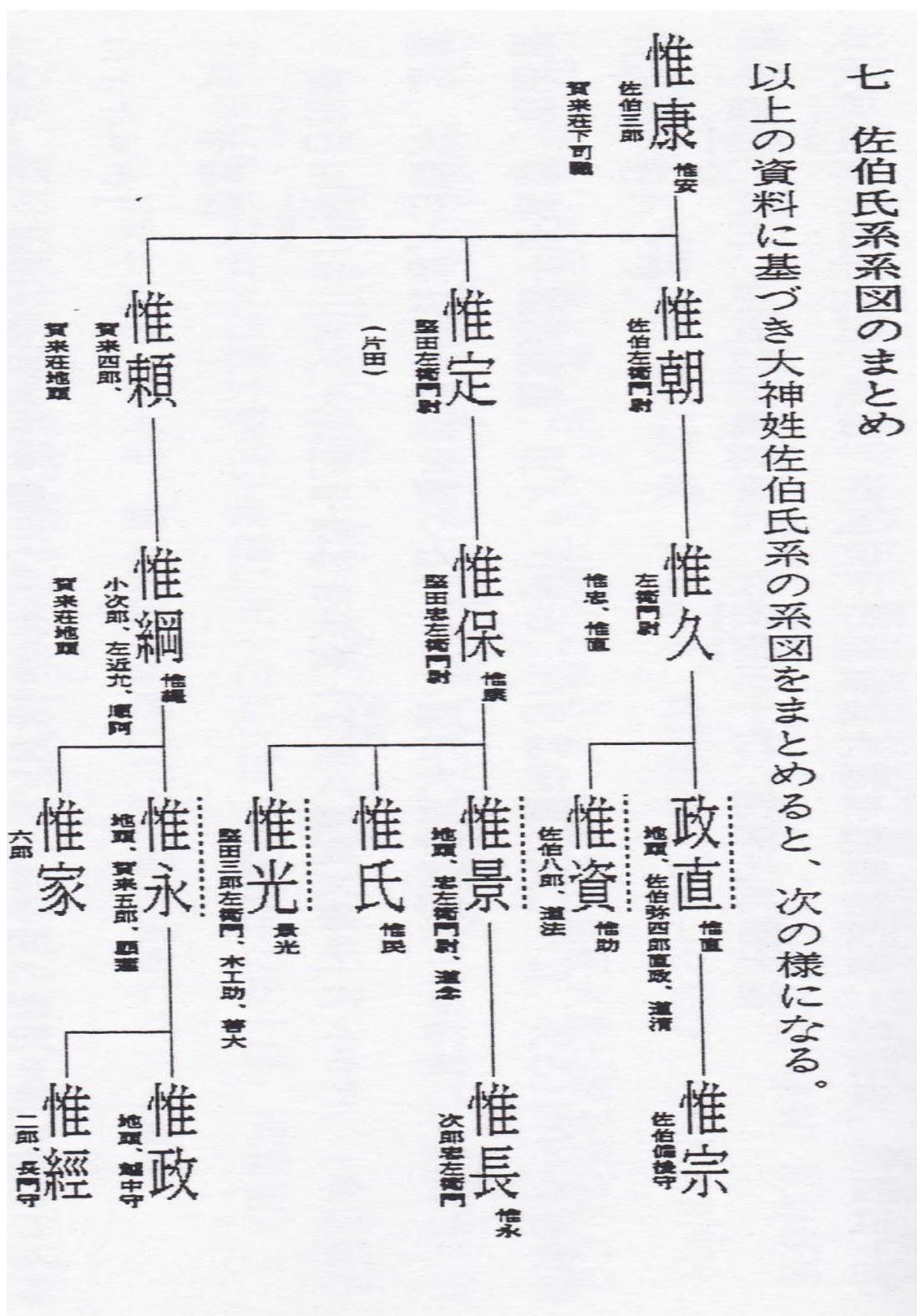
系図の写真部分は、賀来秀三氏のご許可を得て「賀来考」をそのまま引用させていただいた。深く感謝したい。

この研究では、秀三氏が提示された 佐伯氏系賀来氏の系譜を以て、豊後賀来氏の創氏時代の系譜とすることに異存はないが、惟興の扱いには今ひとつ疑問が残る。

◎ 佐伯氏系豊後賀来氏系譜のまとめ

七 佐伯氏系系図のまとめ

以上の資料に基づき大神姓佐伯氏系の系図をまとめると、次の様になる。



しかし、豊後国誌の系譜では、賀来惟康の子として、惟興、惟貞、惟成を惟頼の弟として記述しており、又それぞれ、大畠、丸、塩田の各城主としている。ただし、この系譜では惟家を緒方惟栄の子としていることで、年代が合わなくなっている。

しかし、大神維盛から佐伯惟家まで、200年以上が経過しているので、八代程経過していると考えられるのに、この系図では維盛以下に惟平と惟用の二代のみを記述しているにとどまる。このことは、各氏のいずれの系図にも共通している。

緒方惟栄が平家に叛いた寿永元年(1181)、佐伯惟康と共に一ノ谷で鬪ったとされる元歴元年(1184 源平盛衰記)、緒方氏つなぎの城を築城したとされる同年(築城郡志)等を勘案すると、惟家を緒方惟義の子としたところが誤りであり、豊後史蹟考の系図の惟興はやはり、惟義の弟ではなく惟康の子とすることでよいと考える。

2 賀来の騒動(氏姓の争い) 前後の豊後の賀来氏

平成二十六年(2014)春、山口県下関市在住の賀来恵美さんから、電話連絡があり、我が家に古文書が多数伝わっているので、見ていただけないかとのことであった、そこで、コピイを送っていただいたところ、行方不明とされていた豊後賀来氏本家が所有されているべきものである様に考えられた。

大分県や大分市の博物館に見せて、真偽を確認してもらってくださいと、連絡したところ、鑑定の結果大部分が真物であることが分かった。その後は、山口賀来氏が、さらに詳しく調査されているが、

ここでは、その史料をこれまでに見いだされていた賀来氏関係の資料と照合し、判明した事項について、享禄三年(1530)の賀来の騒動の頃を中心に、記述しておきたいとおもう。

(1) 山口賀来氏の系譜

系譜は系図として、残されていたが、天明年間頃に記録されていたものようであるので、系図に添え書きがある文明年間から慶長年間までを記す。

政綱

賀来将監 死去年月母妻等不知

上字賜従 大友家

政綱豊前国三分ニシテ一分肥後国詫間郡豊後国賀来之庄此三ヶ所ヲ為知行
則賀来之庄居住後二男紀伊守惟重ニ豊前之一ヶ所ヲ分与ス

政綱勇氣人ニ越専長刀ヲ好トナリ賀来之庄二百八十町之内ニ由原八幡之大社在社人七百余人供僧七房在此大宮司職有故從大友家被改此時政綱領内ニ在神社也殊に賀来氏者神孫ニテ大神姓ナレハトテ大宮司職相応也トテ則先大宮司子孫之者卜政綱トヲ於神前ニ御鬪ヲ被上政綱卜御鬪下ル上者政綱大宮司職可相勤之由御沙汰雖有之政綱代々武家ナレバトテ達シカシテ配之雖然御鬪下ル上者トテ然者名代ヲ以社役可相勤由ニテ嫡子五郎左衛門治綱御預也大友家繁盛之特節賀来氏モ從 公方家白キ笠ノ袋ヲ被免

治綱

五郎左衛門

上字賜従 大友家

治綱父之為名代由原八幡宮大宮司職ヲ御預在刑部少輔鎮綱迄代々相続ス大宮司職御預之御判物有之

惟重

(治綱弟)

紀伊守

豊前国居住 後肥後国居住ス

鑑綱

宮千代丸八郎掃部頭

上字並掃部頭賜従 大友家後判物有之

宮千代女

鎮綱

刑部少輔道仙慶長二十乙卯三月十四日死

茂林道仙居士墓有海潮寺父之出所不分明母宮千代女

妻大友義統公御養女実者田北大和守鑑鎮女寛永四丁卯六月六日死

松月恵林大姉墓同鎮綱迄者從先祖代々豊後國賀来之荘ニ居住ス

大友家豊後入国之後家臣ト成テ奉公ス然供大友家没落之後一同ニ牢人シテ豊後ヨリ肥後国ニ行住スル處ニ長門国ニ大友家之縁者有ヲ以テ長門エ来ル毛利秀包大友宗麟公ノ婿也御息女ノ御名ヲヒキジ様ト申又毛利是者ヒキシ様孫也又益田 宗麟公御養女之婿也実者一族之家臣臼杵甚右衛門某女也又佐世元嘉田北大和守鑑鎮婿也此四家大友家之依為縁者応招刑部女輔鎮綱同妻嫡子藤左衛門正綱譜代之家來兩人(久田喜兵衛某行信集人某此兩人豊後ヨリ付廻イエトモ長々牢人ノ事也)ヲ召連天正年中始テ長門ニ来ル此時護摩津節船場エ迎ニ出ル二百程ノ船ニ乗初フカノ町へ差ヲ大木屋ノ下廻セコヨリ上ル節ハ後ニ小川助左衛門家相続ス 夫ヨリ鎮綱萩春若町ニ旅宿シテ家伝ノ軍礼武芸

ヲ指南ス当分ノ飯断造用等右ノ四家ヨリ預馳走ニ又鎮綱豊後ヲ出ル時義統公ト牢人之後ニ君ニ奉公仕間補ト堅契約ス此故ニ一生牢人ヲ立ル又伝来の付書等多雖有之天正十五年島津家豊後在陣之時故有テ多ク焼捨タリ雖焚大友家之御判物ハ暫鎮綱妻帶ノ中ニ隠シ持タリ故ニ是ハ以後代々伝來ス此事西国盛衰記委見タリ

(2) 山口賀来氏系譜と既存の史料に基づく此の時代の研究

まず、最初に、賀来惟達氏の「大神系譜」などに登場する、賀来鑑保は、賀来の騒動の時、豊後賀来氏の当主であるとされているが、当時の古文書には、鑑保なる名が登場しない。豊後全史、豊筑乱記、雉城雜誌、両豊記などでも、「賀来左衛門大夫」である。

どうやら、鑑保は、大友氏が義鑑になってから、名をもらって、名乗ったのではないかと思われる。

山口の賀来氏の系譜では、賀来五郎左衛門治綱が此の時代に柚原八幡宮(賀来社)の大宮司であり、賀来の地頭であったので、治綱こそが鑑保であろう。さて、治綱の一代前の賀来氏の当主であったと記述される政綱も治綱同様大友家から、名の一字をもらったとされているので、この頃の大友家の当主について検討する。

文明八年(1476)に大友政親は大友十五代の親繁から、十六代の家督を譲られている。しかし、八年後の文明十六年には、息子の義右に十七代の家督を譲っている。その後、義右と政親との間はうまくいかず、さらに明応五年(1495)には、義右が死亡し、政親が毒殺したとも伝えられている。

ところが、その同じ年に政親は、長門にて生害され死亡している。義右の母親が長門の大内氏の娘で、大内氏により自殺させられたとされている。此の時、賀来弾正なるものが長門で殉死したとの文書が残って居る。これらから推測すると、賀来将監政綱は大友政親の時代に、重用され名の一字を貰ったと考えられる。さらに、政親から柚原宮大宮司職にふさわしいとされたが、政綱が重要な武将であったため、息子の五郎左衛門治綱が大宮司職を代行した。

明応六年(1496)に大友親治が十八代の家督を継ぎ、文亀元年(1501)には、大友義長に家督を譲っているが、治綱は永正四年(1507)に、大友親治より大宮司職を沙汰された。

また、延徳元年(1489)の文書には神九郎が治綱の次男と記されている。大友義長も、永正五年(1508)に、柚原宮社頭祈念の礼の文書を出している。永正十五年(1518)に、義長が死亡し、義鑑が二十代の大友当主となった。この後享禄三年(1530)に賀来の騒動が起こるのである。

騒動後、大宮司職がどのようになったか解明できていないが、享禄四年(1531)には、柚原八幡宮東光房から賀来地頭賀来紀伊守等を非難する書状が出されており、山口賀来氏の系譜に依れば、治綱の弟の賀来惟重が紀伊守であるので、惟重が一時期、賀来の地頭となったのではないかと思われる。又この享禄四年の文書には、香童子、賀来新四郎なる名が登場している。

さらに、同年大友義鑑から賀来神九郎に対し阿南荘内一部を預ける旨の文書が出ている。また、天文二年(1533)と三年に賀来新九郎宛の義鑑の感状が発せられている。

天文五年(1536)に賀来社正大宮司紀伊守あてに大友義鑑からの札状がある。

次に、天文八年(1539)に賀来社大宮司平鑑綱あての「有識故実を伝授す」という文書があり、天文九年(1540)には、賀来社大宮司鑑綱あての大友義鑑からの肥後の国一部預け状が出ている。この鑑綱は、山口賀来氏系譜では治綱の子とされている。

天文十年(1541)には、賀来紀伊守あての唐人成敗の感状が義鑑から発せられているが、賀来の地頭はこのときには、惟重から鑑綱に交代していたものと考えられる。

天文十九年(1550)には、大友二階崩れの騒動が発生し、義鑑が死亡し、大友義鎮がその後を継いでいる。

この頃賀来氏では、賀来民部少輔が賀来地頭として記され(鑑綱であると推定される)その次男を八房丸と称するとの文書がある。

天正二十一年(1552)八房丸を柚原宮官師跡と承認する文書が大友義鎮から出されている。

一方、弘治二年(1556)には賀来紀伊守の成敗とその跡を没収するとの大友義鎮の書状が出ている。大友氏を怒らす事態があつたのであろうか。

永禄三年(1560)大宮司宮千代(後の鎮綱であろう)あて賀来掃部守鑑綱跡を安堵するとする大友義鎮の書状が出ている。

永禄四年(1561)賀来鎮綱に父掃部頭跡柚原社大宮司職を安堵する大友義鎮の書状が出ている。

以上は、山口賀来氏の系譜での惟重、鑑綱及び鎮綱の事績を裏付けるものであろう。

さかのぼって、弘治三年(1557)に大内氏が滅亡し、毛利氏に換わった。このため、大友氏は豊前、筑前、肥前の鎮定にかかり、弘治四年(1559)には伊予にも侵攻した。しかし、永禄二年(1559)秋には毛利氏が反攻に転じ、筑前、豊前の武将が、大友氏から離反した。永禄五年(1562)に大友義鎮は、臼杵の丹生島に城を築き、宗麟と号した。

永禄七年(1564)毛利大友の和議がなり、その後両者の戦闘はあったが、毛

利は信長との戦いとなり九州から手を引かざるを得なかった。

そこで、元亀元年(1570)ころからが、宗麟の全盛時代となる。この頃賀来氏では、八房丸が柚原宮宮師となり、豪栄と名乗った。

天正六年(1578)には、大友義統が柚原宮に立願の太刀を奉納し、島津との戦いに出陣した。十一月、耳川の合戦で島津に大敗を喫してしまった。

天正七年(1579) 宗麟は義統に二十二代の家督を譲った。

この年豊前宇留津城の賀来惟康などが大友氏から離反した。

天正八年(1580) 大友義統は柚原社の造営を指示した。

島津氏は、豊前にも侵攻してきたが、天正十年(1582) 豊前大畠城の賀来安芸守統直は、戦いに勝利し大友義統から感状を受けている。

天正十一年(1583)には、柚原社大宮司(鎮綱か) が義統から祭礼の札状を受けている。また、社殿造営の文書も受ける。

天正十四年(1586)宗麟上京し、秀吉に九州島津征伐を願い出、決まる。

島津氏は、府中城を占拠、義統は竜王城に移る。大宮司賀来鎮綱は高崎城整備の感状を義統から受ける。秀吉先陣黒田勢により、宇留津城が落城、城主賀来孫兵衛久盛が戦死する。

同年末、賀来鎮綱は謀略により、島津勢に潜入し無事帰還する。

天正十五年(1587) 島津軍豊後より撤退、秀吉に降伏。大友義統は、豊後一国を与えられた。

天正十九年(1591)に秀吉は、朝鮮征伐を企て、大友氏は黒田氏の指揮下で出陣した。出兵戦死者の中に賀来中務少輔の名がある。

文禄二年(1593) 大友義統改め吉統は秀吉から豊後を取り上げられ府内などは、太閤蔵入地とされ、後小藩割拠となつた。

大友軍は、黒田軍の配下に入れられた。

慶長元年(1596)に、柚原宮大宮司が山口着到衆の名簿にある。

慶長三年(1598) 秀吉が死亡、朝鮮から全軍が撤収される。

さらに、大宮司鎮綱については、山口賀来氏の系譜では、肥後にいた後、萩に旅宿したとあるが、このことに関して、1620年頃の宮師豪政の文で、「御大友家は耶蘇宗に帰伏して、神明仏陀の眞利遠離し、当國没落す京家に赴き社領空しく成りぬ。宮師諸社家人等難儀此の節成り。就中、大宮司は堪忍遂げ難きに因りて、離山浪人の境界と成り往き、中国萩と云う所に栖を成し、其の外に神官社人等悉く減じ、」という記録がある。、この後宮師の職は、しばらくは賀来氏のものが継承したようである。

3 肥後の賀来氏

肥後の賀来氏については、その来歴を知る重要な文書がある。

この文書は寛永十八年(1640)頃、細川藩士の賀来佐左衛門尉が大内蔵助を

通して、大友右京亮正照に提出した文書で、賀来ものがたり史料編にも収録してある。

「賀来氏來歴覚え」で、

「私の。祖父大神兵部少輔。同名三七父子儀、豊後之内 天賀城ヲ持居申候、 大友屋形様御居城上野原ヨリ一里半、御近所ニテ御座候、」で始まり 大友家に廿一代つとめ、大友家の時代には七人衆之内で、親子共に御名乗を一字づつ貰ったこと、朝鮮征伐にも加わったこと、家康が会津表に出立つする際にも 感状を貰ったこと、 三七は名を老後は兵右衛門と言ったこと。

同名の賀来中書は、朝鮮征伐の際 三十六才で討死したこと。

同名の賀来弾正が大友政親とともに長門で切腹したこと、宇留津城等でも忠義をつくしたことなど、豊後賀来氏に関する文書に残る出来事が逐一記されている。その後は、黒田と競り合い、和談なったこと。小倉で手柄を立て細川家に仕えたと記されている。

この内容に、適合する者を豊後賀来氏の中で求めると、

天正十年(1582)に親父兵衛門鎮光の跡を賀来松寿に相続させるという義統の文書がある。また、天正十七年 (1589)には、「賀来三七旧名統久、幼名松寿丸、後号大神神九郎」という内容の吉統の加冠状など数通の文書がある。

のことから、今後の検討を要するが、鑑綱の弟に兵衛門鎮光があり、統久につながり、細川藩の賀来の一部となつたのではないかとも考えられる。

古文書では、治綱の次男とされる賀来神九郎の事跡は、延徳元年(1489)に、大友親勝を介錯した。享禄四年(1531)義鑑より領地を授かった。天文元年(1532) 義鑑豊前侵攻に伴い部下が傷を負い、感状を賜った。天文二年(1533)、同三年にも、大内氏との戦いで義鑑から感状を貰っている。等が有り、此の名前を継承したとも考えられる。

4 安心院（佐田、房畠、山藏）の賀来氏

佐田氏は、宇都宮佐田系譜等により、宇都宮氏の九州下向に伴い下向した宇都宮家の重臣で、佐田の地頭であったことは、多くの文書にも残って居る。

佐田荘に關係した賀来氏としては永正六年(1509)に境界論議の際の文書に、佐田の地頭佐田左衛門大夫と同代官賀来神左衛門尉の名がある、また、永正九年(1512)には、四方指案なる文書の中に賀来大蔵惟秀なる名があり、惟秀は佐田の代官であったとみられる。惟秀は 1500 年頃豊後賀来荘から来たという記録もある。

また、明応十年(1501)には、賀来藤兵衛尉が大内義興から宇都宮の家来として感状を貰っている。大永四年(1524)の条々手日記には、賀来善右衛門尉、神左衛門尉の名がある。いずれも佐田氏の配下であったとみられる。その後

も、佐田氏の部下としての賀来氏の名前は多くの文書に残って居る。しかし、賀来惟達氏の大神系譜に出てくる、賀来景吉の名が見つからない、さらに、調査する必要があると思われる。

佐田氏も黒田、細川と仕官しており、熊本の賀来氏は、豊後の賀来氏と、豊前の佐田の賀来氏の二つ系統があるようである。

- ◎ 賀来惟達氏の大神系譜は、賀来道生氏のご尽力によって、電子化され、2015年12月に国会図書館電磁データベースに収録されている。
- ◎ 引用文書等や内容のあらましについては、資料として添付した賀来氏年表を、その詳細については、中世賀来氏史料集を参照していただきたい。
- ◎賀来ものがたり及び同資料集も、当然、訂正すべき箇所があるが、山口県下関市在住の賀来氏（豊後賀来氏の宗家の末裔である。）の資料収集も行われつつ有るので、ここでは、旧版のまま添付するにとどめる。

資料集

- 1 賀来氏関係年表
- 2 中世賀来氏史料集
- 3 圓成寺と賀来氏関係資料
- 4 賀来氏関係戦記物語集

- (1) 氏姓の争い
- (2) 鎮綱武略之事
- (3) 大友幕下諸士反逆之事(耳川合戦その後)
- (4) 宇留津城落城之事
- (5) 豊前一揆
- (6) 城井合戦之事
- (7) 宇都宮父子傷害之事

5 報告論文抄

「賀来荘」の時代—中世の賀来地域—

加来居屋敷遺跡

付録

賀来ものがたり、同資料編(平成4年版)抄録

三輪氏を中心とした日本古代のものがたり

1 賀来氏関係年表

2016年7月

加来利一

西暦	元号	氏名等	氏名等1	関係者	場所	事柄	出典
300	崇神天皇	大田田根子 命	崇神天皇	三輪逆	大和三輪 物部守屋大連 小治田宮 宇佐鷹居社 小山田社	三輪山の祭詞を命ぜられる 被害を受け死亡	古事記、日本書紀
587	用命元年						
600	推古8年	大神比義				応神八幡の成立、後、神 宮皇后を加える	八幡神信仰の研究
672	天武元年	天武天皇				壬申の乱	日本史年表
672	天武元年	三輪子首		天武天皇		壬申の乱の功績により賜 内小柴位	三輪叢書
684	天武12年				豊國	豊前、豊後に分かれる	大分県の歴史年表
736	天平8年	三輪豊島壳				叙位從四位上	三輪叢書
746	天平18年	聖武天皇			国分	豊後國分寺建立	大分県の歴史
827	天長4年	金龜和尚			由原宮 (賀来社) は宇佐 八幡を賀来郷に勧請	由原宮より大菩薩の初衣 飛來	大分県史料
830	天長7年	八幡大菩薩	右大臣夏野	賀来社			大分県史料09-75
836	承和3年	大江宇久国 司		由原宮	由原宮	由原宮神殿造成	大分県史料09-75
862	貞觀4年	三輪全雄				賜大神朝臣姓	三輪叢書
862	貞觀4年	三輪良臣				賜大神朝臣姓	三輪叢書
886	仁和2年	大神良臣	太宰府	太宰府	豊後介から帰任	豊日誌	
886	仁和2年	三輪良臣			その子庶幾を豊後にとど める	豊後日誌	
892	寛平4年	大神良臣			豊後介に再任される	三輪叢書	
892	寛平4年	大神庶幾			大野郡領となる	三輪叢書	
912	延喜12年	大神諸任 (惟基)			大野郡擬少領となる	三輪叢書	
939	天慶2年	平将門			平将門の乱	日本史年表	
939	天慶2年	藤原純友		関東	純友の乱	日本史年表	
940	天慶3年	大神諸任 (惟基)		佐伯	純友の次將となる	本朝世紀	

940	天慶3年	大神諸任 (惟基)	佐伯	官軍に捕まるも大赦さる	本朝世紀
965	康保2年	仙照(由原) 宮師)	由原八幡宮	由原八幡宮最古の文書	大分県史料09-1
971	天祿2年4月	佐伯(目代)	宮師僧仙照	由原八幡宮	大分県史料09-09
998	長徳4年	由原宮	賀来莊	由原宮の領所とする	大分県史料09-75
1076	承保3年	妙見神社	妙見神社	創建(天正年間奈古に移る)	城井
1156	保元元年			保元の乱	日本史年表
1159	平治元年			平治の乱	日本史年表
1159/05	平治元年	紀氏	僧院清解	地頭紀氏に対して桑と畠の免除を申請	袖原八幡宮文書19
1159/05	平治元年	紀氏	僧院清解	精治料寄進	袖原八幡宮文書19
1160/01	承暦元年	藤原頼輔	子藤原頼経	豊後守となる	玉葉
1164/09	長寛2年	僧院清讓	官	新立仁王講殿(地名賀来の初見)	袖原八幡宮文書22
1166	永万2年	藤原頼輔	子藤原頼経猶		
1171	嘉応3年	由原八幡宮	豊後にことどまる	豊後守を辞す	玉葉
1172	承安2年	由原八幡宮	豊後にことどまる	豊後一宮と称す	大分県の歴史年表
1172	承安2年	緒方惟興	頼経仕事始めの賀をなす	由原八幡宮	
1177/08	治承元年	左中弁藤原朝臣	緒方惟義	豊後守をなす	袖原八幡宮文書26
1177/08	治承元年	大春日立並下	緒方惟義	由原八幡宮	庄司となる?
1179	治承3年	緒方惟興	賀来社	袖原八幡宮	賀来考
1179	治承3年	佐伯惟家	文賀来社	初見	袖原八幡宮文書27
			賀来莊	賀来莊初見	袖原八幡宮文書28
			賀来莊	豊前中村に移任、後賀来と名乗る?	賀来秀三
			賀来莊	賀来莊下司職に任命される	袖原八幡宮文書47

1180	治承4年	佐伯惟家		賀来莊	名を賀來と改める	杵原ハ幡宮文書47
1180/08	治承4年	源頼朝		伊豆	挙兵	
1181	壽永元年	緒方惟義	藤原頼輔		叛平家で挙兵	大分県の歴史
1183/8	壽永2年	平氏		大宰府	大宰府に拠る	大分県の歴史
1183	壽永2年	安徳天皇	宇佐公通	宇佐公通	行幸	大分県の歴史
1183/10	壽永2年	平氏	緒方惟義	緒方惟義	大宰府	大宰府より追われる
	元暦元年	佐伯三郎維康	平氏	緒方惟義	一ノ谷	合戦に加わる
1184/02	元暦元年	緒方惟義		豊前	宇留津、大畑城等を築城	源平盛衰記卷36
1184	元暦元年	賀来惟興	緒方惟義	賀来惟康の子	大畑城	豊後国誌、築城郡志
1184	元暦元年	賀来惟貢	緒方惟義	賀来惟康の子	大丸城	大丸城主となる
1184	元暦元年	賀来惟成	緒方惟義	賀来惟康の子	塙田城	塙田城主となる
1184/7	元暦元年	緒方惟榮	宇佐ハ幡	宇佐	塙田城主となる	豊後国誌
1185/2	文治元年	緒方惟榮	源範頼	豊後	宇佐ハ幡宮を焼き討ち	大分県の歴史
1185/3	文治元年	平氏		豊後	豊後上陸	大分県の歴史
1185	文治元年	緒方惟榮		壇の浦	滅亡	大分県の歴史
1185/10	文治元年	緒方惟榮		上野国沼田	配流となる	大分県の歴史
1185	文治元年	源頼朝		上野国沼田	配流を許さる	大分県の歴史
1185	文治元年	宇都宮信房		全国	各地に守護、地頭を置く	日本史年表
1185/11	文治元年	源義経	緒方惟榮	豊前	豊前の地頭に任命	大分県の歴史
1187	文治3年	賀来惟頼	緒方惟榮	大物浦	豊前のため遭難	大分県の歴史
1188/11	文治4年	八幡宮袖原社	妙申状案	賀来莊	大風のため遭難	大分県の歴史
1192	建久3年	源頼朝		莊を受け継ぐ	杵原ハ幡宮文書47	
				年貢米を賀来莊と平丸か ら当てる	杵原ハ幡宮文書29	
1195	建久5年	宇都宮信房		幕府を開く	城井	
1196	建久7年	仲原親龍		地頭として下向、仲津郡 城井郷（京都郡犀川町） 築上郡伝法寺莊		
1197	建久8年			豊前	両豊記	
1206	建永元年	大友能直 (初代)		豊後	豊後の守護となる	大分県の歴史
1216	正応2年	賀来惟綱	惟頼の子	豊前國 豊前國田帳を上申	大分県の歴史年表	
1219	承久元年	源実朝		豊後守護を譲り受け 豊後守護を譲り受け 賀来莊	大分県の歴史 賀来莊史料28	
				暗殺される	城井	

1221	承久3年	大友親秀 (2代)	幕府、鳥羽上 上皇	幕府、鳥羽上 京都	承久の変起こり大友親秀 幕軍に従い京に攻め登る 大分県の歴史年表
1224	貞応3年	賀来惟綱	賀来莊	賀来莊	賀来莊史料28
1226/08	嘉禄2年	丸	北条泰時	賀来莊	地頭の乱行を止める 阿南郷を不輸の神領とする 梶原ハ幡宮文書31
1230/08	寛喜2年	賀来社	大介惟宗朝 臣	豊後国司庁	賀来社大神宝用途として 阿南郷を不輸の神領とする 平丸名を不輸神領とし賀 来社大神宝役を勤事せし む 梶原ハ幡宮文書33-1
1233/07	天福元年	阿南郷	權右中弁藤 原朝臣	太宰府	阿南郷地頭 名主等
1234/03	文歴元年	袖原宮	一条前太政 大臣家政所		阿南郷を一向不輸の地と する 梶原ハ幡宮文書33-2
1236/11	嘉禎2年	袖原宮	法橋上人幸 秀		御供田を寄進 梶原ハ幡宮文書34
1248/05	宝治2年	賀来小次郎 惟綱與左衛 門尉賴妙法 師法名妙念	北条重時	賀来莊	御供田を寄進 梶原ハ幡宮文書38
1262/02	弘長二年	賀来地頭惟 綱	北条重時	賀来莊	賀来莊地頭惟綱に対し薪 補地頭に準じ給田加徵を あてる 梶原ハ幡宮文書41
1271	文永8年	大友頼泰 (3代)	造酒正中原 朝臣		地頭の乱行に裁定 梶原ハ幡宮文書44
1272	文永9年	大友頼泰		高国府	大友氏が下向 大分県の歴史
1275	文永12年	大友頼泰			東方奉行となる 大分県の歴史
1277/01	正慶元年	小次郎惟綱 順阿			警告文 願運之亡父順阿として記 述有り 梶原ハ幡宮文書66, 67
1281	弘安4年	大友頼泰	蒙古軍	筑前博多香 椎宮前浜	第二次蒙古襲来 大分県の歴史
1283/07	弘安6年	賀来又次郎 入道念阿	駿河守平朝 臣	肥後国永吉	肥後国永吉西村地頭拝領 鎌倉遺文14898、肥後平 川文書

1284/03	弘安7年	賀来惟永法 名願蓮	大宮司平経 妙	賀来地頭惟永の行動の申 状
1285/09	弘安8年	天友頼泰	北条幕府	豊後 豊後国田帖を注進
1285/09	弘安8年	賀来惟永願 蓮		賀来莊 賀来莊二百 町
1285/10	弘安8年	賀来惟永願 蓮	豊後国大田 文案	豊後國田帳 法名願蓮
1287/01	正慶元年	賀来惟永法 名願蓮	佛名経講贊	地頭御家人賀来五郎法師 鎌倉遺文15700
1287/01	正慶元年	賀来惟經	佛名経講贊	佛名経講贊
1287/01	正慶元年	賀来惟家	佛名経講贊	賀来願蓮の子惟經の記述 惟家記述
1289/03	正応2年	大宮司経妙	平経妙	惟家記述
1297	承応5年	鎌倉幕府		惟綱地頭職任命とそれま での経緯
1300/04	正安2年	賀来惟政	權大宮司	地頭惟政の横領について 記述
1305/02	嘉元3年	賀来越中守	柞原八幡宮	柞原八幡宮文書50
1305/02	嘉元3年	賀来長門守	柞原八幡宮	納米
1310/12	延慶3年 賀来小三郎 願誓	賀来社大宮 司	奉行所	平丸名地頭 納米
1322/08	元亨2年	賀来奮河		柞原八幡宮 賀来氏ではない
1324/01	元亨4年	地頭	柞原八幡宮	神人帳に名有り
1327/08	嘉歎2年	阿南莊地頭	柞原八幡宮	地頭横領
1328/08	嘉歎3年 正慶元年(北 朝)	賀来地頭願 蓮	柞原八幡宮	僧有範 地頭争論
1332	正慶元年(北 朝)	賀来小次郎 順阿		年中行事次第 順阿の子が願蓮、願蓮の 子が惟永及び二郎惟經、 舍弟が六郎惟家の記述
1333	元弘3年	大友貞宗 (6代)	足利高氏 方	鎌倉幕府滅亡
1334	建武元年	後醍醐天皇		建武の中興

			規矩高政を討つ	規矩高政を討	帆柱城	朝廷の命により討つ	大分県の歴史
1334	建武元年	大友貞載	討つ			守護代豊後高田、宇佐八幡関係	増補訂正大友史料5-1842
1335/09	建武2年	賀来五郎入道	大友貞載				
1335/11	建武2年	(惣領の名代)	天友貞載	朝廷軍に味方	朝廷軍に味方	足利高氏を討つ	大分県の歴史
1335/11	建武2年	大友貞載	足利高氏に味方	足利高氏に味方	箱根	官軍を討つ	大分県の歴史
1336/01	建武3年	大友貞載	味方内応	足利高氏に味方	伊豆	討ち死	大分県の歴史
1336/01	建武3年	足利尊氏	結城親光	方内応	京都	官軍に敗退九州にのがれる	大分県の歴史
1336/03	建武3年	足利尊氏	官軍	結城親光	京都	尊氏軍が大勝、大友軍を率いて東上	大分県の歴史
1336	建武3年	賀來弁阿闍梨	菊池武敏と戦う	菊池武敏と戦う	多々良浜		
1336	建武3年	賀來三郎	大友貞順等と九州官軍に加わり	大友貞順等と九州官軍に加わり	玖珠城	大友惣領軍と戦うも落城	大分県の歴史
1336	建武3年	賀來掃部助	三条真度、宇都宮大和守	三条真度、宇都宮大和守	宇治川	宇治川合戦の恩賞	大分県史料02-389築上郡
1336/06	建武3年	賀来辯阿闍梨入道	大神重能	賀来辯阿闍梨		玖珠一高国府の戦い軍中状	大分県史料13-72
1336/07	建武3年	賀来辯阿闍梨	賀来孫次郎	戸次朝重		玖珠の戦い軍中状	編年大友史料399
1336/09	建武3年	懷良親王				玖珠の戦い軍中状	編年大友史料399
1337/05	建武4年	賀来孫五郎		京都		征西大將軍に任命	大分県の歴史
1337	建武4年	賀来成阿	沙弥	植田			編年大友史料479
1338	歴応元年	足利尊氏					大分県史料25-287
1338	歴応元年	大友氏泰	足利尊氏(7代)	足利尊氏	大和、和泉	出陣	大分県の歴史
1339	歴応2年	大友氏泰	足利尊氏	足利尊氏	帰国	少弐、菊池軍と戦う	大分県の歴史

1339/07	暦応2年	賀来弥五郎 入道生阿	小田次郎	小田次郎	豊後国玖珠 郡
1340/01	暦応3年	賀来弥五郎 入道生阿	僧有快	小田次郎	豊後国玖珠 郡
1341/06	暦応4年	賀来弥五郎 入道生阿	一色範氏		豊後国玖珠 郡
1342	康永元年	懷良親王			軍功 薩摩
1342/06	康永元年	賀来地頭順 阿女子薬師女 女	沙弥、駿河 權守	賀来莊	薩摩に上陸 賀来地頭順阿女子薬師女 に支配を命ぜ 地頭職を宛て行う
1346	承和2年	大友貞範	足利尊氏		大友資料517 編年大友史料518
1346/05	承和2年	賀来治部丞 大神惟世	陣道、足利尊 氏下向の際の 誓約		地頭職の件 地頭職請文 編年大友史料519 大分県の歴史
1348	正平3年	懷良親王		菊池	角違一揆盟約書 編年大友史料748
1349	正平4年	足利直冬			南軍を指揮一色軍に対抗 大分県の歴史
1350	正平5年	足利直義			少弐頼尚に頼り軍を起す 大分県の歴史
1351/10	正平6年	足利尊氏			南朝に降る 大分県の歴史
1351/10	正平6年 (8代)	大友氏時			南朝に降る 大分県の歴史
1352	文和元年	足利尊氏			南朝に背く 大分県の歴史
1352	文和元年	大友氏時			南軍から離れる 大分県の歴史
1352	文和元年	足利直冬			北軍に敗れる南朝に降る 大分県の歴史
1353	文和2年	一色氏			少弐頼尚と戦い破れる 大分県の歴史
1353/02	文和2年	賀来惟光 大友刑部氏	法名光口 円成寺地輪	筑前針摺原	一色党として針摺原合戦 にて討ち死 増補編年大友史料7- 193、き北の文化財
1356/03	建武3年	時	菊池と戦う	黒木城	黒木城の戦い 豊筑乱記
1358	正平13年	懷良親王		豊後国府	豊後国府に進入 大分県の歴史
1358/02	正平13年	懷良親王		宇佐ノ幡宮	白鞘入剣を奉納 大分県の歴史
1358/04	正平13年	足利尊氏		京都	死亡 大分県の歴史
1358/12	延文3年	大友氏時		高崎城	高崎城に籠り南軍を撃退 大分県の歴史
1361	正平16年	斯波氏經		高崎城 入る	九州探題として高崎城に 大分県の歴史

1371	応安4年	今川義範	高崎城	九州探題今川貞世の代理として高崎城に入る	大分県の歴史
1371	応安4年	大内義弘		幕府の命により九州探題を助ける	大分県の歴史
1374	応安7年	大内義弘	豊前国、長門	豊前、長門守護職に任じられる	大分県の歴史年表
1375	英和元年	大内義弘		幕府の命により九州探題を助ける	大分県の歴史
1380/12	康歷2年	地頭賀来掃部助	前備前守	給人注文	南北朝遺文5628
1383	弘和3年	大友親世 (10代)	豊後	所領の増加	大分県の歴史
1384/11	至徳元年	地頭賀来掃部助	前備前守	賀来地頭袖原八幡宮祭礼を勤事	桙原八幡宮文書94
1392	明徳3年	明徳3年	袖原八幡宮	南北朝合一	大分県の歴史
1395	応永2年	今川貞世	京都	九州を去る	大分県の歴史
1398	応永5年	加来三郎 賀来五郎四郎	大友氏鑑	大友氏鑑が大友親世に乱を起こした際氏鑑につく	築上郡史297
1412/12	応永19年	大友親著	宇留津	宇留津	
1414/07	応永21年	賀来掃部入道	小津留	小津留代官職を停止	桙原八幡宮文書104
1416	応永23年	大友親著 (11代)	長弘	袖原宮神事について	桙原八幡宮文書106
1422/03	応永29年	賀来小次郎 (12代)	大友親世	家督を継ぎ豊後筑後守護職となる	大分県の歴史
1423	応永30年	大友持直 (12代)	大友親著	知行給田	桙原八幡宮文書108
1425	応永32年	大友孝親 (親著の長子)	三角島の乱	家督を継ぎ豊後筑後守護職となる	大分県の歴史
1432	永享4年	大内、大友	豊前国	持直に殺される	大分県の歴史年表

				幕府大友持直反乱により 親綱を大友当主とし豊後 守護職とする、家臣も両 派に分かれる。	
1432	永享4年	大友親綱 (13代)	豊後国	大友親綱姫嶽城に拠る	大分県の歴史
1435	永享7年	大友持直	海部郡姫岳	大友親綱姫嶽着到軍に名 あり	大分県史料31-305
1436/06	永享8年	賀来六郎五郎	姫嶽	大友親綱姫嶽着到軍に名 あり	大分県史料31-305
1436/06	永享8年	賀来次郎	姫嶽	大友親綱姫嶽着到軍に名 あり	大分県史料31-305
1436/08	永享8年	大内持世	海部郡姫岳	姫岳城を落す	大分県の歴史年表
1439	永享11年	大友親隆 (14代)		大友親綱、持直の弟新隆 に家督を譲る	大分県の歴史
1444	文安元年 (15代)	大友親繁		大友親繁、親綱の弟新繁 に家督を譲る、親繁の妻は新 護職安堵、親繁の妻は新 隆の長女	大分県の歴史
1467	応仁元年	山名持豊	細川勝元	京都	大分県の歴史
1469	文明1年	大友親繁	細川勝元	東軍として大内政弘と戦 う	大分県の歴史年表
1469	文明1年	賀来主税	細川勝元	東軍として大内政弘と戦 う	増補編年大友史料33
1476	文明8年 (16代)	大友政親		大友政親家督を継ぐ	大分県の歴史
1477	文明9年	大友政親		豊後守護職を安堵	大分県の歴史
1484	文明16年	大友義右 (17代)		大友義右家督を継ぐ	大分県の歴史
1489	延徳元年	治綱次男神 九郎	大友勝依 (政親の弟)	大友勝依を介錯	増補編年大友史料33
1490	延徳2年	賀来采女佐	大内氏関係 か	立て札について指示を受 ける	永弘文書1207
1492	明応2年	衛門尉治綱	大友親治	1492-1495に賀来氏大宮 司となる	増補編年大友史料13-357

1496/5	明応5年	大友義右			大友義右死亡、政親が毒殺か、 殺か、	大分県の歴史
1496	明応5年	大友政親		舟木地蔵院	政親生害、大内氏が関与	大分県史料04-1308 永弘文書1308 増補改訂編年 大友史料13-35
1496	明応5年	賀来彈正忠	大友政親	舟木地蔵院	殉死	肥後文書
1496	明応5年	賀来五郎左衛門治綱	大友親治		賀来社大宮司職	増補編年大友史料13-357
1497	明応6年	大友親治 (18代)		豊後国	大友氏を継ぐ	大分県の歴史
1497	明応6年	大友親治			豊前守護職を入手	大分県の歴史
1501/02	明応10年	賀来藤兵衛尉	大内義興	佐田次郎	本庄城にて矢疵	宇都宮文書
1501	文亀元年	大友義長 (19代)		豊後国	大友義長大友氏を継ぎ豊後守護職安堵、筑後、豊前所領安堵	大分県の歴史
1501	文亀元年	賀来惟秀		佐田	豊後賀来より来る	佐田郷土史
1501	文亀元年	賀来神兵衛尉	大内方とな	佐田	大友氏の妙見城を先登	宇都宮佐田系図
1505/07	永正2年	賀来神兵衛尉	佐田次郎	佐田	感状	佐田文書113p218
1507/03	永正4年	賀来五郎左衛門治綱	大友親治	袖原社	親治書状に大宮司の沙汰とする	桙原八幡宮文書181
1508/10	永正5年	賀来五郎左衛門治綱	大友義長	宮師御坊	社頭祈念の札	桙原八幡宮文書155
1509	永正6年	賀来大藏少輔惟秀	善右衛門 神左衛門尉	佐田莊	境界論議大藏代官として立ち会う	速見郡志p634
1509	永正6年	大内義興		豊前国	豊前守護職となる	大分県の歴史
1511/06	永正8年	賀来備中守	大友親照		大友親照謀反介錯する	増補編年大友史料33
1512/06	永正9年	賀来大膳允	大友親治		知行預け状	大友文書録1-665
1512/11	永正9年	賀来左京亮	大友義長		社当留守番申しつけ	桙原八幡宮文書155

1512/12	永正9年	賀来大蔵准秀	古川三郎左衛門	古川	古川荘四方指案 条規（治国の方針）を定める	速見郡志p635
1515	永正12年	大友義長		豊後	大友義長死亡、義鑑大友氏を継ぐ	大分県の歴史
1518	永正15年	大友義鑑 (20代)			親父戦死により筑後国内四丁を預ける	大分県史料9-499
1520/09	永正17年	賀来右衛門 大輔	大友義鑑	筑後	大宮司隆重覚え書き	桙原八幡宮文書155
1521/12	大永元年	賀来加賀守 進、将監	隆重		大宮司隆重覚え書き	桙原八幡宮文書161
1521/12	大永元年	賀来大蔵少輔惟秀	善右衛門 尉、神左衛門尉	古川村	境界争論	山香郷土史p165
1524/02	大永4年	賀来大蔵少輔惟秀	善右衛門 尉、神左衛門尉	古川村	境界争論	山香郷土史
1524/04	大永4年	賀来八郎大 神鑑綱		古川村	加冠	長州賀来文書
1524/05	大永4年	賀来藤兵衛 賀来左衛門 大夫	古河景助	古川村	古河景助案	宇都宮文書84
1529/09	享禄2年	賀来右衛門 大夫	田北親員		書状	増補編年大友史料16-155
1530	享禄3年	賀来右衛門 大夫	大友義鑑	賀来	賀来で騒動起る賀来右衛門大夫死亡	大分県史料32-772
1530?	享禄3年	賀来民部少輔	宮師	袖原社	宮師由来（賀来地頭民部少輔とあり）	桙原八幡宮文書219
1531/01	享禄4年	大宮司（御宿所）	各坊	袖原社	助運等運署状	桙原八幡宮文書165
1531/03	享禄4年	正大宮司	津久見常清 (社奉行)	袖原社	進物、武具などの管理を命ず	桙原八幡宮文書163
1531/05	享禄4年	宮師御坊	賀来左京亮	袖原社	袖原社旧記返還	桙原八幡宮文書166
1531/05	享禄4年	賀来地頭	賀来地頭、賀来五郎左衛門、香童子、賀来新四郎を非難	伊賀守田口	桙原八幡宮文書164	

1531/09	享禄4年	田尻中務丞 賀来右衛門	大友義鑑 大友義鑑	東植田村田 尻	氏姓の争いの領地を返還 安岐郷、武藏郷を還付	増補編年大友史料15-397 増補編年大友史料15-401
1531/10	享禄4年	大夫 賀来神九郎 (治綱次男)	大友義鑑		阿南莊内一部を預ける通 知	増補編年大幡宮文書補遺229
1531/11	享禄4年	賀来神九郎	大友義鑑	丹後守他	宝珠山戦にて被創	増補編年大友史料15-405
1531/12	享禄4年	賀来神九郎	大友義鑑			増補編年大友史料11-p21
1532/10	天文元年	賀来神九郎 賀来右衛門 民部 亮次 次郎三 郎、藤七、 又三郎	大友義鑑 佐田	豊前國妙見岳攻め感状	増補編年大友史料16-94	
1532/11	天文元年	賀来善三郎 賀来神九郎 大友義鑑	大友義鑑	感状	増補編年大友史料16-p63	
1533/02	天文2年	賀来神九郎 大友義鑑	大友義鑑	感状	増補編年大友史料16-140	
1533/03	天文2年	賀来神九郎 大友義鑑	大友義鑑	感状	増補編年大友史料16-p63	
1533/04	天文2年	賀来新左衛 門尉	中山正資	駆走御札	増補編年大友史料16-143	
1533/04	天文2年	賀来新左衛 門尉	沼間網中連 署	豊前	軍忠状	増補編年大友史料16-144
1533/06	天文2年	賀来新左衛 門尉	豊前	軍忠状	大友家文書銀2-808	
1534/03	天文3年	賀来神九郎 賀来藤三、 右京進	大友義鑑	感状	佐田文書172	
1534/03	天文3年	賀来大膳允 賀来采女允	興国	佐田因幡守 佐田	佐田隆居討死手負注文 札状	佐田文書
1534/03	天文3年	賀来采女允	興重	佐田因幡守 佐田	札状	佐田文書142
1534/04	天文3年	賀来新左衛 門尉	大友義鑑 大内義隆	速見郡勢 場ヶ原	大内氏と戦う	
1534/06	天文3年	賀来新左衛 門尉	粟屋次郎丞 重吉	豊前	忠節感謝状	増補編年大友史料16-315
1534/06	天文3年	賀来新左衛 門尉	仁部刑部丞 隆綱	豊前	忠節感謝状	増補編年大友史料16-316

1534/06	天文3年	賀来次郎	長就他	佐田	父之死を悼む	増補編年大友史料16-354
1534/06	天文3年	賀来次郎	大友義鑑	佐田	軍中状肥後木山城攻めか	増補編年大友史料16-p168
1534/07	天文3年	賀来新左衛門尉	杉興重	豊前	感状	増補編年大友史料16-365
1534/09	天文3年	賀来五郎太郎	大友義鑑	豊前	跡地知行を小原彈正に預けられる	増補編年大友史料16-385
1534/10	天文3年	賀来右京進、亮次郎	中務大丞	佐田	感状	佐田文書
1534/10	天文3年	賀来藤三		佐田	佐田隆居討死手負注文	
1535/04	天文4年	源鑑綱		賀来社	土佐にて豊後帰国の際は、自杵庄名字の地を寄進すると約束	大分県史料09-166
1536/7	天文5年	賀来民部丞	大友義鑑	賀来	筑後国内知行預け状	増補編年大友史料17-13
1536/7	天文5年	賀来民部丞	大友重臣連判		筑後国内知行預け状通知	大友文書録888
1536/7	天文5年	賀来社正大宮司紀伊守(惟重?)	大友義鑑	賀来社	札状	増補編年大友史料18-479
1536/09	天文5年	賀来右衛門大輔	賀来民部丞が父か		親父戦死筑後を預けられる	賀来荘史料78
1538/01	天文7年	賀来左京亮		賀来社	袖原宮造替覚書	袖原ノ幡宮文書169
1538/03	天文7年	賀来左京亮 鑑重		賀来社	袖原宮願文	増補編年大友史料17-137
1538/03	天文7年	賀来左京亮 鑑重			大追物手組事	増補編年大友史料17-235
1539/12	天文8年	賀来社大宮司平鑑綱		賀来社	有識故実を伝授	増補編年大友史料17-287
1540/01	天文9年	賀来景縁神右衛門尉	永松若狭守	宇佐八幡	宇佐米送り状	大分県史料07-127
1540/06	天文9年	賀来社大宮司鑑綱	永松若狭守藤広	宇佐八幡	肥後國の預け状	長州賀来文書
1540/07	天文9年	賀来中務丞	佐田朝景	佐田	宇佐八幡検査	増補編年大友史料17-287

		賀来社惣地 頭	大友義鑑	賀来社	末社大破について出府せ しむ	大分県史料9-294
1540/11	天文9年	賀来左京亮	大友義鑑	賀来社	賀来社旧記返還専要	増補編年大友史料18-474
1541/05	天文10年	賀来紀伊守 (惟重)	大友義鑑	唐人成敗感状	増補編年大友史料18-531	
1541/12	天文10年			立花城属案中祝儀脇巻の 札承	増補編年大友史料18-479	
1542/06	天文11年	正大宮司	大友義鑑	賀来社	山野雉法度	大分県史料25-179
1542/08	天文11年	大宮司	大友義鑑		大友三階崩騒動	天分県史料34-2437
1550/02	天文19年	大友義鑑				
1550	天文19年	賀来八郎 (鑑綱)	宮師	次男八房丸と称す	袖原八幡宮文書219	
1551/06	天文20年	賀来八郎 (鑑綱)	大友義鎮	肥後での知行預け状	増補編年大友史料19-181	
1550/06	天文20年	大友氏肥後 国檢地衆	大友義鎮	御判遵守	賀来莊史料78	
1551/12	天文20年	加来丹波 守、加来伊 豆守、加来 治部少輔、 加来弾正忠	小原惟元	肥後	熊本市史中世 p 5 4 5	
1552/03	天文21年	賀来民部少 輔	大友義鎮	肥後領地打渡状	増補編年大友史料19-239	
1552/03	天文21年	賀来紀伊守 (惟重)	大友義鎮	宮師跡につき相談	増補編年大友史料4-244	
1552/05	天文21年	八房丸	大友義鎮	柚原宮師跡を承認	増補編年大友史料4-243	
1552/05	天文21年	賀来中務少 輔	大友義鎮	寒田右京介娘 塙徳と婚姻 田尻掃部介他 宛	増補編年大友史料19-258	
1552/08	天文21年	賀来新九郎	大友義鎮	肥後差し遣わし	増補編年大友史料19-280-281	
1552/09	天文21年	大宮司	志賀親守	大友義鎮授名書鎮秀	増補編年大友史料19-291	
1552/09	天文21年	賀来八房	長重	遷宮の際の礼	袖原宮師交代につき領内	
1552/09	天文21年	宮師	鑑満、鑑泰	成敗申し入れ	増補編年大友史料19-287	
1552/09	天文21年			成敗申し入れ	増補編年大友史料19-288	

1552	天文21年	佐田氏			佐田氏の出自の記録	増補編年大友史料19-159
1555/02	天文24年	賀来周防守	大友義鎮		狩場待奉行に任命	増補編年大友史料20-7
1556/05	弘治2年	賀来紀伊守	白杵鑑続	佐田彈正忠 佐田	佐田彈正忠宛賀来紀伊守等成敗申し入れ	増補編年大友史料20-96
1556/05	弘治2年	賀來紀伊守	白杵鑑続	佐田彈正忠 佐田	紀伊守跡を没収、田北忠次郎に預ける	増補編年大友史料2-1417
1556	弘治2年	加采孫兵衛	大友義鎮		大友の侵攻により降伏	築上郡史318
1556	弘治2年	惟康	大友義鎮	大友義鎮	塙田の城	
1556/08	弘治2年	加来壹岐守	大友義鎮	大友義鎮	大友氏大内氏と争い宇佐下毛両郡に侵攻	大分県史料29-232
1556/11	弘治2年	賀来太郎	大友義鎮	大友義鎮	賀来太郎跡を不明人に寄付	増補編年大友史料20-154
1556	弘治2年	賀来紀伊守	大友義鎮	田北忠次郎	賀来紀伊守跡地を田北忠次郎に預ける	
1556	弘治2年	賀来次郎	大友義鎮		宇佐郡三十六人衆着到	増補編年大友史料20-106
1557/03	弘治3年	賀来主計允	鑑續	佐田彈正忠宛	主計允を推薦	宇都宮文書45
1557/06	弘治3年	賀来中務丞	大友義鎮	佐田彈正忠宛	感状	田北文書13
1557/07	弘治3年	賀来九郎	大友義鎮	佐田	在陣見舞	増補編年大友史料20-247
1558/02	永祿元年	賀来周防守	大友義鎮		感状	田北文書13
1559	永祿2年	大友義鎮 (21代)	將軍義輝	筑前豊前	筑前豊前守護職補任	大分県の歴史年表
1559/08	永祿2年	賀来市助、 中務丞、 三郎、 備後 守、 善三郎	佐田隆居	佐田	隆居分捕注文	増補編年大友史料20-438
1559/08	永祿2年	賀来市助	佐田隆居	佐田	隆居手負い注文	増補編年大友史料20-438
1559/10	永祿2年	賀来彦三 郎、 助六、 大蔵丞	佐田隆居	佐田	隆居手負い注文	増補編年大友史料20-474
1560/5	永祿3年	織田信長、 今川義元		桶狭間	桶狭間の戦い	

		大宮司賀来			
1560/01	永禄3年	氏 賀来九郎	御老中 大友義鎮	賀来社 在陣見舞い	大友年中行事記 大分県史料25-185
1560/07	永禄3年	賀来九郎	大友義鎮	毛利氏 豊前門司	大分県の歴史年表
1561	永禄4年	大友義鎮	毛利氏	門司城を攻める	増補編年天友史料21-84
1561/03	永禄4年	賀来和泉守	毛利氏 佐田彈正忠宛	豊前 父掃部頭鑑綱跡賀来社大 宮司職官千代に安堵	柚原八幡宮文書185
1561/03	永禄4年	賀来鎮綱 (宮千代)	大友義鎮	佐田隆居	佐田文書
1561	永禄4年	賀来松寿	佐田隆居	白杵丹生城 築城	大分県の歴史年表
1562	永禄5年	大友義鎮	加采刑部大 輔惟定	葛城神社 宗麟と号す 豊後より豊前奈古岩丸に 來たり城主となる。	葛城神社御縁
1563	永禄6年	賀来采女 佐、弥右衛 門尉	佐田隆居	佐田 軍功	増補編年大友史料22-451
1565/08	永禄8年	賀来宮内丞	大友宗麟	田原郡	増補編年大友史料22-220
1569/08	永禄12年	賀来三郎右 衛門尉	大友宗麟	規矩郡 手負い	増補編年大友史料22-220
1569/12	永禄12年	加来宮内、 三郎右衛 門、泉	田原親宏	軍功	増補編年大友史料62
1570	永禄13年	賀来民部少 輔	宮師豪栄(八 房)	賀来社 宮師由来	柚原八幡宮文書219
1570	永禄13年	賀来四郎	大友宗麟	手負い	増補編年大友史料23-65
1571/05	元亀2年	宮師豪栄	宮師豪栄	賀来社 雑事注文	柚原八幡宮文書190
		賀来社大宮 司、宮師御 房	大友氏老臣 連署	大神宝会について 大神宝会について	増補編年大友史料36-164 増補編年大友史料36-164
1571/09	元亀2年	宮師豪栄	賀来社	大神宝会について 大神宝会について	増補編年大友史料36-164 増補編年大友史料36-164
1572/10	元亀3年	大宮司、宮 師御坊	老臣連署	賀来社 年貢米請取り状	増補編年大友史料23-232
1572/03	元亀3年	賀采孫五郎	鳥羽紹佐等	賀来社 着座次第	増補編年大友史料23-316
1575/03	天正3年	宮師豪栄	賀来社		

	賀来左衛門 尉、兵部 丞、和泉 守、九郎、 与一、藤次 郎、又次郎				
1575	天正3年	山上衆	飽田郡内	知行目録	熊本県中世史料2p18p23
1578/03	天正6年	大友義統	賀来社	立願太刀奉納	増補編年天友史料24-14
1578/11	天正6年	(22代) 賀来大郎	土持氏	日向	大分県史料33解題
1578/04	天正6年	賀来大藏丞	佐田鎮綱	日州合戦、耳川の戦い 佐田鎮綱分捕り注文	佐田文書262
1578/06	天正6年	惟秀	田原親賢	田原書状	佐田文書262
1579/01	天正7年	大友義統		豊後臼杵 宗麟から家督を譲られる	両豊記
1579	天正7年	加来孫兵衛	大友氏	大友氏から離反	両豊記
1579	天正7年	惟康	大友氏	大友氏から離反	両豊記
		宇都宮鎮房	大友氏	城井城	
		賀来左衛門 大夫、宮内 少輔	大友宗麟	田北紹鉄 結束攬乱の書状	増補編年大友史料別巻
1580/03	天正8年	佐田弾正忠	大友宗麟	宇佐郡中40町地与える	佐田文書北九州戦国史
1580/04	天正8年	賀来右衛門 大夫	大友宗麟	田北紹鉄の自害を命ずる 927	
1580/03	天正8年	賀来社大宮 司	大友義統	賀来社造當指示	増補編年大友史料25-79
1580/04	天正8年	賀来次郎左 衛門尉、采 女佐	佐田弾正忠	宇佐郡植田 表	佐田文書
1580/06	天正8年	賀来与一、 半次郎、清 左衛門尉、 主税、左 衛門尉	鎮綱	着到	
1580	天正8年			下毛郡多布 原村	増補編年大友史料25-37

		賀来兵右衛門尉鎮光、子松寿丸(三七統久)		賀来兵右衛門尉鎮光の所領を、子松寿丸(三七)に相続させる	賀来文書1-3東大史料編纂所所蔵
1582/02	天正10年	加来安芸守 純直	野中重兼	野中重兼 大畠城 島津氏と戦い勝利する	両豊記
1582	天正10年	加来安芸守 純直	大友義統	大友義統 大畠城 感状を受ける	両豊記
1582	天正10年	賀来土佐守(豊後)、賀来越中守(豊前) 織田信長	大友 光秀	明智光秀 本能寺 大友家臣城主姓氏録にあり 本能寺の変	増補編年大友史料15-370
1582/06	天正10年	賀来中務少輔	大友義統	佐田弾正忠 安心院神楽要害兵糧	佐田文書297
1583/01	天正11年	大宮司	大友義統	賀来社 祭礼御札	大分県史料25-187
1583/02	天正11年	大宮司	大友義統	賀来社 社殿造営要心	大分県史料25-186
1583/03	天正11年	天正11年	大友義統	神楽岳落城	佐田文書北九州戦国史 1063
1583/06	天正11年	佐田弾正忠	大友府蘭	安心院千代松	佐田文書北九州戦国史 1064
1583/07	天正11年	佐田弾正忠	大友府蘭	安心院興生 神楽岳落城	県史料25-178
1583/11	天正11年	大宮司	大友義統	賀来社 祭礼御札	袖原八幡宮文書205
1584/02	天正12年	大宮司	大友義統	賀来社 祭礼御札	袖原八幡宮文書206
1584/10	天正12年	賀来左近将監	大友義統	文書	袖原八幡宮文書206
1585/10	天正13年	賀来兵部少輔	大友義統	在陣見舞い	増補編年大友史料24-114
1585	天正13年	豊臣秀吉		大阪城 秀吉に従うべしとの使者	両豊記
1585/12	天正13年	豊臣秀吉	九州諸大名	大阪城 派遣	両豊記
1586/2	天正14年	豊臣秀吉	大友宗麟	大友宗麟上京しての願い より九州島津征伐	両豊記

1586/10	天正14年	島津義久 賀来鎮綱	大友義統 大友義統	大友義統 高崎城	豊後府中城 高崎城整備の感状	島津府中城占領、義統竜王城に移る	島津府中城占領、義統竜王城に移る	兩豊記
1586/11	天正14年	(大宮司)						増補編年大友史料27-322
1586/11	天正14年	加来孫兵衛 久盛			宇留津城(椎田町)	高崎城 11月7日黒田軍により落城	高崎城 11月7日黒田軍により落城	城井
1586/12	天正14年	賀来鎮綱 (大宮司)	大友義統	大友義統	島津を武略により悩ます	島津攻め	島津攻め	増補編年大友史料27-359
1586/12	天正14年	賀来主膳	大友義統	大友義統	豊後	島津豊後より引き退く	島津豊後より引き退く	豊後全史
1587/01	天正15年	島津義久	秀吉	秀吉		父鎮光の跡領承	父鎮光の跡領承	兩豊記
1587/02	天正15年	松寿丸	大友義統	大友義統	豊前馬岳城	入城	入城	賀來文書1-3
1587/03	天正15年	豊臣秀吉			降伏			兩豊記
1587/05	天正15年	島津義久	秀吉	秀吉	天平寺			兩豊記
					京都、仲津、築城、上毛、下毛、宇佐の6郡を封す.	京都、仲津、築城、上毛、下毛、宇佐の6郡を封す.	京都、仲津、築城、上毛、下毛、宇佐の6郡を封す.	城井
1587/06	天正15年	黒田孝高	秀吉	秀吉	賀来跡坪付宛先不明	植田莊	植田莊	植田莊
1587/08	天正15年	賀来刑部丞	大友義統	大友義統	父鎮光の跡領承		父鎮光の跡領承	袖原八幡宮文書209
1587/09	天正15年	松寿丸	大友義統	大友義統	一揆挙兵		一揆挙兵	賀來文書1-4
1588/01	天正16年	宇都宮鎮房	黒田官兵衛	黒田官兵衛	大畠城(中津市加来)	城井城	城井城	城井
1588/01	天正16年	加来統直			宇都宮鎮房挙兵の際挙兵	大畠城(加来城)主	中津市加来、黒田勢によって討ち取られる.	黒田家譜
1588/03	天正16年	加来統直					領地安堵といつわられ開城	黒田家譜
1588/06	天正16年	宇都宮鎮房						兩豊記
1588/11	天正16年	宇都宮鎮房						兩豊記
1588/11	天正16年	黒田長政						兩豊記
1589/04	天正17年	賀来三七統 久	大友吉統	大友吉統	城井城	城井城	城井城を攻め大敗	増補編年大友史料28-115,116
1589/04	天正17年	宇都宮鎮房	黒田長政、孝高	黒田長政、孝高	中津城(中津市)	加冠状(松寿丸)	宇都宮鎮房中津城にて謀殺さる.	城井
1589/04	天正17年	加来左内元 郡	中津市二の丁 城井神社内	中津市二の丁 城井神社内	中津城(中津市)	扇城神社	宇都宮鎮房とともに黒田長政に討たれる. 30才	城井

1589/04	天正17年	加来藤兵衛 尉惟元	宇都宮鎮房	宇都宮遺臣	築上郡志
1589/04	天正17年	加采刑部 (惟定?)	加采左内の父	城井	
1589/04	天正17年	賀来統久	大友吉統	吉統授統字家臣賀来三七、 旧名統久、有書統久幼名松 寿丸、後号 大神神九郎」	増補訂正編年大友史料 28-115,116
1589/07	天正17年	賀来兵部少 輔	大友吉統	工事感状	増補編年大友史料28-147
1590	天正18年	黒田孝高		豊前	大分県の歴史年表
		賀来刑部大 輔		豊前を平定	
1591/04	天正19年			参宮帳	大分県史料26-369
1592	文禄元年	豊臣秀吉		朝鮮	
1592/03	文禄元年	賀来將監		朝鮮出兵	
1592	文禄元年	賀来中務少 輔(寒田)	大友義統	植田	増補編年大友史料28-387
1592	文禄元年	賀来中務少 輔	大友義統	朝鮮	大分県史料33-2247
1592	文禄2年	賀来兵部少 輔	朝鮮	戰死	増補編年大友史料28-384
1593/05	文禄2年	大友吉統 (義統改 め)		着到衆	増補編年大友史料28-383
1593	文禄2年	小西、黒田	小西、黒田	朝鮮	
				小西軍が明軍の平壤攻撃 を受けるも援軍せず。	
				豊後を召上げられ毛利に お預けとなり、山口で幽 閉される。	大分県史料34-解題
1593	文禄2年	大友吉統 道	秀吉	山口	
1594/06	文禄3年	賀来左京入 道、次郎	秀吉	山口	増補編年大友史料28-446
1598/10	慶長3年	大宮司、賀 来中務少 輔、兵部少 輔、將監、 市右衛門尉		山口	増補編年大友史料28-275
				着到衆	

1598	慶長3年	豊臣秀吉			
1599	慶長4年	大友吉統			
1600/06	慶長5年	賀来三七	大友義統	大友義統	幽閉を解かれ江戸へ移る 会津表参陣を賀す。 上杉征伐へ出発
1600	慶長5年	徳川家康	石田三成	石田三成	上杉征伐へ出発
1600	慶長5年	徳川家康	石田三成	関ヶ原	上杉征伐へ出発
1600	慶長5年	大友吉統	毛利輝元	西軍に与して毛利の軍艦	秀吉死亡 幽閉を解かれ江戸へ移る 大分県史料34-解題
1600	慶長5年	大友吉統	毛利輝元	西軍に与して毛利の軍艦	秀吉死亡 幽閉を解かれ江戸へ移る 大分県史料34-解題
1600	慶長5年	黒田長政			
1600	慶長5年	宮師豪栄 (賀来八房)			
1617/01	元和3年	賀来三七の	賀来社	賀来社願文案	柚原八幡宮文書215
1620	元和6年	子	賀来社	賀来兵部、三七の事項、 賀来家の歴史を記述	大分県史料34-2361
1620	元和6年	宮師豪政	賀来社	宮師由来、賀来地頭民部 少輔、八房丸、豪栄を記述	柚原八幡宮文書219
1625	寛永2年	賀来氏	賀来氏家伝、治綱、神九郎、 民部少輔、式部大輔、賀来惟時などを記述	賀来氏家伝、治綱、神九郎、 民部少輔、式部大輔、賀来惟時などを記述	柚原八幡宮文書219
1638	寛永15年	佐田勘左衛門		山藏賀来氏來歴あり	佐田系図
1640	寛永17年?	賀来佐左衛門尉		賀来氏來歴覚え	大友家文書録4-2361-1
1716	正徳5年	大神尚山		豊後岡田帳孝策	鎌倉遺文
1744	延享元年	佐田氏		佐田氏系図	増補編年大友史料33
注)賀来地頭					
注)事件か					

注)事件か

2 中世賀来氏史料集

賀来秀三編著 (加来利一追加編纂)

1159 地頭紀氏

保元四年五月廿五日 由原宮宮師僧院清解 柚原八幡宮文書 19、賀来荘史料 9

(秀三註) 地頭散位紀氏に対し、由原社内の桑五十本及び畠三十丁の免除を申請したも
の。この頃の地頭は紀氏であった。

「件桑伍拾本、任先例、以由原桑可免用之状、如件、

地頭散位紀 (花押)」

「八幡由原宮宮師僧院清解 申請 管長殿御裁事

請被特任先例裁定上、由原社内桑内五十本帽額並法服料、又畠三町毎年三介度 御幸拵
除料可令免除事

副進代代証文一通

右、謹檢旧儀、放生会之帽額料並宮師之法服料者、當宮御領内以小原之桑、被宛下事、往
古例也、雖然先年之此、依為便宜、以由原之内桑、帽額料廿本、法服料廿本配分畢、又
社頭畠地毎年三介度御行御宝前掃除料、令免除事、其証文明白者、任代々免判之旨、令
加証判者、朝帝鎮護之祈誓也、口致信心陳渴仰之輩、其利益顯然也、何況備地頭預官長職
事、忝 神明之計也、仍且為”御祈祷、任先例、可令免除耳者、勒子細言上如件、以解、

保元四年五月廿五日

僧院清 上 」

1159 地頭紀氏

平治元年閏五月十五日 地頭紀某下文 柚原八幡宮文書 20 賀来荘史料 10

(秀三註) 由原宮領地頭紀氏は、由原宮社頭内の名畠を募り精治料に立用せしむ。

「下久武口

可早立用募除、名畠參町事

右件麦畠、為由原宮社頭之内御精治、依先例可募立用状、所仰如件、

散位紀 (花押) 」

1164 地名賀来

(秀三註) 由原宮宮師職料田の嫡子への譲状で地名賀来の初見である。

長寛二年九月三日 由原宮宮師僧院清譲状 柚原八幡宮文書 22、賀来荘史料 11

「譲与

宮師職事

所分田坪々事

季供田 一丁在笠和

祭文田一丁

灯油田 一丁在植田

法花講田 一丁

読師田 五段在笠和

同 一丁在笠和

潤月田 二段生石迫

安居田 三段生石迫

新立仁王講田 一丁在賀来
又菌ノ 払除料畠式町
石本參口加菌 安主菌 真藏房菌 仁王講 五段在生石迫
東 深谷 水尾
居菌 清次郎菌 平野 今山 垣弘菌
又二番三昧田同譲了
右、僧定清依嫡子、所譲与実、更以後日之相論可停止之、仍所分如件、
長寛二年九月三日 僧 (花押)
所分定明白也、仍神官等加判
御馬所伴
權大宮司
辨官 (花押)」

1177 賀来社

治承元年八月十六日 官宣旨 枢原八幡宮文書 27 賀来莊史料 14

(秀三註) 由原宮を賀来社と称する初見。
「下 賀来社神官住人等
可令早以故守高後家次房 執行神田以下世帶事
右 以件次房 可令執行守高之状、所仰如件、神官住人等宣承知、不可違失、故下、

治承元年八月十六日
左中弁藤原朝臣 (花押) 」

1177 賀来御庄

(秀三註) 賀来莊莊名の初見である。由原宮の莊園であったとみられる。
治承元年八月十八日 大春日立並下文 枢原八幡宮文書 28 賀来莊史料 15
「下 賀来御庄神官百姓所
右弁官職習先例、後家並次房、神事無懈怠勤仕状、仰所如件、
治承元年八月十八日 大春日立並下文 (花押)」

1177 賀来百姓

賀来社政所八月十一日相撲配分注文

八番 賀来百姓

1179 佐伯惟康 佐伯三郎惟康

正応二年(1289)三月 日 大宮司平經妙申状案 枢原八幡宮文書 47
鎌倉遺文 16946 賀来莊史料 28
(秀三註) 由原宮大宮司平經妙申状の中に、賀来氏の祖先佐伯三郎惟康が、初めて賀来莊下司職となり、子息惟頼に相伝したと云う。1289 經妙申状 参照。

「 云々、 凡当社者、為大宮司一円之地、令管領之處、鳥羽院御時、大宮司大神廣房蒙

勅勘畢、仍贈左大臣家平時信 拜領之、有次第御相伝、解解由少路殿（一条前左大臣家御後室權太夫殿御女）御領也、於大宮司職者、養和元年(1181)平章妙令拝任以来、至于頼妙・盛妙・有妙・經妙五代相伝、更以無相違、爰願蓮之曾祖父佐伯三郎惟口治承三年(1177)、始而自領家被補任于下司職畢、同四年上表之、文治三年又不可背領家所命之由、書進起請文、令以還補、令相伝于子息惟頼云々」以下略

1179 惟康 蓮之曾祖父佐伯三郎惟康

正応二年(1289)三月 日 大宮司平經妙申状案

柞原八幡宮文書 47

鎌倉遺文 16946 賀来荘史料 28

「1289 經妙申状 参照、治承三年(1179)被補任于下司職云々」

1184 佐伯惟康 佐伯三郎維康

元歎元年 一谷城構事

源平盛衰記卷 36

一代要記、百練鈔、東鑑

(秀三注) 元歎元年、平家は一谷に城を構え楯籠る。これを攻める源氏方のなかに、佐伯三郎惟康、尾形三郎惟義あり。

一代要記。元歎元年二月十日条云。「正月比。平家悉赴西国福原南群居。以一谷為城廓。其勢六万騎。云々。」

百練鈔。元歎元年正月八日条云。「西国武士平氏。又超來福原辺。云々」

東鑑。元歎元年二月四日条云。「平家日來。相從西海山陰両道軍士數万騎構城郭於摶津與播磨之境一谷群集。云々。」とあり、参考源平盛衰記卷 36 に、

「平家は播磨国室山備中国水島。二個度の合戦に討勝てぞ。會稽の恥を雪ける。懸りければ、山陽道八個国・南海道六個国都合一四個国の住人等悉に靡き、軍兵十餘万人に及べり。木曾討たれぬと聞こえければ、平家の人々は、讃岐国屋島をば漕出して、摶津国播磨の境、難波潟、一谷に籠ける。去正月より、此能所也とて城廓を構えたり。」

東は生田森を城戸口とし、西は一谷を城戸口とす。云々。南は巨海漫々として浪繁く、北は深山蛾々として岸高し。云々、海には兵船数万艘を浮て、算を散せるが如し。

陸には赤旗立並て其数を知ず、春風に吹れて天に翻る。猛火の燃上るに似たり。誠に夥しき共云計なし。云々。平家年来の伺候の人、伊賀伊勢近国に死残りたる輩、云々。先播磨国には津田四郎 高基、美作には江見入道豊田権頭、備前には難波次郎経遠、同三郎経房、云々、鎮西には菊池次郎高直、原太夫種直、松浦田老高俊、郡司権頭真平、佐伯三郎維康、坂三郎維良、山鹿兵藤次秀遠、坂井兵衛種遠也。豊後国には尾形三郎維義一党、伊予国には河野四郎道信が伴類の外は、弓矢に携はる宗徒の輩大略参ければ、其次の者共も、必志はなかりけれ共、何かは是を攻落さんとぞ見えたりける。」

1187 惟頼

蓮之曾祖父佐伯三郎惟康、子息惟頼

正応二年三月 日 大宮司平經妙申状案

柞原八幡宮文書 47

鎌倉遺文 16946、賀来荘史料 28

「1289 經妙申状 参照、文治三年令相伝于子息惟頼云々」

1188 賀来庄

文治四年十一月 日 豊後国留守所帖案 柚原八幡宮文書 29、賀来莊史料 16

(秀三注) 由原宮造職米には賀来庄年貢米及び平丸所当米を當てること。

「留守所帖 八幡宮由原社.

欲被任先例国行事官相共催勤造當宮仮殿事

權介小野朝臣秀隆

帖、当宮仮殿者、本自雖不被下別之官符宣旨、守本宮宇佐宮日時之宮符、令造
營例也、即至于造職米者、以賀来庄年貢米並平丸所当米等、令勤造例也者、守先例、相共
國行事官、欲被催勤造之狀、帖送如件、以帖、

文治四年十一月 日

權介藤原朝臣 在判

權介美奴宿祢 在判

權介小野朝臣 同

權介平 朝臣 同

目代散位藤原朝臣 同

□□□□□□□□ 同

(以下次) 」

1216 賀来惟頼

正応二年三月 日 大宮司平經妙申状案 柚原八幡宮文書 47

鎌倉遺文 16946、賀来莊史料 28

(秀三注) 集 1 8 の由原宮大宮司平經妙の申状に、賀来莊地頭の出自を述べている。

「 云々、爰 願蓮之曾祖父佐伯三郎惟康、治承三年(1179)
始而 自領家、被補任于下司職畢、同四年上表之、文治三年(1287)又不可背領家所命之由、
書進起請文、令還補、令相伝于子息惟頼之處、依背領家所命、建保四年(1216)被改易惟頼、
以文章生清隆、被・補任、令造進東大門一畢、 云々」

1216 惟頼 父佐伯三郎惟康、子息惟頼、

正応二年三月 日

大宮司平經妙申状案

柚原八幡宮文書 47

鎌倉遺文 16946、賀来莊史料 28

「1289 經妙申状 参照、建保四年(1216)被改易惟頼云々」

1224 惟綱 願蓮之亡父小次郎惟綱法師順阿

正応二年三月 日

大宮司平經妙申状案

柚原八幡宮文書 47

鎌倉遺文 16946、賀来莊史料 28

「1289 經妙申状 参照、貞応三年(1224)始而雖給地頭職御下文云々」

1226 地頭鬼丸

嘉禄二年(1226)八月十八日 関東下知状案

柚原八幡宮文書 31 賀来莊史料 17

(秀三注) 賀来庄地頭鬼丸(惟綱)の濫行を停め、子細を言上せしむ。惟綱は賀来惟康の子にして、賀来荘賀来氏の初代地頭である。この文書は、北条時房及び泰時の下知状で、由原宮宮師等の訴えによる。神人の給田を押取し、また講田を押取して、これらを地頭の所従に宛行うことを停止せしめた。柞原八幡宮文書46にこれら講田の記載がある。

「可令且相従停止、且言上子細、豊後国賀来社訴申地頭鬼丸濫行条々事

(中間略)

(秀三注：且はまさに～せんとすと読む)

一 押取神人等給田、宛行所従事

右、如同解者、神人給田者、往古旧例也、而恣 押取彼給田等、宛行郎従之上、 押取御馬所神馬、五月会時不引之、当社草創以来、已四百余歳之間、未有事也

云々者、押取神人等往古給田之条、子細何様事哉、早可令言上、縱有罪科者、相触社家可・糾断之處、無左右點定給田、宛行所従条、頗非沙汰法、早返 与本主、有田緒者、可蒙上裁、兼又押取神馬、違例神事之条、事若実者、罪科難遁、早可令弁申子細矣。

一 押取最勝講田並仁王講田、宛給郎従事、

右、如同解者、為・聖朝安穩天下泰平御祈祷、国司奉寄之後、相計器量之輩、 所令補也、而鬼丸押取彼講經田、宛行所従之間、己令断絶恒例不退之御願云々者、国司奉免講經田、地頭輒不可進退之処、剩 宛給郎従之条、甚 以自由也、
慥可従停止矣。

以前条々依鎌倉殿仰 下知如件

嘉禄二年八月十八日

北条泰時 武藏守平 御判

北条時房 相模守平 御判

1230 国司序宣

寛喜二年八月 日 豊後国司序宣案

柞原八幡宮文書32 賀来荘史料18

大分県史料9-32、

(秀三注) 賀来社大神宝用途として阿南郷を一円不輸の神領とし、阿南本郷と平丸名を用途に当てた

「

在判

序宣 豊後国在序官人等

可奉寄當國一宮八幡賀來社大神宝用途料以阿南郷為中一円不輸神領事

右件社者、當國無双靈神、 公家崇祭一宮、而國司每任大神宝並御初拝用途一千余果、
爱国中諸郷所當済物、併為面々地頭被押領之間、彼大神宝及闕怠之故、依社家之 謾責、目代難令安堵、仍不全國務“、難下眼代、然者為彼大神宝用途以阿南郷永所奉寄也、
適彼郷内平丸名者、本自所奉寄神宝修理用途也、以本郷並平丸 名、可為彼用途者、在序
官人等宜承知、依宣用之、以宣、

寛喜二年八月

大介惟宗朝臣 」

1233 阿南莊文書1 平丸名

天福元年七月十八日 豊後国阿南莊文書案 柚原八幡宮文書33-1賀来莊史料19-1

(秀三注) 阿南郷平丸名を不輸神領となし、賀来社大神宝役を勤仕せしむ。

「一官宣旨案

佐弁官下太宰府

応以管豊後国阿南莊平丸名等、為不輸神領、令勤同國一宮賀來社六箇年一度大・神宝・同初拝神宝等事、

右、得彼社雜掌等今月十七日解状称、件子細見于先進解状並國司序宣、仍不能一二、賀來社者、為宇佐別宮當國一宮、故如宇佐宮、六箇年一度大神宝自國衙被調進、國司每任者例也、而其用途既一千果云々、爰近來作法、鄉郷地頭未合期故、於大神宝役、每任難調達、然間以阿南郷、自寛喜二年、被寄補彼神宝用途畢、雖然當郷所當僅五十餘果、口九牛一毛濯口、但不請取此郷者、又依難成大神宝、且存天長地久御祈禱之由、愍以令請取畢者、為全向後牢籠、被成下官符宣者、於自明年御輿唐鞍已下神宝無退転可令勤行者也、及宣下遲遲者、神事又及闕如口者、望請 天恩早以阿南郷為一円不輸神領、可令勤行賀來社大神宝之由、欲被・宣下者、權中納言藤原朝臣家光宣、奉勅、宣以・阿南郷・平丸名等為不輸神領、令勤六箇年一度大神宝・同初拝神宝等者、府宣承知、依宣行之。

天福元年七月十八日

大史小槻宿祢 在判

權右中弁藤原朝臣 在判 」

1233 阿南莊 一向不輸

天福元年七月十八日 豊後国阿南莊文書案 柚原八幡宮文書33-2賀来莊史料19-2

(秀三注) 阿南郷を一向不輸の地となし、官府使の入部を停止せしむ。

「二、一条前太政大臣家政所下文案

一条前太政大臣家政所下 豊後国阿南郷地頭名主等

可早任國司序宣、為一向別納不輸地、停止官府使入部、致所當公事沙汰事

右、件郷者、為國領、然而有子細、可為當家御領之由、國司被成進序宣畢者、地頭・名主等、各守彼狀、為一向別納不輸之地、可致所當公事沙汰之狀、所仰如件、郷民等宣承知、不可違失、故下、

寛喜二年(1230)九月 日

案主 右史生 紀

令前 大和守 大江朝臣 在判

知家事左衛門府生紀

別当主税兼陸奥守三善朝臣 "

大従左衛門志 惟宗 在判

前若桜守 橘 朝臣 "

前壱岐守 藤原朝臣 "

算博士 三善朝臣 "

前上野介 高階朝臣 "

丹波守 橘 朝臣 "

右近将監 藤原朝臣 "

1233 阿南莊文書

天福元年七月十八日 豊後国阿南莊文書案 柚原八幡宮文書 33-3 賀来莊史料 19-3

(秀三注) 賀来社大神宝用途として阿南郷を一円不輸の神領となさしむ。

三、豊後国司庁宣案

(柚原八幡宮文書 32 に同じ、1230 国司庁宣 参照)

四、豊後国司庁宣案

「 在御判

府宣 豊後国在府官人等

可早任府宣状、於阿南郷者、停止官符使立國衙催促、由原宮神事外

為一向不輸別納地事

右件郷者、有子細、一条太政大臣家為御沙汰、仍停官符使立國衙使入部、一向可為彼御沙汰者也者、在府官人等宜承知、依宜行之、以宣、

寛喜二年(1230)八月 日

大介惟宗朝臣 」

1233 平丸名

天福元年(1233)七月十八日

豊後国阿南莊文書案

柚原八幡宮文書 33 賀来莊史料 19

(秀三注) 平丸名は平安室町期に見える名である。始め阿南郷のち賀来莊に属す。保延五年(1139)八月の柚原八幡宮文書が初見。豊後図田帳に平丸名三十町とある。応永二十年(1413)八月の文書が終見であるが、比定地不明。

一官宣旨案

(この文書は、阿南郷平丸名を不輸神領となし、賀来社大神宝役を勤仕せしめたもの、
1230 国司庁宣 参照)

一 条前左大臣家政所下文案

(この文書は、阿南郷を一向別納不輸の地として、官府使の入部を停止せしめたもの、
一条前左大臣は藤原公經である。賀来莊も一条家の領地であった。前出 柚原八幡宮
文書 33 参照)

一 豊後国司庁宣案

(これは柚原八幡宮文書 32 に同じ、1230 国司庁宣 参照)

一、豊後国司庁宣案

(右府宣案を簡略化したものである。裏書があり、一任国司上奏を経ずして甲乙人に充て賜わるという。)

1234 幸俊・地頭連署

文暦元年(1234)四月十日 幸俊・地頭連署置文 柚原八幡宮文書 35、鎌倉遺文 4706

(秀三注) 幸俊は平丸名の領家幸秀か?。地頭は平丸氏か

「 正宮師猪郷御米当職可被□□□、

豊後國賀来社権宮師得分之事、

右、依正宮師社頭御神事、賀来符中出符時者、弊用途可被付無違儀、正宮師其外當病、又者以私自祓河外出行時者、權宮師當職而、社頭得分被取時、不可有違亂同黑尾祝職之事、可須之、但御行之時、命婦者付本職田地可被勤也、依任先例、所置定如件、

文暦元年四月十日

幸俊 (花押)

地頭 (花押) 」

1234 賀来平丸 平丸名、賀來莊

天福二年(1234)卯月一日 法橋上人位幸秀寄進狀 柿原八幡宮文書 34、賀來莊史料 20
(秀三注) 法橋上人、由原宮正月三ヶ日の御共田を寄進す。

「奉寄

一宮由原社正月三箇日御共田事

合

一日 阿南庄料田五段

二日 平丸名御米单弐石弐斗

三日 加来庄弐町御共米内弐石弐斗

右、件料田御米、雖有幸秀得替永不可有違乱、若於致其妨之輩者、
八幡大菩薩可蒙御罰之状、如件、

天福二年卯月一日

法橋上人位 (花押)

1236 法橋上人 平丸名、大宮司地頭、平丸預所地頭

嘉禎二年(1236)十一月 日 法橋上人幸秀寄進狀案 柏原八幡宮文書 38 賀來莊史料 20
(秀三注) 大宮司は法橋上人幸秀、地頭は平丸氏？

「寄進

一宮由原社新料田事、

一 正月一日、御供米二石五斗以阿南御□□□□□行之、料田五段也、

一 同日、毎月法花問答合料田一丁二段、阿南御庄立之、

一 同日、御壇供百五十枚料田一段、平丸立之、

一 同二日、御八講御布施料、阿南御庄料田八段重色可募之賀來御庄料田四段、

一 同御八講御布施桑代布二段、講師問者料壇供□料紙二帖、阿南預所役也、

一 同二日、御供米二石五斗、二町御供田役也、

一 同三日、御供米二石五斗、平丸役下心行之、

(以下八行省略)

一 鞍以下細工料田二段、平丸權二郎太夫可募之、

一 大神宝無尽米得田二丁内、平丸一丁、阿南一丁、

右料田立用者、奉為天長地久並攝政家將軍家又一条大政入道殿御一門繁昌御息災安穩、

永代所寄進也、向後敢不可有牢籠、但一条殿相伝本家仰之外、不可依大宮司地頭之成敗、
又不可及阿南・平丸預所地頭等之進退、速以神事勤行為先、以將軍家並本家御祈祷、可□

□□宗於致寄進料田之妨者、八幡大菩薩四所善神王、定有御照覽歟、仍所・寄進一如件、

嘉禎二年十一月 日

法橋上人位（幸秀） 在判」

1248 地頭惟綱 賀來地頭惟綱

宝治二年(1248)五月 関東下知状案 柴原八幡宮文書 41、賀来莊史料 14、鎌倉遺文 6969
(秀三注) 妙念に対する賀来惟綱の訴訟に関し、関東は下知を与えた。破損部分の項目は六波羅施行状案に見える。

「(首部破損)

弁之由、妙念雖令申之、不及沙汰歟、次所□□□□□先例倣、早可致沙汰、次惡□事、
無指証□□□・・(破損)

一 麥檢畠算失事

右、如惟綱申者、寄事於新畠、抑留有限地頭□□□□陳者、地頭給參町者勿論也、而
刈□取預所下大作麥壹□□□□令立用畠云々者、為地頭身、令刈取 預所 下人作麥之□
□□由所行倣、於作毛者、可被糺返、雖須有其咎、預所不鬱 申之間、不及沙汰倣、次預
所以有限地頭給、押募新畠之条、所行之至、頗忘 沙沙之法倣、所詮、於新畠者、地頭令
取有限地子、預所亦可致領家得分沙汰 倣、於地頭給畠者、如元可引募參町矣、

一妙念致京方由事

右、承久兵乱之時、妙念父章妙法師、參籠當國一宮、奉呪咀關東之上、妙念程候

按察家（光親卿）之間、致京方畢、云々妙念陳者、云京方、云奉呪咀關東事、共以無實也、但令祈天長地久云々者、妙念為程候按察家（光親卿）之身、令祈天長地久之由、自称之上、奉呪咀關東之条、非無疑殆倣、然而緯既及違期、今更非沙汰之限矣、

一 被准新補、可宛賜給田加徵由事

右、惟綱者、則雖為先祖相伝本領、為勳功之賞、惟時令拝領畢、然者可被准
新補傍例、妙念亦所職懇望之時者、号本領之、望申給田加徵之時者、新補之旨遁之事、爭
以乎、

(宝治二年五月十六日)

左近將監平朝臣

相模守 平朝臣

1248 賀來惟綱 賀來庄地頭小次郎維綱

宝治二年七月廿七日 六波羅施行状案

柴原八幡宮文書 41 賀來莊史料 21

鎌倉遺文 6991

東京大学史料編纂所々蔵文書

「豊後國賀來庄地頭小次郎維綱與左衛門尉賴妙法師法名妙念相論条々

- 一 小野津留郷加徵並井料事
- 一 鬼藤名田畠事
- 一 次郎丸名事
- 一 庄民等不安堵由事

- 一 麥檢畠算失事
- 一 妙念致京方由事
- 一 被准新補、可宛賜給田加徵由事
- 一 公文職事

右、任去五月十六日関東御下知旨、可致沙汰之状、如件、

宝治二年七月廿七日 左近将監平 在御判 」

1262 地頭惟綱

弘長二年(1262)二月 一条摂政家下文 柚原八幡宮文書 44 賀来荘史料 25 鎌倉遺文 8774
 (秀三注) これは賀来荘の地頭惟綱が新補率法をもとに加徵・給田を募ることを強請し、由原大宮司頗妙と相論を起こしたとき、領主で時の摂政である一条実經の下した仰書である。神官供僧名主百姓等をして地頭の非法に従わぬよう指示したもの。この様な地頭の非法は「地頭のいろいろ」と言い、安田氏の「地頭及び地頭領主制の研究」に詳しい。

「 造酒正中原朝臣 (花押)

仰豊後国賀来社神官供僧名主百姓等所

不可叙用地頭惟綱非法張行事、

件子細、地頭惟綱、背関東御下知、致条々非法之間、雜掌盛妙依令訴申、武家度々雖被下召文、更不信用、惡行隨日令倍增之由、有其聞、而惟綱適企參洛之間、不日遂對決、可明申子細之由、自武家雖被仰下、全不叙用、竊逃下云々、凡言語道斷之次第也、無理之条、顯然者歟、此上猶於致非法者、惣以不可叙用之、背此仰之輩者、定有後悔歟、神官・供僧・名主・百姓等、可存知此旨之状、所仰如件、

弘長二年(1262)二月 日 」

1277 惟綱順阿 賀来小次郎惟綱順阿

正慶元年(1332)正月 佛名経講讚 柚原八幡宮文書 66,67

鎌倉遺文 31661、賀来荘史料 36,37

「1332 併名経講 参照、建治三年(1277)願蓮之亡父順阿差遣数多人勢、云々」

1283 賀来念阿 賀来又二郎入道念阿

弘安六年七月三日 関東下知状案 肥後平川文書、鎌倉遺文 14898

「肥後国御家人平川三郎良貞・同四郎師時申、当国球磨郡永吉地頭並名主事、右、越訴之趣、子細雖多、所詮、如良貞等申者、件永吉地頭並名主職者、八代相伝開発之地也、而曾祖父平河三郎師高右大將家御時、文治三年(1187)給安堵御下文、伊豆藤内遠景令成施行畢、云々、以件御下文、被混領永吉之条、無道之由、良貞等致訴訟之刻、実春朝臣被召上彼西村、賀来又二郎入道念阿拝領畢、件御下文云、肥後国永吉西村地頭職事、念阿以彼狀、令知行永吉並西村両所之間、実春朝臣被申云、永吉内西村在之別之地也、仍永吉下並字不被置、然者、念阿拝領者、西村計也、以彼御下文、争可令混領両所哉云々、仍於永吉者、不能念阿知行之由、被仰下畢、然者、念阿所令拝領之御下文与被帶実春朝臣貞応(1222)・嘉祿(1225)御下文、以同前也、何可有

差別哉、実春朝臣日来非分横領、為自称者也、我欲令横領之時者、永吉与西村者稱為一所之由、念阿被改補之今者、又両所各別之由、以文治本御下文言上之条、変々申状、仰御賢察、彼両所地頭預所知行格別之条、建久(1190)御下文分明也、云々、依実春朝臣之横領、良貞乍帶御下文等、一類六十余人令佗僚、交山野、永削御家人名字事、生涯愁歎也、云々、
(秀三注 佗僚：あつけにとられるさま)

弘安六年(1283)七月三日 駿河守平朝臣 在御判
(陸奥守平朝臣) 在御判 」

1284 惟永願蓮 賀来地頭五郎惟永法名願蓮、
正応二年(1289)三月 日 大宮司平經妙申状案 斋原八幡宮文書 47

鎌倉遺文 16946、賀来荘史料 28

(秀三注) 由原宮大宮司平經妙申状の中に、賀来荘地頭願蓮の行動を述べている。

「云々、而自去弘安七年(1284)相当于造替年記之間、任先規造替之處、当庄地頭願蓮抑留年々之乃貢之間、就令言上閑東、去弘安八年預御下知畢、爰願蓮違背御下知、不致其弁、剩 押取宮大工給田、令押領百姓等田畠、亦当庄内平丸保年貢者、願蓮与雜掌同意抑留之間、造替于今不实行、於前々者、為社家一向進止之地、大宮司平均庄務之故、雖終其大功、於今者、被妨地頭之非法、難給社家之造營者也、云々、

下知、背先例、超亡父非法張行之餘、押領神宮供僧名主百姓等田地、押取宮大工給田之間、造替之違乱、社壇之荒廢、職而莫不由斯、仍注進言上如件

正応二年(1289)三月 日

1284 地頭願蓮 地頭賀来惟永法名願蓮

正応二年三月 日

大宮司平經妙申状案

斎原八幡宮文書心 47

鎌倉遺文 16946、賀来荘史料 28

「1289 經妙申状 参照、弘安七年地頭願蓮抑留年々之乃貢云々」

1285 惟永願蓮 地頭賀来五郎惟永法名願蓮

弘安八年(1285)九月晦日 豊後国団田帳写

東京大学史料編纂所々蔵文書

賀来荘史料 26、鎌倉遺文 15701

(秀三注) 惟永を惟家とし、願蓮を頼連とするものあるも、以下が正しい。

「(首文略)

弘安八年九月晦日

(大友頼泰)

沙弥道忍 裏判

謹上 信濃判官入道殿

(中間略)

大分郡千百八十九町 一本作 千三百八十余町

(植田庄・戸次庄・高田庄略)

賀来荘二百三十町

領家一条前左大将家室家 地頭職賀来五郎

惟永法名願蓮

本荘二百町 領家山法師備後僧都幸秀 地頭同前
平丸名三十町
(以下略)」

1285 図田帳抄 地頭賀来五郎惟永法名願蓮
弘安八年九月晦日 豊後国図田帳写 東京大学史料編纂所々蔵文書
賀来莊史料 26、鎌倉遺文 15701

(秀三注) 惟永を惟家とし、願蓮を頼連とするものあるも、以下が正しい。

(1285 惟永願蓮 前出参照)

1285 大田文 賀来五郎惟家法師法名願蓮
弘安八年十月十六日 豊後国大田文案 平林本、鎌倉遺文 15700
「御注進状案豊後国田文事 弘安八年十月十六日 豊後於府中

脚力 菊正 在判

豊後國中神社仏寺權門勢家庄園領公田及領家・預所・地頭・弁済使等交名事

注進合田代六千七百廿八町余捌箇郡

宇佐宮領千肆百余町 由原宮領二百四十六町余

(以下略)

一 豊後国庄公並領主等事、云々 (以下略)

(一 大分郡 □□□□□町内) (中間略)

賀来庄式百町 領家 一条前左大将家室家
地頭 御家人賀来五郎惟家法師法名願蓮

(以下略)

一 海部郡八百參拾壹町内

(中間略)

佐伯庄百八十町 領家 毛利判官代波弥四郎殿

地頭 御家人

本庄百式拾町 佐伯總二郎政直法師法名道精

堅田村六拾町内

拾五町 領家

參拾町 佐伯八郎惟資法師法名道法

七町壱段 堅田左衛門三郎惟光法名善大

四段 小原次郎重直法師法名道弘

(以下略)

1285 惟綱順阿 賀来小次郎惟綱法名順阿

正慶元年(1332)正月 佛名経講讚 祚原八幡宮文書 66,67

鎌倉遺文 31661、賀来莊史料 36,37

「1332 佛名経講 参照、弘安八年(1285)惟永亡父賀来小次郎順阿存日、云々」

1285 惟家願蓮 賀来五郎惟家法師法名願蓮

弘安八年十月十六日 豊後国大田文案 平林本、鎌倉遺文 15700

「1285 大田文 参照、地頭 御家人賀来五郎惟家法師法名願蓮」

1287 因田帳 地頭職賀来五郎惟永

弘安八年十月十六日 豊後国因田帳 内閣文庫所蔵、鎌倉遺文 15701

「豊後国因田帳

弘安八年十月十六日 云々 等交名之事、

宇佐宮御神領 千六百余丁

由原宮御神領 二百四十六丁 (以下略)

弘安八年九月晦日 沙弥道忍 裏判(大友親泰)

謹上 信濃判官入道殿

豊後国直人等記申

当国八個郡分 国東・速見・直入・大野・海部・大分・日田・玖珠田数領主等之事、

国東郡 千六百参拾八町

(以下略)

大分郡 千百八十八丁

(以下略)

賀来莊式百参拾丁

本莊式百町 領家一条前左大将家室家、地頭職賀来五郎惟永法名願蓮

平丸名参拾町 領家山法師備後僧都幸秀、地頭同前、

(以下略)

海部郡八百参拾壹町

(以下略)

佐伯莊百八拾丁 領家毛利判官代孫四郎殿、地頭職大友兵庫入道殿

本莊百式拾丁 地頭御家人佐伯弥四郎政直 法名道清

堅田村六拾丁 内拾五丁 領家

参拾丁 佐伯八郎惟資 法名道法

七町一段 堅田左衛門次郎惟光

四段 小田原次郎重直 法名道佛

(以下略)

都合田代六千八百七拾三町

沙弥道忍 在判 」

1287 惟永願蓮 賀来惟永法名願蓮

正慶元年正月 佛名経講讚

柞原八幡宮文書 66,67

鎌倉遺文 31661、賀来荘史料 36,37、

「1332 併名経講 参照、弘安十年願蓮於社頭差遣子息云々」

1287 惟經 賀来願蓮の子惟經

正慶元年正月 佛名経講讚

柞原八幡宮文書 66,67

鎌倉遺文 31661、賀来荘史料 36,37

「1 S 翌 併名経講 参照、弘安十年願蓮於社頭差遣子息二郎惟經云々」

1287 惟家 賀来願蓮の舍弟惟家

正慶元年正月 佛名経講讚

柞原八幡宮文書 66,67

鎌倉遺文 31661、賀来荘史料 36,37

「1332 佛名経講 参照、弘安十年 舍弟六郎惟家以下之数多人勢云々」

1289 地頭願蓮 地頭賀来惟永法名願蓮

正応二年三月 日 大宮司平經妙申状案

柞原八幡宮文書心 47

鎌倉遺文 16946、賀来荘史料 28

「1289 経妙申状 参照、地頭願蓮抑留年々之乃貢云々」

1289 経妙申状 地頭願蓮、惟康、惟頼、惟綱

正応二年三月 日 大宮司平經妙申状案

柞原八幡宮文書心 47

鎌倉遺文 16946、賀来荘史料 28

(秀三注) これは由原宮大宮司平經妙の申状で、賀来荘地頭との論争を述べたものである。

賀来氏の出自を明らかにする他、四代の系譜を知り得た貴重な文書である。

「右、謹考舊記、當社者、

八幡三所之靈廟、四海擁護之神祠也、云々、當社是賀來庄之微力也、田代僅式百參拾町
云々、而自去弘安七年(1284)相当于造替年記之間、任先規造替之處、當庄地頭願蓮抑留
年々之乃貢之聞、就令言上閑東、去弘安八年預御下知畢、爰願蓮違背御下知、
不致其弁、剩 押取宮大工給田、令押領百姓等田畠、亦當庄內平丸保年貢者、
願蓮與雜掌同意抑留之間、造替于今不實行、於前々者、為社家一向進止之地。

大宮司平均庄務之故、雖終其大功、於今者、被妨地頭之非法、難給社家之
造營者也、凡當社者、為大宮司一円之地、令管領之處、鳥羽院御時、大宮司大神
廣房蒙勅勘畢、仍贈左大臣家拜領之、有次第御相伝、解解由少路殿家御領也、於大宮司職
者、養和元年(1181)平章妙令拜任以來、至于顆妙・盛妙・有妙・経妙五代相伝、更以無相違、
爰願蓮之曾祖父佐伯三郎惟康 治承三年、始而自領家被補任于下司職畢、同四年上表之、
文治三年又不可背領家所命之由、書進起請文、令還補、令相伝于子息惟頼之処、依背領家
所命、建保四年被改易惟頼、以文章生清隆、被補任、令造進東大門畢、而願蓮之亡父小次
郎惟綱法師法名頼阿鬼丸之時、貞応三年(1224)始而雖給地頭職御下文、追祖父親父之跡、可
致沙汰之由、被成下御下知畢、且此等子細、閑東代々御下知明白也、而願蓮違背御下知、
背先例、超亡父非法張行之餘、押領神宮供僧名主百姓等田地、押取宮大工給田之間、造替
之違乱、社壇之荒廢、職而莫不由斯、仍注進言上 如件、

正応二年三月 日

大宮司平經妙」

1300 賀来惟政

正安二年(1300)四月六日

鎮西御教書

柞原八幡宮文書 50 賀来荘史料 29

鎌倉遺文 20416

(秀三注) 権大宮司と地頭との相論を裁定し、地頭の横領物を糾返せしむ。

「豊後國賀來社權大宮司信隆與同所地頭惟政相論、鬼藤放和田上名押領物事、重訴状

如此、就去年五月十三日散状、有其沙汰之処、所詮任先下知旨、至押領物者、

不日可糾返之由、可被催促也、仍執達如件、

正安二年四月六日

前上総介 (花押)

戸次孫太郎左衛門尉殿

大炊又四郎殿 」

1305 年中神事 賀来越中守、長門守

嘉元三年(1305)二月 日

由原宮年中神事次第案

柞原八幡宮文書 53、賀来荘史料 31

鎌倉遺文 22119

(秀三注) この頃、賀来荘地頭は賀来越中守、平丸名地頭は賀来長門守で、正大宮司はまだ賀来氏ではなかった。

「当社八幡宮恒例不退之大小御神事次第

大晦日 云々

正月一日 朝拝 云々

同日国庁 在庁饗膳大上料一前、云々、千代丸役

已上大上料一膳、云々、役所

二分 賀来越中守、一分 万寿寺座主 勤之候

同日朔日三ヶ日於弥勒寺修正、云々、千代丸役 役所

已上分米七斗五升 二分 賀来越中守、一分 万寿寺座主 勤之候

一弥勒寺 円供正月二十日 十月十五日 十二月廿日 に供之

已上分米六斗二升 二分 賀来越中守、一分 万寿寺座主 勤之候

一自朔日散供米二斗七升之事

此内一斗七升者 平丸地頭役 賀来長門守 納之

一斗者 二分 賀来越中守、一分 万寿寺座主 勤之

云々 (以下省略)

1305 越中守 賀来越中守

嘉元三年(1305)二月 日

由原宮年中神事次第案

鎌倉遺文 22119

柞原八幡宮文書 53、賀来荘史料 31

「1305 年中神事 参照 」 (賀来越中守は数ヶ所に出てくる)

1305 長門守 賀来長門守 (平丸名地頭)

嘉元三年(1305)二月 日

由原宮年中神事次第案

鎌倉遺文 22119

柞原八幡宮文書 53、賀来荘史料 31

「1305 年中神事 参照 」 (賀来長門守は数ヶ所に出てくる)

1310 願誓 賀来小三郎入道願誓

沙弥願誓請文

豊後国大野荘史料 62、志賀文書

(秀三注) 朝倉名の下地を志賀貞朝に打渡す、端裏書に口來小三郎請文とあり。

「志賀太郎貞朝申、豊後国大野庄志賀村内朝倉名事、去十一月廿日御教書副訴状、同廿七日到来、謹拝見仕候畢、

抑任被仰下之旨、欲罷”向當名候之処、相勞候之間、平愈之時可罷越之由令申候之処、如訴人申者、延引可為難治者也、合御使牧三郎入道念照入部之上、一方御使者雖非正員、不可有相違者口、急速可差遣代官之旨、頗令申候之間、任訴人之所望、差遣代官平三人道蓮光候之処、使節入部以前、豊前又四郎朝親候之処、不存知之由、以使者返答之間、打渡件跡於貞朝候之由、蓮光令申候、此等子細、合御使念照定令注進候歟、以此旨、可有御披露候、恐惶勤言。

延慶三年(1310)十二月廿三日

沙弥願誓 請文

進上 御奉行所

1322 大宮司 (この大宮司は平氏で賀来氏ではない)

元亨二年八月五日

鎮西御教書

柚原八幡宮文書 55、大友松野文書 1-14

北条英時教書

増補訂正編年大友史料 4-237

(秀三注) 元亨二年八月五日、是より先、豊後大分郡植田庄雜掌宗清の由原八幡宮神人狼藉を鎮西探題府に訴ふ・是日、探題北条英時、狼藉の実証無きにより、宗清の訴訟を却下せる旨、由原八幡大宮司に通知す。 (弃揖キエン 捨てる)

「豊後国植田庄雜掌宗清申狼藉事、称令打擲同國賀来社神人、文元八月九日、九月四日、兩度振神宝致、追捕之由、雖申之、依無實正、被弃揖宗清訴訟口焉者 可被存其旨、仍執達如件、

元亨二年(1322)八月五日

修理亮 (花押) (北条英時)

賀来社大宮司殿 」

1324 賀来舊河 賀来舊河五郎次郎、 賀来舊河藤七

元亨四年(1324)正月 日 賀来社神人名帳 柚原八幡宮文書 56、賀来荘史料 33

(秀三注) 人名中に賀来舊河なる名字あり。賀来川はもと賀来駅付近を通り、荏隈より南に大分川に流れていた。この旧川床の地に賀来舊河なる地名ができ、やがてこれを名字となせるものと考えられる、平安期に見える黒田里は、今の賀来川床となって消えたか?

平丸名も、以後に起きた大分川の氾濫で消失した可能性がある。

「(頭部七十二名略)

長御崎十二人の内

一人松尾三郎

一人生石権太郎

一人賀來舊河五郎次郎 一人秋藤三郎別当 (四名省略)
一人大辰又五郎 一人平丸孫太郎
一人小野津留房太郎 一人平丸孫四郎 (中十三名略)
馬帳九人内
一人行事 一人賀來舊河藤七
一人大辰六郎太郎 一人田上孫太郎 (以下十六名略)
右、注進如レ件
元享四年正月 日

1327 地頭

嘉歎二年八月十五日 宮師僧源清讓状 柴原八幡宮文書 57、賀來荘史料 34
増補訂正編年大友史料上 130、鎌倉遺文 29923

(秀三注) 由原宮宮師僧源清が宮師職・給免田を舍弟春清に譲る、地頭押妨の地を上訴を経て 興行す。宮師の所領は随分広かつたが、次第に地頭らに侵略されて行った。

「譲与

豊後国一宮 八幡賀来者宮主職・同給免田以下事、
右、当職者、金龜和尚以来、至源清二十代、任神約、所冷領掌也、仍相副代々手継証文並
田畠注文等、譲渡舍弟春清実也、此内、地頭押妨以下牢籠之地、経上訴、致興行之沙汰、
佛神事等、任先規、不可有退転、専演法味、倍増威光、可奉祈、天長地久御願円満者也、
仍譲状如レ件、

嘉歎二年八月十五日 僧源清 判 」

「注与

豊後国一宮 八幡賀来者宮主職給免田並畠地屋敷等事、
合
壱町季供田 壱町祭文田 (以下略)
僧源清 判 」

嘉歎二年八月十五日

1327 地頭横領

嘉歎二年八月十五日 宮主職給免田並畠地屋敷注文案 柴原八幡宮文書 58、大友史料 131
賀來荘史料 35、鎌倉遺文 29923、29924

(秀三注) 宮師の領地で、地頭等によって押領された土地が示されている。社寺や公家方の
領地は次第に守護地頭等の武士によって侵略されて行った。

「注与

豊後国一宮 八幡賀来社宮主職給免田並畠地屋敷等事

合
壱町季供田 壱町祭文田
二町二段灯油田 二町一段御領田 地頭押領之

四町二段臨時仁王講田 地頭押領之	五段四番仁王講田 上口
一町二段四番法花講田 同屋敷	壱町一番大穀若田 地頭押領之
五段四番仁王講田 下口	一町二番大穀若田 甲乙人押領之
壱町六番仁王講田	五段講師田 地頭押領之
五段読師田	三段安居田
一町二反一番三昧田	壱丁二段四番三昧田
壱町二段六番三昧田甲乙人押領之	一町三昧勾当田 甲乙人押領之
一町香田	壱町二段御幣紙田 甲乙人押領之
六段大黒尾祭田	壱段立山
五段新開	二段平野新開
二反半立山新開	二段安得
三段造花田	五段小一番香童子田
五段小三番香童子田	
畠地方	
一所居屋敷	一所岡屋敷
一所井屋敷	一所門薙
一所深谷	一所權二郎屋敷 地頭押領之
一所藤検校屋敷 地頭押領之	一所水尾
一所中山	一所技樂屋敷 地頭押領之
一所安得	一所鏡智屋敷
一所鏡法屋敷	一所東薙
一所今山	一所平野
一所榎薙	一所尾羽祢
一所石本 地頭押領之	一所三郎検校屋敷 同前
平丸保内	
一丁大般若修理田	一丁最勝講田 地頭押領之
一丁三番仁王講田	三段安居田 同屋敷四十九井
第一名内	
壱町二段仏性田	二段同承仕田
三段仏供田	二丁五番仁王講田
二段黒尾祭田 同屋敷	一所塩浜 守護押領之
壱町笠和畠地 同前	
合	
右、大略注與之、若雖相漏、任先規可令知行之状、如件、	
嘉曆二年八月十五日	僧源清 判 」

嘉歎三年八月廿八日 僧有範請文

柞原八幡宮文書、編年大友史料 144

続増補訂正編年大友史料上 9、阿南莊史料

(秀三注) これは由原宮雜掌と阿南庄地頭との争論に関するもので、領主側と地頭との争論の例である。大分郡阿南庄武宮村は由原宮の御神領であった。そこで同社から雜掌を派遣して年貢以下の雜事を執らしめていた。地頭との争論が始まるや、由原宮方からこれを幕府に訴えた。幕府は争論を裁き、僧有範と竈門孫次郎を現地に派遣し、幕府の名を執行せんとした。争論当事者の陳弁を聞くに、互いに道理があつて、幕府の命を執行出来ず、この旨を報告した。この様に争論に対して、地頭側に非がある時は、幕府から罰せられたが、領主側の非に対しては何等の罰を受けることはなかった。

[豊後国一宮賀来社神宝料所阿南庄預所継幸代行兼申、武宮村田畠山野河荒野等事、如去四月十日之御教書者、畠百姓以下悉可沙汰付參分一於雜掌云々、仍任被仰下之旨、竈門孫次郎入道相共、莅彼所、欲沙汰付三分之一於雜掌候之処。如地頭申者、雜掌所指申之畠百姓壱所、宇蘿一所、板屋一所、河角各百姓当住 三箇所者、為地頭知行分、及二十箇年之間、先日申其子細之処、剩今又八箇所分漏之由掠申之条、前後之詞令相違之由称之、如雜掌申者、八箇所内三箇所者、百姓当住也、五箇所者出作人也、而地頭分漏之知行無謂之由申之、爰如地頭申者、預所地頭寄合相分之畢、不可称分漏、且件当住三人百姓者、為地頭分之条、分帳所見分明之由申之、如此依相論不行道候、此条若偏頗申候者、可罷蒙 八幡御罰候、以此旨可有御披露

候、恐惶勤言、

嘉歎三年(1328)八月廿八日

僧 有範 請文 】

1332 地頭願蓮 賀來地頭願蓮

正慶元年正月 由原宮年中行事次第写

柞原八幡宮文書 66,67

鎌倉遺文 31661、賀來莊史料 36,37

(秀三注) 以下地頭願蓮に係わる部分のみを抄出す。

「(正月一日)

匈

一 在庁神官饗膳酒肴千代丸役 云々千代丸役

件料田内、河成多々之上、地頭令押領彼料田段屋敷式ヶ所・百姓田地五段三百歩

並當名之接続大辰名、所不勤仕所役也、加之、一庄百姓等平均每神役之時、

進以下之雜事等之処、地頭依令抑留之、為神役違例者也、

御炊殿節供 云々

彼御供田式町内、一町式段河成之聞、所役難令勤仕者也、加之願蓮自去弘安八

年令押領御炊殿別當同田畠等之間、為・神事違例者也矣、

二日

御供備進 料田一町在賀來庄、号新御供田、件御供田所當米地頭抑留之、

(五月五日) (中略)

(紙脱) 由致懇望之間、矣免許之処、頤蓮押退大宮司屋形在所構棧敷故、依無居所、難神事執務者也矣、 (以下略)

八月十二日 (一部略)

神宮寺屋形一字三間 料田三段

件屋形者、以彼料田三段所当米、毎年造替之、令勤行法会之処、地頭押領
件料田所当米、口造替之間、於舊屋形令勤行法会者也矣、
出居序一字式間 神官等役
件出居序者、祭使大宮司着座之外、於自余在序神官等者、依為芝居、為雨露
成煩之間、大宮司頼妙之時、以浜古御殿八間一造之、所勤神事也、而地頭依
押取彼御殿、令滅亡之間、為神事成煩者也、將又四壁針貫、大宮司同以古御殿令
立之処、地頭押取御殿故、令転倒畢、

十二月廿日 (これまで中略、欠文あり)

仏名経講贊 (別項所収 1332 仏名経講 参照)

臨時勤行分

尊勝陀羅尼一千反 毎日

(文永十一年(1274)蒙古来襲の際に、奇端を表すこと)

件臨時御祈祷供僧等、令勤行之間、為大宮司之計、宛行供料米三石六斗之処、
地頭令抑留年貢之故、令欠如彼供米者也矣、」 (下略)

1332 仏名経講 賀来小次郎順阿、願蓮、子惟經、弟惟家

正慶元年(1312)正月 仏名経講讚

祚原八幡宮文書 66,67

鎌倉遺文 31661、賀来荘史料 36,37

(秀三注) 仏名経講讚は由原宮年中行事の内十二月の行事である。地頭賀来氏の系譜に重要な記載がある。地頭の土地横領によって、年中行事であった仏名経講讚の行事が不可能になったという。賀来地頭父子の名前が出ていて貴重な文書である。

「仏名経講讚 僧膳千代丸役

上件神事以去建治三年(1227)九月十六日、願蓮之亡父順阿差遣數多人勢、依令打擲刃傷當社供僧一和尚宮師定圓以下之供僧等、不勤心行神事之聞、訴申閑東之處、如去弘安八年(1285)十一月八日御下知者、惟永亡父賀来小次郎順阿存日、令刃傷當社供僧一和尚定圓之間、打止神事畢、任先規、被。清祓之後、可行神事之由、有妙等雖申之、順阿御沙汰未断之最中、令死去之上者、今更不及罪科歟、仍於神事者、早可令遂行也、云々取證但於神事默止時之神用物者、云国衙、云社家役人等 各所拘持也、將又去弘安十年十一月十五日黒尾祭之時、願蓮於社頭差遣子息二郎惟經・舍弟六郎惟家以下之數多人勢令、打擲蹂躪相從神事神官惣別當宗近之間、依為奇代浪籍不遂行神事故、訴申守護所之処、或召渡下手人等、或遂行神事之後、有子細者、殊可申沙汰如此被加下知之間、所執行神事也、依之自守護所可召渡下手人等之由、雖被度々催促、願蓮拘惜之不出者也、凡地頭之濫行非法、隨日而倍增之間、

社家大略如無罷成畢、仍云造替之神役共以為難堪者也矣、」

1335 守護代 賀来五郎入道

建武二年(1335)九月廿八日 大友貞載書状 増補訂正編年大友史料 5-184

永弘文書 248

(秀三注) 建武二年九月廿八日、豊後の守護大友左近将監貞載、去る十日の雑訴決断所の牒状により、守護代に命じて伊美五郎四郎と共に現地に至り、係争の地を神主宣基に沙汰し付けしむ。守護代は賀来五郎入道なり。同年十月十五日付の竹田津文書によれば、守護代は竹田津諸次郎入道となっている。交替したか?要検討。守護代所は豊後高田にあり。

「八幡宇佐若宮權擬神主宣基申、豊後国田染庄内田地八段号飴加牟 法光濫妨事、去十日決断所御牒（副解状具書）如此、早任被仰下之旨、伊美五郎四郎相共莅彼所、止其妨、先可沙汰日付下地於宣基、若有子細者、帶文書正文、可令參洛由、相触法光、可令申散状之狀、如件、

建武二年九月廿八日 左近将監 在判 (大友貞載)
守護代 」

1335 賀来五郎 賀来五郎入道

建武二年九月 (雑所決断所牒並長兼執達状) 増補訂正編年大友史料 5-181, 182

(秀三注) 建武二年九月十日、是より先、八幡宇佐宮の神官田染宣基、田染庄内永正名の田地屋敷の事により、田原盛直入道法光野家人兵衛次郎某を訴ふ。是日雑訴決断所、豊後国衙に移牒して兵衛次郎等の濫妨を停止し、下地を宣基に沙汰し付けしむ。永弘文書足245, 246、

247 参照。これら文書は到津文書にもあり。

(181号文書)

「 雜所決断所牒 豊後国衙
八幡宇佐若宮權擬神主宣基申当国田染庄内永正名田地屋敷荒野等法光並家人兵衛次郎等濫妨事解状具書
牒、帶正和興行之鎮西下知、當知行之処、法光等致濫妨云々、當知行有無就被尋
貞載、彼散状分明也、然者止其妨、先可沙汰付下地於宣基、若有子細者、帶文書正文、來月中可參洛之由、宣相触法光等者、以牒、

建武二年九月十日 勘解由判官 三善朝臣 (花押)
前 筑後守 藤原朝臣 (花押)

中納言東大東左京太夫大判事侍従 藤原朝臣 (花押) 明法博士東左衛門權少尉左京大進中原朝臣 (花押)

修理太夫 藤原朝臣 右少辨 藤原朝臣
信濃守 藤原朝臣 右中辨 藤原朝臣 」

(182号文書)

「八幡宇佐宮若宮權擬神主宣基申、豊後国田染庄内永正名田地屋敷荒野等法光並家人兵衛
次郎等濫妨事、決断所牒解状具書如此、早任牒送之旨、先沙汰付下地於宣基、若有子
細者、帶文書正文、來月中可令參洛之旨、可被相触法光等之旨、國 宣所候、仍執達如件、
建武二年九月十二日 散位 長兼 在判
賀来五郎入道殿
伊美五郎四郎殿 」

1335 守護代

建武二年(1335)十月十五日 大友貞載書狀 碩田叢史収載竹田津文書
増補訂正編年大友史料 5-185

(秀三注) 建武二年十月十五日、是より先、河越治重、伊美五郎四郎及び長尾野藏人房以下
の輩を率いて、豊後国東郡香々地庄に乱入りし、其の所務を濫妨す、同所地頭田原貞広、同
貞拳之を訴ふ。是日豊後守護大友貞載、竹田津諸次郎入道に令して、守護代並びに都甲弥
次郎入道等と共に狼藉を鎮めしむ。建武二年九月十二日の文書からして、守護代は賀来五
郎入道ならむ。守護代宛の同様文書が竹田津文書にある。

「豊前六郎貞広、同七郎貞拳等申、豊後国香々地庄事、解状 副具書 如此、河越安芸
小次郎治重引率伊美五郎四郎、長尾野藏人房以下輩、乱人当庄、濫妨所務、致種々狼藉云々、
早守護代並都甲弥次郎入道相共莅彼所、且相鎮狼藉、且召進交名輩宜令申誓文散状也、仍
執達如件、

建武二年十月十五日 左近将監 (花押)
竹田津諸次郎入道殿 」

「豊前六郎貞広、同七郎貞拳等申、豊後国香々地庄事、解状 副具書 如此、河越安芸小
次郎治重引率伊美五郎四郎、長尾野藏人房以下輩等へ乱也人当庄、濫妨所務、致種々狼藉、
早竹田津弥次郎入道並都甲弥次郎入道相共莅彼所、且相鎮狼藉、且可召進交名輩之状、仍
執達如件、

建武二年十月十五日 左近将監 (花押) (大友貞鑑)
守護代 」

1335 五郎入道 賀来五郎入道

建武二年九月廿八日 大友貞載書狀 増補訂正編年大友史料 5-184 2
永弘文書 248

「1335 守護代 参照、豊後高田の守護代は賀来五郎入道」

1336 掃部助 掃部助入道

建武三年六月 日 沙弥寂円軍忠状 伊東東文書、大分県史料 13-72
植田荘史料 19

(秀三注) 玖珠南軍の高国府来襲の時、賀来氏の一派は南軍に属していた。掃部助入道は賀
来氏か

「自正月九日府中警固仕候之處、去六月十四日、玖珠城凶徒等、分手亂入國府之由風聞候之間、馳尚路次宮瀨候之刻、凶徒等隔河付渚下候之間、追上船岡、自未剋計終日合戦、敵三人射臥候畢、一人掃部助入道・一人伊香又次郎・一人不知名字・、然間子息九郎被射折弓候、又若党侍從房金安被射貫腰候、如此依抽軍忠候上、追落候畢、夜陰事候之間、引方不存知候、以此旨可有御披露候、恐惶勤言、

建武三年六月 日

沙弥寂円

進上 御奉行所 」

「承了 大神重能 (花押)」

1336 寂円軍忠 賀來辨阿闍梨、舍弟孫五郎

建武三年七月廿八日

沙弥寂円軍忠状

豊後今村文書、編年大友史料 399

植田寂円軍忠状

南北朝遺文 704

(秀三注) 大分郡靈山寺に立籠もる玖珠の南軍を攻め落せし軍忠を上申す。この頃、大友氏のみならず賀来氏も南北に別れて戦った。

「豊後国玖珠郡高勝寺凶徒等内、敷戸孫次郎入道普練・賀來辨阿闍梨・同舍弟孫五郎以下輩、忍出当城、楯籠同国靈山寺(大分耶植田)、相語当山衆徒等、今月廿五日押寄植田大之焼払數十字在家など、令打ち取り同荘(植田庄) 秋弘大進房父子等、擬令乱入府中高国府(大分郡)之間、翌日廿六日辰時、田吹図書左衛門入道子息九郎宗綱属、搦手大将古庄宮内丹生堂円阿之手、自当山妙見之尾至同水上山之下、為惡所之間、為歩行、致先懸、片時之間、令責落彼凶賊等、令焼払城郭候之条、大手大將軍筑前次郎殿・当国守護代以下地頭御家人等各所被見知一也、然則預巨細御注進、為浴恩賞、言上如件、

建武三年七月廿八日

沙弥寂円

進上 御奉行所 」

「了承 (戸次朝重) (花押) 」

1336 辨阿闍梨 賀來辨阿闍梨、舍弟孫五郎

建武三年七月廿八日 沙弥寂円軍忠状

豊後今村文書、編年大友史料 399

植田寂円軍忠状

南北朝遺文 704

「1339 寂円軍忠 参照、」

1337 賀来庄

建武四年正月 日 由原宮神官社司等申状案

柞原八幡宮文書 75 賀来莊史料 39

(秀三注) 長徳四年(998)賀来庄云々とあるが、この頃「賀来庄」名が有ったかは疑問である。「賀来社」名に就いても同様である。

「豊後国□□□□

(頭部天福年文書は省略)

右當社者、 一朝之宗廟 八幡之別宮也、

淳和天皇御宇天長七年(830)、 大菩薩御初衣翔大虛、自宇佐宮移賀来社、其形八足之白幡

也、八幡宝号此時忽顕一天、崇敬遂季弥新、仍右大臣夏野公奉勅宣、仰国司大江宇久、承和三年(836)造進神殿、被寄封戸畢、而一条院御宇長徳四年(998)、以賀来庄為其料所、模宇佐宮之例、迎三十三年所奉造替殿舎也、爰料所狹少、役人緩怠之聞、式年正応(1288)・元享(1321)両度造替令延引畢、棟梁既及朽損、雨露奉侵神体、再興難期、顛倒待時者也、次大神宝御初拝役者、以当国阿南庄為一円神領、每迎六個年、奉調進之条、天福官符炳焉也、雖相當元弘(1321)三式季、依名主等之不法、于今所令延引也、云々、粗言上如件、

建武四年(1337)正月 日」

1337 成阿 賀来孫五郎成阿

建武四年五月廿六日 小俣道剰書下案

深掘系図証文記録

編年大友史料 479、賀来莊史料 40

(秀三注) 延元二年(1337)十月二日の条に収めたる志賀文書によれば、賀来彌五郎入道生阿とあり、別人ならんか。

「一 建武四年五月廿六日少輔道剰下知状写一通

豊後国敷戸弥次郎入道跡地頭職事、為勲功之賞、所宛行深掘孫太郎入道明意也、守護代相共、可沙汰付明意之由、先度被仰之処、不事行云々、太無謂、急度可被申左右也、仍執達如件、

建武四年五月廿六日

沙弥 判

賀来孫五郎入道殿 (成阿) 」

1337 弥五郎 賀来弥五郎入道生阿

建武四年十月九日 沙弥某遵行状

靈山寺文書 2、大分県史料 25-287

南北朝遺文九州 1060

(秀三注) この文書の宛名を抹消して植木と書き直しているが、元は賀来が正しい。廿三日の御下文は弥五郎 2 にあり。

「植田大輔房有快申、豊後国植田庄靈山寺執行職、上義・乙犬・上乙犬・下永富・吉義・福重・渡地等地頭職知行分半分事、去月廿三日御下文・同廿六日御執行如此、早任被仰下之旨、守護代相共守御下文已下、糺明知行際目、可被沙汰付下地有快也、仍執達如件、

建武四年十月九日

沙弥 (花押)

賀来弥五郎入道殿 」

1337 弥五郎 賀来弥五郎入道成阿関係

建武四年(1337)九月廿三日 足利尊氏御判下文写 精山寺文書 1、大分県史料 25-286
賀来莊史料 26

(秀三注) 植田庄靈山寺執行職、上義名等半分地頭職を植田大輔房有快に返付す。

「下 植田大輔房有快

可令領知豊後国植田庄靈山寺執行職、上義一乙犬・上乙犬・下永富・吉義・福重

渡地等内知行分地頭職事、

右、 元弘三年(1333)以来、依被分付領家、如元所宛行也、任相伝文書、可領掌之状、如件、

建武四年(1337)九月廿三日

源朝臣 判」

1337 大宮司

建武四年十一月十二日 戸次頼時書下

柞原八幡宮文書 79 県史料 9-79

大友松野文書 13、県史料 25-191

(秀三注) 入田新蔵人以下の凶徒討伐に馳参るよう大宮司に命ず。しかば大宮司は賀来地頭か?、検討を要す。

「入田新蔵人已下凶徒等打出入田郷、已及合戦之由、今日垣田左衛門入道馳申之間、為誅伐所令発向也、不廻時剋馳向、属此手可被抽軍忠也、仍執達如件、

建武四年十一月十二日 源 (花押) (戸次重時)

大宮司殿」

1337 大宮司 賀来社大宮司

建武四年十一月廿六日 戸次頼時施行状

柞原八幡宮文書 80、県史料 9-80

大友松野文書 12、県史料 9-190

(秀三注) 南北朝の乱で、南軍菊池退治のため一色直氏は肥後国に向かう、豊後地頭御家人を催して年内三十ヶ日肥後国に参勤を命ず。賀来社大宮司は賀来地頭でない。

「可為軍勢三騎候、

為菊池武光以下凶徒等退治、差置宮内少輔孫太郎入道殿於肥後国之間、為警護豊後地頭御家人三百騎催進之、年内三十ヶ日可、勤仕由事、今月四日同十八日御教書如此、

早任被仰下之旨上、不廻時日、可被参勤肥後国候也、仍執達如件、

建武四年十一月廿六日 源頼時 (花押) (戸次)

賀来社大宮司殿」

1337 成阿 賀来孫五郎成阿

建武四年十二月廿四日 沙弥道猷(一色範氏) 書下案 深掘系図証文記録

編年大友史料 481、賀来荘史料 41

「一 建武四年十二月廿四日一色道猷下知状一通

深掘孫太郎入道明意申、豊後国敷戸弥次郎入道寿延跡地頭職事、注進状被見畢、可沙汰付明意之由、先度被仰之処、寿延不去退云々、太無謂、早莅彼所、不日可沙汰居、仍執達如件、

建武四年十二月廿四日

沙弥 判

植 田 大輔房殿(有快)

賀来孫五郎入道殿(成阿) 」

1338 成阿 賀来孫五郎入道成阿

建武五年三月廿八日 賀来成阿請文案 深掘系図証文記録、編年大友史料 483

「 建武五年三月廿八日賀來孫五郎入道請文一通

深掘孫太郎入道明意申、豊後國敷戸弥次郎入道寿延跡地頭職事、去年十二月廿四日御教書、今年三月廿二日到来、謹拝見仕候訖、任被仰下之旨上、今月廿四日、植田大輔房相共、莅彼所、欲沙汰居明意之處、如寿延子息又次郎申者、為御方、云京都合戰、云鎮西玖珠城”、抽軍忠、將軍家御教書並大將御一見狀帶之、明意不可”依掠申之子細、先度御使入部之時、令申候訖、全不可去退云々、仍不及打渡候、此條偽申候者、八幡大菩薩御罰於可罷蒙候、以此旨、可有御披露候、恐々勤言、

建武五年三月廿八日 沙弥成阿 判(賀來孫五郎)

1338 成阿 賀來孫五郎入道成阿

建武五年三月廿八日

植田有快請文案

深掘系図証文記録、編年大友史料 482

南北朝遺文九州 1157、植田莊史料 30

「 建武五年三月廿八日賀來孫五郎入道請文一通

深掘孫太郎入道明意申、豊後國敷戸弥次郎入道寿延跡地頭職事、去年十二月廿四日御教書、今年三月廿二日到来、謹拝見仕候訖、任被仰下之旨、今月廿四日、賀來孫五郎入道相共、莅彼所、欲沙汰居明意之處、如寿延子息又次郎申者、為御方、云京都合戰、云鎮西玖珠城責、抽軍忠、將軍家御教書並大將御一見狀帶之、明意不可依掠申之間、全不可去退云々、仍不及打渡候、若此條偽申候者、八幡大菩薩御罰於可罷蒙候、以此旨、可有御披露一候、恐々勤言、

建武五年三月廿八日 僧有快 判」

1339 加來彌五郎入道

九州探題一色道猷範氏書下

志賀文書

熊本県史料中世 2

大友志賀藏人太郎頼房代親尚申、豊後國球珠郡小田次郎入道々覺女子跡内田地拾町地頭職事、為勲功之賞宛行之間、可遵行之由、度々被仰守護代之處、無音之上者、早加來彌五郎入道相共、莅彼所、可沙汰付下地於親尚、至餘殘者、載起請之詞、可注申也、仍執達如件、

暦応二年七月廿三日 沙 彌 (花押)

植田大輔房

1339 賀來彌五郎入道

九州探題一色道猷範氏書下写

志賀文書

熊本県史料中世 2

「此本書、加來之後裔加來兵右衛門依所望、天明二年九月十四日遣之矣、」

志賀藏人太郎頼房申、恩賞地豊後國球珠郡小田次郎入道々覺女子跡田地拾町地頭職事、植田大輔房相共、莅彼所、可沙汰付下地於頼房之由、先度被仰之處、于今無音、何様事哉、

不日遂其節、載起請之詞、可被注申也、仍執達如件、

暦応二年十月廿六日

沙彌 在判

賀来弥五郎入道殿

1339 生阿 賀来弥五郎入道生阿

暦応二年七月廿三日 沙弥道猶. (一色範氏) 書下 熊本県史料中世 2.編年大友史料 514

志賀文書 140、賀来莊史料 43、鎌倉遺文 1368

「大友志賀藏人太郎頼房代親尚申、豊後国玖珠郡小田次郎入道々覓女子跡内田地拾町地頭職事、為勲功之賞宛行之間、可遵行之由、度々被仰守護代之処、無音之上者、早賀来弥五郎入道相共、莅彼所、可沙汰下地於親尚、至余残者、載起請之詞、可注申也、仍執達如件、

暦応二年七月廿三日

沙弥 (花押)

植田大輔房殿 」

1339 生阿 賀来弥五郎入道生阿

暦応二年十月廿六日 沙弥道猶 書下 熊本県史料中世 2 編年大友史料 516

志賀文書 149、賀来莊史料 44 鎌倉遺文 1413

「本書、加来之後裔加来兵右衛門依所望、天明二年(1782)九月十四日遺之矣」

「志賀藏人太郎頼房申、恩賞地豊後国玖珠郡小田次郎入道々覓女子跡田地拾町地頭職事、

植田大輔房相共、莅彼所、可沙汰付下地於頼房之由、此度被仰之処、于今無音、

何様事哉、不日遂其節、載起請之詞、可被注申也、仍執達如件、

暦応二年十月廿六日

沙弥 (花押) (一色能氏)

賀来孫五郎入道殿 」

1339 生阿 賀来弥五郎入道生阿

暦応二年十月廿六日 沙弥道猶 書下 志賀文書 148、熊本県史料中世 2

賀来莊史料 45、鎌倉遺文 1412

「志賀藏人太郎頼房申、恩賞地豊後国玖珠郡小田次郎入道々覓女子跡田地拾町地頭職事、

賀来弥五郎入道相共、莅彼所、可沙汰付下地於頼房之由、此度被仰之処、于今無

音、何様事哉、不日遂其節、載起請之詞、可被注申也、仍執達如件、

暦応二年十月廿六日

沙弥 (花押) (一色能氏)

植田大輔房殿 」

1340 生阿 賀来弥五郎入道生阿

暦応三年正月十六日 賀来生阿請文 志賀文書 150 熊本県史料中世 2 賀来莊史料 46

編年大友史料 517、鎌倉遺文 1470

「賀来弥五郎入道請文」

「大友志賀藏人太郎入道□□代親尚申、恩賞地豊後国玖珠郡小田次郎入道々覓女子跡田地拾町地頭職事、任去年七月廿三日・同十月廿六日御教書、種田大輔房相共、莅彼所、親尚隨引申致沙汰候之処、古後六郎・魚返又次郎各代官、出向、女子跡無之由、雖支申、任被仰下之旨、沙汰付下地於親尚候畢、若此条偽申候者、八幡大菩薩御罰於可罷蒙候、以

此旨、可有御披露候、恐惶勤言。

歴応三年正月十六日

沙弥生阿(賀来) 請文 」

1340 生阿 賀来弥五郎入道生阿

歴応三年正月十八日 植田有快請文 志賀文書 151、熊本県史料中世 2、賀来荘史料 47

編年大友史料 518 鎌倉遺文 1471

「植田大輔房請文」

「志賀藏人太郎頼房恩賞地豊後国玖珠郡小田次郎入道々覚女子跡田地拾町地頭職事、去二年十月廿六日任御教書、賀来弥五郎入道相共、莅彼所、沙汰付下地於頼房候之処、古後六郎・魚返又次郎女子跡無之候之間、不可去退之由雖申候、任被仰下之旨上、遂其節候畢、若此条偽申候者、仏神御罰可蒙候、以此旨、可御披露候、恐惶勤言、

歴応三年正月十八日 僧有快 請文 」

1340 賀来弥五郎入道

賀来生阿請文

志賀文書

熊本県史料中世 2

「賀来弥五郎入道請分」

大友志賀藏人口口賞地豊後国球珠郡小田次郎入道□□跡田地拾町地頭職事、任去年七月廿三日・□□月廿六日御教書、植田大輔房相共、莅彼所、□尚隨引申致沙汰候之処、古後六郎・魚返又次郎各代官出向、女子跡無之由、雖支申、任被仰下之旨、沙汰付下地於親尚候畢、若此條偽申候者、八幡大菩薩御罰於可罷蒙候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

暦應三年正月十六日 賀来沙弥生阿 請文(裏花押)

1340 生阿 賀来弥五郎入道生阿

歴応三年五月十六日 大友貞親譲状案裏書 志賀文書 67、賀来荘史料 48

編年大友史料 627

「ゆつりわたす せんくま丸かところ
ふんこのくになをりかうのうち、にうたはんふん・大くまのむら付くほたむら の事、
やうしとして、ゆつりあたふるところ也、関東御くうしいけ、いこくけいこの事、
嫡家大友まこ大郎さたむねかめいにしたかいて、きんしすへきしやう、如件

延慶三年(1310)六月五日 (大友) 貞親 (花押)

「於此正文者、京都隨身之間、為後証遂校正、処加判也、

歴応三年五月十六日 宗能 (花押)

沙弥生阿 (花押)

僧 有快 (花押)

このゆつりしやう、後日にふしんあらしかために、しひつにてうらかきをくわふる所也、

大友貞親 」

1341 生阿 賀来弥五郎入道生阿

歴応四年六月十二日 沙弥道猷書下 志賀文書 154 賀来荘史料 50,鎌倉遺文 1675
編年大友史料 519,熊本県史料中世 2
「大友志賀藏人太郎頼房申、豊後国玖珠郡小田次郎入道々覺女子跡田地拾町地頭職事、
爲勳功之賞、被沙汰付頼房處、古後六郎・魚返又次郎致・押妨狼籍云々、太無謂、早賀來
弥五郎入道相共、莅彼所、退狼籍人等、載起請之詞、可被注申也、仍執達如件、
歴応四年六月十二日 沙弥 請文(一色範氏)
植田大輔房殿 」

1342 薬師女 賀来地頭順阿女子薬師女

康永元年六月二日 駿河權守・沙弥某連署料足支配状 柚原八幡宮文書 83,賀来荘史料 52
増補訂正編年大友史料 6-177

(秀三注) 造賀来社料物三十二貫余を支配し、究済を命ず。

「支配

豊後国賀来庄地頭順阿女子薬師女跡拾町漆段小肆拾歩事、

造当国一宮 八幡賀来社料物

合參拾貳貫貳百三十三文者、

右、来月廿日以前可被究済、仍且支配之状、如件、

康永元年六月二日 沙 弥 (花押)
駿河權守 (花押)」

1341 歴応四年 賀来彌五郎入道

九州探題一色道猷範氏書下

志賀文書

熊本県史料中世 2

大友志賀藏人太郎頼房申、豊後国球珠郡内小田次郎入道道覺女子跡田地拾町地頭職事、
爲勳功之賞、被沙汰付頼房之處、古後六郎・魚返又次郎致押妨狼籍云々、太無謂、早植田
大輔房相共、莅彼所、退狼籍人等、以誓文可被注申也、仍執達如件、

歴応四年六月十二日 沙弥(花押)

賀来彌五郎入道殿

1342 康永元年 順阿

駿河權守・沙彌某連署造賀来社料物支配状

柚原八幡宮文書

大分県史料 9

「康永元年薬師女跡」

支配

豊後国賀来庄地頭順阿女子薬師女跡拾町漆段小肆拾歩事、

造当国一宮 八幡賀来社料物

合參拾貳貫貳百三十三文者、

右、来月廿日以前、可被究済、仍且支配之状、如件、

康永元年六月二日 沙弥(花押)

「やくしとのゝあと」	駿河權守(花押)
<u>1342 康永二年 沙弥元惟</u>	
賀來圓成寺五輪塔銘	大分県金石年表 8
	大分市大字賀來円成寺
'地輪'	「康永二年辛未正月廿二日
	沙弥元惟」
<u>1346 角違一揆</u>	
貞和二年五月十七日 尊氏下文	大友家文書録、立花家蔵大友文書
	編年大友史料 746,747
(秀三注) 尊氏公西国御下向、大友屋形に御落着なられ、翌春御上洛の時、大友より人数を付	
けられ、この者供に角違一揆の盟約書を作った。尊氏は角違一揆と大友貞順に地頭職を宛行う。この頃、佐伯山城守、草野筑後入道等は、官方と成りしものと察せらる。	
「 御袖判 (足利尊氏)	
下 角違一揆中	
可令早領知、豊後国佐伯莊佐伯山城守殿 同國小佐井郷草野筑後入道殿 等地頭職事、	
右、依參御方、所宛行也、守先例、可致・沙汰之状、如件、	
貞和二年五月十七日 」	
「 (花押) (足利尊氏)	
下 大友豊後守貞順、	
可令早領知、本知行地頭職□-----□事、	
右、依參御方、所宛行也、守先例、可致沙汰之状、如件、	
貞和二年五月十七日 」	
<u>1346 角違揆</u>	
貞和二年五月 角違一揆盟約書 1	編年大友史料 748、南北朝遺文 6848
	豊後田北文書、速見郡史
「 契約条々	
一鎮西安全者、依当家御武略之間、各被為同心之人数、堅結一揆、成英雄之思、可廻韜略之謀事、	
一合戦之時者、張陣於一所、内外加談合、可調儀、於不応衆者、敢不可拔怒儀、既背一揆之旨不功者、畜匪其身之楚忽、可及惣衆之調儀、然每事隨合戦奉行之意見、守御方之大儀戦功、若於其場、或者未練之仁出来、或手負以 下見棄輩者、不謂親子兄弟、令披露衆中、速惟聊非儀、殆互嗜弓箭道、可立公方之事故也、可守堅規式之準的事、	
一諸方御寿策御勢仕之事、此衆中者、隨時宜、可有其沙汰、不可背多分之儀事、	
一此衆中或討死或病死之時、幼稚之子孫等、可加養育、若称幼少、就他人之所望、 被	

没収彼跡者、各扶持可歎申事、

一此衆對余人、所務以下珍事出来之時者、縱為理運、憑衆力聊不”致狼藉、慎經上訴、宜仰御裁許、若又及不慮之御沙汰者、各成自訴思可執申事、

一此衆各守一諾之本意、永不可有異變之儀、互成水魚之思、万事不殘心底、可申談之、次此人数中、若不慮之儀出来時者、惣衆先馳塞中途、加諷諫、可廻和睦之方便、愛其仁上、於未練不弁理非、不拘教訓、猶以令強行無理之噉儀者、一同可見繼理運之仁事、

一或依遊宴之與、或就當座之儀而、致博奕輩、前々在之者、公私之大綱、打入馬物具、失發途之儀、職而由斯於此衆者、堅令禁遏者也、繼依酒宴、醉狂口論以下珍事出来歎、為闢論之基上、外聞不可然、若有如然輩一者、一篇加教訓、猶以不承引者、經惣衆之辭儀、可出此衆事、

右、以前条々、為勿違失、所定規式也、然則各可嗜武略之功名者也、若此衆中、雖一事、構糾曲、存矯飾者、神名云々（以下神文省略）、

年号月日 」

1346 角違揆 賀來治部丞大神惟世

貞和二年五月 角違一揆盟約書2

編年大友史料 748、南北朝遺文 6848

豊後田北文書、速見郡史

「角違一揆連署 次第不同

挾間兵庫助藤原英直 筑後守

木付大炊入道沙弥廣輔

吉弘八郎入道沙弥一曇 丹後守

六鄉山執行 僧 圓藏

高崎七郎左衛門藤原親千 尾張守

矢野掃部助 橘 公貞 長門守

疋田左近將監 藤原利重 淡路守

林藤内兵衛尉藤原秀綱 美濃守

林小次郎入道沙弥忠盛

藥師寺八郎次郎橘泰房

長野新左衛門尉清原言房 長門守

田口彦六 藤原泰貞 駿河守

疋田修理亮藤原利資

帶刀右京亮藤原輔直

広瀬工藤三郎藤原致長 兵庫助

市河五郎入道沙弥先庸

都甲九郎左衛門尉大神惟輔

賀來治部丞大神惟世

松木孫太郎清原言卿 修理允

田代兵庫助大神治綱

伊美五郎入道沙弥一梵

木付大炊助藤原直世

田原右京亮藤原泰隆 肥前守

向三郎次郎入道沙弥正邦

宇野三郎 源朝治 河内守

挾間新藏人入道沙弥覺宗

豈前藏人太郎藤原氏政 遠江守

今村八郎左衛門尉藤原泰経

沼右京亮三枝輔盛

橋爪掃部助大神惟為

矢野次郎左衛門橘匡行

今村七郎藤原泰勝 修理亮

舞三郎 藤原輔光 長門守

牧兵衛三郎 藤原經泰

高山又七 平泰忠

御沓八郎五郎藤原宇治朝

壇五郎 清原公卿

佐藤主計允 藤原十信

佐保掃部助藤原佐容 備前守
恒松左衛門太郎入道覺貞 沙弥平時貞
岡屋彦太郎平時利
柴山大蔵丞大神親幸
一万田太郎左衛門尉藤原貞政
野津權五郎藤原直秀
薬師寺九郎橘清世 伊予守
城四郎左衛門尉源義茂
神崎彈正忠大神惟兼
田口秀三郎藤原氏貞 左近將口
小田原秀三郎藤原氏利 新左衛門尉
佐保左衛門尉藤原貞作
田口修理亮藤原泰直
後藤次郎藤原泰久
後藤三郎藤原親明 「以上 6 7 名」

1346 角違揆 賀來治部丞大神惟世
貞和二年五月 角違一揆盟約書 3

挟間又三郎藤原友直
首藤八郎次郎藤原輔道
厚與一 藤原直茂 彈正忠
野津七郎藏人入道宝秀
笠良木彈正左衛門尉藤原賴重
荒木右京亮宇佐盛親
下郡縫殿入道沙弥直秀
江彦八大江景義 八郎左衛門尉
軸丸弥三郎藤原利彦
下藤左衛門四郎大神惟行
田原左京亮藤原氏高
津久見兵部左衛門入道信護
薬師寺伊豆守橘義業
津守筑前守藤原宇治貞

編年大友史料 748、南北朝遺文 6848
豊後田北文書、速見郡史

「角違一揆御旗並合戦奉行内談衆事、
一御旗役人、

挟間筑前守	木付大炊入道	一万田越前入道
田原肥前守		
一、合戦奉行、		
高崎尾張守	疋田淡路守	林 美濃守
長野長門守	佐藤主計入道	木付大炊助
薬師寺伊豆守		
一衆中、		
一万田越前入道	木付大炊入道	挟間越後守
高崎尾張守	田原肥前守	疋田淡路守
林 美濃守	長野長門守	下郡縫殿入道
宇野河内守	佐保備前守	木付大炊助
一奉行人、		
下郡縫殿入道	宇野河内守	
朽網郷一揆方支配之事		
一、上分廿人、		
挟間筑後守	吉弘左近将監	木付大炊入道

佐保肥前守	疋田淡路守	木付大炊助
吉弘弾正忠跡	神崎弾正忠	賀来治部丞
伊美 五郎	市川 五郎	松木修理亮
長野長門守	佐保左衛門尉	佐藤主計入道
帶刀右京亮	津守筑前守	津久見兵部入道
疋田修理亮	六郷山執行	

一、「中分九人、 (略)

一、下分三十三人、 (略) 」

速見郡史曰、右一揆は、建武二年足利尊氏叛旗を翻し、軍敗れて西国に走り、延元元年春再び東上に際し、大友屋形の人数中尊氏に扈従上洛せし武家団体なりとす。

1353 建武元年 信阿

賀來圓成寺五輪塔銘

大分県金石年表 8

大分市大字賀來円成寺

'地輪'

「建武元年申戌三月廿八日」

信阿」

(渡辺注) 当寺（「阿南山圓成寺」ト称シ（「雉城雜誌」）、「中尾六地蔵幢銘」ニヨレバ「大分郡阿南莊圓成寺領」トアリ、阿南莊ニ属ストスル（「阿南莊史料」二〇五号）。但シ当寺ハ賀來莊地頭賀來氏ノ氏寺ニシテ、賀來氏居館ト伝フル所モ付近ニアリ、賀來莊ノ内ト考ヘ得ル。阿南郷ノ別名平丸名（「豊後國圖田帳」（三八号）ニハ、賀來莊ノ内ト記サレテオリ、阿南莊ト賀來莊トノ両属関係ヲ見得ル。以上ニヨレバ、圓成寺一帯ハ右ノ平丸名ニ属スル地域ニ非ザルカ。

1353 惟光 賀來小二郎惟光

文和二年(1353)二月二日 円成寺五輪塔 増補訂正編年大友史料 7-193

(秀三注) 大分郡賀來村大字賀來（大分市賀來）の円成寺所在五輪塔に左記の銘あり。

「 賀來小次郎惟光 生年廿二 法名光口 於筑前国針磨打死

文口口年二月二日 」

大友家文書録に、「是月、貞広、氏貞1. 及其族類多戦々死於筑前国針摺原」とある。

又、大友史料の註記に、「正平八年正月二十二日、北党一色範光等、肥後千栗船隈に楯籠る。是日、南党菊池武光の兵之を攻む。ついで一色氏は直冬の党小式頼尚を太宰府浦城に攻む。菊池武光は直冬と提携して頼尚を援護す。二月二日、一色氏の軍、武光の援軍と筑前針摺原に於て戦う。一色の軍敗退し、田原貞広等戦死す。」とある。尚、この戦いは、太平記、鎮西要略、太宰管内志等にも見える。

南朝の正平八年は北朝の文和二年である。豊後の大友氏は北朝に属していた。

1353 惟光 賀來小二郎惟光

文和二年二月二日

円成寺五輪塔

増補訂正編年大友史料 7-193

巌北の文化財

大分市植田公民館編集発行の「巌北の文化財」には、惟光に付いて次の様に云う、「云々、十四代惟光の文化二年三月云々、一色党の大友一族田原貞広、賀来惟光等は、足利尊氏に弓を引く小式頼尚軍を太宰府に攻めたが、菊池氏の救援に敗れて針摺原で何れも戦死した。惟光は時に二十二才の若さであった。円成寺裏に墓碑がある。碑面に、賀来小二郎惟光、生年二十二、於筑前針摺原戦打死、文化二年三月二日、とある」と。

前記編年大友史料とは多少異なるが、前記の二月が正しい。

円成寺現住職岐津浩氏母堂の話によると、先住職の大拙（岐津静夫氏）が、円成寺裏を流れる賀来川に沿った竹藪の中で、古い墓石を発見、竹葉が深く積もった中に石碑を発見した。ここに墓があったという言伝えは前から有ったが、この処の川には深い瀧があり、危険なため子供等は近寄ることがなかったと言う。石碑は五輪塔の一部の地輪で、石には刀傷があり、文字はかなり明瞭で有ったが、現在は風雨に晒され、見えにくくなっているという。現在の賀来川の堤防は広く、大きくなっているが、円成寺の墓地は流れの近く迄あって、広大であったという。

雉城雑誌、賀来系譜によると、円成寺は地頭賀来氏の菩提寺であり、享和三年(1530)の氏姓之乱で、賀来館と共に焼失し、この時累代の墓石も破壊されたという。惟光墓石の刀傷は当時の戦闘の激しさを物語っている。

1356 黒木城戦

建武三年(1336)三月 将軍西国御下向、御上洛之事	豊筑乱記
菊池責並將軍御帰洛之事	北肥戦記

(秀三注) 建武の戦いは、九州も豊後も南北に別れて戦った。

豊筑乱記に云う「去建武の合戦に、将軍父子、新田、楠木に討負させ給ひ、筑前国に御下向被成しに、肥後国菊池父子宮方にて、筑前に馳向かひて、将軍父子と合戦す。菊池多勢の者なれば、将軍危く見えさせ給ひけれ共、大友刑部氏時、豊前、豊後両国の軍兵を引具し、筑前、筑後へ発行して、菊池が大勢を一戦に追払ふ。筑後の国へは、田北彦太郎親直を、黒木の城に差置く。将軍御上洛の御用意に、大船数千艘拵らへ、数万騎の軍兵取乗て、将軍父子を守護したてまつり、順風に帆を上げて、云々、都を指して攻めのぼる。」

北肥戦記に云う「斯て尊氏公太宰府へ御陣を居られ、御敵御退治の評定区々也。中にも、少式頼尚を御前へ被召。九国の侍どもを被召けるに、我先にと馳参る。将軍さらば先菊池掃部助武敏が筑後国黒木の城へ在けるを被責べしと、同三月十三日上野三馬助頼兼ねを大将にて、軍兵を差向らる。同十七日、筑後国人等、末安又三郎兼親以下、上野に馳加り、黒木へ押寄る。菊池防戦かないがたく、当城を去て豊後国へ引退き玖珠の城へ入る。」

1357 建武四年 賀來孫五郎入道

小俣道剰書下案	肥前深堀文書
	南北朝遺文九州編 955号
少輔道剰下知状寫一通、	

豐後國敷戸彌次郎入道跡地頭職事、爲勲功之賞、所宛行深堀孫太郎入道明意也、守護代相共、可沙汰付明意之由、先度被仰之處、不事行云々、太無謂、急度可被申左右也、仍執達如件、

建武四年五月廿六日

沙彌判

賀來孫五郎入道殿

建武四年 賀來孫五郎入道

九州探題一色道猷範氏書下

肥前深堀文書

南北朝遺文九州編 1105 号

深堀孫太郎入道明意申、□前□敷戸彌次郎入道壽□□地頭職事、注進狀披見□□沙汰付明意之由、先度被□□処、壽延不去退云々、太無□□位彼処、不日可沙汰居、乃執□如件
建武四年十二月廿四日

沙弥(花押)

植田大輔房

賀來孫五郎入道殿

1358 建武五年 賀来成阿

賀来成阿請文案

肥前深堀文書

南北朝遺文九州編 1158 号

□□□太郎入道明意申、豐後國敷戸□□□入道壽延跡地頭職事、去年十二月廿四日御教書、今年三月廿二日到来、謹拜見仕候訖、任被仰下之旨、今月廿四日、植田輔房□□莅彼所、欲沙汰居明意候之處、如壽延子息又次郎申者、爲御方、云京都合戰、□鎮西玖珠城責、抽軍忠、將軍家御教書并大將御一見狀帶之、明意不可依申之子細、先度御使入部之時、令申候訖、全不可去退云々、仍不及、打渡候、此條僞申候者、八幡大菩薩御罰於可罷蒙候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建武五年三月二十八日

沙弥賀来成阿 請文裏判

1358 建武五年 賀来孫五郎入道

僧有快植田大輔房請文狀

肥前深堀文書

南北朝遺文九州編 1157 号

□□□□郎入道明意申豐後國敷戸□□入道壽延跡地頭職事、去年建武四年十二月二十四日御教書、今年三月廿二日到来、謹拜見仕候訖、任被仰下之旨、今月廿四日、賀來孫五郎入道相共莅彼所、欲沙汰居明意候之處、如壽延子息又次郎申者、爲□□云京都合戰、云鎮西玖珠城責、抽□□將軍家御教書並び弁大將軍御一見狀□之、明意不可依掠申之聞、全不可去退云々、仍不及打渡候、若此條僞申候者、八幡大菩薩御罰於可罷蒙候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建武五年三月廿八日

僧有快 請文裏判

1380 掃部助 賀来掃部助

康歷二年十二月八日 豊後國直入郷給人注文

肥後志賀文書、南北朝遺文 5628

「直入郷□□給人注文 御恩帳

賀來掃部助 (中略)

一所 塘田名別給大背戸内五貫文
平田名之内薬師寺分拾貫文
以上拾五貫文

(以下略)

康歴二年十二月八日

1384 掃部助 地頭賀來掃部助

至徳元年十一月十六日 吉弘氏郷等連署奉書 杵原八幡宮文書 94、賀来荘史料 55
増補訂正編年大友史料 8-368
県史料 9-64、南北朝遺文 5859

(秀三注) 地頭賀來掃部助をして、千代丸名役として由原宮祭礼を勤仕せしむ。

至徳の頃には大友親治無し、従って備前守は他者なり。

「由原社八ヶ度祭礼事、為千代丸名拾三町之役、地頭賀來掃部助令勤仕哉否、被尋下当
社宮師房等之処、各捧宝印裏誓文之上者、不及子細、任先規一可令勤仕之旨、
所被仰地頭也、得其意可被致催促之由候也、仍執達如件、
至徳元年十一月十六日 前備前守 (花押)
左近将監 (花押)」

賀來社神人名帳 杵原八幡宮文書
大分県史料 9

豊後国一宮 八幡賀來社神人名帳

神官分

大宮司 権大宮司 惣檢校 辨官 擬大宮司 大檢校 権擬大宮司 御馬所別當 惣別當
權御馬所 正小宮司 権小宮司 擬小宮司 権擬小宮司 濱殿檢校 御炊殿別當 権惣檢
校 宮掌 鑑取檢校

貫首分

次郎丸貫首 貞清貫首 小原貫首 近末貫首 淵野貫首 黒牛貫首 新三郎貫首

檢校分

御炊殿檢校 酒殿檢校 彌三郎捻校 大四郎檢校 彥四郎捻校 十郎郎太檢校 孫三郎檢
校 藤次檢校 五郎四郎檢校 不五郎檢校 執當檢校 彦七檢校 黒尾殿祝 山科祝 一
命婦 二命婦 三命婦 火王内侍

1412 五郎四郎 小津留代官賀来五郎四郎

応永十九年十二月十五日 大友親著書下 杵原八幡宮文書 104
賀来荘史料 59

(秀三注) 供僧の訴えにより、小津留代官賀来五郎四郎の段錢切削を停止せしむ。小津留代
官職は屋形御意として仰せつく。段錢は社寺等の費用に充てるため、臨時に特定の田地に
対して課税するもの。

「由原社供僧等申状並注進状被見候了、如申候者、社訴度売り候歟、堅可有成敗候、次国中平均段錢事、定員數之処、小津留代官賀来五郎四郎平均之外に切副之由、社家より申候、事實候者、不可然候、但其身分領にいたてハ、よろしく領主計たるへく候かな、或公領、或他人知行分を、任推意沙汰候事、無勿体候、被尋究候て、可有成敗候、此事ハ、任理運可致沙汰之上者、不可有子細候、社頭番役以下事ハ、無怠転可勤仕之由、可被申付候、小津留代官職事者、屋形御意として被仰付候之間、自是非可相斗事候、此分社僧等に、申あたへられ候べく候、其外申事をハ、任理運、厳密可有其沙汰候、小津留事者、任明宗之時沙汰之旨、自寺家も可被斗事候、其分可被心得候、恐々勤言、

十二月十五日 (大友) 親著 (花押)

ぶんご在府衆中 」

1414 地頭

応永廿一年閏七月廿五日 善直長弘連署状案1 柚原八幡宮文書106、賀来荘史料60

「御神事之次第一

賀来社八月御神事十一日市渡御試樂・饗膳酒肴役並十三日藤末之酒肴役・十五日百僧膳役事、一二分地頭同造當方生石方役として、可有勤仕之処、去々年 御神事居祭りたるにて、各役等無沙汰候云々、既御輿御造替候て、去年より如前々御神事とけられ候上者、怠転候諸役等事、其時のことく可有沙汰候、事久成候事ハ、物物ニよてさしおかれ候共、去々年分の事者、其沙汰候て可目出候、たいてん候とて、其のまゝすてられ候ハゞ、後々のため不可然候、役所役所ニ可被相触候、恐々勤言、

応永廿一年閏七月廿五日 長弘 在判

善直 同

宮師御房 」

1414 掃部入道 賀来掃部入道

応永廿一年閏七月廿五日 善直永弘連署状案2 柚原八幡宮文書106、賀来荘史料60

「御神事之次第二

賀来社八月放生会御神事之時、十四五両日供僧神官御台飯米事、秋藤名役貳斗有其沙汰之処、二分役無勤仕之上者、秋藤分も無沙汰候云々、於二分役者、領家年貢を賀来掃部入道御恩に拝領候之間、不預替御沙汰候者、難勤仕之由申、此事者及訴訟之間、可被經御沙汰候上者、争可依一二分法候乎、怠転之条無勿体候、任先規、厳密可被勤仕之由候、恐々勤言、

応永廿一年閏七月廿五日 長弘 在判

善直 同

生石三郎殿 」

1414 五郎四郎 小津留代官賀来五郎四郎

応永廿一年閏七月廿五日 善直永弘連署状案3 柚原八幡宮文書106、賀来荘史料60

「1414 掃部入 参照 」

1422 小次郎

賀来小次郎、地頭

応永廿九年卯月十三日 賀来社神官等給田知行注進状案 柴原八幡宮文書 108、25-4

大分県史料 25-174、9-108

「注進

賀来社神官等給田知行等事

一宮司

一権大宮司

一弁官 但四丁九段三口參内壱町知行、其余ハ造営奉行方一二分田一二分地知行

一擬大宮司 紿田夸町内□□□□知行、一二分地知行

一御馬所別当 紿田桜町大宮司知行

一惣別當 紿田鰐町□□堵知行。笠殿□□知行

一正小宮司

一淵野貫首

一貞清貫首 紿田夸町□五段知行、二段平丸□知行、笠段□□知行

輪田笠履一二分地顛知行紿田□□□□分地輩知行

一小原貫首 紿田五屋一二分地知行 供僧給地他人知行地事数多候、先日就・社家
御使言上仕之間、令省略候、重而御尋

之時明申候へく候、

懈怠神官等事

一惣檢校 紿田夸町一二分知行

一大檢校 帖田町内八段二一分地行、二段賀来小次郎行

一権擬大宮司 紿田警町一二分地行

一権御馬所別當 紿田夸町・二分地知行

一二郎丸貫首 紿田五穀大宮司与地皿詔

一黒牛貫首 紿田五及内三殿一二分地、二履大官可知行

右注進言上如件、

応永廿九年(1422)卯月十三日

幸栄

重妙」

1436 姫岳着到

賀来六郎五郎、賀来次郎

永享八年六月九日 大友持直方姫岳着到交名写 柳河大友家文書 14, 県史料 26-504

大友持直方姫岳着到交名 大友家文書録 1-305

(秀三注) 永享八年、大友持直は足利に反す。海部郡の姫ヶ岳による。

大友家文書録に「六月九日親綱攻州姫岳城、十一月城陥時、在我軍士着到」と。

「永享八年六月九日 姫岳著到次第不同」

(頭部八十四名略)

田原下総守

大津留次郎

丹生弾正忠

生石宮内少輔

生石右京亮 吉岡上総守代 石垣紀伊介 松武民部丞
牧治部丞 賀来六郎五郎 岩屋彦次郎 能一小次郎
(中間三十四名略)
都甲三郎 御手洗大膳亮 薬師寺四郎三郎 今村次郎四郎
都甲加賀守 倉成六郎次郎 倉成歲若代 賀来次郎
(以下二十四名略)

姫岳城衆
(以下二十三名略)

死去人数

(五名略)

十一月十七日 大友親治 在判

田北六郎殿 」

1436 六郎五郎 賀来六郎五郎
永享八年六月九日 大友持直方姫岳着到交名写
大友持直方姫岳着到交名

「1436 姫岳着到 参照、豊前賀来氏か？」

1469 加来主税 加来主税 (豊前)

文明之役 秋吉頼泰系譜 秋吉系図；杵紀秋吉政治氏所藏
増補訂正編年大友史料 33

「頼泰 秋吉五郎三郎、主殿亮

文明之役、父直泰討死、舍兄房泰負深手、將被討賴泰輿能安親子並良從加藤五兄弟五騎再入敵軍遂得逢房泰、至加来主税下津留小大膳入野太郎左衛門其外宇都宮工藤永松二宮寒田大神岩尾等十余騎救來吾軍、云々、」

「豊後全史曰、応仁三年(1467) (文明元年) 大友政親は兵五千を以て、城井右衛門佐等を討ち 竜王に陣す。」

1489 神九郎 賀来神九郎

延徳元年 大友親勝系譜 大友氏系図 植田村秋岡常東考藏本
増補訂正編年大友史料 33

「親勝 大友七郎、政親の弟、父は親繁

文明七年十月始、七郎親勝企野心、違父兄、延徳元年己酉秋兄政親在京都、其留守親勝依逆心、九月於肥州山中誅戮、行年二十七歳、賀来神九郎介錯、」

1489 治綱 加来五郎左衛門尉治綱 (肥後賀来氏)

寛永弐年霜月七日 加来氏家伝 肥後古記集覽 5-6
東京大学史料編纂所々蔵文書

「1625 加来家伝 参照 」

1489 神九郎 治綱次男神九郎 (肥後賀来氏)

寛永式年霜月七日 加来氏家伝

肥後古記集覽 5-6

東京大学史料編纂所々蔵文書

「1625 加来家伝 参照」

1490 賀来采女佐

延徳二年(1490) 大内氏関係者 道傾から立札について指示 永弘文書 1207

増補訂正編年大友史料 12-337

1495? 親治書状 賀来五郎左衛門尉治綱、賀来社大宮司

明応四年?七月廿六日 大友親治書状

大友家文書録 1-599、県史料 31

増補訂正編年大友史料 13-357

山口市八幡馬場矢嶋寿雄氏所蔵

(秀三注) 1492-1501 年の文書。この時より以後、賀来氏が由原宮の大宮司となる。

大友家文書録に「○親治以州賀来社大宮司職、命賀来五郎左衛門尉、在書」と。

「賀来社大宮司之事、就盜賊成□前代不聞之儀、非沙汰之限候、然者可改被職否之事、神監不及凡慮之条、彼大宮司子孫與面々以御勧致祈念之処、其方所勘之通下御勧候、早々可然以名代、有限社役等、可被致其覺悟候、武家奉公之事者、不可准社職候間、依勤勞追而可扶持候、恐々勤言、

七月廿六日 大友親治 在判」

賀来五郎左衛門尉殿 」

1495 治綱 賀来五郎左衛門尉治綱

明応四年?七月廿六日 大友親治書状

大友家文書録 1-599、県史料 - 31

増補訂正編年大友史料 13-357

「1495? 親治書状 参照、以州賀来社大宮司職、愈賀来五郎左衛門尉云々」

1501 惟秀 惟秀、重家 {大藏}、真直、重泰、重記 (宗師) (房畠賀来氏)

嘉永七年六月 賀来宗師墓碑 佐田郷土史

「1854 宗師墓碑 参照、1500 頃、惟秀豊後賀来荘より来る」

1501 藤兵衛尉 賀来藤兵衛尉

明応十年二月十日 大内義興書状

宇都宮文書枚 26

(秀三注) 尾立維孝曰、城井日向守は宇都宮十四代常陸介弘房 (初名秀堯) 弟直重也。本荘城は本荘村に在り、宇都宮氏代々の居城なり。

「城井日向守已下残党等之事。去九月攻落築城郡本庄城悉追伐合戦之時。郎従賀来藤兵衛尉被矢疵之由。注進到来。神妙。弥可抽戦功之状如件。

明応十年二月十六日 (花押) 義興

佐 田 次 郎 泰 景 殿

1501 神兵衛尉 賀来神兵衛尉、

文龜元年正月 佐田某系譜

宇都宮佐田系図 肥後佐田長三郎蔵本

増補訂正編年大友史料 33 宇都宮文書枚 6

「某 左衛門大夫、俊景の弟、文亀元年正月、大友親治之兵抜宇佐郡妙見岳城、據之 左衛門大夫與泰景之郎等賀来神兵衛尉先登、(泰景は俊景の子) 」

宇都宮文書所収の内川野佐田氏系図では、

「文亀元年正月大友親治抜・宇佐郡妙見岳城、某與泰景郎等賀来神兵衛尉共防之。」

1503 神兵衛尉 賀来神兵衛尉

文亀元年正月 佐田某系譜

宇都宮佐田系図 肥後佐田長三郎蔵本

増補訂正編年大友史料 33

「某 左衛門大夫、俊景の弟、

文亀元年正月、大友親治之兵抜宇佐郡妙見岳城、據之左衛門大夫與泰景之郎等賀来神兵衛尉先登、(泰景は俊景の子) 」

1505 神兵衛尉 賀来神兵衛尉

永正二年七月 佐田泰景軍忠状

佐田文書 113、熊本県史料中世 2

宇都宮文書枚 27、佐田文書 113p218

(秀三注) 尾立維孝曰、云々、文亀元年正月大友親治（政親子）小式次郎資元を援けて豊前に出て妙見岳城及び馬ヶ岳城を陥る。左衛門大夫は泰景父俊景弟也、其の名詳ならず。中津河は今の下毛郡中津也。此時馬岳城將仁保左近将監平護郷仲津郡沓尾崎に戦ふて死す。義興更に神代余三右衛門尉貞綱に命じて馬岳城を守らしむ。云々。

「一見候。 (花押) 義興

軍忠

佐田 次郎 泰景

一去明応七年十月二日。豊後勢至佐田荘云々 (略)

一同十六日御人体着郡以後。云々 (略)

一明応八年七月廿五日令渡海。云々 (略)

一依^レ彼思案豊後罷越事。云々 (略)

一文亀元年正月当郡衆渡海儀。任御奉書旨申調。士三日各乗船為名代同名左衛門大夫 相副人数至中津河着岸之、廿九日妙見尾伐取時。我世者賀来神兵衛尉太刀討。郡衆所^レ被致存知也。

一右之渡海御前勢無人之通注進之時。重而神代紀伊守方被相催之条。泰景事正月廿九日 中津河罷渡。船衆申合二月九日至城井城涯分馳走焉。

一同年七月廿三日馬岳合戦時者云々 (略)

右条々粉骨之次第達上聞。御感御書三通併御奉書數通頂戴仕畢。同以此一卷仁申請御証判。備後胤龜鏡弥為抽”忠勤粗注進如件。

永正二年七月 日

進上 御奉行所 」

1507 五郎左 賀来五郎左衛門尉治綱、

永正四年卯月廿一日 大友親治書状案

柞原八幡宮文書 181、賀来荘史料 69

(秀三注) 由原宮の寄進布施物は大宮司の沙汰とす。

「由原宮敬進馬・武具・衣類等者、大般若經・仁王經、雖為布施、任先規之旨、為大宮司職可執沙汰事、肝要候、不可有聊爾之儀二候、恐々勤言、

永正四年卯月廿一日 親治 在判

賀来五郎左衛門尉殿

(御証判賀来藤左衛門所持)」

1508 五郎左 賀来五郎左衛門尉

永正五年?十月廿五日 大友義長書状 柴原八幡宮文書 155、賀来荘史料 69

「前日以賀来五郎左衛門尉、於社頭方々祈念之通申候、定而其分候哉、御辛存候、弥 精誠憑入候由為可申、平林弾正忠進之候条、不能詳候、賀事、恐々勤言、

十月廿五日 大友義長 (花押)

宮師御坊」

1508 城山八幡社

永正五年十二月廿三日 大友親治書状 永弘文書 1419

城山八幡社勸請

実相寺等玉禪師

1509 境界争 賀来大蔵少輔之 (惟秀)、善右衛門尉、神左衛門尉

永正六年 境界論議 速見郡史 p634

「宇佐郡佐田荘古川村と速見郡山香郷山浦村川床との境論議あり。山香郷より郷司志手加賀守・野原対馬守、佐田荘より同地頭佐田左衛門大夫・同代官加来大蔵少輔立会いし、検議の上解決せり。

【山香圖跡考】 久木野尾村口野尾 右此所に大山あり。同木松木斗、豊前宇佐郡古川に近し、川底村四さし有、年歴は嘉歴三年八月廿二日岩尾弾正忠越智道成とあり、同川底古川境の争論有之。古川村より境を狼藉に及、野原対馬昌久・志手加賀守泰久兩人より、宇佐郡の役人加来大蔵少輔・佐田左衛門大夫両人に当る書状の写あり、其後又論争有之、右書状の写しを差出し、両村之役人相談の上裏書有之、年号は大永四年卯月十三日とあり。双方役人は野原孫左衛門尉在判、志手美濃守在判、其次に賀来善右衛門尉在判、加来神左衛門尉在判なり。境は越智道成四方指に有之石仏を限る。」

1511 備中守 賀来備中守

永正八年六月十九日 大友親照系譜 大友氏系図 竜田村秋岡常東寺蔵本
増補訂正編年大友史料 33

「親照 戸次又五郎 (親繁の末子)

始号親豊、義長知世時、親照謀叛、故永正八辛未年六月十九日夜月将出時、於豊後大野郡藤北生害、介錯賀来備中、」

1512 大膳亮 賀来大膳亮

永正九年六月 大友親治知行預状 大友家文書録 1-665
賀来斎藤連署打渡状 大友家文書録 1-666

大友家文書錄に「永正九年六月親治授采地於家臣原尻藤十郎、以□□賀來大膳亮・斎藤土佐守亦寄書於藤十郎、」とあり、続いて次の書状を載す。

「□□□□□六郎丸之内、先以少分以坪付預進候、可在知行候、恐々勤言、

六月廿日

親治 在判

原尻藤十郎殿 」

「六郎丸之内、浮免田畠壱町御給候、任御判之旨以坪付打渡申候、殊諸御公事少分候間、□□□□□為御存知候、恐々勤言

永正九年六月廿日 原尻藤十郎殿

(賀來) 大膳亮 在判

土佐守 在判」

1512 左京亮

賀來左京亮

永正九年十一月四日 大友義長書状

柞原八幡宮文書 155 賀來莊史料 69

(秀三注) 社当留守番を賀來左京亮及び賀來庄内の者に申し付けた。

「御在宮以後可令申候処、旁取乱、乍存候、仍就山被之御幸、社当御留守御番之事、任旧記賀來左京亮可勤段、申預候、同庄内者共申付候、然者要脚等事、巨細寒田掃部助可令申候、尚御辛劳儀、自是可申述候、恐々勤言、

「永正九年」十一月四日

(大友) 義長 (花押)

実相寺 」

1512 賀來大蔵惟秀

賀來大蔵惟秀

永正九年十二月十三日 四方指案

宇都宮文書枚 82、速見郡史 p635

豊前国宇佐郡佐田村内川野佐田友雄蔵

(秀三注) 宇佐郡佐田荘吏賀來大蔵惟秀、庄内古川四方指案を作成して、同地荘官古川三郎左衛門に交付す。(惟秀は豊後賀來氏より分かる治綱の弟か従兄弟ならん)

尾立維孝曰、古川村は豊前宇佐郡佐田荘に属し、同郡内川野村の東南に位す。河床村は豊後速見郡山香郷に隸す。屋圖は宇佐郡矢津村なり。「みおを」は水尾を也。「とゝろき」は轟にて地名なり。山家は山香を一に山家又山鹿とも書く。山家郷は速見郡の内なれども地続きの事なれば宇佐郡古川村の内をも押なべて山家と云うならむ。「みなふ」は水尾也。賀來大蔵は大蔵丞也。又曰以下傍註は皆佐田友貞が施す所也。

「 古川山野之内事。

東とふは川をかきり。むかへたは一本松をかきり。南は山の後の葉山をかきり。西は屋圖の西のゑほし石をかきり。下は仁田尾をかきり。井手原のみおを、とゝろきは山辻の尾をかきり。山東平は下は谷わけ。木わしひかちかひらをかきり。其他山家はこなた進退。大つぶれは赤畠をかきり。とふみ石はみなふ水走をかきり。ほのきりをかきり。古川之内無其疑候。此趣は為後日此前相違有間敷候也。

永正九年十二月十三日

賀來大蔵

惟 秀 (花押) 」

「 古河三郎左衛門殿

惟 秀 」

(友貞註) 三郎左衛門は古川村庄官なるべし。古川は佐田殿領分にて豊後河床との境にあり。賀来大蔵は佐田殿代官也。河床古川争論の事文に見えたり。

1513 柚原社宮師殺害

永正十年十一月九日 柚原社宮師殺害清祓料 増補訂正大友文書 13-318

1520 右衛門大輔 賀来右衛門大輔

永正十七年？九月十四日 大友義鑑知行預状写 大分宮成万里文書 2 大分県史料 9-499
(秀三注) 親父戦死に依り、筑後國の内四町分を預け置く。

「親父戦死忠義寛無比類候、為其賞筑後國之内四町分坪付在別紙 事、預置候、可有知
行 “候、恐々勤言、

九月十四日 義鑑 (花押)

賀來右衛門大輔殿」

1521 加賀守 賀来加賀守

大永元年十二月三日 大宮司隆重覚書 1 柴原八幡宮文書 161 賀来荘史料 71

「社用為末代之付置也、 大宮司

其時大永元年。 隆重 (花押)

(其時大雨ふりなり、又其時老者大神遠江守・豊饒常陸介・木上筑前守・津久見左馬助・
小原四郎左衛門尉・臼杵民部少輔なり)、
一本社むねあけ之事、屋形様御社山御仕立之事、造営奉行役、やかたのハ五はんさい、其
しやけ数はんしやう数ハ三はんさい、其時守護八親あつの御代也、社奉行ハ豊饒常陸介
方□□□□□權大宮司社奉行二つる一さうとりさかなにて遣候也、□□□□□にハあた
る事もなし、就社用出物もなし、□□年あけの時、進宮之馬之事、屋形様ニハはん□□
□□□に給候、其時親治殿ハ御いんきよにて候へ□□□□□ん宮候也、御老中各々より
□□□□□以上七疋なり、大宮司方はんしやう□□□□□ろん申候処、はんしやうニ三
疋給候、大宮司□□□□□疋給候也、

一屋形様むねあけニ付、御社参之時、役者事ハ田尻方御へいの役、是八かりとの□□之事
也、本社にて八竈門新左衛門方御へい之役也、御進宮之御馬ハ、賀来加賀守方へ渡也、
にわにて御馬所へわたすなり、

一むね上之弓之事、はんしやうハ二張と申なり、宮師は一張と申さるゝ、さうろん返々六
惜敷候処、一張にすむの間、むね上、其時大永元年かのとのみ十二月三日ニめさるゝ也、
一むね上にかけ□□事、守護御役なり、甘貫、云々 (二枚目後半破損)

之時、われわれかさきにとはし御とも申なり、

一御馬かわり之時、こん大宮司正二たち候間、かわりの御馬こん大宮司給候也、其時御屋
形様ハ親治様御代なり、こん大宮司八親盛か代なり、」 (以下隆重覚書に続く)

1521 隆重覚書 賀来左京進、将監

大永元年十二月三日 大宮司隆重覚書 2 柴原八幡宮文書 161 賀来荘史料 71

一御炊殿御竈われ候時ハ、正御供田にてきりせんを仕かい候、其時大永元年八月十日から

也、かまぬし惣大工と賀来左京殿、余分のかまぬし、かまのさうろん仕候処、賀来方余分のかまうりのをかう也、同かましろ之事、こん大宮司より五れん程出候也、賀来殿一分役として口も出さるる也、けんけう三人してきりせんのき、一貫程出候なり、色々わひこと申間、此分に候、同かまのはらいのこと、一分立合候て仕候也、
一□□□□とい丈あけすの戸の下より入候て、□□□□にて子をうみ候、其時つちをのけ候て、一分申合、きよめ仕候也、かいはらいにて候、一分は賀来将監頭役なり、一於生石へいようと之事、生石大宮司方とられず候也、大永二年六月おんはらい之時、守護親あつさま、御いもとこさま御参宮之時、宮師とられ候、其時大津留刑部少輔方、生石大宮司役二付被申候へ共、きよくなく候□、
一若宮みや作之事、近日宮師方へ尋候へとも、しかしか造営奉行役ト申されず候間、一度はくわんに仕候なり、又一度かうをむすひ候て、かたのことく権大宮司仕候なり、一本社再興時、賀来庄五十文通之段錢、寺社者無錢何茂進納仕候、殊外きひ敷催促候き 同奉行之事、賀来左京進方田尻□□方□□方其時大永元年、

(四枚目後半破損欠)

一守護御社参之時八、賀来庄之役人・宮師・造営奉行・権大宮司、合一こん申、こん大宮司八せうふけんに候間、賀来殿造営奉行などに八出物かわるなり、すこしつゝせんとするなり、一こん申事、親治さま御代之時より賀来将監頭仕はしむるなり、一御らんに御座候金の御しやうたい同力あまたほうくわう坊・みさぬきにらく坊・しんさう坊三人して盜候しなり、何もからめとり候て、府内へ下、はるばるさらし候て、いきながらうみにいれさせ候なり、二樂坊八うせ候なり、成敗之儀、しせん用所も候する間、かき置なり、三人共其時香音寺を仕候処、如此之子細候なり、」 (以下文書省略)

1521 左京進 賀来左京進、将監

大永元年十二月三日 大宮司隆重覚書2 爲原八幡宮文書 161、賀来莊史料 71

「1521 隆重覚書 参照 」

1521 将監 賀来将監

大永元年十二月三日

大宮司隆重覚書2 爲原八幡宮文書 161、賀来莊史料 71

「1521 隆重覚書 参照 」

1524 条々手記 賀来善右衛門尉、神左衛門尉 (房畠賀来氏)

大永四年二月六日 条々手日記 宇都宮文書枚 83、豊前宇佐郡佐田村内川野佐田友雄藏(秀三注) 古川村領主佐田因幡守の庄官古河三郎左衛門より佐田方役人に差し出した手記。

友貞日、小原殿は後文に見えたる小原長述の事なるべし。此時分豊後河床の領主として着陣ありしとの文意なるべし。

「 河床孫兵衛方対古川名狼藉条々。

一從河床至古川名往古以来代々勤来候山野夫并八朔、歳暮納物事。去々年大永二分一円無沙汰沿う労事。

一右先例無沙汰之子細可申究ために。去年大栄三至当山野從河床村入候牛馬事。可有停止由申候處。結句改古境新傍示指候事。非緩怠候哉。仍放牛放馬追退候事。

一同年四月二日古川名内井手二個所切落候事。

一度日重而多勢を相催彼野二打入候事。依之始中終至山香御役人被仰究候間。被成御分別既井手を被挙候事。

一右井手事山香御両役人自身為御奉行被挙候事。同四月九日にて其夜やかて河床切落 候事。

一彼井手切落候次第致披露候事。既御兩人自身御光儀乞、被挙候井手を切落候事者。

偏奉對御役人緩怠迄候聞。追而可申極由候間。井手事則挙乞。用水用候事。

一彼井手事重而八月廿三日切落。以多人數作稻踏損候事。当日令披露被下^一身暇候者。田代二はまるべき候由雖言上候“。小原殿御着陣砌候間。不可然候由被仰下候間。堪忍仕候事。

右条々聊私曲虛言不申上候。彼作稻損毛、井手落候次第則山香御両役所え被遣御状候之處。于今無返事候聞。致所望進上仕候。一途於不致被仰達者。古川両名事可為。不作候哉。外聞 儀迷惑至候。恐惶勤言。

二月六日

古川三郎左衛門

賀来善右衛門尉殿

賀来神左衛門尉殿 」

1521 大蔵 加来大蔵、善左衛門尉、神右衛門尉 (内河野賀来氏)

大永四年四月

山香郷土史 p165

「〇大永四年四月宇佐郡古川村と本郡久木野村との間に境論争あり、本郡より野原源右衛門尉、志手美濃守の兩人、宇佐郡の吏加来善左衛門尉、同神右衛門尉の兩人と相会し、之より曩き同所争論に於て、本郡の吏野原対馬守、志手加賀守宇佐郡の吏加来大蔵少輔、佐田左衛門と会し、其際協定せし定状に擦り、之を決定落着を告げたり。」

(大永四年二月十七日の佐田文書、速見郡史 p221 参照)

尾立維孝氏日、大角宮内少輔は河床領主小原長述の代官なるべし。六借敷はむつかしく也。佐田方役人は或は賀来善左右衛門尉賀来神左右衛門尉敏、当郷司兩人は野原志手也と。されど佐田方両役人は加来大蔵少輔佐田左衛門大夫ならん。山香図跡考口の尾村の条を参照すべし。

1524 善左衛門 加来大蔵、善左衛門尉、神右衛門尉 (房畠賀来氏)

大永四年四月

山香郷土史

「1524 大蔵 参照」

1524 神右衛門 加来大蔵、善左衛門尉、神右衛門尉 (房畠賀来氏)

大永四年四月

山香郷土史 同前 「1524 大蔵 参照」

1524 賀来八郎 賀来八郎大神鑑綱

大永四年四月十八日 義鑑加冠状

長州賀来家文書

名字事承候、以別紙認遣之候 恐々

謹言

卯月十八日 義鑑 (花押)

賀来八郎殿

加冠 名字事

大神鑑綱

大永四年卯月十八日

1524 藤兵衛尉 賀来藤兵衛尉

大永四年五月廿八日 古河景助書状案文

宇都宮文書枚 84

豊前宇佐郡佐田村内川野佐田友雄藏

(秀三注) 尾立維孝曰、此書は三郎左衛門より領主佐田因幡守泰景の代官賀来大蔵丞惟秀若
く

は其下司賀来善右衛門尉、賀来神左衛門尉に差し出したる案文ならむ。塗抹改作の処多し
「畏言上候。抑古河名田之内小野分之事。昌佐殿御代に浦篠孫七方へ至畠居屋敷等 “
御扶持下賜候。其時彼在所者不被分所にて候。賀来藤兵衛尉殿于今御押領可被召之
由書候間従・以前不被分子細を申候へ共。不及是非被仰懸候。迷惑至極之折節従兩所承候
へハ。就他国河床内縁御同心候て。吾等可有御成敗之通粗風聞候。刺吾等
成敗之後者有境目而謀略人與被仰成候て。別而百姓を可被攻之由其聞候。我等人に
聊無申懸事候。人々被仰懸候へば不及覚悟候。少々御窟中緩怠不現之通率度斯様
御耳入度候。此趣御取合□□□奉頼候。誠其惶□□不少候。恐惶勤言。

大永四年力

五月廿八日 古川三郎左衛門景助 (花押)

1529 左衛門 賀来左衛門大夫

享禄二年?九月十四日 田北親員等連署条

増補訂正編年大友史料 16-155

賀来惟義氏家蔵文書

(秀三注) 田北等は義鑑の老中である。

「御用之子細候、急度可有出府之由、可被得其意」候、恐々勤言、

九月十四日 (山下和泉守) 長就 (花押)

(吉岡左衛門大夫) 長増 (花押)

(田北大和守) 親員 (花押)

賀来左衛門大夫殿 」

(同様文が植田三郎にも出されている。 植田俊吉氏家蔵文書)

1530 右衛門大夫 賀来右衛門大夫

享禄三年 氏姓の合戦之事

大友家文書録

増補訂正編年大友史料 15-364

□豊後士有論其氏姓国俗□子孫曰□士之□国衆屡々合戦之事一日清田越後守攻本庄但馬守、

中村左衛門佐国衆共大神氏宅、本庄、中村自刃、清田七郎左衛門越後守弟亦戦没其後越後守与清田遠江守率兵一千五百余攻賀来右衛門大夫、賀来殆危、橋爪左衛門大夫鑑種、大津留常陸介鑑康、來為賀来援、賀来大擊清田勢破之、賀来患創死、大津留匿豊前、後年謝罪得本領□

以下別記

享禄三年	氏姓の乱	豊後全史
享禄三年春	氏姓遺恨之乱	速見郡史
享禄三年春	氏姓遺恨之事	豊筑乱記
享禄三年春	氏姓遺恨之乱	雉城雜誌、九州記

1530? 民部少輔 賀来地頭民部少輔、八房丸、豪栄

元和六年頃 賀来社宮師跡由来書 柴原八幡宮文書 219、賀来荘史料 99

「1620 宮師由来 参照、1530頃、賀来の地頭民部少輔に妻無きに因りて云々」

1530 氏姓遺恨の事と国衆

享禄三年春 (田北氏註) 増補訂正編年大友史料 15-p 264

(田北註) 豊後国内大友氏麾下の士に、三種の出身家門別あり、その一は大友氏の二族分家六十二家を始め、建久の昔、大友氏の入部に随從して、豊後に下り来れる諸氏にして、これらは大友宗家の紋杏葉の使用を許されるに依りて、御同紋衆又は御紋の衆と称せり其の二は、大友能直が豊後守護職に補任の以前より豊後に土着し、土豪として其の威を振いし大神緒方の一族三十七家之に属す。この二族は主として大分郡以南直入海部郡に大なる勢力を張り、新来の大友一族と拮抗せり、其の三を新参衆と称し、百五十家在り。

これら三門閥の間に常に派閥争い勢力争い行なわる。享禄三年春、重大なる氏姓間の鬭争勃発す。従来この乱に関する直接の古文書の裏づけ史料無かりしが、今回発見されたる植田広氏家蔵文書中に、後掲四月三日付の史料を発見した。序に記す。在來の郷土史籍にては大神緒方の二族三十七家を国衆と称す。これは誤りなり。後掲、永禄四年九月廿九日の到津文書を見よ。「二老国衆の返事案文一なり、而して二老とは、連署八名中の吉岡長増と臼杵鑑連の兩人を指す。而して国衆とは残りの六名、即ち一万田鑑実、木付鎮秀、朽網鑑康、清田鑑述、志賀親度、田原親宏の事なり。而してこの六名は全部大友一族の分家にして、大友家臣中重要な家のみなり。されば国衆とは、大神緒方一族の意には非ず。

「南北の国衆」なる表現を用いた例もある。南は豊後の南部大野直入海部郡の事にして、大野直入二郡の事を大友時代には南部と呼べり。大野直入の大友分家中の大身両志賀戸次田北一万田入田清田等を南部衆あるいは南部の国衆とよぶ。北は豊後の北部即ち東西国東速見郡を指す。云々。

又、増補訂正編年大友史料 21-146 の到津文書では、二老とは吉岡長増・臼杵鑑連で、他の六名は御判衆・国衆と言う、これよりして、犬神一族を国衆と言うは誤説である。

1531? 大宮司 権大宮司

享禄四年?正月廿八日 助運等連署状

柴原八幡宮文書—165

(秀三注) 朔日の八幡講を怠軽なく勤めらる様に催促す。大宮司、権大宮司ともに賀来氏か。

氏姓の乱以来大宮司賀来氏が一時不在となつた為と見られる。

「当社毎月朔日 八幡御講、無・退転一可勤之由、度々 義鑑様以。竹田津方被仰出“候、

任其旨御兩人被仰合、御執行可、目出候、恐々勤言、

正月廿八日 幸弘 (花押) (西房)

栄琳 (花押) (香林房)

権大宮司殿 生准 (花押)

御宿所 栄紹 (花押) (宮迫房)

大宮司 殿 助運 (花押) (耕耘房)

1531 大宮司 正大宮司

享禄四年卯月十九日 社奉行津久見常清書状 大友松野文書 1-6、大分県史料 25-184

津久見常清打渡状 杵原八幡宮文書 163、県史料 9-163

津久見常清書状 増補訂正編年大友史料 15-390

(秀三注) 享禄四年四月十九日 大友家の社奉行津久見常清は、由原宮に奉納の武具、衣類、馬以下について、大宮司職として賀来社正大宮司に之を管理せしめた

「由原宮敬進物之内武具衣類馬以下之事者、親治様任後一通之旨、為大宮司職、弥無相違可有執沙汰之由、依社奉行之儀、私迄如比被成下 御書候。為後証進之候、可被得其意候、恐々勤言、

卯月十九日(享禄四年辛卯) 常清 (花押)

賀来社

正大宮司殿 」

賀来社正大宮司殿

1531 宮師御坊 賀来左京亮

享禄四年五月十七日 大友義鑑書状 杵原八幡宮文書 166、県史料 9-166

賀来荘史料 73、増補訂正編年大友史料 18-474

(秀三注) 義鑑は由原宮旧記を返却す、署名と花押とから、1531-1532年頃の。ものである。

「当社旧記以賀来左京亮・中村但馬守返却遣候、能々可被請取置事、専要候、尚竹田津佐渡守可申 恐々謹言、

五月十七日 義鑑 (花押)

宮師御坊 」(由原宮)

1531 田尻中務丞

享禄四年九月十七日 大友義鑑知行預状 増補訂正編年大友史料 15-397

田尻文書 大分県史料

(秀三注) 田尻中務丞は去年春の氏姓の乱闘事件に關係して、一旦は安岐郷内の領地を没収さ

れたが、ここに返還された。同家は東植田村田尻に本拠を有した。

「国東郡安岐郷之内、先給式拾貫分坪付有別紙 事、今還附候、可有知行候、恐々勤言、

(享禄四年) 九月十七日 義鑑 (花押)

田尻中務丞殿 」

1531 右衛門大夫

享禄四年十月五日 (老中連署遵行状)

増補訂正編年大友史料 15-401

宇佐郡賀来惟義家蔵文書

(秀三注) 享禄四年十月五日、大友義鑑は国東郡安岐郷及び武藏郷内の地を賀来右衛門大夫に還付せり。この日、大友の家老職等は連署遵行状を郷政所及び檢使に授けた。

「国東郡安岐郷の内十五貫分、武藏郷之内五貫分、(坪付有別紙) 之事、
至賀来右衛門大夫 御還付訖、任御判旨、嚴重可被打渡之由、依仰執達如件、

享禄四年十月五日 (入田親廉) 丹後守

(田口親忠) 伊賀守

(吉岡長増) 左衛門大夫

(田北親員) 本庄右述

(本莊右述) 前伊賀守

政所役

檢使中 」

1531 土佐守 賀来土佐守、賀来越中守

天正十～十一年頃 大友家臣城主姓氏録 (抄)

利根一族共同保管文書

増補訂正編年大友史料 15-370

(前略)

(緒方氏族)

大神氏	大津留常陸守	橋爪三郎	賀来土佐守	植田又四郎
	雄城上総守	胡麻津留彈正忠	田尻和泉守	上野遠江守
	佐伯次郎	敷戸安芸守	田吹安芸守	都甲左衛門大夫
	真玉掃部助	阿部彈正忠	堅田彈正忠	秋岡次郎

(その他)

大神氏	中村土佐守	小深田左衛門尉
	下群次郎	芦刈越前守
	惠良薩摩守	賀来越中守

1531 宮師申状 賀来紀伊守、五郎左衛門、新四郎、大宮司

享禄四年閏五月十三日 宮師外連署申状案 桢原八幡宮文書 164 賀来荘史料 72

(秀三注) 宮師増榮外連署して、賀来地頭等の非行を老中等に訴えた。

「一 当□□□為勅願被定置候經田・番田・諸□□□田等之事、号売得相伝、多分相違候、
相残少分宛拘申候、田地迄も不任社家所存候事、賀来紀伊守方御神領ハ私之可為計之様ニ

存、毎々至宮師・社僧・神官・其以下、非分之儀申かけられ候、賀来紀伊守方不為私之計証文歴然之事二候、

一 賀来五郎左衛門方香童子給田並三昧田合壱町三段号壳地、数年来納錢無沙汰候之間、社家より召放作候、為其覺悟、二位・岩見と申社僧兩人、彼在所ニ罷越候處、夜中に殺害候、其以後賀来新四郎、親以来之買得と申候て、頻二作仕候、來納錢弥々無沙汰候之間、去年又從社家取放作仕候處二、彼一町三段之苗代悉きりかへし候条、此年来無足之御神奉公、中々不及一是非候、

一 大宮司背先例当社諸進宮物・大般若仁王經施物等以下迄、為一人可相許之由、掠申請候事、是又前代未聞之事二候、彼寄合中、対社家連々惡行、以之外之次第二候、不被成御政道候者、於自今以後社家滅亡此事二候之条、嘆入存候、以此旨御披露可目出候、恐々勤言、

(享禄四年) 閏五月十三日 (東光房) 栄玄
伊賀守親忠 田口殿 (以下略)
大和守親員 田北殿
常清 津久見殿 人々御中
丹後守親廉 入田殿」

1531 紀伊守 賀来紀伊守、五郎左衛門、新四郎、大宮司

享禄四年閏五月十三日 宮師外連署申状案 枡原八幡宮文書 164 賀来荘史料 72

「1531 宮師申状 参照、賀来紀伊守方御神領ハ云々」

1531 東光坊 紀伊守。五郎左衛門、新四郎

享禄四年閏五月十三日 東光坊栄玄以下連署連行状 枡原八幡宮文書 164 大分県史料

9-164

増補訂正編年大友史料 15-391

(秀三注) 享禄四年閏五月十三日、由原宮八幡東光坊以下の諸坊主、大友家の家老職に連署状を送り、以て同社大宮司賀来氏の、非分横暴を訴え、大友義鑑に之を披露せられんことを請うた。

「一、當下□□□□□為中頼願被定置一候経田、番田□□□□等上之事、号壳得相伝、多分相違候、相残少分宛拘申候田地迄も、不任社家所存候事、賀来紀伊守方御神領は、私之可為計之様に存、毎々至宮師社僧神官其以下非分之儀申かけられ候、賀来紀伊守方不為私之許、証文歴然之事に候。

一、賀来五郎左衛門方香童子給田並三昧田、合一丁三段、号壳地数年来納錢無沙汰候之間、社家より召放作候、為其覺悟、二位岩見と由社儀兩人彼在所に罷越候處、夜中に致害候、其以後、賀来新四郎親以来之買得と申候て、頻りに作仕候處、彼一町三段之苗代、悉きりかえし候条、此年来無足之御神奉公、申□□不及是非候、

一、大宮司背先例、当社諸進宮物、大般若仁王經施物等以下迄、為一人可相許之由、掠申請候事、是又前代未聞之事に候、彼寄命中対社家連々惡行以之外之次第に候、

不被成御政道候者、於自今以後社家滅亡比事に候之条、嘆入存候、以比旨御披露、可目出候、恐惶謹言、

閏五月十三日	東光坊 栄玄
田口（義忠）殿	宮迫坊 栄紹
田北（觀員）殿	香林坊 栄琳
津久見（常清）殿	耕耘坊 助運
入田（觀廉）殿	西坊 幸仙
	宮師 増榮

1531 神九郎

享禄四年十一月廿四日 大友義艦知行預狀 増補訂正編年大友史料 15-402、403
大友家文書録 2-780 大分県史料 9-535
柞原八幡宮文書補遺 229

(秀三注) 享禄四年十一月、大友義艦は領地を賀来神九郎、大津留次郎太郎等に預けた。

これらの文書は、享禄三年の氏姓の乱に關係する。

(大友家文書録 2-780)

「十一月、義艦授領地 賀来神九郎、大津留次郎太郎 以書、十二月、入田親廉等連署
授賀来氏 」

(柞原八幡宮文書補遺

[阿南庄滝河内内之内拾貫分（坪月有別紙）之事、預置候、可有知行候、恐ぐ勤言、
享禄四年辛卯

十一月廿四日 大友義艦 （花押）

賀来神九郎殿

1531 神九郎 大津留次郎太郎

享禄四年十一月廿九日 大友義艦知行預狀 増補訂正編年大友史料 15-404

「阿南庄滝河内式貫分（坪月有別紙）之事、預置候、可有知行候、恐々勤言

十一月廿九日 大友義艦 在判

大津留次郎田老殿 }

1531 神九郎 橋爪、大津留

享禄四年十二月十三日 大友老臣連署連行状 増補訂正編年大友史料 15-406

(秀三注) 宛名両名は、阿南庄政所役であろう。大津留橋爪は共に阿南庄の土地。御庄の
政所役及び代官職は、地元の有力者をもって之に任じ、郡御庄の検使又ば関所奉行は、臨
時に他より派遣せしものごとし。

この頃は、国東号内の地を多くの者に分与している。何か反乱でもあって、反乱分子の
領地が闕所に処せられたものと見られる。

「阿南庄滝河内光一松上霧畠之内式貫分之事、被宛行大津留二郎太郎訖、任御判之
旨、嚴重可被打渡之由、依仰執達如件、

享禄四年十二月十三日	丹後守 親廉 左衛門大夫 和泉守 長就 伊賀守 親忠 大和守 親員
橋爪 丹後守 毀 大津留左衛門尉殿	
<u>1531 神九郎</u> 賀来神九郎	
享禄四年十二月十三日 大友氏年老連署奉書	大友家文書録 2-780、大友史料 1 大津留運家文書 6
「大友家文書録」に、 「○十一月義鑑授領地賀來神九郎・大津留次郎太郎以書十二月有人田親廉等連署書、授賀 來氏、義鑑書簡」とあり。 「阿南庄滝河内光一松之内、栃木七貫分□□□領家三貫分之事、被宛行賀來神九郎 訖、任御判之旨、嚴重可打渡之由、依仰執達如件、	
享禄四年十二月十三日	(入田親廉) 丹後守 (花押)
	(古岡長増) 左衛門太夫 (花押)
	(出口義忠) 伊賀守 (花押)
大津留左衛門尉殿	(本庄右近) 前伊賀守 (花押)
橋爪 丹波守 殿	」
<u>1532 佐田朝景</u>	
享禄五年九月 (佐田朝景の動向)	増補訂正編年大友史料 16- 佐田文書
「天文元年九月三日 豊前守護大内義隆は佐田朝景の所領を安堵せしむ。	
全年九月四日	
全年九月二十四日	
全年十月十一月	
佐田朝景は大友方の情報を集め大内方え注進すべく書信す。	
大友義鑑は書を送り、佐田朝景を味方に誘う	
大友義鑑は兵を送り、佐田朝景を攻めた。 一	
<u>1532 神九郎</u> 賀来神九郎	
天文元年十一月十二日 大友義鑑感状	増補訂正編年大友史料 16-54 大友家文書録
(秀三注) 大友家文書録 2-784-790 に左記七通あり。 豊前国発向における軍労を賞す。	
「就今度豊前国発向之儀、從最前、以出陣所□□□軍労感悦候、弥可被励忠貞 事肝要 候、何様追而一段可賀申候。恐々勤言。	
十一月十二日	義鑑 在判

賀来神九郎殿

文同 貞作儀左同	中村 弾正忠 殿	
文同 何様作泌左同	大津留次郎太郎殿	
文同 作無足軍勞	幸野平兵衛尉殿	
文同 十一月廿日 中島内蔵助殿		
文同一 森新左衛門尉殿		
文司 野上 藤七 殿 一		
(同様文 廿二日付)	徳丸四郎三郎殿	(大分県史料 9 徳丸文書 1-4)
(同様文 廿五日付)	中村弾正忠殿	(大分県史料 23 中村文書 1-6)

1532 神九郎 賀来神九郎

天文元年十月十一日 (義鑑豊前進攻) 増補訂正編年大友史料 16-p21
大友家文書録 2-798

(秀三注) 天文元年十月十一月、大友義鑑の兵、豊前宇佐郡に於て大内義隆の兵と戦う。

「大友家文書録」に、

□□義隆、使、斎藤兵部少輔長実等諸士、向豊前□路へ陣白桃（未詳 豊前国）敵兵來襲、州土宝珠山主税助防戦、而創被官二人、○十四日、我兵团妙見岳城、木付左馬助氏貞、植田宮内丞惟満、柴田氏等戦死、平井兵部少輔（初名和泉守）親宣、上野惟次、大津留次郎太郎、徳丸四郎三郎及平井親宣、中村弾正忠、賀来神九郎等被官亦負創、中島清道、植田新五郎惟実（惟満子）、森裕貞、野上藤七、丹生彦十郎、幸野平兵衛尉、其余数輦有戦功、攻守諭歲、義鑑作感書労其軍功○云々、（以下略）」

1532 妙見軍忠 賀来善三郎、右衛門尉、民部丞、亮次郎、次郎三郎、藤七、又三郎
(朝景注文)

天文元年 妙見岳軍忠状 増補訂正編年大友史料 16-94 佐田文書 133
村上文書 、宇都宮文書枚 31

(秀三注) 佐田文書に左記の軍忠状あり。この賀来氏は佐田氏の配下なり、享禄三年の氏姓の

乱以前に、豊後賀来氏と佐田氏とは関係ありしものの如し。次の村上文書参照。

[去十四日至豊前国宇佐郡妙見岳御城、大友勢防戦之時。被疵注文。{中略}]

天文元年十一月十五日 弥富代 山副五郎左衛門尉信次判 村上三郎右衛門殿」
一見了 (花押)」

「去十四日、至豊前国宇佐郡妙見岳御城、大友勢取懸防戦之時、大刀討分捕並被疵人数注文、

頸一、 吉岡秀三郎	佐田平五郎	分捕之
同一、 吉岡九郎	佐田外記進	分捕之
頸一、 岐木工允	賀来善三郎	分捕之
同一、 名字不知	同人	〃

同一、吉岡善左衛門 賀来右衛門尉 分捕之
同一、名字不知 同人 //
同一、吉弘 永松 神六 分捕之

以下九行略)

賀来民部丞 矢疵右之足
永松主殿允 矢疵ニケ所右の脛
賀来亮次郎 矢疵ニケ所左の。脛右の。肘
永松 神六 矢疵右の脛
賀来 藤六 矢疵ニケ所左の目同脛

以下九行略)

賀来民部書下人
與次郎 矢疵左の膝
賀来右衛門下人
忠 三 矢疵三ヶ所左目同肘右脛
永松主殿允下人
善九郎 矢疵左の足
賀來又三郎下人
秀三郎 矢疵左右の脛
孫左衛門下人
新六 矢疵左の肘
口之坪
太三郎 矢疵腕

已上

天文元年十一月十四日 佐田大膳亮」

1532 朝景注文 賀来善三郎、右衛門尉、民部丞、亮次郎、次郎三郎、藤六、又三郎
天文元年十一月十四日 佐田朝景分捕手負注文 佐田文書 133、熊本県史料中世 2

(1532 妙見軍忠 参照)

1533 賀来新九郎

天文二年 義鑑書状 大友家文書録、増補訂正編年大友史料 16-128

天文二年先是、玖珠郡、鹿越有軍事義鑑使吉岡左衛門大夫、賀来神九郎等從功有

1533 賀来新九郎

天文二年 義鑑書状 増補訂正編年大友史料 16-140

1533 賀来鑑重

天文二年 (田北氏註) 增補訂正編年大友史料 16-p93

(秀三注) 宮師文書 1-21 に、鑑重知行預状あり。この鑑重に付いて次のとく田北氏は賀来鑑重なりと結論せり。この文書は次に示す。

「大分県史料 9 においては、本文書の鑑重を田北鑑重とせるは誤なり。天文十八年卯月廿二日付け田北鑑富自筆の知行宛行状に明らかなる如く、田北鑑重は天文二年には鑑富と称し、未だ鑑重と改名しあらず、又花押を研究するに、本文書の鑑重花押は田北鑑重の花押と同一ならず、尤も花押の相違のみにては、同一人に非ずと断定しがたい場合あり。なんとなれば、同一人にして花押印判等を十回近くも変更する例は珍しくない。大友義鎮入道宗麟の如きは、其の好例なり。

賀来氏は賀来社即ち柞原八幡宮の大宮司家にして、大友氏豊後国除の後、肥後細川侯に仕え、其の家臣となれり。而して徳川時代に其の家蔵文書の写しを、江戸大友家に提出せり。大友家文書録所収の賀来氏関係文書は、即ちこの家の文書なり。後掲の天文二年四月九日、享禄四年十一月廿四日、天文元年十一月十二日、天文元年十一月廿二日等の文書を見よ。これらは賀来大宮司家の文書なり。左記宮師文書は、またこの大宮司家の文書が何等かの理由によって、宮師家の文書中に混入せるものなり。よって左記文書の神九郎は、賀来氏たるや疑いなし。従って、左記文書冒頭の文句よりして、鑑重は賀来氏たること之また疑いなし。

田北氏に鑑重なる諱の者あるの故をもって、直ちに左記文書の鑑重を田北氏と連想即断すべきに非らず、文書の年代、花押、文書の出所、その文句、内容等々によりて、姓を探求せざるべからず。同一人が諱を数回変更する例は、当時としては珍しからず、大友義鑑の弟(幼名菊法師丸)にして、菊池家を嗣ぎし菊池重治の如く、又戸次鑑連入道立花道雪の養子立花統虎の如くは、諱を頻繁に変更せし好い例なり。異性同名の者多きは、今も昔も変わらず、人物の比定には、慎重を要す。

左記文書の冒頭は、「親にて候者、相続之儀に就いて」と訓すべきものにして、即ち、「親から相続があったから、御前等面々にも分譲してやる云々」の意味に解すべきなり。

従って、鑑重は家督にして、神九郎の兄、多分長兄、なりと解すべきなり。鑑重の親より鑑重に与えた譲状には、次の如き文句の在りしを想像し得らるるなり。

「舍弟男女子息等に対しても惣領の計らいとして、この譲与せる領地の中より、少分宛を分かれ取らすべきなり。且つ、舍弟子息等の中、惣領の渝に背き、不儀を表さん者あるときは、その所領をば悔返して、惣領知行すべきなり、云々」と。

「親候者」は、その例多き表現なり。「親候」と書いた例多し。賀来鑑重は官途には左京亮と号す。後掲の天文七年三月十八日の文書を見よ。」

1533 鑑重 賀来鑑重、賀来神九郎

天文二年正月吉日 賀来鑑重知行預状

増補訂正編年大友史料 16-111 賀来莊志料 74

宮師文書 1-21、大分県史料 9-244

(秀三注) 大分県史料では、鑑重を田北鑑重と誤認している。

「就親族相続之儀、至面々分地之事、

一所 植田給地之内田口土貢

一所 来蒔三斗蒔

已上

右、雖預置候、被對我等、於不儀者、可相續候、面々事雖為少分、從上至被蒙御扶持者、存斟酌

候へ共、不便候条、合力仕候、重々御扶持候時者、早々堅固可被還渡候、仍為後日之状、如件、

天文式年正月吉日

鑑重 (花押)

(賀來) 神九郎殿

進之候」

1533 神九郎

賀来神九郎

天文二年 2月

大友家文書録註

増補訂正編年大友史料 16-p63

大友家文書録 2-p54

(秀三注) 天文二年四月、是より先、大内義隆の党兵、豊後速見郡鹿越に進攻す。大友義鑑の兵、之を擊退す。云々。「大友家文書録」に次の註記あり。

「□□□□、先是、玖珠郡及鹿越有軍事、義鑑使□□□□□夫鑑興卒兵擊之、徳丸右衛門尉、中村弾正忠、中村藤十郎、賀来神九郎等従、有功 ○義隆云々。」

1533 神九郎

賀来神九郎

天文二年卯月九日 大友義鑑感状

増補訂正編年大友史料 16-140

大友家文書録 2-814-816、賀来文書 1-9

(秀三注) 天文二年四月、大内義隆の兵、豊後速見郡鹿越に侵攻す。大友義鑑の兵、之を擊退す。吉岡長増同陣として鹿越凶徒退治の忠節を賞す。

「大友家文書録」に、四月云々○義鑑勞徳丸・中村・賀来等、殊軍功授感書、

(大友家文書録 2-814-、大分県史料 9 徳丸文書 1-5)

「至今度鹿越牢人現形之刻、以吉岡左衛門大夫同陣、不日馳走之条、彼悪党即時敗北、先以肝要候、必追而賀可申候、恐々勤言、

卯月二日

義鑑 在判

徳丸右衛門尉殿 」

(大友家文書録 2-815、大分県史料 25、中村文書 2-4)

「文同 卯月三日 中村藤十郎殿 」

(大友家文書録 2-816)

「今度残党現形之砌、不日発足之条、彼悪党即時敗北、先以肝要候、辛勞之段、必追而賀可申候、恐々勤言、

卯月九日

義鑑 在判

賀来神九郎殿 」

1533 神九郎 賀来神九郎

天文二年四月 大友義鑑感状

訂正編年大友史料 16-p63

大友家文書録 2-p54、2-808

(秀三注) 天文二年四月、是より先、大内義隆の党兵、豊後速見郡鹿越に進攻す。大友義鑑の兵、之を擊退す。云々。「大友家文書録」には次の注記に続き、大友義鑑感状 808 あり、神九郎にも同文の感状が出されたものと見られる。

「□□□□、先是、玖珠郡及鹿越有軍事、義鑑使□□□□□夫鑑興卒兵擊之、徳丸右衛門尉、

中村弾正忠、中村藤十郎、賀来神九郎等従、有功 ○義隆云々。」

(大友義鑑感状 2-808)

「今度以吉岡左衛門大夫同陣、為無足於玖珠郡□□ “在陣之脇、至筑後不図出張、旁以軍労感悦無極候、以其辻筑後之事、過半屬案中之由候、弥忠儀頗入候、必追而一段可賀申候、恐々勤言、

〈天文三年〉三月廿日

義鑑 在判

徳丸右衛門尉殿

文同 中村弾正忠殿

(文同 賀来神九郎殿)

「 1533 鑑重 参照」

1533 新左衛 加来新左衛門尉 (豊前)

天文二年四月十八日 中山正資書状 増補訂正編年大友史料 16-143
大幡村太神如好氏家蔵系図

「去天文元年大友出張之刻、於其境依馳走如此御奉書候之間、被下遣候、弥馳走可為肝要之由、可申旨候、恐々勤言、

四月十八日 中山主計正直資 在判

加来新左衛門尉殿 」

1533 新左衛 加来新左衛門尉 (豊前)

天文二年六月廿九日 沼間網中連署軍忠状 増補訂正編年大友史料 16-144
大幡村太神如好氏家蔵系図

「去天文元年大友勢出張之刻、被官加来新左衛門尉馳走之次第、確に被知食一候、此等趣可被申旨之由候、恐々勤言、

天文二年六月廿九日 沼間隼人佐 興国 在判

網中下野守 興勝 在判

杉 三河守殿 」

1534 新九郎 賀来神九郎

天文三年三月廿日 大友義鑑感状 徳丸家文書 1-6 中村家文書 5
大友家文書録 2-808

(秀三注) 天文三年三月、吉岡長増同陣として玖珠、筑後出張の軍労を賞す。

この頃、中村、徳丸、賀来は行動を共にしていた様子が見られ、賀来神九郎にも同様な感状が出されたものと見られる。

「大友義鑑感状 2-808

今度以吉岡左衛門大夫同陣、為無足於・玖珠郡□□在陣之脇、至筑後不図出張、旁以軍労感悦無極候、以其辻筑後之事、過半屬案中之由候、弥忠儀頗入候、必追而一段可賀申候、恐々勤言、

(天文三年) 三月廿日	義鑑 在判
徳丸右衛門尉殿	(大分県史料徳丸家文書 25)
文同 中村彈正忠殿	(大分県史料 25 中村家文書 5)
(文同 賀来神九郎殿)	(賀来文書に見えず) 」
<u>1534 賀来藤三 賀来藤三、右京進 (房畠賀来氏)</u>	
天文三年 佐田隆居討死手負注文	佐田文書 172 熊本県史料中世 2
「1534 隆居注文 参照 (集 79)」	
<u>1534 大膳 賀来大膳</u>	
天文三年三月廿七日	佐田文書 増補訂正編年大友史料 16-253p122,
「又為御祝儀預御訂信候、畏入候、殊召仕之者までも御懇儀過分此事候、其以後御床敷候処、預御禮候、誠畏入候、仍御給地拝領為御礼、賀来大膳丞上進、尤可然存候、自三州以告文披露被申候御前に候て存知候、御氣色可然候、今度御忠節次第、一段御感異于他候、弥御馳走肝要候、御扶助地事、是に不可限候、重々御取合可申候、猶御使者に申候条、不能一二候、恐々勤言、	
三月廿七日	興国 (花押)
佐田因幡守殿	
御返報 」	
<u>1534 大膳 賀来大膳</u>	
天文三年三月廿三日 沼間興国書状	佐田文書 144、熊本県史料中世 2
(未完)	
<u>1534 大膳丞 賀来大膳丞</u>	
天文三年三月廿七日 沼間興国書状	宇都宮文書枚 34
(秀三注) 天文三年二月、豊後勢が佐田朝景宅を襲い合戦の時の功績により、大内義隆は豊前国築城郡広幡光重名拾五石地を領地せしめた。この旨を三月十一日杉三河守興重は賀来采女允を通じて委細申すべく通知した。因幡守朝景はこのお礼として御太刀等を進上した。	
三州は杉三河守興重である。	
「又為御祝儀預御音信候。喜入候。殊召仕之者までも御懇儀過分此事候。其以後御床敷候処。預御音礼候。誠念入候。仍御給地拝領為御礼。賀来大膳丞上進。尤可然存候。自三州以告文披露被申。御前にて存知候。御景色可然候。今度御忠節次第一段御感異于他候。弥馳走肝要候。御扶助地事是に不可限候。重々御取合可申。猶御使者申候之条不能一二候。恐々勤言。	
御辺報	
三月廿七日	興 国 判
佐 田 因 幡 守 殿	
<u>1534 采女允 賀来采女允</u>	

天文三年三月十一日 杉興重書状 佐田文書 142 熊本県史料中世2、宇都宮文書枚 34

(秀三注) 尾立維孝日、雜掌は文中の賀来采女允也。某は興重自ら道ふ。歓楽は癒氣保養也。

一所は築城郡広幡光重名拾五石地也。

「就御申之儀。帶杉秀運吹舉之状。以雜掌御注進候通。依某歓樂仕候。以沼間能登掾方具令披露候。然者連々御馳走殊去月廿日於宅所敵數多為被討捕忠賞一所被成・御判候。誠御面目至候。弥御馳走可為肝要候。次毫両送給候。毎々御懇之儀喜入候。委細賀来采女允可申候条閣筆候。恐々勸言。

三月十一日 興 重 判

佐田因幡守殿

御報 」

1534 隆居注文 賀来藤三、右京進

天文三年 佐田隆居討死手負注文 佐田文書 172 熊本県史料中世2

「1534 隆居注文 未完 」

1534 新佐門尉 賀来新佐衛門尉 (豊前)

天文三年六月三日 重満重吉連署感状 増補訂正編年大友史料 16-315
大幡村太賀和好氏家藏系図

「去月十八日、至豊後高田・御働之時、任仁保刑部丞（隆綱）殿仰相勦、殊に人数等分過馳走之通今被露候、神妙之至、御感悦之由候、弥可被抽忠節・之旨候、恐々勤言、

六月三日 粟屋治部丞 重吉 在判
庄口左衛門尉重満 在判

賀来新佐衛門尉殿 」

1534 賀来次郎 (豊前)

天文三年六月廿四日 田北親員等連署状 増補訂正編年大友史料 16-354
佐田村賀来惟義家藏文書

(秀三注) 天文三年六月、田北親員等連署状を賀来次郎に送り、その父の戦死を悼む。
「於下筑後御親父戦死之由、注進到来候、不及是非候、両三人濛氣可有御推量候、併御本意之儀候条、御高名無・比類候、猶重々可申述候条、省略候、恐々勤言、

六月廿四日 長就 (花押)
長増 (花押)
親員 (花押)

賀来次郎殿 御宿所

1534 賀来次郎 (豊前)

天文三年六月 大友家文書録註 増補訂正編年大友史料 16-p168

(秀三注) 天文三年六月、大友義鑑、諸士の肥後木山城攻撃に於る軍忠を褒す。大友家文書録に次の文有り。賀来次郎父の戦死は、この時のものならむか？。

「六月、我兵攻肥後木山城、詫磨鑑秀等力戦被疵、義鑑授・感書勞之、且授・書一万

田與二、労其在陣。」

1534 新左衛門尉 加来新左衛門尉 (豊前)

天文三年七月二十一日 杉興重感状 増補訂正編年大友史料 16-365

大幡村太賀和好氏家蔵系図

(秀三注) 天文三年 杉興重、加来新左衛門尉の軍忠を褒し、且つ受領を授く

「今度其表所々勵馳走神妙之至也、依而任壱岐守之状如件、

天文三年七月二十一日 與重 在判

加来新左衛門尉殿 」

1534 佐衛門尉 加来佐衛門尉 (豊前)

天文三年六月十二日 仁保隆綱感状 増補訂正編年大友史料 16-316

大幡村太賀和好氏家蔵系図

「去月十八日、至豊後高田表勵候時、人多く被召連、馳走之段則 興重遂注進候之条、年寄衆以奉書、神妙之通被申候、彌々無。油断御忠節専一に候、恐々勤言、

(天文三年) 六月十二日 仁保刑部丞 隆綱 在判

加来佐衛門尉殿

1534 賀来新左衛門尉

天文三年六月三日 忠節感謝状 増補訂正編年大友史料 16-315

栗屋次郎丞重吉 在判

1534 賀来新左衛門尉

天文三年六月十二日 忠節感謝状 增補訂正編年大友史料 16-316

仁保刑部丞隆綱 在判

1534 五郎太郎 賀来五郎太郎

天文三年九月廿九日 大友義鑑知行預状 増補訂正編年大裳史料 16-385

渡辺純夫氏蒐集文書

「高田庄之内、賀来五郎太郎跡之内、拾貰分芦付有別既之事、預置候、可有知行候、恐々勤言、

九月廿九日 大友義鑑 (花押)

小原彈正忠殿 」

1534 杉與重等 賀来右京進、亮次郎 (房畠賀来氏)

天文三年十月十一日 杉與重等書状 佐田文書 153、増補訂正編年大友史料 16-391

(秀三注) 天文3年十月、大友と佐田と、豊前豊後の境において戦う。房畠賀来氏。

「去七日夜、於境目、郎從賀来右京進討捕頸一、新開孫次郎、賀来亮次郎討捕頸一、新開孫三郎、彼是二送進上之通、以杉勘解由左衛門尉興道吹參状遂披露候、誠忠心不怠次第、殊御感之由、所被・仰下也、仍執達如件、

天文三年十月十一日

中務大丞 判

三河守 判

佐田因幡守（朝景）殿」

1534 右京進 賀来藤三、右京進 (房畠賀来氏)

天文三年 佐田隆居討死手負注文

佐田文書 172、熊本県史料中世 2

「1534 隆居注文 参照」

1534 賀来藤三

天文三年 佐田隆居討死手負注文

佐田文書 172、熊本県史料中世 2

「1534 隆居注文 参照」

1535 田北氏註

天文四年 田北氏註

増補訂正編年大友史料 161p194

偏諱授与の風習に関し、云々、義鑑より鑑を授与され、鑑種と号したるもの、次の義鎮の代にて鎮種と号することなし。歴代人命の序列が、長、鑑、鎮、統とある系図は、正しい系図なる可能性がある。宇佐氏、佐伯氏、緒方氏の族には、偏諱を受けた者は殆どない。

1535 源鑑綱

天文四年

文書 423 の源鑑綱に対する註

増補訂正編年大友史料 16-p201

(秀三注) 天文四年(1535)四月十三日、源鑑綱(姓未詳)由原八幡宮に田地を寄進す。

柞原八幡宮文書、大分県史料(9)の167に、この鑑綱を賀来氏となせるは誤りなり。賀来氏は源氏にあらず、豊後の土豪大神緒方氏の分流なり。臼杵庄内に賀来名字の地存在せず。

史料綜覧には、この鑑綱を臼杵氏と解しあり。在記文書中に、「臼杵庄名字之地」云々の文句あるにより、この鑑綱を臼杵氏と解するは根拠薄弱なり。徳川時代、臼杵庄内には7-6ヶ村有りたり。その何れの村が鑑綱名字の地なるかは未詳なり。豊後国志卷五村里の条を参照せよ。後日鑑綱の姓究明に資するため、巻末に鑑綱の花押を載す。いま茲に二三の例を引用せんに、大分郡賀来村が、賀来氏名字之地にして、直入郡朽網郷田北村が、田北名字の地なり。大野郡志賀村が志賀氏名字之地、国東郡武藏郷吉弘村が吉弘氏名字の地たるなり。以下斯のごとし。

1535 源鑑綱

天文四年卯月十三日 源鑑綱寄進状

増補訂正編年大友史料 16-423,p202-203

柞原八幡宮文書 167 大分県史料 6-167

賀来莊史料 75

(田北氏註) 如何なる理由根拠より、又如何なる考証の仕方によれば、左記文書の鑑綱が 或は賀来氏となり、或は臼杵氏となるか、全く不可思議なり。串尾と称する部落は現今南津留村の内にあり、大分県史料を見るに、賀来の社大宮司宮千代の親父に鑑綱と称する人物あり、これより早合点して、大分県史料は左記文書の源鑑綱を賀来氏と解せるものならんか。重ねて警告す、同姓同名の者多きは、今も昔も変わらず、賀来氏は源氏に非らざることを留意すべし。

(賀来註) 文書 422 と同一の花押しが、文書 451 にもあり、清田鑑綱とも異なる。或いは志

賀鑑綱の前の名か？。恐らく、源鑑綱は社寺奉行であったと見られる。

「鑑綱有故土佐国逗留中、豊後帰國之時、臼杵庄名字之地之内可寄進之立願成就候條、先以田地壱反北方中尾下、八幡大菩薩寄進仕者也、仍為・後日状万歳之儀、珍重候也。」

于時天文四乙未卯月十三日

源鑑綱 (花押)

宮師御房 」

1536 右衛門 賀来右衛門大輔

天文五年？九月十四日 大友義鑑知行預狀写 宮成万里文書 2 賀来莊史料 78

(秀三注) 親父忠義の賞として筑後国内の地を預く。親父は賀来民部丞ならむ。

「親父戦死忠儀、寔無・比類候、為其賞、筑後國之内四町分睥付在別紙 事預置候、可有知行候、恐々勤言、

九月十四日

義鑑 (花押)

賀来右衛門大輔殿 」

1536 民部丞 賀来民部丞

天文五年七月二日 大友義鑑知行預狀

増補訂正編年大友史料 17-13

柞原八幡宮文書 173

大友家文書録 888 賀来莊史料 76

(秀三注) 筑後國竹野郡松門寺之内五町等を賀来民部丞に預け置く。

「筑後國竹野郡松門寺之内五丁・三井郡吉武之内六町分睥付在別紙 之事、預置候、可有知行候、恐々勤言、

(天文五年) 七月二日

(大友) 義鑑 御判

賀来民部丞殿

1536 民部丞 賀来民部丞

天文五年七月三日 大友氏年寄連署奉書

増補訂正編年大友史料 17-14

柞原八幡宮文書 168

大友家文書録 888 賀来莊史料 77

(秀三注) 筑後国内の地を賀来民部丞に打渡さしむ。

「筑後國竹野郡松門寺之内五丁・三井郡吉武之内六町分之事、被宛行賀来民部丞訖、任御判之旨、嚴重可被打渡之由、依仰執達如件、

天文五年七月三日

(入田親廉) 丹後守 (花押)

(山下長就) 和泉守 (花押)

(田北親員) 大和守 (花押)

三原和泉守殿

豊饒美作入道殿

1536 紀伊守 賀来社正大宮司紀伊守

天文五～十一年 大友義鑑書狀

大友家文書録 2-1191

増補訂正編年大友史料 18-479

(秀三注) 天文五～十一年頃の文書である。大友家文書録に左記の文書あり。

立花城の落居につき祝儀として音物を贈られたるを謝す。

大友家文書録に「義鑑因・筑前国立花城事、授書於賀来社正大宮司紀伊守、且遣兵守其城、云々、」とあり、立花城落城に付き、祝儀を由原宮に贈る。

「立花城属案中候、為祝儀腹卷一領・同毛甲一刎給候、悦喜候、猶重々可申候、

恐々勤言、

六月朔日

義鑑 在判

正大宮司殿 」

1538 左京亮 賀来左京亮、大宮司

天文七年正月九日 由原宮造替覚書 柚原八幡宮文書 169、県史料 9-169

由原宮一部造替覚書案 大友松野文書 1-11 県史料 25-189

「一天文七年戊戌正月九日、宮師坊少納言盛栄・西坊与喧嘩仕出、於拝殿宮師被官一人殺害候、少納言如内殿逃入候、則兩人共ニ國中を取扱候、雖然宮師者、弟之宮内卿存栄ニ被下候、拝殿口而被疊造替候、西御門・東御門者殺害人死人出候之間、何茂造替候、然者拝殿上棟、天文拾六年丁未十一月十四日ニ候、御屋形様御社參候、御供之人數、臼杵四郎左衛門尉・寒田左衛門太夫・串村三郎三人也、(口はやがて)
一御幣之役、寒田左衛門太夫ニ香童子是を渡す、
一御太刀之役、賀来左京亮番匠ニ是を渡す、
一御白幣之役、田尻左近将監ニ番匠を渡す、被請取御前 義鑑様へ被上申候、
一御馬之役、高山次郎左衛門尉、東之度にて御馬所ニ是を渡す、請取番匠ニ渡候、
一御一献之事、為・造営奉行役是を勤む。御仕立。三番叟、御座敷弥勒寺、
一社家衆ニ仕立之事、同造営役、□□大宮司其外社家人是を行ふ。
一御社参ハ式之御参、
一造営奉行、竹田津佐渡守也、

1538 左京亮 賀来左京亮鑑重(柚原大宮司なる添え書き有り)

天文七年三月 入田親誠等連署願文 大友家文書録 2-932

増補訂正編年大友史料 17-137

(秀三注) 天文七年三月、大友義鑑、大内義隆と和を講ず。

大友家文書録に、次の記載に続き、入田親誠、賀来左京亮鑑重等連署願文を載せる。

「七年戊戌三月、大内義隆使遣・陶安房守隆房 ((等三人) 赴中筑前国秋月、義鑑亦遣田北大和守親員 (等三人) 談之、云々、之時豊後長臣清田兵庫頭等三十人願書連署、而祈豊防和議平安於神、云々、」

「敬白、至御分国中 諸鎮守奉立願、千疋之御犬追物張行事、

右意趣者、大内家御当方倍以御無二之儀、筑前国御分領之事、如前々 “為可被属” 御御案中、陶安房守・杉伯耆守・杉美作入道至秋月表下着之条、從爰元も田北親員・山下長就・臼杵鑑続至彼境御発足、寔千秋万歳候、然者御対談時宜、聊無相違、

早速御成就之儀、奉仰各丹ゞ精頤書如件、
天文七年三月十八日 清田兵庫頭 鑑緒 在判
以下略
賀来 左京亮 鑑重 同
以下略

1538 左京亮 賀来左京亮鑑重
天文八年八月 犬追物手組事 大友家文書録 2-970 p119
増補訂正編年大友史料 17-235

(秀三注) 天文八年八月、犬追物の行事が行われた。大友家文書録に、次の記載がある。

「八月二十四日、義鑑、小笠原刑部少輔・小笠原澄長及家臣等行犬追物、」

「 犬追物手組事

小笠原刑部少輔殿十三疋 田北勘解由左衛門尉 十一疋

上野兵部少輔十三疋 以下略

野上中務少輔六疋

斎藤 新五郎十三疋

平井兵部少輔二疋

戸次左衛門大夫九疋

檢見 嘘次

臼杵三郎右衛門尉 賀来左京亮(鑑重)

天文八年八月廿四日 」

1539 大宮司 賀来社大宮司 平鑑綱

天文八年十二月二十七日 文書? 増補訂正編年大友史料 17-287 柴原八幡宮文書

(秀三注) 天文八年十二月二十七日 左衛門督某袖原宮賀来社大宮司平鑑綱に有職故実を伝授す。

(秀三註) この頃、賀来社大宮司に平氏がいたか?検討を要する。

「一 依位裝束色之事 (以下略)

一 裝束着様之事 口伝

一 同誘様 口伝

一 輿乘様之事 (以下略)

右条々、豊後国由原賀来社大宮司平鑑綱令相伝事、

天文八年十二月二十七日 左衛門督 (花押)

1540 神右衛門 賀来神右衛門尉 (豊前)

天文九年正月廿四日 小松藤広等連署状 増補訂正編年大友史料 17-289

小山田文書 127-9

(秀三注) 天文九年正月廿四日、賀来永松等連署、宇佐宮二の御殿舎始めの時の御精米二石の正送状は重ねて進ずべく、古米の増米六斗を只今使者え渡し進ずる旨、大大工小山田氏に報告した。

「式御殿御社始之時、御精米式石輿藏富米 正送状之事、以永鶴朝景加判。重而可被進、
依古米之增米六斗、唯今御使へ所渡進、如件、

天文九年正月廿四日 賀来神右衛門尉 景縁 (花押)
小松 若桜守 藤広 (花押)

大々工殿 」

1540 中務丞 賀来中務丞

天文九年七月廿五日 佐田朝景書状 増補訂正編年大友史料 17-287、永弘文書 2107
(秀三注) 天文九年(1540)七月廿五日、佐田朝景、宇佐宮下宮竈殿の上葺々替の必要を認め。
近日実地調査のため賀来中務丞を宇佐宮に差遣し検査せしむる旨を、番長大夫永松氏に通報し、
造作を要する個所品々等を注進せしむ。

「返々御放生会御執行之由候、 目出候、此内に急度可申候間、御調肝要候、
当社御竈殿御上葺之事、破壊候之間、原葺之由、從當職蒙仰候、彼上葺永立之儀候間、無[。]
余儀存候条、近日可申付覺悟候、仍為檢知之、賀来中務丞下進之間、有御社参而□□之次第、懇
に以御注文並御報、可承候、彼入目等、以御公物、被仰付儀候間、為注進候、恐々
勤言、

七月廿五日 (佐田) 朝景 (花押)

番長大夫殿□□□ 」

1540? 大宮司 雄城台

天文九年頃 八月十三日大友義鑑書状 大友松野文書 1-1、大分県史料 25-179
(秀三注) 山野雉法度を犯す者の交名を出さしむ。

「雄城台近辺、其方領内、山野雉法度事度々申候 倍調可被申付候、万一法式之上猥族候者、能々
相究、以交名可承候、以其上一途可申出候、恐々勤言、

八月十三日 義鑑 (花押)

1540 惣地頭 賀来社惣地頭

天文九年?十一月十一日 大友義鑑書状 宮師文書 2-7、県史料 9-294
(秀三注) 由原宮末社の大破に就いて賀来社惣地頭の怠慢を責め、出府せしむ。

「由原末社及大破之由候、兎角不被申候、如何候哉、曲事候、從前々直勤候在所、
造営奉行勤候所、銘々付注、各明日以出府可被申候、聊不可有油斷之儀候、
恐々勤言、

十一月十一日 義鑑 (花押)

賀来社惣地頭殿

造営奉行殿

宮師御坊 」

1541 賀来左京亮

五月十七日 義鑑書状 増補訂正編年大友史料 18-474

当社旧記以賀来左京亮、中村但馬守返遣候能々可被請取置事專要候、尚竹田津佐渡守可申候

恐々謹言

五月十七日 義鑑 (花押)

袖原宮師御坊

1541 紀伊守 賀来紀伊守

天文十年十二月十五日 大友義鑑書状 大友家文書録 2-1194 大分県史料 32

増補訂正編年大友史料 18-531

(秀三注) 天文十年、明国人巨鑑に乗じて大分神宮寺浦に来る。義鑑、唐人越度の科人成敗を賞し、同類を探索生害せしむ。紀伊守は賀来社正大宮司なり。

「於方角唐人越度候、科人成敗祝着候、彼同類尋搜生害之儀、可被申付事肝要候、

聊不可有緩之儀候、恐々勤言、

十二月十五日 義鑑 在判

賀来紀伊守殿 」

1542 賀来社正大宮司

天文十一年六月朔日 義鑑札状 増補訂正編年大友史料 18-479

立花城属案中候為祝儀腹卷一両同毛甲一匁給候悦喜候猶重々可申候恐々謹言

六月朔日 義鑑 在判

賀来社正大宮司殿

1542 大宮司 賀来紀伊守か?

天文十一年?八月十三日 大友義鑑書状 增補訂正編年大友史料 18-503

史料編纂所蔵影写本柞原八幡宮文書

「雄城台近辺其方領内山野雉法度事、度々申候、倍稠可被”申付候、万一法式上之上猥族候者、能々相究、以交名一可書、以其上一途可申出候、恐々勤言、

八月十三日 義鑑 (花押)

賀来社大宮司殿 」

(稠 しげく。おく)

1542 五郎太郎 賀来五郎太郎

天文十一年?九月廿九日 大友義鑑知行預状 大友家文書録 2-1158

増補訂正編年大友史料 18-518

(秀三注) 田北日く、左の向文書は、大分県高田村字丸龜向井頼母氏家伝の文書なり。この家の文書は、眉に唾して読むべきなり、と。大友家文書録日く、向弥三郎は中務丞に改む。

「高田庄之内、賀来五郎太郎跡之内、拾貰分坪付在別柾 之事、預置候、可有知行候、恐々勤言、

九月廿九日 義鑑 在判

向弥三郎殿」

1550 二階崩れ

天文十九年二月 (田北氏註) 増補訂正編年大友史料 18-p185,19-p2

(秀三注) 天文十九年二月二日夜、大友二階崩れの凶変あり。義鑑重傷を被り二月十二日死。この事件の時の入田丹後守は入田親廉または其の子親誠ならむ。

1550 二階崩 天文十九年 大友二階崩騒動記 大友家文書録 4-2437

「天文十九年庚成年

義鑑子息三人あり、三馮塙市丸を甚愛す、或時嫡男満湯治、豊後国別府浜脇と云所え赴く、其の留守に義鑑家老の斎藤播磨守・小佐井大和守・津久見美作守・田口藏人佐を招きて日、義釤を廃して塙市丸を家督とすべき由と云々、四人の者不肯して退く、義鑑怒之て、斎藤・小佐井を誅す、津久見・田口謀反して、館の裏の門より駆入、至二階間塙市丸を津久見害す、室家をば田口害し、息女二人其外侍女數輩切殺し、楞の間へ切って出づ、義鑑抜打刀立向ふ、津久見打合せて義鑑を疵つく、近習の輩津久見・田口を討留畢、義鑑は被深手、明後日天文十九年庚戌二月一日逝去也、謂之二階崩國中騒動す、義鎮於浜脇聞之て急ぎ立石に至る、入田丹後守親誠初より室家に頼まれて塙市丸を馳走せし間、此時謀趣露顕す、義鎮立石に於て戸次伯耆守鑑連・斎藤兵部少輔鎮実に仰て入田を誅せしむ、入田府内を出帆して肥後国へ到て、冀阿蘇惟豊を頼む、惟豊其暴逆を憎で入田を討て、首を義鎮に献ず、於是、國中静謐す、義鎮は二月廿日に館へ人て続家督、」

1550 二階崩

天文十九年二月十日 大友二階崩れ 増補訂正編年大友史料別巻上

(秀三注) 「大友二階崩れ」は大友家文書録の外、大友興廢記、豊筑乱記、両豊記、筑前琵琶にも語り継がれている。

「大友二階崩れの乱劇は、天文十九年二月十日の夜、豊後府内上野原の大友館で行はれた。この乱劇で、大友第二代の当主義鑑が、深手を負ひ、十二日に四十九歳を一期として、敢無き横死を遂げた。又義鑑の室、息子塙市丸は、その場において兎刃にたほれ、逆臣津久見美作守、田口新蔵人等も、誅伐せられ、府内はもとより、大友領内、上を下への大騒動をした事変である。この乱をきっかけに、菊池義武が肥後で乱を起し、大友に謀反し、遂に義鎮の肥後征伐にまで、事件が拡大した。

大友二階崩れの直接の原因は、父義鑑が其の嫡子義釤をきらって、庶子塙市丸を家督に立てんとした事にある。義鑑は五郎義鎮の乱暴な性質を嫌い、側室に出来た塙市丸を愛し、これに家督を相続させようと計画したためである。」

1550 中務少輔 賀来中務少輔

天文十九年?五月廿六日 大友義鑑書状 熊本県田尻文書、新選事蹟通考 26

増補訂正編年大友史料 19-169

(秀三注) 天文十九年八月、義鎮は小原鑑元佐伯惟教を将として、菊池義武を肥後に攻む、義武防ぎえず、隈本城を出て、嶽村に走り田尻駿河が家に匿る。大友軍大挙して襲い、義武は島原に逃げる。田尻は大友の配下となる。十二月十二日、牛島彦五郎俊政は三郎左衛門の名を、又田尻善左衛門は駿河守の名を所望し、義鎮より許可を得ている。

「一大友殿より牛島三郎左衛門に給る御状、

「其国寄之衆、内々申旨候之条、不図賀来中務少輔差遣候、此節於励忠儀・者、一段覺 満足候、恐々勤言、

(天文二十年) 五月廿六日 義鎮 御判 」

(右之御状河内村に有り。他に壱通右同文体に而、田尻掃部介助、同善左衛門、同伊賀守、以上三人にあたりたる御状嶽村に有り。)

「同文、

五月二十三日 義鎮 御判

田尻掃部介

同 善左衛

同 伊豆守 」

1550 八房丸 賀来地頭民部少輔次男八房丸

元和六年頃 賀来社宮師跡由来書 柴原八幡宮文書 219、賀来荘史料 99

「1620 宮師由来 参照、1550年頃、民部少輔に男子二人出来、次男を八房丸と号す」

1550 賀来社大宮司

天文二十年 大友義鎮書状 山口賀来家文書

肥後国詫摩郡之内竹崎刑部左衛門尉跡 笛田大明神領拾貳町分事、為社職預置之候、可有知行候。
恐々謹言、

六月十三日 義鎮 (花押)

賀来社 大宮司殿

1550 連署奉書

天文二十年 大友氏加判衆連署奉書

肥後国詫摩郡之内竹崎刑部左衛門尉跡 笛田大明神領拾貳町分事、被宛行賀来社大宮司鑑綱訖、
任 御判之旨、嚴重可被打渡之由、依仰執達如件。

天文廿年六月十三日

前安房守 (花押)

遠江守 (花押)

越前守 (花押)

安房守 (花押)

大和守 (花押)

若狭守 (花押)

吉岡三河守殿

大津留常陸介殿

清田越後守殿

夏足民部少輔殿

清田遠江入道殿

志賀左馬助殿

田吹上総介殿

岐部能登守殿

*宛所の諸氏は檢使。

1551 田尻文書 加来丹波守、伊豆守、治部少輔、弾正忠

天文廿年？十二月廿五日 小原宗惟書状案

熊本県田尻文書 7. 肥後国志

増補訂正編年大友史料 19-206

新選事蹟通考 26-p406

「到河尻表残党現形候、雖 7 難有指儀候氣毎々無実所國候条、各不可有油斷之儀候、万一敵於・相動は、於閑城万事可被添御心候、各忠儀此時候、爰元よりも可有御発足之御覺悟候、志口真光寺田次上総介方到國中衆被差遣候、我等事急度可罷下之覺悟候、紀伊助山城守可申談 - - 候、頼入存候、恐々勤言、

十二月廿五日

(小原鑑元入道)

宗惟 書判

加来丹波守殿

緒方刑部少輔殿

賀来伊豆守殿

緒方民部少輔殿

賀来治部少輔殿

賀来弾正忠殿

田尻與左三郎殿

1551 賀来民部少輔 、

天文廿年八月廿六日 大友義鎮知行預狀

大友家文書録 2-1275 賀来文書 1-7

増補訂正編年大友史料 19-181

賀来荘史料 81

(秀三注) 天文十八年八月、義鎮、兵二万三千を率いて肥後に向かう。九月陶、大内を亡ぼし国を奪う。左記の大友家文書録の文書はこの戦後の報奨であろう。

大友家文書録に「八月二十六日、義鎮授領地於賀来民部少輔某□□、有書」

「肥後国飽田郡之内梶尾八町分（五町分三町分）同郡河尻庄之内渋江壱町八段分事、預置候、可有知行候、恐々勤言、

八月廿六日

義鎮 在判

賀来民部少輔殿 」

1551 弾正忠 加来丹波守、伊豆守、治部少輔、弾正忠

天文廿年？十二月廿五日 小原宗惟書状案

熊本県田尻文書 7. 肥後国志

増補訂正編年大友史料 19-206

新選事蹟通考 26-p406

「1551 田尻文書 参照 」

1552 萩原氏

萩原氏出自 (豊前)

増補訂正編年大友史料 19-p255

(秀三注) 萩原氏の出自に関し、田北氏の記事あり。

豊前の萩原氏は、もと大分郡萩原村より出る。始め右京進大神朝臣房俊、罪を得て、豊後大分郡高田荘萩原村に配せらる。云々。応永中、美濃守房円に到りて、宇佐郡広山郷宮熊敷田二村の地頭職となる。宇佐郡三十六家の一つに萩原四郎兵衛あり。天正八年萩原山城守あり。尚、日本地名大辞典大分県の萩原村、及び宮熊・敷田村を見よ。

1552 民部少輔 賀来民部少輔

天文廿一年三月廿日 大友義釵知行預状

大友家文書録 2-1276

増補訂正編年大友史料 19-239

(秀三注) 大友家文書録に次の記載あり、続いてこれに関連した文書を示す。

「二十日、義釵授一領地於永富弾正忠、作書、老臣臼杵前阿波守鑑続・田北大和守・山下遠江入道I長就I…吉岡越前守長増・志賀安房守親守・雄城若狭守治景等連署、寄遵行状於大津留常陸介長清・夏足民部少輔鑑秀・清田遠江入道宗道・志賀佐馬助守壹・清田越後守鑑裕・吉岡三河守某（打渡状除三河守、載中務少輔鑑香、按同人而更名乎）、田吹上総介鑑富、且大津留長清等寄賀来民部領地打渡状）」

（大友義鎮知行預状、1276）

(秀三注) 肥後国飽田郡河尻庄内の地を預く。

「肥後国飽田郡河尻庄之内、御岳参詣田今村分拾武町分事、預置候、可有知行候、

恐々勤言。

三月廿日

義鎮 在判

永富弾正忠殿　　」

1552 民部少輔 賀来民部少輔

天文廿一年三月廿日 大友氏年寄連署奉書

大友家文書録 2-1277

増補訂正編年大友史料 19-240

(秀三注) 肥後国飽田郡河尻庄内の地を永富弾正忠に打渡さしむ。

「肥後国飽田郡河尻庄之内、御岳参詣田今村分拾武町分事、被宛”行永富弾正忠訖、任御判之旨、不残段歩、嚴重可打渡之由、依仰執達如件、

天文廿一年三月廿日 (志賀 守) 前安房守 在判

(田北畿生) 大和守 同

(小原鑑允) 遠江守 同

(吉岡長増) 越前守 同

(臼杵) 安房守 同

若狭守 同

大津留常陸介殿

夏足民部小輔殿

清田遠江入道殿

志賀 佐馬助殿

吉岡 三河守殿

田吹 上総介殿 」

1552 民部少輔 賀来民部少輔

天文廿一年三月廿日 大津留長清等連署打渡状 大友家文書録 2-1278 賀来文書 1-8

増補訂正編年大友史料 19-241

(秀三注) 肥後国飽田郡内梶尾八町分等を賀来民部少輔に打渡す。

「肥後国飽田郡之内梶尾八町同郡河尻庄之内渋江壱町八段分之事、任御判御遵行之旨、厳重打渡申所、如件、

天文廿一年三月貳拾日

清田遠江入道 在判

夏足民部少輔 同

清田 越後守 同

田吹 上総介 同

志賀 佐馬介 同

佳岡中務少輔 同

大津留常陸介 同

賀来民部少輔殿 」

1552 民部少輔 賀来民部少輔、次男八房、賀来社地頭

天文廿一年五月八日 大友義鎮書状 宮師文書 2-17、賀来荘史料 86

増補訂正編年大友史料 4-2423

(秀三注) 由原宮師一跡を承認す。 柢原八幡宮文書 177、大友家文書録 4-2423 参照。

「宮師一跡之事、可為祖母存分俟之由申候之処、寒田右京亮娘塩徳女与 賀来民部少輔 次男八房以妻愛連続之通承候、得其意候、然者灯油・同武射之御祭礼等、堅可被申付候、猶志賀伊賀入道・石牆大蔵少輔可申候、恐々勤言

五月八日 義鎮 (花押)

賀来社地頭殿 」

1552 中務少輔 加来中務少輔

天文廿一年五月八日 大友義鎮書状 田尻家所蔵文書 肥後国志

増補訂正編年大友史料 19-258

新選事蹟通考 26-p405

「其国寄之衆、内々申旨候条、不図加来中務少輔差遣候、此節於励忠儀は、一段覚満足入候、恐々勤言、

五月廿六日 義鎮 判

田尻掃部介との

同善左衛門との

同 伊豆守との 」

1552 大宮司 賀来大宮司

天文廿一年九月十三日 志賀親守書状 東京大学史料編纂所々蔵文書
増補訂正編年大友史料 19-291
「到・御遷宮之儀、預御懇札候、且令被見候、當時我等事養生氣候条、在府候、長増
(I) 1 令相煩候、其上、鑑繞(臼杵) 今程在府候、併於參庄者、各可申談候、尚期後
音之時候、恐々勤言、
九月十三日 親守 (花押)
賀來大宮司御報 」

1552 佐田文書

佐田文書と出自 増補訂正編年大友史料 19-p159
(秀三注) 佐田文書は熊本県熊本市黒髪村大字坪井佐田長三郎蔵本、東京大学史料編纂所々蔵影写本による。田北氏の次の注記あり。
「佐田氏は豊前の守護宇都宮信房の後裔にして、宇佐郡佐田庄を本拠とする。大内氏豊前の守護となるに及び、佐田氏はその配下になる。弘治三年、大内氏滅びてより、大友氏の配下に属す。文禄二年五月、大友義統、朝鮮出征中に秀吉に領国を没収せらる。因って、佐田統綱、黒田長政に仕ふ。慶長五年十月、長政、豊前に転封せられ、細川忠興豊前を領す。ここに於て、佐田統綱、元和元年九月、忠興の家臣となる。統綱の嫡家宗琢、寛永九年に細川忠利に隨い肥後に移り、百五十石を領す。尾立維孝氏の編纂する宇都宮文書は、この佐田文書と同一なり。」

1552 神九郎 賀来神九郎鎮秀
天文廿一年八月廿二日 大友義鎮名字状 増補訂正編年大友史料 19-280, 281
大友家文書録 2-1282, 1283
賀来文書 1-1.2、賀来荘史料 83, 84

(秀三注) 大友家文書録に左記の注記と二通の文書あり、
廿二日、義鎮授字於賀来神九郎民部少輔子名鎮秀、有二書、
「大友義鎮名字状写」大友家文書録 2-1282、賀来文書 1-1
「名字之事、以別紙認進之候、恐々勤言、
八月廿二日 義鎮 在判
賀来神九郎殿 」
「大友家文書録写」大友家文書録 2-1283、賀来文書 1-2
「如冠 名字之事
大神鎮秀
天文廿一年八月廿二日 」

1552 八房 賀来八房
天文廿一年九月二日 長重等連署奉書案 増補訂正編年大友史料 19-287
宮師文書 1-24、賀来荘史料 87

東京大学史料編纂所々蔵文書

(秀三注) 宮師代替りにつき領内成敗に関して申しいれる。

「賀来殿進申一通案文」

「就宮師代替、雖事新申事候、領内御成敗之続、以一書申入候、
一、宮師・宮迫・松木坊、彼三坊以一・番手陳夫一人馳走之事、
一、賀来庄点役之時、隔地頭可懲事、
一、礼儀錢之事、
一、領内御追討之時、妻子奴婢牛馬雜物等之事者、任前々之旨、可被成御存知候
家之事者、我々可存知仕候、

右之条々、為向後後室同然に申入候、同兩人加判被仕候、以”御分別可預御報
候、恐々勤言、

天文廿一年 八房

九月二日 鑑久 在判

長重 在判

賀来殿參御宿所 」

1552 地頭成敗

天文廿一年九月二日 鑑泰鑑満連署書状 東京大学史料編纂所々蔵文書

柞原八幡宮文書

増補訂正編年大友史料 19-288

「地頭成敗之趣、条々以一書蒙 候、得其意 、御領内に聊爾人於有之者、早速蒙
仰申談、以閑目明白之時者、御一通之併、罪科人妻子奴婢牛馬雜物等之事、可追捕仕候、家之
事者、従”其方可有御存知候、一通之旨相互不可有相違候、
恐々勤言、

九月二日 鑑満 (花押)

鑑泰 (花押)

由原宮師

御同宿御中 」

1552 紀伊守 賀来紀伊守

天文廿一年?三月廿三日 大友義鎮書状 柞原八幡宮文書 177、賀来莊史料 85

増補訂正編年大友史料 19-244

続増補訂正編年大友史料別卷

(秀三注) 由原宮師一跡につき後室と申談せしむ。宮師文書 2-17 大友家文書録 4-247 参照。

賀来庄の地頭賀来氏が、一時由原宮の宮司と成っていた。宮師の勢力が弱くなつて、地頭のため
に宮の支配権を掌握されたものと見られる。

「就由原宮師一跡之儀、被申旨、得其意候、當時後室可為存分併候、每事其方
以入魂、可然様可被申談候、猶志賀伊賀入道・石檣大藏少輔可申候、恐々勤言

三月廿三日 義鎮 (花押)
賀来紀伊守殿 」

1552 八房賀來 賀来民部少輔次男八房
天文廿一年頃 文書断簡
「 □□□□
大津留常陸介長清
寒田右京亮娘塙徳女与□□□
賀来民部少輔次男八房 」

1552 式部大輔 民部少輔次男式部大輔
寛永元年(1625)霜月七日 加来氏家伝 肥後古記集覽 5-6
東京大学史料編纂所々蔵文書

「1625 加来家伝 参照 」

1555 周防守 賀来周防守
天文廿四年?二月廿日 大友義鎮書状 増補訂正編年大友史料 20-7、大友家文書録
(秀三注) 宛名の人々は全部大分郡庄内方向の人々、「待屋」とは狩の時の用に供する家にて諸家の狩猟場に之を設けありたり。東庄内に大友家狩猟場あり、待屋奉行を任命した。
「至大龍待屋、近々可罷越候、待屋手垣并中宿之儀、役人奉行被申談、如前々、稠敷被申触、急度可被相調候、聊不可有油断候、恐々勤言、

二月廿日 義鎮 在判
橋爪次郎左衛門尉殿
大津留治部少輔 殿
橋爪 主税介 殿
田北 隠岐守 殿
賀来 周防守 殿
大津留 常陸介 殿

1556 紀伊守 賀来紀伊守
弘治二年五月五日 志賀親守等連署書状 佐田文書
増補訂正編年大友史料 20-96
(秀三注) 左記文書中、不儀之仁とは、本荘新左衛門尉・佐伯惟教・小原鑑元入道宗惟・中村長直・賀来紀伊守等なり。大友麾下中の他姓の衆等が、山口の大内家の混乱、豊前の動乱に乗じて、頽勢を挽回せんとし、同紋衆に対抗して巻き返しを行えるものなるべし。明らかに派閥闘争の形跡あり。右連署者の氏姓別出自を見るに、雄城治景ただ一人が、他姓(大神)の衆にして、他の四名は大友の分家の者等なり。同紋衆をもって、大友家政治組織の中核部を固めんとする傾向は、次第に強くなるを注意すべし。
「就不儀之仁、御成敗早速示預候趣、則令・被露候、被添心候次第、御祝着之由候、然者今度被討漏候者共、至・其国落行候者、堅固被申付、打捕御注進肝要之段、可

申旨候、猶期來信候、恐々勤言、

(臼杵安房守) 鑑続	(花押)
(古岡越前守) 長増	(花押)
(田北大和守) 鑑生	(花押)
(雄城著桜守) 治景	(花押)
(志賀安房守) 親守	(花押)

佐田彈正忠（隆居）殿 」

1556 紀伊守 賀来紀伊守

弘治二年 大友家文書録、増補訂正編年大友史料 20-102

（秀三注）大友家文書録に、この年、佐伯惟教は伊予に退く云々、とあり、賀来紀伊守も四国に遁れたものと見られる。（先の氏姓の乱の時も、賀来氏は伊予に遁がれた）

「是年、佐伯惟教、有恨義鎮之事、卒男惟真等氏族家人、去梅牟礼城在州海部郡佐伯、
退住伊予国、」

1556 紀伊守 賀来紀伊守

弘治二年十一月十九日 大友義鎮知行預状 大友家文書録 2-1417

増補訂正編年大友史料 20-149

（秀三注）大友家文書録 1278 によれば、賀来民部少輔は肥後国飽田郡の地を預かっている。

ここでは、ほぼ同じ地と見られる処が、賀来紀伊守跡として、没収されている。極めて紛らわしいが、紀伊守は正大宮司で地頭であり、民部少輔とは別人であろう。

「肥後国飽田郡河尻庄の内、賀来紀伊守跡、若宮修理亮八町八段分之事。預置候、可有
知行候、恐々勤言、

十一月十九日 義鎮 在判

荒木中務丞殿 」

1556 紀伊守 賀来紀伊守

弘治二年十一月十九日 大友義鎮知行預状 田北盛義氏文書

増補訂正編年大友史料 20-154

（秀三注）没収された賀来紀伊守跡を、田北忠次郎に預けた。同様に、肥後玉名郡之内、小原鑑元跡は、文書 20-155 では田北伯耆守に与えている。

「今度不儀之仁、成敗之刻、勘解由左衛門尉以所被碎手被疵之候、忠貞感悅候、
仍為其賞、直入郡郷之内、賀来紀伊介跡長迫五貫分事、預置候、可有・・知行候、恐
々勤言、

十一月十九日 義鎮 (花押)
田北忠次郎殿 」

1556 次郎 賀来次郎

弘治二年秋 宇佐郡三十六人衆着到

香下文書 両豊記

増補訂正編年大友史料 20-160

「大友氏幕下」

安心院五郎	松本主膳	深見壱岐守	斎藤駿河守	原口次郎
飯田主計正	高並主膳助	津房次郎	佐田弾正	副但馬守
香下出雲守	矢部伊勢守	大藪監物	廣崎対馬守	渡辺和泉守
上田稻葉守	是恒備前守	吉村弥六左衛門	都留右近	
真加江太郎	相良主水	麻生摂津守	木内帶刀左衛門	
赤尾式部少輔	佐野源右衛門	萩原四郎兵衛	時枝平大夫	
荒木三河守	城井三郎兵衛	津々見源五郎	照山雅樂助	
賀来次郎				

1556 太郎跡 賀来太郎

弘治二年八月三日 大友義鎮所領寄進状写 大恩寺文書 1、大分県史料 26-232

(秀三注) 入田次倉名のうち、十五貫文を寄付す。

「入田次倉名之内、賀来太郎跡拾五貫分之事、寄付候、然者万難諸点役等、可免許候、
弥每事寺務不可有油斷之状、仍如件、

弘治二年八月三日 源義鎮 (花押)
(宛名欠く)」

1556 紀伊介跡

(弘治二年) 十一月十九日 大友義鎮知行預状 田北文書 5、熊本県史料中世 4

「未完 賀来紀伊介跡 」 (義鎮花押 6)

1557 主計允 加来主計允

永禄元年?卯月六日 鑑績書状 宇都宮文書枚 45

(秀三注) 尾立維孝曰、闕所は地頭職欠員の地を言う。

「就“当郡闕所之儀”前々之立栖承候。田北鑑生申合具達”上聞候。爰元音繁多之条。重而取
合不“可”有”疎略”候。隆居先以可”然様御裁判肝要候。猶加来主計允方可”被”申候
恐々勤言。

卯月六日 鑑 繢 在判
佐 田 弾 正 忠 殿
御 報 」

1557 中務丞 賀来中務丞

弘治三年六月廿四日 大友家年寄連署状 佐田文書 194、熊本県史料中世 2

山田以下敵來襲の時隆居家中賀来中務丞鑑初仕(以下略)

佐田弾正忠殿 白杵鑑続他 花押

1557 賀来九郎

弘治三年?七月十六日 大友義鎮書状 増補訂正編年大友史料 20-247

東京大学史料編纂所影写本

「炎天時分、長々在陣辛勞之儀察存候、雖7無”申迄候上、此節別而可被抽忠儀事肝要

候、必取静可顧”其志候、恐々勤言、

七月十六日

義鎮 (花押)

賀来九郎殿 」

1558 周防守 賀来周防守

永禄元年?二月廿日 大友義鎮感状写 田北一六文書 13、県史料 25-453

(秀三注) 大龍待屋に狩りするを告げ、役人奉行衆に用意せしむ。花押は 1555-1562 年のもの。

「至大龍待屋近々可罷越候、待屋手垣並中宿之儀役人奉行被申談、如前々“稠敷被”

申触、急度可被相調候、聊不可有油断候、恐々勤言、

二月廿日

義鎮 (花押)

橋爪次郎左衛門尉殿

大津留 治部少輔殿

橋爪主税助殿

田喜多隱岐守殿

賀来周防守殿

大都留常陸介殿 」

1559 隆居分捕 賀来市助、中務丞、神三郎、備後守、善三郎 (房畠賀来氏)

永禄二年八月廿二日 佐田隆居分捕手負注文 佐田文書 204 宇都宮文書枚 52

増補訂正編年大友史料 20-438

(秀三注) 尾立維孝曰、西郷遠江守は仲津郡大村不動岳城主宇都宮興正也。

「永禄二年八月廿二日、於西部遠江守要害攻口、佐田彈正忠隆居人数分捕高名之次第、

着到銘々加被見畢、

頸一 平郡彦次郎 討之

(六行略)

石弓 賀来市助

矢疵一力所 賀来中務丞

槍疵三ヶ所 賀来神三郎

(三行略)

槍疵二ヶ所 賀来備後守与從 又右衛門

槍疵一; 賀来善三郎与從 小次郎

槍疵一; 賀来市助与從 与太郎

矢疵一; 同人与從 中六

槍疵一; 賀来中務丞与從 新九郎

矢疵一; 同人与從 神三

(三行略)

以上 」

1559 隆居手負 賀来秀三郎、助六、賀来大蔵丞

永禄二年十月朔日 佐田隆居手負注文 佐田文書 207 熊本県史料中世 2p287
佐田隆居被官注文 増補訂正編年大友史料 20-474
宇都宮文書枚 53

(秀三注) 尾立維孝曰、五徳谷は香春岳城搦手に在り。この城は天慶三年藤原純友築きて、次男伊予次郎純年を置く。保元三年平清盛太宰大式となり、香春岳城を築き、鬼ヶ岳城と名く。平治二年（1160）清盛帰京。緒方惟栄が子刑部丞惟時治承元年まで守る。建久中より宇都宮信房の支配に属す。云々。

「佐田彈正忠隆居被官、於田川郡五徳小屋、当石衆。

注文 永禄式十ノ朔。

永松宮内丞	賀来秀三郎
徳光治部丞	賀来助六
新兵衛	六郎兵衛
弥四郎	与四郎

以上

十月朔日 隆居 (花押)

田原殿（田原民部大輔親賢）」

* 宇都宮文書には「田原殿」とあり、裏面に

「於・田川五徳小屋被打石衆注文。（花押）田原藏賢」とある。

1559 賀来市助 賀来市助、中務丞、神三郎、善三郎（房畠賀来氏）

永禄二年八月廿二日 佐田隆居分捕手負注 佐田文書 204

増補訂正編年大友史料 20-438

「1559 隆居分捕 参照、石弓 賀来市助」

1559 中務丞 賀来市助、中務丞、神三郎、善三郎（房畠賀来氏）

永禄二年八月廿二日 佐田隆居分捕手負注文 佐田文書 204

増補訂正編年大友史料 20-438

「1559 隆居分捕 参照、矢疵一力所 賀来中務丞」

1559 善三郎 賀来善三郎、備後守、市助（房畠賀来氏）

永禄二年八月廿二日 佐田隆居分捕手負注文 佐田文書 204 増補訂正編年大友史料 20-104

「1559 隆居分捕 参照」

1559 神三郎 賀来市助、中務丞、神三郎、善三郎（房畠賀来氏）

永禄二年八月廿二日 佐田隆居分捕手負注文 佐田文書 204 増補訂正編年大友史料 20-104

「1559 隆居分捕 参照、鎧疵三ヶ所 賀来神三郎」

1559 備後守 賀来善三郎、備後守、市助（房畠賀来氏）

永禄二年八月廿二日

佐田隆居分捕手負注文 佐田文書 204

増補訂正編年大友史料 20-438

「1559 隆居分捕 参照 」

1559 秀三郎 賀来秀三郎、助六、賀来大蔵丞 (房畠賀来氏)

永禄二年十月朔日 佐田隆居手負注文 佐田文書 207 熊本県史料中世 2p287

佐田隆居被官注文 増補訂正編年大友史料 20-474

「1559 隆居手負 参照 」

1559 賀来助六 賀来秀三郎、助六、賀来大蔵丞 (房畠賀来氏)

永禄二年十月朔日 佐田隆居手負注文 佐田文書 207 熊本県史料中世 2p287

佐田隆居被官注文 増補訂正編年大友史料 20-474

「1559 隆居手負 参照 」

1559 大蔵丞 賀来秀三郎、助六、賀来大蔵丞 (房畠賀来氏)

永禄二年十月朔日 佐田隆居手負注文 佐田文書 207 熊本県史料中世 2p287

佐田隆居被官注文 増補訂正編年大友史料 20-474

1560 賀来九郎

永禄三年頃 七月十六日 大友義鎮書状 大友松野文書 1-7、県史料 25-185

(秀三注) 炎天下の在陣の労を賞す。花押により 1555 年-1562 年のもの。

「炎天時分長々在陣、辛労之儀察存候、雖無申迄候上、此説別而可被抽忠儀事要候、必取静可顧其志候、恐々勤言、

七月十六日 義鎮 (花押)

賀来九郎殿 」

1560 年中行事 大宮司賀来氏、賀来社地頭

永禄の頃 武家年中行事 大友年中行事記、速見郡史、大友興廢記

「元日朝四ツ時御家門之大名衆諸職役之歴々御礼始也、云々、御屋形御小書院に着せ給へば、御同紋六十二家、国衆三十七家、諸氏百五十家の内より御由緒之衆一人宛御太刀目録にて御敷居の外一疊目にて披露、四疊目にて御礼、御盃三方にて頂戴、御肴被下直に持て退也、云々、二日は諸大名諸職司の惣領衆並御紋付呉服拝領楷以上の御礼也、三日は由原八幡宮の大宮司賀来氏、祇園社の祝所日野氏、若宮八幡の大宮司高山氏、奈多八幡宮大宮司奈多氏に及御分国中の神人大麻を捧て御礼申し上る也、云々、十四日由原八幡宮の大宮司並祠官各登城、白馬頭花献上す、馬は禁中の白馬の宴を表す、頭花は紙を丸く切て萩の末に付る也、

[条々

一 賀来之社造営之事

一 京都御一礼之事

一 国中道作之事

以上

正月十六日 御老中 各連判

賀来社地頭殿 植田社追捕使殿

笠和郷政所殿 高田政所殿

野津院政所殿

」

此五ヶ所へ御意の御文体は道作に付てとの儀共老中の訶にて書出し、其後五人御前に伺ひ
御盃被下惣て老中の書出しが奉書と云、云々、(以下略) 」

1561 但馬守 賀来但馬守

永禄四年二月四日 糸永幸輔等連署状 長谷雄文書、増補訂正編年大友史料 21-72

(秀三注) この連署者は田原親賢入道紹忍の家臣なり。

「永松治部丞殿」

「 坪付

一所 壱丁 築城郡拾丁弁分之内 賀来但馬守

カマフチノ上

一所 武反十五代 金吉之内 同人

トキワ

一所 武反 鬼河原源二郎

サクラキ

一所 壱反 善三郎、三郎右衛門

同

一所 武反 久恒藏人佐

トキワ

一所 壱反廿代

少くら

一所 武反

右田数式丁壱反廿五代

永禄四年辛酉二月日

糸永但馬守 幸輔 (花押)

有永河内守 資辰 (花押)

竹田津萬作守 栄元

阿部宮内少輔 房清 (花押)

清成山城守 資房 (花押)

永松治部丞殿 」

1561 豊前賀来氏

永禄四年 毛利家文書 大友家文書録

増補訂正編年大友史料 21-56

(秀三注) 毛利家文書に、この頃香春岳の記事あり、おそらく毛利元就に応じた豊前賀来氏の事
であろう。大友家文書録につきの記事あり。

「是年、豊前州士有賀具氏者、叛義鎮、聚同族千余人、據香春岳城、義鎮、使田原近江守親賢、

將三国東遠見二郡兵、討平之、」(按賀具氏叛、恐慮元就者乎)

1561 和泉守 賀來和泉守 (豊前)

永禄四年三月二日 吉岡長増書状 増補訂正編年大友史料 21-84
佐田文書 224

「前至。仲尾郷同築地村悪党乱入之處、則被懸付、被討果之段、注進之趣、具令・被露候、御感深重之通、以御書被御遣候、珍重候、殊去重々有乘陣、堅固之才覚、無”油断之由承候之辻、銘々達上聞候条、御祝着不斜候、方角衆被相違、弥可被勵御忠儀事肝要候、爰元勢衆出張之儀、堅被仰付候之儀、諸勢於著陣者、悪党御退治不可有程候、可御心安候へ兼又、時枝兵部少輔(隆令)、内尾治部丞(久重)・秣備前守・賀來和泉守・福島安芸守(長久)、別而馳走之次第、

就中分、捕虜同被疵衆中、以着到承候之条、具備上覽一候、必追而一段可被賀之由、先以隆居迄可申旨候、為御存知候、猶期來喜省略候、恐々勤言、

三月二日 吉岡 長増 (花押)

佐田彈正忠殿 御報 」

1561 鑑綱他 賀來鑑綱、大宮司宮千代

永禄四年閏三月廿八日 大友義鎮安堵状案 柴原八幡宮文書 185、賀來荘史料 90
増補訂正編年大友史料 21-98

(秀三注) 父掃部頭鑑綱一跡を宮千代丸に安堵す。辻は道筋の意。藤左衛門は肥後細川藩士で、賀來統久の後なり。家系調査の形跡がある。

「親父掃部頭一跡之事、賀來社大宮司職、同本下用並進官物以下、親治・義鑑以御判之辻、任相続之旨、領掌、不可有相違候、恐々勤言、

閏三月廿八日 義鎮 在御判

賀來社

大宮司宮千代殿 」 (御証判所持賀來藤左衛門(黒印))

1561 宮千代 賀來鑑綱、大宮司宮千代

永禄四年閏三月廿八日 大友義鎮安堵状案 柴原八幡宮文書 185・賀來荘史料 90
増補訂正編年大友史料 21-98

「1561 鑑綱他 参照 父掃部頭鑑綱一跡を宮千代丸に安堵す。」

1561 賀來松寿

永禄四年 佐田隆居知行宛行状 佐田文書

豊前国築城郡光重内居宅江御加扶持分事

壱町 賀來松寿猶是

1565 隆居手負 賀來采女佐、弥右衛門尉 (房畠賀來氏)

永禄八年八月十四日 佐田隆居手負注文 佐田文書 250 宇都宮文書枚 67
佐田隆居被疵注文 増補訂正編年大友史料 21-415

(秀三注) 永禄八年八月、義鎮は長野筑後守成敗の戦をした。佐田氏からの被疵報告である。

「上進案

八月十三日於長野城被疵人数事

賀来弥右衛門尉	手火矢疵、右の股
永松弥八郎	同 、左の膝
平野惣左衛門尉	同 、膝の左右
中間 清 三	手火矢疵、左の脚
加来采女佑下人 源五郎	同 腹
同 弥七	同 左の手

(以下七人略)

以上

(永禄八年) 八月十四日 (佐田薩摩守) 隆居

田原殿

<u>1565 采女佐</u>	賀来采女佐、弥右衛門尉	(房畠賀来氏)
永禄八年八月十四日	佐田隆居手負注文	佐田文書 250
	佐田隆居被疵注文	増補訂正編年大友史料 21-415

「

1566 円成寺 志料

永禄九年?卯月五日	大友宗麟書状	屋形米二郎氏文書
		増補訂正編年大友史料 22-23

(秀三注) 円成寺は大分郡賀来村にあり、賀来庄賀来氏の菩提寺であった。豊後国志卷四に、「円成寺云々」とあり、享禄三年の氏姓の乱で焼失したが、永禄六年七月より再建が始まった。

「松山之儀、従向地重々可被誘之通風聞候、於事實者、可為敵案之条、急度可割捨之段、至・其表衆申付候、田原近江守被申談、乍・辛勞別而馳走肝要候猶円成寺申含候、恐々勤言、

卯月五日	宗麟 (花押)
屋形掃部助殿」	

1569 宮内丞 賀来宮内丞

永禄十二年八月廿九日	大友宗麟手負注文一見状	大友家文書録 2-1551
		増補訂正編年大友史料 22-451

(秀三注田川郡香春岳麓の干飯村における田原親宏一族郎党の軍忠に一見を加えた。

賀来宮内丞は田原親宏の郎党であったか。大友田原氏系図の十五代親宏の系譜にもあり。

「二十九日、豊前田川郡香春岳麓星井村役、田原親宏有戦功、宗麟加”袖判於其註文、此役未詳事故敵名等、

大友 宗麟 袖判

永禄十二年八月廿九日、於・田川郡香春岳麓干飯村、田原常陸介親宏人数、或分捕高名、或被疵、着到銘々加被見畢、

頸一 名字不知 後藤弥右衛門尉

頸一 賀来宮内丞

1569 三郎右衛門尉

永祿十二年十月 田原親宏被官分捕手負人数注文 大友家文書 2-1554

増補訂正編年大友史料 22-p220

(秀三注) 下記大友家文書録以外に、田原氏系図中親宏の系譜にもほぼ同様な記載あり。

[是月九日、田原親宏戦一於豊前国規矩郡東小倉及小田村・備前守宅所鳥羽田村、有功、親宏兵溝部右衛門尉斬・一小田村兵庫允、且被々創右股磧、云々 亦共獲一首級、被創者、賀来三郎右衛門尉、重光右馬助 j、(以下十名省略)、十三日、親宏呈一其著到于浦上左京入道、告之宗麟

「 令被見畢

宗麟乃加・一袖判、」

(大友宗麟)

袖判

永祿十二年十月九日、規矩郡東小倉並於小田村・備前守宅所鳥羽田村、或分捕、或被疵
人数注文、

頸一 小田村兵庫允 溝部右衛門尉討取之一

頸一 名字不知 森新四郎討取之、

(以下略)

手負

溝部右衛門尉 矢疵右之殷 賀来三郎右衛門尉 同疵右之足

重光右馬助 同疵左脚 成安右馬允 手火矢疵頸

(以下九名略)

以上、」

1569 三郎右衛門尉 賀来三郎右衛門尉

永祿十二年十月 田原親宏被官分捕手負人数注文 大友家文書録 2-1554

増補訂正編年大友史料 22-p2220

(秀三注) 下記大友家文書録以外に、田原氏系図中親宏の系譜にもほぼ同様な記載あり。

[是月九日、田原親宏戦於豊前国規矩郡東小倉及小田村・備前守宅所鳥羽田村、有功、親宏兵溝部右衛門尉斬小田村兵庫允、且被々創右股磧、云々 亦共獲首級、被創者、賀来三郎右衛門尉、重光右馬助、(以下十名省略)、十三日、親宏呈一其著到于浦上左京入道、告之宗麟

宗麟乃加・一袖判、」

「 令被見畢 (大友宗麟) 袖判

永祿十二年十月九日、規矩郡東小倉並於小田村・備前守宅所鳥羽田村、或分捕、或被疵
人数注文、

頸一 小田村兵庫允 溝部右衛門尉討取之一

頸一 名字不知 森新四郎討取之、

(以下三行略)

手負

溝部右衛門尉 矢疵右之殷

賀来三郎右衛門尉 同疵右之足

重光右馬助 同疵左脚

成安右馬允 手火矢疵頸

「以下 九名略」

以上 」

十月十三日

田原常陸介親宏 在判

浦上佐京入道殿 」

1569 田原親宏 加来宮内、三郎右衛門、和泉 (豊前)

永禄十二年

第十五代田原親宏系譜

大友田原系図査築入江千代子氏家藏本

増補訂正編年大友史料 32

「 親宏 常陸介

○永禄十二年八月二十九日、於豊前田川郡香春岳麓子飯村、令合戦之時、親宏之人數高名或被讒者、云々、頸一、加来宮内討捕之、云々 (大友宗麟手負注文一見状)

○永禄十二年十月九日、豊前国規矩郡東小倉並於于小田村備前守宅所鳥羽田村、親宏之手者分捕或被讒者、云々、加来三郎右衛門右足失& 云々 (田原親宏被官分捕手負人数注文)

○攻於西郷遠江守要害抽武功、手者今戦死、或被淹訖、城井大蔵並惠良備前、荒巻右馬介、別府石見、荒巻新左衛門、賀来和泉也、」

1570 宮師豪栄 賀来地頭民部少輔、八房丸、豪栄

賀来社宮師跡由來書

搾原八幡宮文書 219、賀来荘史料 99

「 1620 宮師由来 参照 1570 頃、八房丸を養育し、出家を遂られ、宮師豪栄と称す」

1570 賀来四郎 (豊前)

永禄十三年卯月廿三日

寄揆被官着到注文

吉弘鎮整氏文書

増補訂正編年大友史料 23-65

「袖判 (大友宗麟)

永禄十三年卯月廿三日、於一肥前国佐賀表原村、防戦之砌、吉弘伊予守鑑理寄揆被官被疵人數着到銘々加、被見畢、

寄揆 右田三介 手火矢疵

寄揆 賀来四郎 同

古間 備後守 以下省略

諸田五兵衛尉

千 徳 坊

丸小野左馬助

都甲帶刀允

諸田雅楽助

屋田監物允

薗木新三郎

鶴成主計允

1571 ?地頭 (民部少輔?)

元亀二年?卯月十六日 大友宗麟書状 柚原八幡宮文書 191

「由原造営之事、無油断可被申進事肝要候、神慮第一之儀候条、宮師三香童子、其外至”社家中、神事祭礼等、任”往古之旨堅固可被申付候、自然背地頭、内訴之人等雖有之、至鑑林可申談候、所詮社方之儀、対地頭、以入魂承候者、每事可申合候、為存知候、恐々勤言、

卯月十六日 宗麟 (花押)

一万田民部少輔殿 」

1571 豪栄 宮師豪栄 (八房丸)

元亀二年五月十二日 由原宮造営雜物注文 柚原八幡宮文書 190

宮師紊栄註進状 大分宮師文書 2、県史料 9-249

(秀三注) 造営及び遷宮に関する雑事を指示す。宮師文書同文。

「(首部欠) 云々、小原方御被コモ、大辰二枚・小原二枚・一夜加用宮師一人・造営奉行一人・正御馬一人、一夜加用事、大応寺一人・正御馬右馬亮殿一人・宮師次郎左衛門尉殿一人、造営奉行方供奉人数之事、国方社家方皆同也、地頭賀来諸給人、御留守番之御幸道之間七里也、車引程領主口被仰候也、

元亀二年辛未五月十二日 宮師豪栄 (花押)

1571 豪栄 宮師豪栄

元亀二年九月 日 宮師豪栄書状 大分宮師文書 3、県史料 9-250

「 元亀二年辛未九月 日 註之候也、
就当社御造替幸野山稜御行幸之事、
一所々催促之事、御奉書申請候、九月八日相調也、
先惣力ヲ以道作、其外神役以下之事、宮師・大宮司・造営奉行・地頭連署ヲ以催促候也、
次陣道・鎰取・宮掌・御奉書”持、小原名。大辰名諸給人中江催促申也、御殿御供屋・舞殿御供米相調候て、九月廿六日御行幸可有候之処、為上意霜月まで延引候、十一月四日御幸なり申候、
御とも道行次第放生会のことく也、此度者御奉行三人也、田吹家智・挟間掃部助・石合宮内允也、
幸野方ヨリ燈明を不參候ま下神人等皆家二火付候
也、今以後等燈明馳走候者、狼藉不可有候矣。

宮師

豪栄 (花押)」

1572 宮師豪栄 豪栄

元亀三年五月十二日 由原宮造営雜物注文 柚原八幡宮文書 190、賀来莊史料 92

宮師紊栄註進状 宮師文書 2-2 大分県史料 9-246

(秀三注) 由原宮造営及び遷宮に関する雑事を指令す。

「(首部継目より破損) □□一帖・宮師一帖・權宮師一帖・東光坊供僧一老・其他□□社家一色宛配分之、

御殿三間大辰・小原名造進之、善神王殿御在所一、小原役、是ハ舞殿也、ヲシ巻四帖、両小原方、大辰三帖、舞殿藤薦事、小原四枚・大辰四枚・祝コモ一枚、小原方御供米内、稜三升三合、土器二一升、手水桶・手水・手洗御殿小原方、手水桶・手水・手洗御供屋、大辰御杖、折敷五枚・大辰六枚、小原方御稜コモ・大辰二枚・小原二枚、一夜加用宮師一人・造営奉行一人・正御馬一人、一夜加用事、大応寺一人・正御馬右馬亮殿一人・宮師次郎左衛門尉殿一人、造営奉行方供奉人数之事、国方社家方皆同也、地頭賀来諸給人、御留守御番之御幸道之間七里也、車引程領主口被仰候也。

元亀三年辛酉五月十二日

宮師 豪栄 (花押)」

1572 大宮司

元亀三年三月廿三日 老臣連署書状

大友家文書録

増補訂正編年大友史料 23-164

「大友家文書録」に、(元亀三年)三月、宗麟、因・来年賀来社大神宝事、使老臣等作書、「就来年当社大神宝会、買物費用等之事、任先々之旨、被遂催促、早々、至商買人、可被申与之由、依仰執達如件、

元亀三年三月廿三日

(志賀親度) 安房守 在判

(吉岡長増) 越前入道 在判

(臼杵鑑速) 越中守 在判

(佐伯惟教) 紀伊介 在判

賀来社 大宮司殿

宮師御房

1573 孫五郎 賀来孫五郎

元亀四年十二月廿一日 鳥羽紹佐等請取状

詫磨文書

増補訂正編年大友史料 23-232

「(頭部切断)

御段米一段別 米六升 通事、

□□□□五段内、三町三段廿歩、米 一石九斗八升三舍 賀来孫五郎

十五町内、 四町五十歩分米、二石四斗八合 詫磨分

□□□□内、二町分、米一石二斗 蔦野分

右之前、請取所、如件、

元亀四年十二月廿一日 白杵新介入道

紹冊 (判)

古庄能登守

鑑秀 (花押)

鳥羽平兵衛入道

紹佐 (花押)

大神図書介殿

中村式部丞殿

1575 宮師注文 賀来防州入道、宮師豪栄

天正三年三月十五日 宮師豪栄木屋入座居次第注文 宮師文書 8。県史料 9-255

増補訂正編年大友史料 23-316

(秀三注) 年月日を中心に左右対象に書いた文であるが、左記のごとく略記した。

「

右	天	左
真光寺寿源法師	正	宮師
作事奉行	三	
実相寺宗稔	乙	権大宮司「當時正大宮司さしあい
造営奉行	亥	
一万田民部少輔	三	香林房
作事奉行、地顛	月	
市川惣左衛門尉入道	十	一老
	五	
社奉行名代	日	三香童子
賀来防州入道	木	
作事奉行	屋	弁官
大工	入	
	祝	御馬所
引頭	式	
	之	陣道
惣大工	時	益取
	座	執当
仕手	居	土器
	次	小手ぬり
	第	
(以下略)	也	
		記之
		宮師豪栄 (花押)

1575 知行目録 左衛門尉、兵部丞、和泉守、九郎、与一、藤次郎、又次郎

新五郎、弥太郎、弥左衛門尉

天正三～七年 山上衆知行目録写 内田文書、熊本県史料中世 2p18p23

「山上衆知行目録写 「大友義統 花押4」

飽田郡飛田之内 一所三町 賀来左衛門尉

飽田郡すやその	一所二町	賀来兵部丞
飽田郡飛田之内	一所七段	同人
飽田郡津野久之内	一所一町	同人
飽田郡扇迫	一所二町五段	同人
無足衆	賀来和泉守	賀来又次郎
	賀来九郎	賀来新五郎
	賀来与一	賀来弥太郎
	賀来藤次郎	賀来弥左衛門尉

(以上賀来氏合十人) 」

1575 重家大蔵 惟秀、重家（大蔵）、真直、重泰、重記（宗師）（房畠賀来氏）

嘉永七年(1854)六月 賀来宗師墓碑 佐田郷土史

参照、1575頃、惟秀四世孫重家大蔵」

1578 大宮司

天正六年三月九日 大友義統書状 大友松野文書 1-10、県史料 25-188

(秀三注) 天正六年島津と戦を始む（耳川戦）。進発の立願に太刀一腰を由原宮に奉納す。

花押は 1575-1579 のもの。これにより六年と推定す。

「就進発、為一立願太刀一腰・馬一疋、令進宮候、弥可被勵武運長久之懇祈事、

可為祝著候、賀事、恐々勤言、

三月九日 義統（花押）

賀来社

大宮司殿 」

1578 大宮司

天正六年三月九日 大友義統書状 東京大学史料編纂所々蔵文書

増補訂正編年大友史料 24-14

(秀三注) 義統出陣に際し、由原宮に立願す。大宮司は賀来□□

「就進発為立願、太刀一腰、馬一疋、令進官候、弥可被勵武運長久之懇祈事、

可為”祝着く候、賀事、恐々勤言、

三月九日 義統（花押）

賀来社 大宮司殿 」

1578 賀来太郎 (房畠賀来)

天正六年卯月十日 佐田鎮綱分捕手負注文 佐田文書 262 熊本県史料中世 2

「 義統（花押）

天正六年卯月十日、土持要害松尾落去之刻、佐田彈正忠鎮綱被官分捕之着到、銘々分被見訖、

名字不知 頸一 佐田内記兵衛尉 討之、

山香主計 頸一 佐田右近介 討之、

名字不知	頸一	賀来太郎	討之、		
名字不知	頸一	渡辺三郎	討之、		
(以下略) 」					
<u>1578 大蔵丞</u>		賀来大蔵丞（惟秀）	(房畠賀来)		
天正六年？七月廿八日 田原親賢書状 佐田文書 262、熊本県史料中世 2					
<u>1580 大宮司</u>					
天正八一九年卯月六日 大友義統書状		柞原八幡宮文書			
		東京大学史料編纂所々蔵文書			
		増補訂正編年大友史料 25-79			
(秀三注) 由原宮造営材に就き義統の指示。大宮司は賀来□□					
「數度如申候、当社御造営之事、無油斷可被相調候、殊本社材木取之事、於由布院六所採用專一候、奉行中被申談、早々以越山、霖雨前可被”取調事、肝要候、					
聊不可有緩之儀候、恐々勤言、					
(天正八、九年頃)					
卯月六日		義統	(花押)		
大宮司殿」					
<u>1580 左衛門</u>		賀来左衛門大夫、宮内少輔			
天正八年閏三月廿九日 大友宗麟書状 1		賀来つる文書、			
		続増補訂正編年大友史料別巻			
(秀三注) 大友宗麟が賀来左衛門大夫を利用して、田北紹鉄に一味の者共の結束を攬乱せんとしたときの書状である。田北学氏の解説がある。					
「田北紹鉄事、連々、一雅意深重之条、以時分、一途可申附□之処、今度、諸境、自亂妄以来、(種々狼籍惡逆之企、前代未聞之条□□□不及用捨一成敗之儀被申出、南部衆、今日老寄、可討果之由而、挾間村打立候、仍其方事、以順路之覚悟、格別之段、聞及候、案中候、如存知、鑑生(田北)一筋目之儀、鎮周(田北)令連續、去々年《天正六年》於日州表(日向耳川)戦死、忠儀無比類候、因茲、家督之儀、既鎮衆娘へ、与妻合之儀統員平介之上者、縱、紹鉄進退、無別儀候共、立帰、彼家裁判之事者、難有候、況、不儀顯然之条、云彼云是、為親類家中之仁者、統員夫婦一篇之馳走、鎮周、可為申置□□、然者、紹鉄事、早々遂生害、於顧心底者、對国家、可為忠儀候、適、賀来宮内少輔同前在宿之由候間、右之趣、家中者へ、能々申達、速被相調候者、為統員、別而、可成其感之内候之間、急度、才覓肝要候、恐々勤言、					
閏三月廿九日		宗麟 在判			
賀来左衛門大夫殿 」					
<u>1580 左衛門</u>		賀来左衛門大夫、宮内少輔			
天正八年閏三月廿九日 大友宗麟書状 2		賀来つる文書、			
		続増補訂正編年大友史料別巻			
(秀三注) 田北学氏の解説。					

「今度、諸境、自乱妄以来」云々とあるのは、一つには同年（天正八年）二月より、西国東郡鞍懸城において田原右馬頭親貫の乱が勃発している事を指す。大友興廢記やその他の著書に、天正八年二月廿四日に田原親貫が鞍懸城で切腹して、乱が収まったかの如く書いてあるのは、元より誤りである。豊城世譜収載の田原氏系譜、佐田文書、硬田叢史に収載の清田文書、安藤隆氏文書等々、田原親貫の乱に關係の文書を見ると、何れも二月廿四日に親貫が鞍懸城で切腹して城が陥落したといふ説の誤りなることをはつきり証明している。云々。

他方日向国においては、豊後勢と島津勢との戦争が始まっていた。「南部衆」とは大野直入二郡の士を指す。云々。「鑑生一筋目之儀、鎮周令連続」云々と書いてあるが、鎮周とは鑑生の子で、田北紹鉄の弟であり、田北相模守弥十郎平介鎮周である。兄紹鉄の順養子と成り、田北家の家督を継いだ。田北紹鉄の祖父は田北大和守親員で、宗麟の父義鑑時代の大友家の老中職の一人であった。云々。宗麟に目を懸けられた田北鎮周は日向耳川の役で戦死、田北氏一族百二十人もこの役に戦死した。そこで鎮周の娘三人の中の長女に、吉弘鎮信の三男を婿養子として妻合はした。

「因茲、家督之儀、既、釵周娘へ、与妻合之儀統員平介之上者」云々とあるのは、即ち此の婿養子弥十郎平介統員の事を言う。云々。天正十四、十五年に島津軍が豊後に進入した時、活躍した田北宮内少輔はこの統員の事で、田北紹鉄の乱には關係していない様である。前掲賀来文書により、宗麟が賀来左衛門大夫を利用して田北紹鉄に一味の者共の結束を攪乱せんとした事が明瞭である。」

1580 采女佐他 賀来次郎左衛門尉、采女佐 (房畠)

天正八年六月廿二日 佐田鎮綱手負注文 佐田文書 279、熊本県史料中世 2
宇都宮文書 73

(秀三注) 尾立維孝曰、云々、采女佐は采女佑力。防戦は時枝鎮綱と戦う也。

「 (義統) (花押)

天正八年六月廿二日於宇佐郡上田表防戦之刻、佐田弾正忠鎮綱親類家中之人
依励粉骨被疵之衆着到。銘々令被見訖。

佐田宮内丞	矢疵
賀来次郎左衛門尉	手火矢疵、
松木備中守	手火矢疵
賀来采女佐	矢疵、
仲間藤三郎	矢疵
以上	」

1580 采女佐 賀来次郎左衛門尉、采女佐

天正八年六月廿二日 佐田鎮綱手負注文 佐田文書 279 熊本県史料中世 2
宇都宮文書枚 73

「1580 采女佐他 (参照)」

1581 賀来与一、賀来半次郎、賀来清左衛門尉、賀来主税、賀来甚左衛門尉

天正八年 下毛郡多布原両村における城討 増補訂正編年大友史料 25-37

神代長野文書

1582 鎮光 賀来兵右衛門尉鎮光、子松寿丸（三七）

天正十年 大友義統安堵状？ 賀來文書 1・3、東大史料編纂所蔵

(秀三注) 松寿丸は賀来三七統久の幼名のこと。おそらく兵部少輔として朝鮮出兵の前に所領を相続したのであろう。三七の加冠は天正十七年である。

「親父兵右衛門尉鎮光一跡之事、任相続之旨領掌、云々 (未完)

二月廿九日 義統 (花押)

賀来松寿殿 」



1582 緒方一族 賀来氏

天正十年頃 緒方一族三十七家之事 豊陽志、増補訂正編年大友史料 15-367

(秀三注) 田北曰う、この三十七家は、当国直入郡御祖母岳大明神の神裔大神惟基より種姓始まり、かの緒方三郎惟栄、臼杵次郎惟隆等が子孫にて、当国出生の一流、姓は大神、紋は鱗形、惟字を相嗣ぎ家名とする。

諸氏百五十家の中に、宇佐姓賀来氏あり、また大神姓阿南族松武氏あり。

「緒方一族三十七家之事 (豊陽志)

佐伯 雄城 小原 田尻 下郡 真玉 田吹 小深田 敷戸 木の上 東家 長峰 由布

賀来 徳丸 堅田 夏足 都甲 秋岡 高城 上野 陣 阿南 安藤 栄原 森迫

植田 世利 芦刈 胡麻津留 稗田 小井手 大津留 深田 橋爪 神志那 奈須 」

1582 城主姓氏録 賀来土佐守、賀来越中守

天正十～十一年頃

大友家臣城主姓氏録（抄） 利根一族共同保管文書

増補訂正編年大友史料 15-370

(前略)

緒方大神氏 大津留常陸守 橋爪三郎 賀来土佐守 植田又四郎

雄城上総守 ごま津留彈正忠 田尻和泉守 上野遠江守

佐伯次郎 敷戸安芸守 田吹安芸守 都甲左衛門太夫

真玉掃部助 阿部彈正忠 堅田彈正忠 秋岡次郎

中村土佐守 小深田左衛門尉

下群次郎 芦刈越前守 賀来越中守

恵良薩摩守 (以下略)

1583 大神氏 大友部下大神氏

天正十一年小春廿三日 大友部下姓氏付 増補訂正編年大友史料 153-369

志手環氏家蔵文書

「豊後大神氏

佐伯 雄城 田吹 小原 大津留 田尻 賀来 植田 小深田 敷戸 木上 下郡
東家 橋爪 神志那 上野 徳丸 深田 堅田 夏足 長峰 都甲 真玉 世利

葦刈 陣 阿南 安藤 秋岡 栢原 由布 高城 奈須 胡麻津留 稗田
小井手 森迫 神崎 下藤

以下略 (この他 宇佐氏族中に賀来氏あり)

天正十一年小春廿三日 」

1583 国井手

天石十一年 国井手建設 豊後全史 p-11

「○天正十一年閏正月賀来莊隈笠和の人民をして大溝を鑿しむ。東院より笠和に至る、以て灌漑に便かス。○三月竣工す、土人之を国井手と名く。」

1582 賀来土佐守 賀来土佐守 (豊後)、賀来越中守 (豊前)

天正十～十一年頃 大友家臣城主姓氏録 (抄) 利根一族共同保管文書

増補訂正編年大友史料 15-370

「1582 城主姓氏録 参照 」

1582 越中守 賀来土佐守 (豊後)、賀来越中守 (豊前)

天正十～十一年頃 大友家臣城主姓氏録 (抄) 利根一族共同保管文書

増補訂正編年大友史料 15-370

「1582 城主姓氏録 参照 」

1583 中務少輔 賀来中務少輔

天正十一年正月廿八日 大友義統書状 佐田文書 297、熊本県史料中世 2

宇都宮文書枚 77

「数度如申候安心院要害于今相支度候事。方々聞更不可然候。就中至城内糧以下差箒人在之候由候。偏当陣衆油断誠不是非候。右閑目之儀至田原近江入道、本庄中務少輔も申遣候条。彼衆被申談。諸口堅固差掲。急度一着之調儀頗存候。委細猶賀来中務少輔、上野掃部助申含候。恐々勤言。

天正十一年発未

正月廿八日 義 統 (花押)

飯田但馬入道殿

矢部 三郎 殿

飯田三右衛門尉殿

佐田弾正忠 殿

其外 郡衆中 」

1583 大宮司 (鎮綱?)

天正十一年二月廿八日 大友義統書状 大友松野文書 1-9 県史料 25-187

(秀三注) 由原宮臨時の祭礼に精誠を抽んでしむ。花押により天正十一年。精誠は精心誠意。

「於由原八幡宮臨時之祭礼、被執行之由候、祝著候、弥可抽精誠事肝要候、猶大津留主馬允可申候、恐々勤言、

二月廿八日

義統 (花押) 5 / 4

賀来社

大宮司殿 」

1583 大宮司

天正十一年卯月六日 大友義統書状 大友松野文書 1-8、県史料 25-186

(秀三注) 社殿造営を油断ながらしむ。花押により天正十一年のもの。

「数度如申候、当社御造営之事、無油断可被相調候、殊本社材木取之事、於由布院六所採用専一候、奉行中被申談、早々以越山霖雨前、可被取調事肝要候、聊 不可有緩之儀候、恐々勤言、

卯月六日 義統 (花押) 5-4

大宮司殿 」

1583 大宮司

天正 11～12年二月廿八日 大友義統書状 柴原八幡宮文書 205

東京大学史料編纂所々蔵文書

増補訂正編年大友史料 26-263

(秀三注) 臨時祭の執行を祝す。花押により、天正 11～12 年と推定。大宮司は賀来□□(鎮綱?) 潤宮文書

「於由原八幡宮、臨時之祭礼被執行之由候、祝著候、弥可被抽精誠事肝要候、猶大津留主馬允可申候、恐々勤言、

二月廿八日 義統 (花押)

賀来社

大宮司殿」

1584 大宮司

賀来社大宮司

天正十二年?二月廿八日 大友義統書状 柴原八幡宮文書 205

(秀三注) 由原宮臨時祭執行を祝す。(花押) により天正 11-12 年と推定。

「於由原八幡宮臨時之祭礼被・執行之由候、祝着候、弥可被抽精誠事肝要候、猶大津留主馬允可申候、恐々勤言、

二月廿八日 義統 (花押)

賀来社大宮司殿 」

1584 左近将監

賀来左近将監

天正十二年十月十七日 大友義統官途状 柴原八幡宮文書 206

(秀三注) 賀来左近将監と推定す。又 (花押) により天正 11-12 年と推定。

「左近将監所望之由、可・存知候、恐々勤言、

十月十七日 義統 (花押)

1585 兵部少輔

賀来兵部少輔

天正十三年十月八日 大友義統感状

義統 (花押) 賀来文書 、大友家文書録 3-1948

増補訂正編年大友史料 24-114

「大友家文書録」○ 天正十三年十月 義統勞須江左馬助・賀来刑部少輔・衛藤統門在陣、
授感書、且悼立花道雪病死、云々、

「今度從最前以在陣 別而軍勞、殊分過之馳走深重之由、令承知、寔 感悅候、弥
可被勵 忠貞事、可為・祝著候、必追而可顧其志之趣、猶田原常陸介(親家) 可申候、
恐々勤言、

(天正十三年) 十月八日

須江左馬助殿

義統 在判

同文 .

賀來兵部少輔殿

義統 在判

1585 兵部少輔

賀來兵部少輔

天正十三年十月八日

大友義統感状

賀來文書、賀來荘史料 93

大友家文書録 3-1948 2359

増補訂正編年大友史料 24-114

(田北注) 熊本細川藩士賀来作左衛門が、1640 年頃文書録編集のため高家初代大友義孝へ提出
せる写本の内。 賀来作左衛門は三七の子で、兵部少輔の孫である。

「今度從最前以在陣、別而軍勞、殊分過之馳走深重之由、令承知、寔 感悅候、弥
可被勵忠貞事、可為祝着候、必追而可顧其志之趣、猶田原常陸介可申候、恐々勤言、

(天正十三年) 十月八日

義統 判

賀來兵部少輔殿 」

1586 大宮司

賀來鎮綱

天正十四年十一月廿一日 大友義統感状

大友家文書録 3-1920

増補訂正編年大友史料 27-322

(秀三注) 天正十四年、薩軍豊後に入る。義統は賀来大宮司鎮綱に命して高崎城を整備せし
む。十月、島津義久府内に入る。十二月十二日、義統府内を開き、高崎城にいる。十三日
竜王城に移る。

「今度至・高崎、令登城、別而辛勞、殊普請等之儀、預馳走之由、祝着深重候、弥無油斷、
覺悟肝要候、猶田原近江入道可申候、恐々勤言、

(天正十四年)

十一月廿一日 義統 在判

賀來社大宮司殿」

1586 鎮綱

賀來兵部少輔鎮綱

天正十四年十二月 賀來兵部少輔鎮綱之事

大友家文書録 3-p258

増補訂正編年大友史料 27-359

「(天正・十四年十二月) 島津家久欲攻鶴城、云々、○七日、家久大兵囲鶴城、攻守連日、
云々、賀來刑部少輔鎮綱為由原八幡宮神職而兼武仕、佯為叛義統、降島津家久、每聞家久

謀計、密告之宗滴・義統、家久粗疑之、詰問鎮綱、鎮綱陳謝、而接夾如舊、云々」

1586 主膳 賀来主膳

天正十四年十二月 島津豊後を攻む 大友二十二代史 p-49

「時に十二月十二日なり、家久追撃して津守に至る。云々。此夜宗像鎮次等統幸を召還し、共に義統に勧めて曰く、云々。義統之に従ひ、其の夜高崎に走る。統幸鎮次等更に議して曰く、此城要害なきに非らずと雖ども、糧食兵器の備へ無きを以て久しきを支ゆ可らず、況んや強敵を拒ぐをや。豊前竜王城は地仮令遠と雖も、田原紹忍の久しく據守する所にして、難を避くに適せり。姑く往て據るに如かずと。義統又之を容れ、翌十四日を以て宗像鎮次、吉弘統幸、田北統員、同統辰、臼杵統光、寒田統正、賀来主膳、秋岡式部、斎藤勘介等四千人を率いて高崎を発し、竜王に至る。家久義統の既に走るを聞き、兵を進めて上西の軍を率いて豊前に至る。家久大いに懼れ、夜に乗じて逃走る。云々。」

1586 主膳 賀来主膳

天正十四年十二月 島津豊後を攻む 豊後全史 p-99

「戸次の戦に豊軍利を失ひ宗厳公（義統）高崎山に遁る。吉弘統幸等相議して曰、此地要害頼むへしと雖とも、糧食の運輸便ならず、久しく士卒を養ひ、大敵を支ふべきにあらず、豊前竜王城の保守すべきに如かずと。公之に従ひ翌日竜王に向ふ。大津留鎮益兵百五十余人あり。五十人を分ちて己が居城松ヶ尾に帰らしめ、百余人を以て公に従へ、宗像鎮継五百人吉弘統幸三百余人其弟田北統員百五十余人田北統辰臼杵統光寒田統政斎藤勘介賀来主膳秋岡式部等四千五百余人、公を護衛し、十二月十五日竜王城に至る。」

1586 主膳 賀来主膳

天正十四年冬 島津豊後を攻む 太宰府管内志豊後国志 p39

「軍記略に、大友勢帰陣于府内依衆議義統其夜竊引払府内楯ノ籠于高崎城。次一説なり。仙石・長曾我部自別府越金山過山香郷入于豊前國妙見岳云々。十五日家久又以大軍攻府内城城中猶雖有二万余軍勢其内有反逆者放火城中之間不及一戦而没落畢云々。又依諸將之衆議義統打立高崎入于豊前國龍王城相従人々者、大津留河内守鑑益・宗像掃部助鎮継・吉弘嘉兵衛統行・田北平助統員・田北六郎統辰・臼杵彈正統光・寒田六之進統政・斎藤勘助・賀来主膳・秋岡式部一都合四千五百余人也。云々。十六日家久入・于府内城以天台寺為本陣其後移于義統居城ニ云々。」

1587 刑部丞 賀来刑部丞跡

天正十五年八月十三日 植田庄内賀来刑部丞跡坪付 杵原八幡宮文書 209

増補訂正編年大友史料 27-597

(秀三注) 所領授与の坪付であるが、誰に対するもの。かは不明、この時同日に、魚返伊豆入道・平井弾正忠・志賀湖左衛門尉・平村兵部丞等に対する坪付あり。

「 (大友義統花押)

坪付

一所 七貫分

賀来刑部丞跡

已上

天正十五年八月十三日

(□□□□□□□殿) 」

1587 松寿丸

賀来松寿、父兵右衛門尉鎮光

天正十五年?

大友義統安堵状

賀来文書 1-3、東大史料編纂所蔵

(秀三注) 賀来松寿は賀来三七統久の幼名松寿丸のこと。天正元~十五年のもの。

「親父兵右衛門尉鎮光一跡之事、任相続之旨領掌、云々

(未完)

二月廿九日

義統 (花押)

賀来松寿殿 」

1587 松寿丸

賀来松寿、父兵右衛門尉鎮光

天正十五年?

大友義統安堵状

賀来文書 1-4

(秀三注) 賀来松寿は賀来三七統久の幼名松寿丸のこと。

「親父兵右衛門尉鎮光一跡之事、任相続之旨領掌、云々

(未完)

九月十日

義統 (花押)

賀来松寿殿

1587 兵右衛門

賀来松寿、父兵右衛門尉鎮光

天正十五年?

大友義統安堵状

賀来文書 1-3、東大史料編纂所蔵

「1587 松寿丸 参照」

1587 鎮光

賀来松寿、父兵右衛門尉鎮光

天正十五年?

大友義統安堵状

賀来文書 1-3、東大史料編纂所蔵

「1587 松寿丸 参照」

1587 賀来松寿

賀来松寿、父兵右衛門尉鎮光

天正十五年?

大友義統安堵状

賀来文書 1-4、史料編纂所文書

「1587 松寿丸 参照」

大友義統安堵状

(花押)

1589 三七統久

賀来三七統久

天正十七年正月十六日

大友吉統加冠状

賀来文書 1-5,6

大友家文書録 2-2185,2186

増補訂正編年大友史料 28-115,116

大友家文書録

「天正十七年己丑正月、吉統授統字家臣賀来三七、曰名統久、有書統久幼名松寿丸、後号大神神九郎」

大友吉統名字状

「名字之事、以別紙認遣之候、恐々勤言、
(天正十七年) 正月十六日 (大友義統) 吉統 在判

賀來三七殿」

大友吉統加冠状

「加冠 名字之事

大神統久

天正十七年正月十六日」

1589 兵部少輔 賀来兵部少輔

天正十七年七月廿日 大友吉統書狀

大友家文書録 2-2196

賀来文書 1-11

増補訂正編年大友史料 28-147

(秀三注) 豊後全史曰う、天正十一年閏正月、賀来荏隈笠和の人民をして、大溝を鑿しむ。

東院より笠和に至るを以て、灌漑に使用す。三月竣工す。土人これを国井手と名付く。

とあり、おそらく此の大溝の修復を、関係地頭に命じたものならむ。

「荏隈郷井手之儀付而、辛勞之由肝要候、雖然未口尾之通申候、彼調第一之事候之間、前々之辻堅固被催促、急度成就候様可被申付候、至・田吹与三左衛門尉茂、重々以 状申候條被申談、聊不可有緩之儀候、恐々勤言、

(天正十七年) 七月廿日

(大友義統) 吉統 在判

奈良越中入道殿

賀来兵部少輔殿

1591 刑部大輔 賀来刑部大輔

天正十九年 1591 卯月十四日 天正十六年参宮帳

大分県史料 26-369

東京大学史料編纂所々蔵文書

(抄)

「天正十九年卯月十四日

豊後国北浦辺国東郡田庄村 永松内藏頭、同新衛門殿四人

同大分郡 賀来之庄 賀来刑部大輔殿二人

同大野郡 藤北村 阿南善左衛門殿一人

(以下略)」

1592 将監 賀来将監

文禄 年(1592?) 大友氏家臣交名

大友家文書録 4-2442

(秀三注) 大友氏国除後のものか、賀来中書（戦死）の名は見えず。

□□・・・・□□

□□・・・・□□

□□・・・・□□

松崎彈正忠

□□ 善吉

田吹藤右衛門尉

□□伝三郎

小田部孫三郎

小坂 将監

広河作右衛門尉

雄城左近入道

河野伝兵衛入道

如此軒後屋

岡部惣三郎

岡部 勘七

朝倉大学允

賀來 将監

佐藤主馬允

大津留塩松

藪内善三郎

柴田 亀寿

平林孫次郎

(以下省略)

1592 賀來将監

文禄元年三月吉日 植田庄名々給人注文写 利光文書 1 大分県史料 26-138

「植田庄本名七名、枝名加而十名にて候、

一乙大名之事、是ハ田数ひみつにて候、

一上義名之事、七十五町にて候、

一光吉名之事、

一〃三十口貫分、雄城殿

一〃十貫分、木本

一〃三十五貫分、田尻殿

一〃七貫分、永富あと

一〃貳十貫分、怒留湯殿

一〃七貫分、報恩寺

一〃貳十貫分、雄城平作殿

一〃三貫分、つかの

一〃五貫分、吉永領

一〃三貫分、賀來将監

一〃十貫分、宗方殿

一〃壱町、ふとう給

一吉藤名之事

(以下略)

古帳写候、已上、

利光下総入道

文禄元年三月吉日

聖秋 (花押)」

1592 中書 賀来中務少輔

文禄元年三月十二日 高麗陣大友義統供奉着到交名 大友家文書録 3-2247,2362

高麗陣大友吉統供奉衆交名 大友家文書録 3-1936

「高麗御陣之砌、義統公供奉着到

文禄元壬申三月十二日、豊後之國御出陣也、

(以下関係者以外省略 加来利一)

門司勘解由允

賀来中務少輔 (寒田とあり 増補訂正編年大友史料 28-270)

志賀湖左衛門

臼杵神右衛門

(田原親家)

大神兵部少輔

田北平介

佐伯權正 (惟定)

大津留典葉允

田尻次郎左衛門尉

以上百十六名

1592 中務少輔 賀来中務少輔

文禄元年三月十二日 豊後出陣 朝鮮国戦死・病死者交名 大友家文書録 4-2264

増補訂正編年大友史料 28-274,384

(秀三注) 現地での戦死・戦病死者の他、帰国後各地での戦病死者百余名の名簿で、この中に賀来中書の名がある。賀来兵部少輔は戦病死していない。犬神兵部少輔は戦死後兵部大輔と云う。

子有賀來中務少輔

大津留主馬允

大神賢介

田北次右衛門尉

以下九十数名省略

1593 兵部少輔 賀来兵部少輔

文禄二年 軍士配賦着到衆交名 大友家文書録 4-2300

増補訂正編年大友史料 28-383

大友家文書録に、

「五月、秀吉信二奉行之讒、遣・・福原右馬助長堯・熊谷口蔵丞採允直盛於朝鮮責吉統之罪、闕其領國豊後、使・・毛利口元衛其身於是吉統配賦兵士於生駒近則、蜂須賀家政・黒田長政・福島正則・戸田民部・立花宗茂・毛利吉成等諸將、其身自率、臼杵舎人允統堯・徳丸玄右衛門尉統正・云々等二十余人、口河内乗船而帰朝、義述逍留・干朝鮮へ云々、軍

士配賦之着到」とあり、次にこのときの軍士配賦着到衆交名を載せる

「生駒殿分着到

(十六人略) 右合三百十人

蜂須賀殿

(二十一人略) 右合人数三百三人

黒田殿

戸次衆

賀来兵部少輔

古庄右馬助者

合三百五人

福島殿

大神兵部少輔

大津留孫七代

(以下略)

「以下、戸田殿、立花殿、毛利どのに配さるものおり)

1594 賀来左京入道、次郎

文禄三年六月九日 山口着到之士 増補訂正編年大友史料 28-446

「 著到 次第不同

賀来左京入道、 同次郎

臼杵刑部丞後家

古庄甚左衛門入道

(以下略)

以上百八十八人

□□□三拾三人

1596 着到記

慶長三年十月 義統豊後侍着到記 永富文書大分郡東植田村大字高城岡永富氏所蔵
増補訂正編年大友史料 28-275

賀来中務少輔、兵部少輔、大宮司、將監

(着到帳の。表紙に)

「天正二十年正月ヨリ。二月三月迄不残渡海被仰、此年文禄に替前後五年に成る。

大閣朝鮮征伐に付き、義統豊後侍着到記、慶長三ツチノエ戌 年十月」とあり。

豊後侍着到記(抄)

佐伯権正

戸次孫平太

臼杵四郎左衛門

臼杵右京亮

寒田志摩入道
大神九郎
奴留湯長門守
臼杵惣六
朽網三郎左衛門
朽網左近大夫
臼杵甚右衛門
豊統彈正忠
田北平内亮
原弥右衛門尉
宇野中務少輔
佐藤弥平
吉弘九郎左衛門
加来兵部少輔
寒田長門入道
寒田宮内少輔
長峰三右衛門 田北鬼若
戸次市之進 朽網左馬助輔
河西勘三郎 賀来大宮司
朝倉大学亮 加来将監
(以下省略) (以下六十二名省略)
玖珠郡衆 (七十八名省略)
国東郡衆 (三十八名省略)
日田郡衆 (百十名省略)
湯布院衆 (二十六名省略)
戸次衆 (六十名省略)
山香郷衆 (六名省略)
緒方衆 (二十二名省略)
井田郷衆 (四名省略)
宇田枝衆 (八名省略)
野津院衆 (十七名省略)
高田衆 (十四名省略)

以上都合七百四十四人 」

(秀三注) 日田衆の中に加来市右衛門尉の名を見る。以上の合計。ば七百二十一名であるので、二十三名の脱落がある軍士配賦着到交名には直入衆、津江衆が見えるこれが。

元禄の頃、大友家文書録の編集に当り、豊後国大分郡橋爪村之住、牢人、田北八郎兵衛なるもの、家蔵の文書を東京大友氏に提出す八郎兵衛の子孫は大分郡西庄内村字橋爪、現住、田北隆信氏なり。この文書中に、前掲の高麗陣著到あり。大友家文書録は之を収載せるなり。肥後細川藩之土、賀来作左衛門と称する者、又、大友義孝に家蔵の文書写を提出す。その中にも高麗陣著到あり。前掲文書の傍書は、賀来の提出せるものを比較のために記入したるなり。賀来の提出文書による時は、本木隱岐守（打死）ありて、その代わりに鶴原兵部少輔の記載なし。いま鶴原家関係の文書を調査するに、兵部少輔の朝鮮出陣は確証あり。次に大友家文書録には記載なきも、大分郡植田村大字高城、水富健吉氏家蔵文書中に、朝鮮征伐出陣の着到あり。「都合七百四十四人」と記入あるも、実際には七百二十一人に過ぎず、脱落あるのみならず、誤字の個所ありと推定さる。云々。

1596 中務少輔 賀来中務少輔、兵部少輔、大宮司、将監

慶長三年十月 義統豊後侍着到記 永富文書大分郡東植田村大字高城岡永富氏所蔵

増補訂正編年大友史料 28-275

1600 三七 賀来三七統久

義統豊後侍着到記

慶長五年六月廿七日 大友中庵書状 大友家文書録 4-2360

「媛元為見廻罷上候、就中 内府様会津表御出馬付而、此方可參陣之段聞及、供奉之以覺悟罷上候事 感悦無極候一人至遠国心懸 奇特之儀候何様向後共、不可有失念候、弥 馳走之覺悟肝要候、猶岐部左近入道可申候恐々謹言

六月廿七日 中庵（大友義統）「判」

賀来三七殿

1617 豪栄 宮師豪栄（賀来八房）

元和三年正月 宮師豪栄願文案 柚原八幡宮文書 215

岐部左近入道可申候、恐々勤言。

（秀三注）元和三年正月、御還宮の時の宮師豪栄の宣命。豪栄は賀来鎮綱の第二子八房で、宮師第三十二代目を嗣いだ。

「惟元和三年丁巳正月□□

南贍部州扶桑朝豊後国一宮賀来社、生々掛々八幡大菩薩□之広前建立社頭相励次第神宝物准□妨造餽納□、奉遂御還宮節、三所和光定廻隨喜眸 必勤動称揚脣依之□□神威光億兆□行□行雨之沢无謁諸家之榮運 千万端現報後報□專惟芳、是以本地位高、安養九品月照煩惱妄想之暗 垂跡德新 隨縁利物之花繫機感想応之梢 誰人不頓首辺際外亦尽宗廟社稷之深底和光真如最□、調破邪帰正奥旨、隨縁利物籬下、一陰一陽匂・久薰、普天之下誰不浴 吾神之恩波、率土上何更漏当社惠沢国土无炎干飢饉災不人民無患中天事然則渴仰人者、忽成現当二世諸願 運歩於輩者、恣達先途後榮之所望 就中守護処竹中采女正藤原重義、為御發願任御神□例造替御社種々神宝瀝・懇棘方叢祠之露 祈願望柏城之月 平四維

之敵 立処揚弓箭名於一天、家門繁昌而齡保万春 内外孫葉斯樂千秋重乞造營奉行、高木九郎左衛門尉藤原勝吉・田染次左衛門尉宇佐宿祢統次・高木新介源光・渡辺藤左衛門尉源重、調到進御初拝御神宝 、是非先生之佳徳哉、子孫繁昌而寿算等亀鶴 福祐山満而果報同須達之十徳偏預大菩薩擁護叶心底望、眼前払厄難事无疑、其外諸細工手足供給輩、心中所願皆令 満足 天下泰平・国家安全、諸願成就畢而已、再拝々々敬白。

宮師毫栄律師 」

1620 重家大蔵 惟秀、重家（大蔵）、真直、重泰、重記（宗師）（房畠賀来氏）

嘉永七年六月 賀来宗師墓碑 佐田郷土史

「 1854 宗師墓碑 参照 重家四世孫重家大蔵、1620 年頃の人」

1620 宮師由来 賀来地頭民部少輔 八房丸、豪栄

元和六年頃 賀来社宮師跡由来書 祚原八幡宮文書 219 賀来荘史料 99

（秀三注）1620 年頃の宮師豪政の文で、賀来地頭民部少輔の次男八房丸が、宮師の養子となり、第三十一代宮師を嗣いで豪栄と称した。

「豊之後州一宮賀来社由原山と宮師とは、金龜和尚の旧跡なり。彼の上人大願望により、豈前国宇佐宮に参籠と、妙經両部の秘法を勤行され、此の大法成辨の。功力に随って、豈神感なかんや。茲れに因り・て天長七年庚戌七月初七日に、大菩薩当山に御影向を成らせ奉りてより以来、御託宣に云う、和尚を本宮の師と宣言有り、是に従り宮師と号す。是則ち左大臣学頭の家を蒙り、直帝を請けしこと分明なり。斯砌より・以来、神領代々怠慢なく、富に繁栄云々。然らば即ち大昔威力増益にして靈験倍々顯然と見えたり・。和尚は則ち此山の開基の元祖と成らせ給うべきなり。和尚は源修律師に宮師を相続あり。源修と申すは、人王第五十五代文徳天王の王子にて御座す。諒に当寺先師の由緒□□竊かに愚案するに、皆蒙昧にしてその。要用を知らず。然る時に律師妻帯と成らせ給う事、宮師代々の□残、相属たらしむるなり。他人に跡を譲る事莫れと、云々。然所に和尚より第三十代秀清宮師に男子なく、女子一人有り。其の節、賀来の地頭民部少輔に妻無きに因りて、娘を以てこれに娶す。民部少輔に男子二人出来、次男を八房丸と号す。秀清遷化の時、彼八房丸に宮師跡を付属せんと希う所なり。秀清の遣誠に順って、其の祖母は大友義鎮公に注進を遂げ、大守も頗る感悦に思し食し、御奉書等下し置かれ、即ち件の祖母は八房丸を養育し、出家を遂られ、宮師毫栄と称す。斯の時代までは、屋形当国に居城有り、此の山の神領は一国の内に限らず、他国端々を以っても、寄付とせられけり。之に加え、宮師供僧神官以下に及ぶ迄、栄昌盛んなり。然らば即ち、屋形代々神領訴訟旧記等今に大概之有り。噫、その後御大友家は耶蘇宗に帰伏して、神明仏陀の冥利遠離し、当国没落す京家に赴き社領空しく成りぬ。宮師諸社家人等難儀此の節成り。就中、大宮司は堪忍遂げ難きに因りて、離山浪人の境界と成り往き、中国萩と云う所に栖を成し、其の外に神官社人等悉く減じ、然りと雖、毫栄は難儀、逼迫の道理を顧みず、御神の厚恩を忘れ難さに依りて、社役を相勤め來り、剩さえ坊中社人を建立、其の上遷宮還宮の社役を両三ヶ度勤仕せらる事、寔に以て中興開山の宮師なり。然る所、大宮司退転に依って、毫栄自信姪子を取立

て、毫栄の隠居所・居屋敷等□田畠をも譲り、社役名字を許容し、今は漸く二代相続の権大宮司なり、□又毫栄の直弟宮内卿と言うて之有と雖、若年にして逝去す。之に依りて甥の豪円宮師相続し、毫栄は七十五にして遷化あり。則ち豪円社法を師伝の如くに勤めらるる。その頃、府中城主日野織部正吉明公、宮師衆徒等清僧に改むべく心底を頻りに仰せつけらるるによりて、此の意趣を豪円答えて曰く「当山の社僧宮師代々衆徒中妻帯にて相勤め来る事神納受にもあらん、□に従い御定たれと雖、神慮を憚るに則らんは如何ん」と時に吉明公の御立腹浅からず、種々の御言等これ有り、守護の渝違背し難さに任せ、此の代より社僧中清僧と改め、豪円の直弟豪憲に宮師役付属有り、此の豪憲より清僧を立て、宮位に進み、宮師職を勤仕、豪憲自身の甥予豪政に宮師を許さる。某に至る迄、開山和尚自以来三十四代怠転なく、当山の社法職支配等、往古の如く代々相伝の旨、丁寧に勤仕せしめんと欲するものなり。」

1625 加来家伝 治綱、神九郎、民部少輔、式部大輔、加来維時

寛永弐年霜月七日 加来氏家伝 肥後古記集覽 5-6

東京大学史料編纂所々蔵文書

「延徳元年(1489)九月廿一日 賀来(五郎左衛門尉治綱)の次男神九郎

大友親治の頃 云々 (未完)

天文廿一年(1552)三月六日 賀来民部少輔、

大友義鎮の頃 云々

肥後飽田郡の。内、梶尾八町把田六町、川尻庄の内高江一町八段を民部に、

肥後の十五町八段は次男式部大輔に譲る。肥後の加来の元祖なり。

寛永弐年霜月七日、加来三郎四郎維時 73才 書之。」

1625 加来維時 加来維時 (肥後賀来氏)

寛永弐年霜月七日 加来氏家伝 肥後古記集覽 5-6

東京大学史料編纂所々蔵文書

「1625 加来家伝 参照」

1631 兵右衛門尉 加来兵右衛門尉

寛永八年八月 日 細川三斎知行目録 徳本文書、熊本県史料中世 3p302

「未完」 加来兵右衛門尉殿

1638 助衛門 助衛門、庄衛門 (内河野賀来氏)

寛永十五年?二月二日 佐田友房書状 1 佐田系図、

東京大学史料編纂所々蔵文書

(秀三注) 佐田勘左衛門友房が当時肥後細川藩に仕えていた佐田市郎左衛門宗琢に差し出した書状である。山龍村は山蔵村の旧称ならん。

「(前略)

山龍村賀来庄衛門と申者、其御地へ罷越候之条、乍恐奉啓上候、先以貴公様益御堅固御勤仕可破為遊と從是大慶奉存候、云々、

(二項略)

一私儀七歳にて孤と罷な候、其時分転々仕候哉、古証文等は一つも無御座候、併、彈正忠様（鎮綱）之下腹に小兵衛殿と申後は佐田眼雪と申候、鎮綱様小倉へ被為成御座候時分、当地山龍村加来助衛門と申者、是も御家之子にて一二之侍にて御座候が、彼小兵衛殿を被遣候はば、養立可進之由申上候、則当地へ小倉より御遣被成候、定而其時御渡し可被成候御感状又は続目之御祝儀申上、其御返状、義統義鎮之御判之物共数多、彼小兵衛殿御所持被成候、然所に筑前福岡に鎮綱様之御舍弟御座候に付、為御見回之小兵衛尉殿筑前に御越被成刻、當地佐田村又左衛門と申者に、彼數通之御証文を箱ながら御預け被城候、彼又左衛門其時御証文を五つ盜取、其子太郎右衛門に令移藏仕持居申候御事、

(三項略)

一佐田眼雪より私方に被下候御感状は、拾式通嶋原に旧冬霜月上旬に指上げ申候、其子細は左様の古証文等有之候はば、可差上由御触に候、其上彼太郎右衛門申候は、其方などは賀来家にて可有哉、但又先祖より口に、名字等は有之間敷由申候、互に慥成名字名乗有之、証文無之方は佐田名字此後名乗間敷由などと、雜言仕候條、私奉行所にて右之証文等指出、其刻是は殿様へ可被召上由に候、其節指上申も、いかがと存、前廉指上申候、此方は写を被下由にて御坐候得共、未如何程之御沙汰も無之候事。

(二項略) (廉ただす、悦たしか) 利一注 鎮綱は佐田鎮綱 (続く)

1638 助衛門 助衛門、庄衛門 (内河野賀来氏)

寛永十五年?二月二日 佐田友房書状 2 佐田系図、

東京大学史料編纂所々蔵文書

(秀三注) 佐田勘左衛門友房が當時肥後細川藩に仕えていた佐出市郎左衛門宗琢に差し出した書状である。山龍村は山蔵村の旧称ならん。 (続)

「一佐田と申在所は、豊後豊前之境にて、山中不斜山龍村内河野村と村並にて、彼内河野村は私祖先より知行所にて、只今も被内所に居申候、御領主は肥前島原松平主膳頭様にて御座候、

一当地へも御冢之侍共末々、数多居候、何茂在人に罷成不仕合に御座候へども賀来一家の者共は參拾余人及支一類之者共は僅に弐拾余人、殊之外不仕合にて罷有候、衷今一度御代を御取かへしと折に打寄而は御噂仕事に御坐候、

一貴公様より私に可被下御尊書之趣は別紙に書付進上仕候、若二郎右衛門めと申分之時は、奉行所へも指出し可申之旨、左様御意得被遊可被下候、万事媛元之儀は此庄右衛門に御尋可被下候、猶委細之儀は別紙書付進上候、誠恐惶敬白、

二月二日

佐田勘左衛門入道

一入

佐田市郎左衛門様

友房 (花押)

御子息様

御小姓中　　」

1638 大蔵　　賀来大蔵　　(内河野賀来氏)

寛永十五年?二月二日　　佐田友房書状 3　　佐田系図、

東京大学史料編纂所々蔵文書

(秀三注) 佐田勘左衛門友房が当時肥後細川藩に仕えていた佐田市郎左衛門宗琢に差し出した覚書である。山龍村は山蔵村の。旧称ならん。大蔵は1578年頃の人。

「 覚え

一当地村並古川村と申在所へ佐田朝景様より御感状四つ御座候云々、

一彼古川三郎左衛門と申者、御代之時分、古川村にて之大百姓にて御座候、

一賀来大蔵と申者は、御家にて一二之侍、私祖先に次而之者にて、其末子今は繁昌仕、参拾余人に及、此庄右衛門なども其の一類にて、御家大切に存者にて御座候、其上此庄右衛門親□□□御親父様之時分は、両度御申廻申上奉得御懇意候者にて御座候、

一賀来大蔵は感状廿余通被下候、末子未持居申候、此感状之内には寔無非類御感状に御座候、是は日之下に御名乗御判被遊殿と當り居申候、彼者は山龍村に居住仕候へ共、文字を賀来と申さば、左様に當り申候、彼者只今は房ヶ畠村に罷有候事

一彼佐田村太郎右衛門持候御感状と、古川三郎左衛門に被下御感状云々、

一　(以下六項略)

寅ノ

二月二日　　佐田勘左衛門入道

友房　(花押)

佐田市郎左衛門様

御子息様

御小姓中

1638 庄衛門　　助衛門、庄衛門　　(内河野賀来氏)

寛永十五年?二月二日　　佐田友房書状 1　　佐田系図、

東京大学史料編纂所々蔵文書

「1638 助衛門　参照、」

1640 佐左門　　賀来兵部少輔、三七、賀来中書、弾正、大隅、周防、鑑介、左京

田吹若狭守、野上孫次郎

寛永十七年頃　　賀来氏來歴覚 1　　大友家文書録 4-2361-1 - 賀来文書

(秀三注) この文書は寛永十八年(1640)頃、賀来佐左衛門尉が大内蔵助を通して、大友右京亮正照に提出した文書で、文書録 4-5329、2360、2361 および 2362 から成る。

以下は、「來歴覚え」で、旧藩主大友家の再興と復帰とを祈念したものであろう。尚この賀来氏の子孫は熊本藩で加来流槍術を伝えている。

(うら書き) 「進上

大内蔵助様

賀来佐左衛門尉」

「　　覚え

一　私の。祖父大神兵部少輔。同名三七父子儀、豊後之内　天賀城ヲ持居申候、

大友屋形様御居城上野原ヨリ一里半、御近所ニテ御座候、惣別兵部儀者、筑紫おだまきの子孫ニテ御座候、是藤。是角以後　屋形様ニ廿一代相勤申内二御家崩申上ニテ牢人仕候。兵部儀、屋形様御代ニハ七人衆之内ニテ、親子共二御名乗ヲ一字ヅツ御免被下候、高麗國迄も致御共、そこかしこニテ忠ヲ成シ申候、三七儀も兵部同前二御奉公仕候、則中庵屋形様ヨリ父子方二被遣候御感状迄ヲ写し、懸御目申候、右之御感状ハ、家康様未　内府様と申たる刻ニ、会津表被為向御馬ヲ候時節之御感状ニテ御座候へ者、御一門様方之御為、並私職迄も別而之儀ニ奉存候、彼様之御感状ハ余人ニハ無御座候哉何方ニテも見不申候、此外ニも屋形様御判数々所持仕候、会津表ニ被為向御馬候趣、

三斎様ニも御出陣被成候ニ付而、不断ニ被遊御咄候を、私儀廿年ニ及御そばニ相詰申ニ付、朝暮承申候、　三七名ヲ老後ハ兵右衛門と申候、節々兵右衛門被召出、右之次第被聞召候事。

「一　同名中書儀ハ、高麗陣之御供ニ罷越　三十六ニテ討死仕候　中書事ハ後近辺ニ御心易被召仕候由、申伝候高麗陣之御供ニ被召連候、諸侍衆之書立写シ懸御目申候.

(秀三注　後出の着到交名参照)

一　同名彈正儀ハ、　八郎御曹司様御守ニ被付置候處ニ、御曹司様長門国毛利家ニ御養子ニ被成御座候而、彼地ニテ御遠行被遊候刻、切腹仕り相果申候、則　公私之御位牌　長門之内八ノ寺と申候ニ、到干今御座候事.

一　同名大隅、周防、源左衛門尉、鑑介、左京儀ハ、度々之御合戦、立石表などニテも何れも忠ヲ致シ、御奉公相勤、源左衛門尉儀ハ、豊前之内うろうづの城ニ破召置候刻、黒田如水老とも節々せり合、後ハ和談ニ罷成候由、申伝候事。　」

一　田吹若狭守儀ハ三七母方之祖父ニテ御座候、肥後之内、野津原之上田吹と申す城ニ被召置候、然所ニ島津彈正大將分ニテ、鷲が城と申古城ニ立籠居申處ニ、太閤様ヨリ

仙石殿・長曾我部殿被成御下シ候處ニ右御両人ハ被成敗軍豊前へ御引取候而、其ヨリ上方へ御登り被成候由、申伝候、若狭儀ハ蒙打死申候、同名与三左衛門尉ハ　御近辺ニ御心易被召使候、高麗陣ニも御供ニ罷越、終ニハ御皆陣之上ニテ、御用ニ立　相果申候由、申伝候、若狭守儀ハ下り侍之由に御座候、若狭女房方ハ、吉弘ニテ御座候事。

一　野上孫次郎、同名主膳両人儀、私母方ニテ御座候、孫次郎・主膳儀、方々ニ子致御奉公、宗麟屋形様御遠行之刻、御供衆一人も無ニ御座候由申出シ、七日ニ御当り候時節　ニ、御寺ニ参、親子刺違切腹仕り、相果申候、家来之侍壱人供仕候、孫次郎儀ハ射之刻ニも、当座ニ御用ニ罷立、先様ヲ打果シ申候由、申伝候、右両人之元來は、美濃國ノ野上下の侍之由申候、私儀先年美濃表罷通り、野上之在所具ニ一覽仕候、孫次郎女房方ハ　臼杵ニテ御座候事。　」

一 兵部・三七父子儀。牢人之内黒田如水老可被召抱由、色々被仰、牢人之見継ぎ迄披成候得共、屋形様ニ一先ツ被成御適候を、主人ニ頼申所、侍之道理に違申ニ付、達而御理り申内ニ、兵部少事病死仕候、然処ニ、屋形様御身代御方付被成候内ハ、ともニ方々と仕候処ニ、屋形様御遠行陂遊候上ニテ、右京様始何れも豊前小倉ニ未三斎様御代ニテ被成御座候内ニ、御迎参陂成御下り候、以後三七儀も 三斎様ニ身代有け申処ニ、与風ロウゼキ者ニ出会申処ニ、首尾能仕廻申段、具ニ三斎様陂聞召届候上ニテ、少知を被下、御裏方御門矢倉被成御預候而、重而三七筋目万事之儀共、御一門様方ニ被成御尋へ何にても書物以下所持仕候者、可懸御目之由御意ニ付テ、御感状万事の書物差上ケ申所ニ御覽候テ、益々御懇ニテ、肥後八代に被成御越 御加増陂仰付ヘ又御裏方御門共ニ被成御預、夜白之御用等相達シ、七拾余ニテ病死仕候事

一 賀来と申名字之儀、古へ從

禁中様より、勅使ヲ被成。御下シ、万御改之上ニテ、八幡宮エ御社領被成御座候ニ付テ、
賀 来 之社 (ヨロコビキタルノヤシロ) 由原山八幡宮と相極り申候、惣別由原山者兵
部少輔領分、賀来之庄 三百町之内ニテ御座候、其上金龜和尚二代目、大神之比義ヨリ只
今之金蔵院座主迄ニ、三十六代ニ御座候、兵部一門として八幡宮を執行ヒ申候、右之首尾
ニテ賀来名を名乗り申候、則 御綸旨数々、源家之御判数々、屋形様御判数々、高氏西国
御下向候テ、大神と被成・御一味へ平家御退治之御判、无 神功皇后異國退治陂遊候刻之
趣、賀来之社由原山八幡宮之次第、御縁起ニ巻ニして、八幡宮別テ之御宝物右之次第二干
御座候付、古ヘ上々様ヨリ之御書出シニ、賀来之社由原山八幡宮と遊ばし被置候ニ付テ、
今も右之通ニテ御座候、豊後二国之御衆、御目付衆様之分ハ追々聞召及ニ巻之起共ご一覽
之事ニ御座候、右之御書物何れも八幡宮宮へ納り居申候。

一 控ヘを以、有増懸御目申候、相違之儀も可有御座候、右京様ニは具被一聞召届由、常々
被成一御意候、勿論也、大神名・佐伯名ハ、則 屋形様御ヘリばりニモ御座候、国侍之分
屋形様御同前ニ罷成、口ヲ聞申たる侍程、御見届之ため、様々の躰ニ罷成候由申伝候、昔
のつなぎにて御座候へ共、朽ちて不朽を伝乃道理ニ仕、罷有御事ニ御座候、只今まで御家
御堅固ニ御続被成候者、何を嘗み可申哉、此御事のミニ奉存候、天道の御恵み八幡宮御守
り強く、弥御冥加ニ御叶被成、御本国ニ御入部遊シ、御数代の諸侍衆ニ被懸御目を召被仕
候様ニと、朝夕念シ奉候、古ヘ九州九ヶ国を御敷被成候御筋目ニテ被成御座候処、是非不
ニ及申候、必成就せんにより、賀来之社と御縁起ニ相見へ申候、金蔵院怠らず御武運御長
久ニテ、御冥加ニ御叶陂成候様ニと、朝夕八幡宮於御神前ニ、清成申上候うえハ、追々御
吉左右可有御座と、大悦ニ奉存候、右之趣ハ、相違之処も可有御座へ共、如此有増懸御目
“置申候上者、畿久子孫共ニ願上申候、以上。」

1716 地頭 地頭御家人

正徳五年十一月十九日 豊後図田帳考索 鎌倉遺文

「此図田帳を以、往古天下の。事を考るに、人皇の四始より八十二代後鳥羽院の御宇迄は
公家の天下也、文治元年右大将家総追捕使と成、此時始て諸国に守護を立、荘園に地頭を

置、雖然、公家天下の時の國士、或公家、或寺社領迄も、往古に相替らざる故、公家もさのみ衰微せず、國士をも地頭御家人と名づけ、國々ともに此を直人と云、鎌倉九代の間は、此作法を用ゆ、然る所に、後醍醐帝元弘建武の大乱より、古法皆捨り、國々の公家の、知行、或寺社領も皆諸軍勢の分ち取り、地頭御家人も大略其國々の家人と成なり、其后足利將軍の時の侍も、亦如此、信長・太閤・家康公の代と成て、昔の侍の子孫は、有力無力に成果、俗姓も知ざる新家共入替るなり。

杵築竹田津氏藏本云、右正徳五年乙亥十一月十九日大神尚山考索するもの也、

正徳六年丙申閏二月下旬書写之、石坂平大夫大神義知」（以下略）

1744 佐田系図

延享元年三月吉日 佐田系之事 佐田系図（肥後国詫間郡九品村佐田庄三郎藏本）

増補訂正編年大友史料 33

「豊前国佐田住人佐田彈正忠鎮綱及代々住佐田、鎮近郷、云々、

代々中国大内家に属す、云々、

弘治二年(1556)宗麟豊前にお入り、竜王城に在陣、是より佐田隆居大友家に属す、云々、天正十五年(1587)三月、豊前を毛利勝信に与ふ、黒田孝高中津に在城す、国侍皆流浪す、其後大友屋形退転し、豊前国に細川公御入国有て、後小倉へ奉仕す、細川公肥後へ国替有て、鎮綱子孫熊本に有之、其一族佐田庄内河野邑に有之、佐田泰綱、其子内記光綱代々内河野邑食地なり・、云々、

天正六年（1578）耳川戦の。後、鎮綱は細川公に奉仕也、弥右衛門父子浪人となり、内河野口耕す、この時小倉より鎮綱の庶子小兵衛鎮忠（法名眼雪）を当地山中という所に居有、代々庄官相勤候、云々、

延宝五年(1677) 佐田村太郎右衛門と申す者と、名字の事で争論し、肥後に通達あり。

（山藏邑賀来庄右衛門御地罷越候事、云々）

越後守（佐田鎮綱）より某迄七代也、友久入道一人は壯年之時、肥後嫡家へも見舞し事、父友房此心有といえども遂に不果、云々、

延享元年(1744)三月吉日 佐田市郎兵衛友重」

1800 真直 惟秀、重家（大蔵）、真直、重泰、重記（宗師）（房畠賀来氏）

嘉永七年六月 賀来宗師墓碑 佐田郷土史

「1854 宗師墓碑 参照、惟秀十世孫真直兄重泰、1800頃の人」

1825 重記宗師 惟秀、重家（大蔵）、真直、重泰、重記（宗師）（房畠賀来氏）

嘉永七年六月 賀来宗師墓碑 佐田郷土史

「1854 宗師墓碑 参照、真直の子、重記号宗師、1854卒57才」

1854 宗師墓碑 惟秀、重家（大蔵）、真直、重泰、重記（宗師）（房畠賀来氏）

嘉永七年六月 賀来宗師墓碑 佐田郷土史

「君諱重記、字幸之丞、物斎其号、房畠人、其先出於大神氏 食邑於後豊賀来郷、因氏焉、又文龜(1501)中惟秀來居山藏、四世孫重家號大蔵丞為里正十世至 君考緯真直 君其第二子

也、伯重泰早卒、君性沈重、有操、不問家人生産・、燕間好論 古今專連々
不止、尤善筆翰 弟子頗多、以止嘉永七甲寅六月二十四日卒、年五十七、葬先塋、
法諱昭意、配五十嵐氏 始其兄重泰娶杵築五十嵐氏女へ亡何兄死、五十嵐抱其孤重大郎泣
曰云々 (燕=宴、塋=墓 亡何=無何いくばくもなく)

増補訂正編年大友史料からの追加史料

加来利一

1-12 〔豊後国志〕 卷之四、大分郡 由原八幡祠、在賀来郷由原山中、社記曰、淳和天皇天長四年十月、延暦寺僧金龜和尚、詣豊前国宇佐祠、称経勤行有神託之感乃來此郡賀来郷偶望見古樟樹、則有神神教之驗於是建祠、国司大江朝臣宇久以奏之、因得預官社、承和、嘉祥之後猶有勅使奉幣云、建久以還、大友氏世修理、応永七年大友式部大輔親世、建普賢堂宇祠側天正十二年左京大夫義鎮為鑄洪鐘、(以下略)

1-261 (田北注) 建久二年(1192)二月二十八日、幕府、宇都宮信房を豊前伊方庄地頭職に補任す。佐田文書に下記あり。佐田氏は宇都宮信房の裔にして、世々宇佐郡佐田庄に居る。子孫、大友氏の麾下たりしが、十六世の孫佐田次郎統綱に至って天正十五年七月三日豊臣秀吉その領地を没収して、黒田孝高に与う。統綱すなはち浪人となり、五郎右衛門と改名して、大友義統による。文禄二年、義統朝鮮陣中にありて、国除かる。ここに於いて、統綱身を黒田長政に託す。慶長五年十月、長政、封を筑前に涉され細川忠興豊前国主となるに及んで、元和元年九月其の臣となり、築上郡別府村越路村の内三百石を賜う。嫡孫宗琢寛永九年細川忠利に従い肥後に移る(以下略)

24-114 「賀来文書」 大友家文書録収載 熊本細川藩士賀来作左衛門、高家初代大友義孝へ提出せる写本

25-62 「萩原文書」 天正八年三月二十三日?

加来安芸守に対して萩原山城に関する才覚を求める田原紹忍の書状

33-7 「佐田系図」 覚 東大史料編纂所蔵

前略

一、賀来大蔵と申す者は、御家にて一二の侍、私先祖に次而之者にてその末子今は繁盛仕、三十四人に及この庄右衛門などもその一類にて、御家大切に存者にて御座候。此の庄右衛門□御親父様之時分は、両度御見回申上奉得御懇意候者にて御座候。

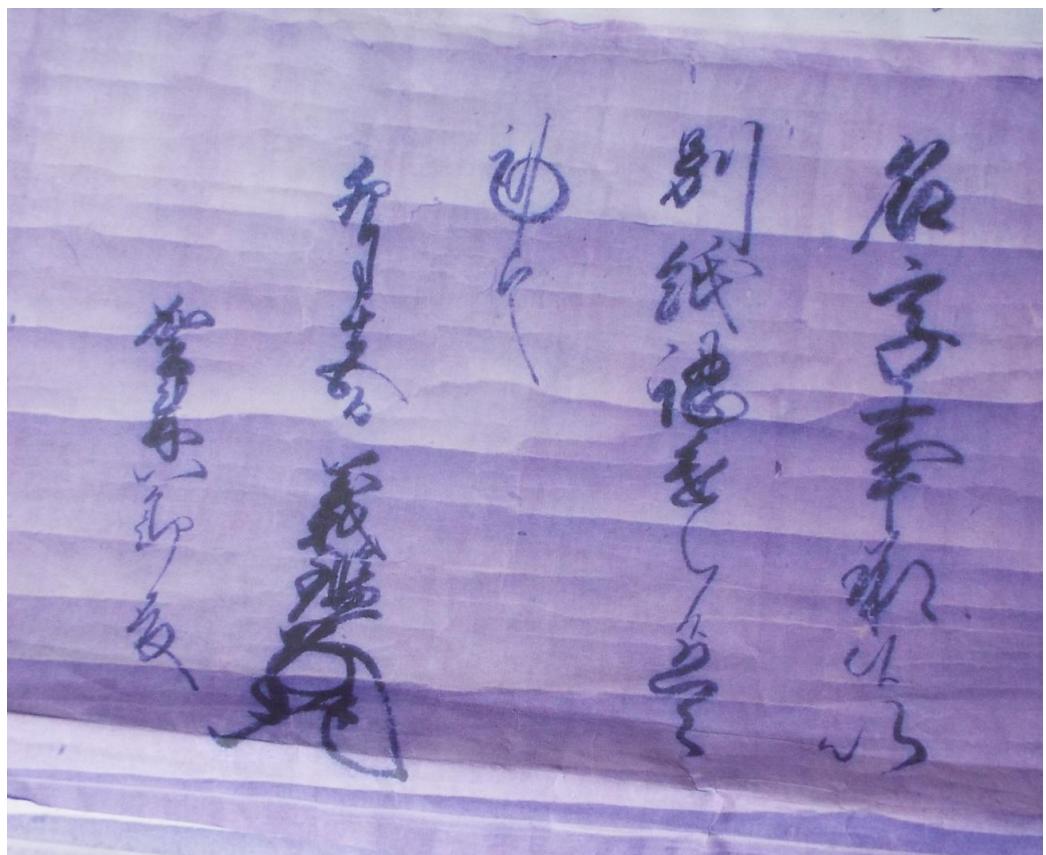
一、賀来大蔵は感状式拾余通被下候末子末持居申候被者は山龍村に居住仕候えども文字を賀来と申さば左様に当たり申候彼者只今は房ヶ畠村にて罷有候事。

以下略

大永四年四月十八日(1524)

義鑑加冠狀

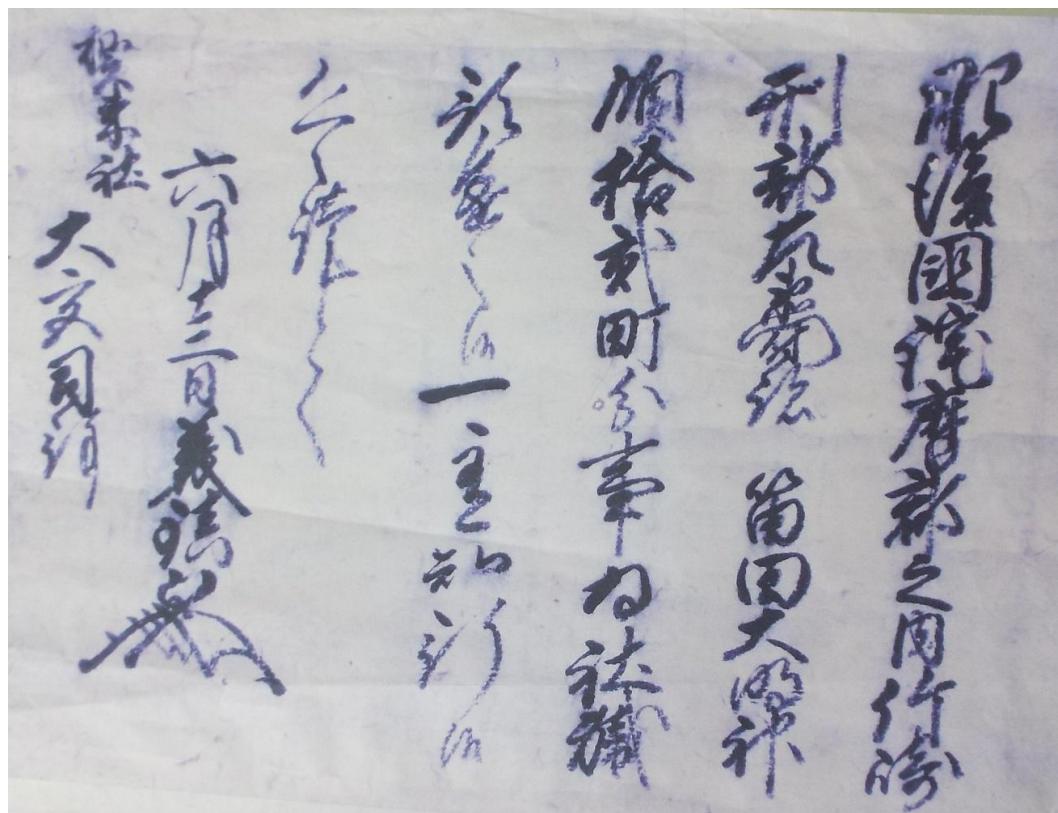
山口賀來家文書



天文二十年(1550)

大友氏加判衆連署奉書

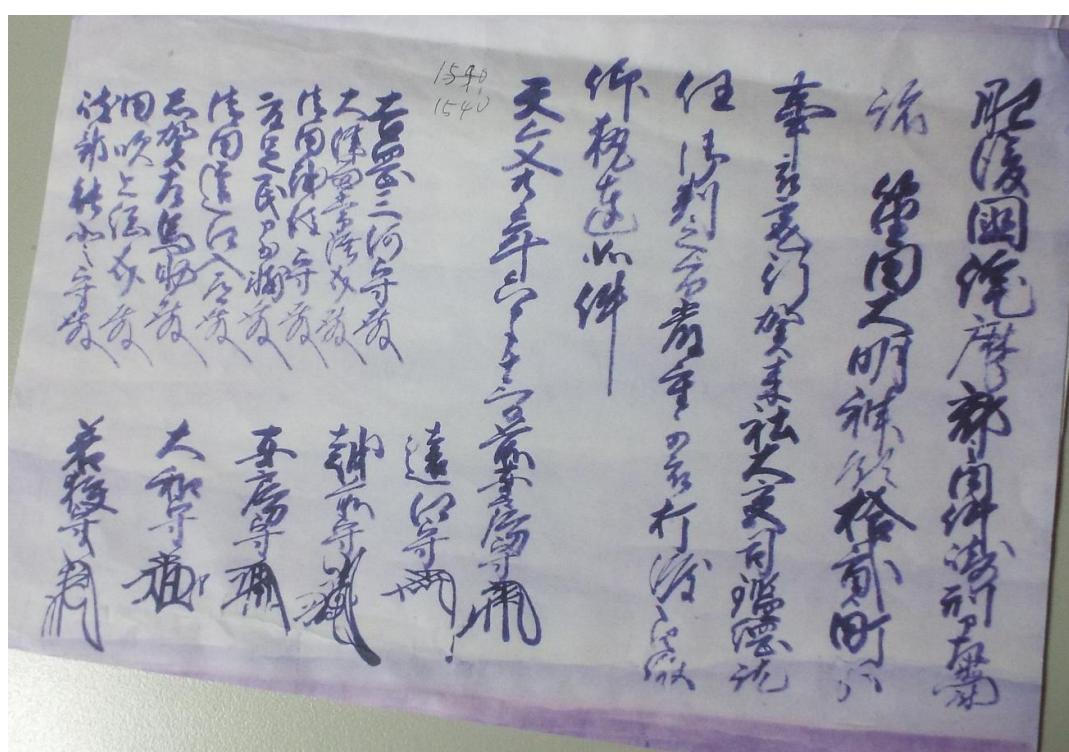
山口賀来家文書



天文二十年(1550)

大友氏加判衆連署奉書

山口賀来家文書



3 圓成寺と賀來氏関係資料

阿南山圓成寺は臨済宗妙心寺派の禅寺である。永祿六年（1563）に大友氏の命により家臣であった賀來氏がこの地に精舎を営み可菴禪師を請じ開山として開創された寺である。当時この地は阿南郷にあり、寺領の石高は千石といわれ、可菴禪師は之を安んじ、阿南山圓成寺（圓成とは円満に成就するという意味）と名付けたという。

資料によると中尾あたりにも寺領をもち、天禪寺（中島）、善意寺（中尾）、天福寺（東院）、普聞院（桑原）という末寺を抱える有力寺院として当地方の崇敬を集めたことが伺われる。

境内には建武元年（1334、康永二年（1343）の五輪塔や南北朝時代の板碑が存在することから六百年前より圓成寺の前身が既に存在していたものと思われ、圓成寺は豊後国に臨済宗が伝わった最も早い時期に創設された「古刹」であった。

江戸時代中期に臼杵月桂寺の篁谷和尚の法嗣、壽山和尚が中興し圓成寺の礎を築く。（壽山和尚は宗方、大樂寺の中興開山でもある）

江戸時代後期享和三年（1803）不慮の火災にあい、山門、本堂ともに焼失するが、五世哲仙和尚が再中興し今日にいたる。（圓成寺の資料による）

寺内に残る賀來氏関係と思われる南北朝時代の石造物

◎ 賀來小二郎惟光の菩提五輪塔

平安末期豊後の國の南半分を勢力範囲として有力な武士団を形成していた大神氏の一族、賀來惟綱は賀來荘の地頭職として大友氏の配下にあった。文和三年三月（1353）九州の平定をするために西下した征西大將軍懷良親王（南軍）は菊池武光等と手を結び、着々と勢力を伸ばしたが、時の九州探題一色範氏（北軍）はこれに従わず、相対することとなった。一色党の大友一族、田原貞広、賀來惟光等は足利尊氏に弓を引く、少弐頼尚軍を大宰府浦城に攻めたが、菊池氏の救援に敗れて、針摺原でいづれも戦死した。惟光は時に二十二歳のわかさであった。

碑面に

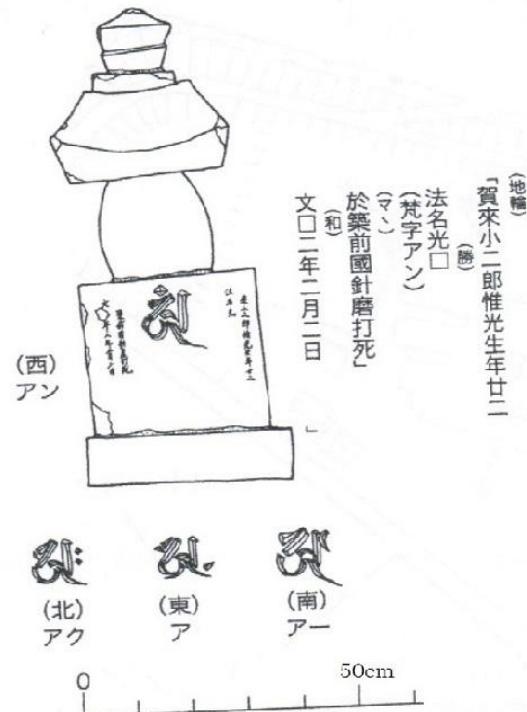
賀來小二郎惟光 生年二十二

於筑前針摺原戦打死

文和二年三月二日

とある。（圓成寺の資料による）

◎ このほか五輪塔や板碑等が残されている。



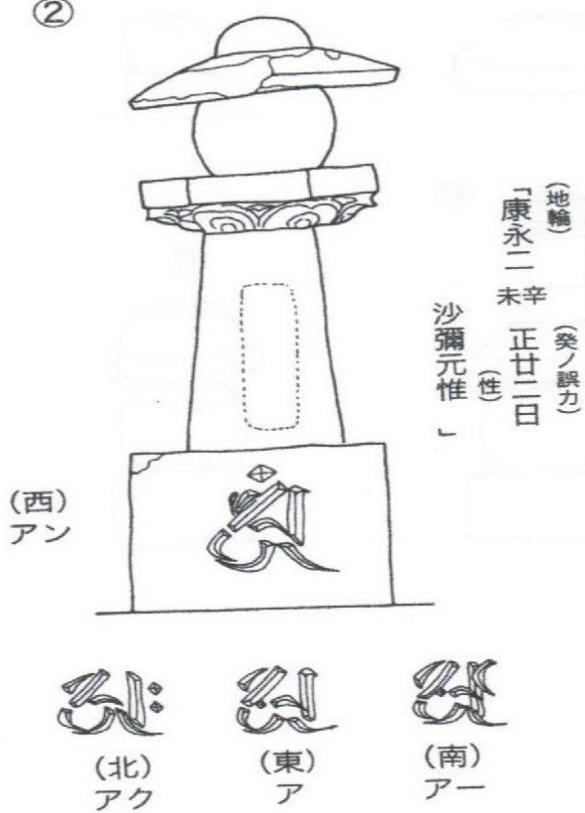
賀來小二郎惟光菩薩塔 文和2年（1353年） 円成寺墓地内

円成寺



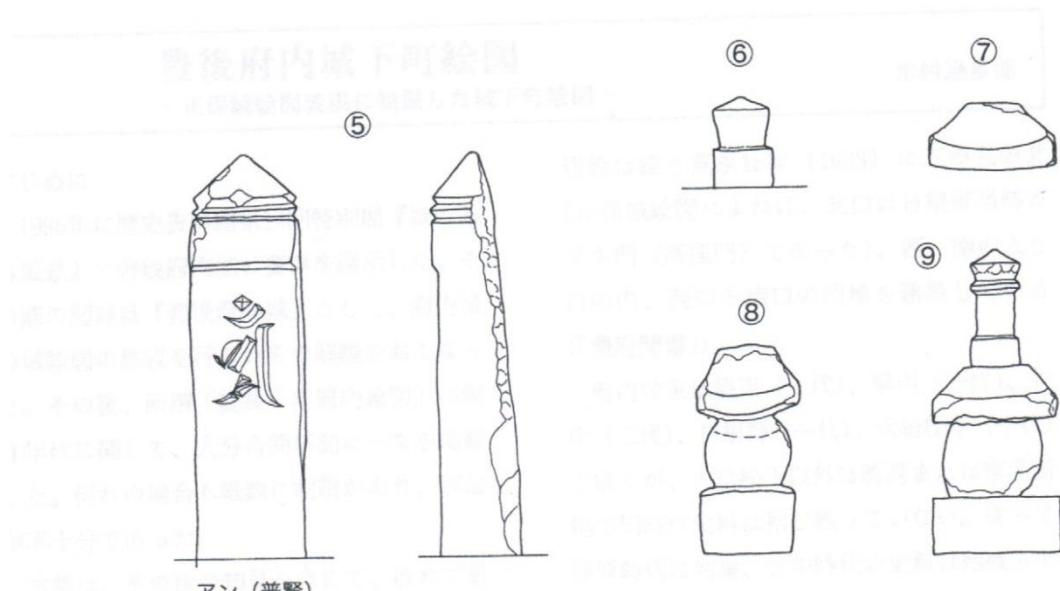
建武元年（1334年）の五輪塔

②



康永2年（1343年）の五輪塔





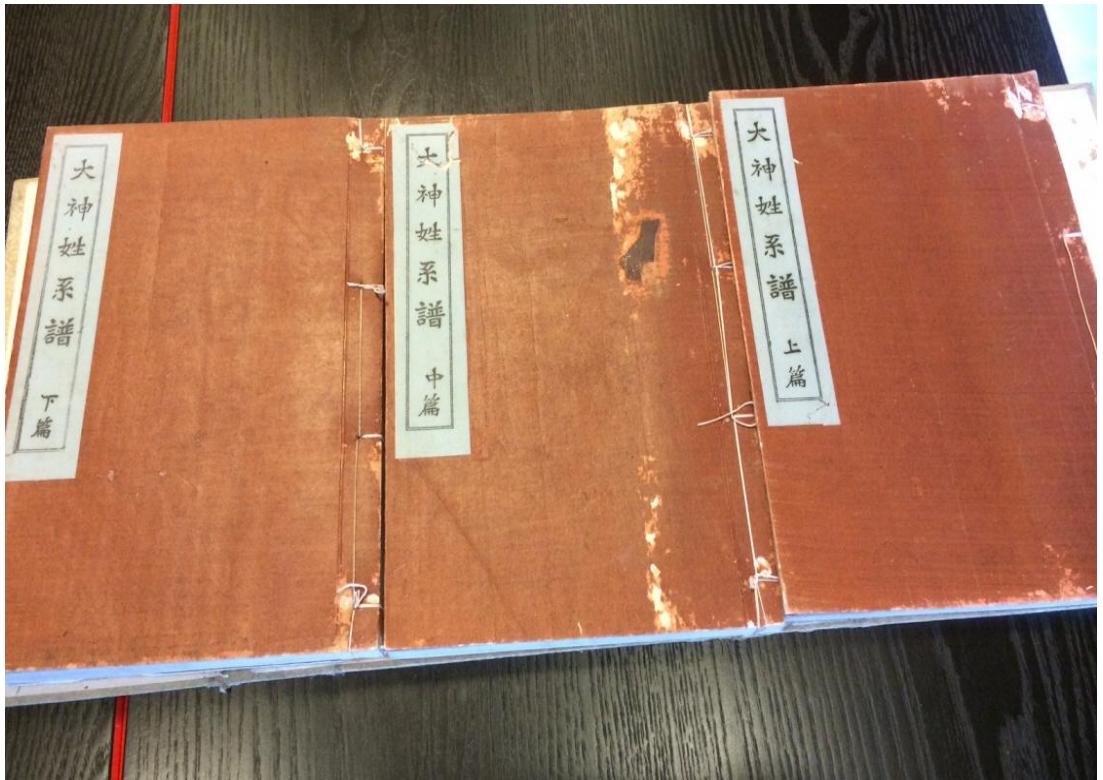
南北朝時代とおもわれる板碑等（上図）



山門と境内

写真は、松村政弘さん撮影

図面は大分市の報告書から抜粋



賀来惟達氏が著作された大神系譜（円成寺保存）



賀来氏歴代の墓と惟光の菩提塔、中央が賀来惟達氏とおもわれる（昭和8年撮影
円成寺提供）

4 賀来氏関係戦記物語集

(1) 氏姓の争い

◎ 豊後全史 享禄三年（1530） 氏姓の乱

「享禄三年春豊府諸将其閥閼を争ひ乱をなす。大友氏の公族を御紋衆と称し、在昔より土着の諸士を国衆と称し、勝光公に従ひ鎌倉より来る者を下り衆と称す。互に其勲旧に誇る。其姓名班序を簿記し、之を公室に藏す。公族氏名簿を塗抹せし者あり。公族諸将忿思し、国衆の為す所とし、清田越後守兵二百人を発し、中村左衛門佐本莊但馬の家を襲ひ之を殺す。二人固より忠義勲労あり、食邑頗る大なり。公族之を妬む故に此に及ぶ。其翌日公族兵千五百余人を以て賀来城主賀来左衛門大夫を攻む。橋爪治季賀来氏と同族を以て來り救ひ、公族の兵を破り之を却く。賀来左衛門大夫重傷して死す。治季兵を引て立花に軍す。

大津留鑑康は賀来氏を敍ひ來会す。已にして橋爪は伊予に逃れ、大津留は豊前に走る。

到明公は大津留の戦に与からざるを以て其帰ることを許す。豊の諸将調和し事漸く平くを得たり。」（勝光公能直、到明公義鑑）

◎ 速見郡史 享禄三年春 氏姓遺恨之乱

「大友家諸将の間に御紋衆と国衆と新参衆との別あり。御紋衆は大友一族並能直公に従ひて鎌倉より下り、特に大友の家紋を許されたる諸氏にして、国衆は在昔より土着の諸氏、新参衆は他国より大友氏の武威を慕ひ來り仕へたる諸氏なり。是等の三衆は其姓名班序を記して之を公室に藏す。此年春氏族名簿を塗抹せし者あり。御紋衆之を以て国衆の所為となし、清田越前守。兵二百人を発し、本莊但馬守、中村左衛門佐本紹一族新参衆の家を襲ひ之を殺す。二人固より武勲あり、食邑頗る大なり。御紋衆之を妬む。故に此に及ぶ。其翌日御紋衆千五百余人を以て賀来城主賀来左衛門大夫を攻む。橋爪治季賀来氏と同族を以て來り救ふ。賀来左衛門大夫重傷して死す。治季兵を引て立花に軍す。大津留鑑稟賀来一族は賀来氏を救ひ來会す。已にして橋爪は伊予に逃れ、大津留は豊前に走る。大友義鑑大津留の戦に与らざるを以て帰領を許す。豊の諸将調和し事漸く平ぐを得たり。」

（以下雉城雑誌、九州記の記事を載せる）

◎ 豊筑乱記 享禄三年春 氏姓遺恨之事

「既に世静まり、太刀は軽、弓は袋に治むる御代、長久と栄へしに、享禄三年の春不慮の障りぞ発なん。豊後府内に、当國他国の諸侍當番非番をたゞして、大番役所の会所あり。殊に大友譜外様の家頼筋目の侍中に、家老・番頭・旗頭其外相勤て居たる休息所有り。それぞれに座敷定まり、銘々仮名を番帳に記し置きける所に、大友家先祖肉身の末流、家老分の仁の仮名に一々黒を引きたりけり。されば、大友譜代外様の侍の俗姓に氏姓の数多し。当家中の沙汰、大友先祖より肉身の筋目相続の源氏を、御紋の衆と云ひ、古昔より当國の侍に大神氏、藤原氏其外の氏姓を國衆といふ。他国より当家を望み、宮仕奉仕の族もあり。大友先祖能直公御下国の砌、隨身して下りし氏姓の筋目を下り衆といふ。互に一姓々々の中に、好みを募り、氏姓の覇廻を專にしたりけ

るが、今度の悪事は誰為業とも知れざりけれ共、御紋衆の評定には、國衆の中より嫉みて、此何んにて差置く物ならば、世の末如何可有と、若侍の輩は、各腹をすへかねて、國衆の奢り募るべし。左様の時は我々が人かげ有るべからず。此事を君に訴訟仕り、國衆に恨みの憤りを申し許して、遺恨をはらさんと云ひあへり。或は尤と云ふ人もあり。又は國衆を恨む者ならば、國の騒と成べしと申す族も有りけれ共、心強き面々には、先一端は言上せよとて、義鑑公へ言上する。君も此事如何あらんと案じ煩ひ給ひしが、御紋衆の訴訟を左も有りぬべく思召したる御言葉の末もおはしましけるにや。」

「爰に藤原氏にて、先祖は肥後詫摩の郡を知行して本荘・中村とて有りけるが、代々大友家に心を添へ、無二の情にて忠義を成しけるが、其馴染にて近年は大友家來に隨身して、大分の領所を知行して、旗頭にて諸侍に下知をなす統領にて、府内市の町と云ふ所に、屋敷を構へて兩人共居たり。彼兩人も他国者と御紋衆方より嫉みけるが、先門出せんとて、清田越前守御紋方の若者手勢二百騎斗りにて、本荘但馬守、中村左衛門佐が館に押寄せ喊を作る。本荘・中村が家來の侍、俄の事にてはあり、思ひ懸けざる折なれば、周章ふためき騒ぎけるが、五十余人蒐出で散々に戦ひけれ共、寄手大勢成りければ、取籠んで残り少なく討たれけり。され共、清田越後守弟七郎左衛門尉討たれける。本荘但馬守・中村左衛門佐、心は猛く思へ共、家の子郎等討れければ、力不及腹搔切て死にける。清田越後守は清田を指して引退き、翌日賀来左衛門大夫は多勢の者なり、渠等を討取らんと、其勢千五百余騎にて賀来に押寄せんとする。」

「爰に、大神氏の末流に、大津留・橋爪とて、多勢の者あり。氏姓の諍ひの評判を聞て、無心元思ひしが、本荘・中村討れたりと聞て、近所なれば、賀来左衛門大夫は一定危きものかなと、橋爪丹後守治秀が子、橋爪左衛門大夫鑑種、大津留常陸守鑑康互に内通して賀来右衛門が体をみよとて、翌日賀来へ打下らんと云ひ合せ、家の子郎等を召集めて打立たんとする所へ、賀来方より軍使を飛ばし云ひ遣しけるは、今日、清田越後守・同遠江守是等を先として、当家へ押寄せ来るとの沙汰あり、加勢頼み存すと、橋爪方へ云ひ遣はす。

左衛門大夫此状を被見して、急ぎ大津留常陸守鑑康に聞せよ、渠等も用意はしつらんずれ共とて、左衛門大夫は物の具して打立ちけるが、森の木と云ふ所に差向て見れば、清田が勢と見へて賀来が館へ押寄せ喊を作り、ひばなを散らし攻戦ふ。清田大勢なりければ、已に賀来左衛門大夫も攻亡ぼされんとあやしく見へける所に、橋爪左衛門大夫三百余騎にて後詰をして戦ひければ、清田あわて騒で加勢と見へたり、取籠まれては叶はじと、千五百余騎の勢共風に木の葉の散る如く、むらむらぱっと河原を指して引退く。」

「橋爪左衛門大夫軍兵荒手なれば、戦疲れたる清田が勢を追詰め追詰め攻戦ふ。清田大勢にてはあり、所は広し取て返し、橋爪が小勢を中に取込で打取る者ならば、賀来・橋爪を退治する事、眼前たるべきに、清田勢、戦疲れて引立ちたる事なれば、誰有て取て返すべきともせず、我先へと落行きけるが、川を渡り越さんと勵軋けるが、敵は追懸る。川の案内は知らず、水に溺れて死する者多かりけり。橋爪左衛門大夫が手の者、敵十二人討取りける。賀来・橋爪が勢競に追蒐れば、清田が勢は小野鶴野道へ引退く。賀来の者共、川の案内は知りたり、橋爪賀来の軍兵共、猶も続きて川を渡らんとしたりし所に、清田が侍に、賀奈田兵部之丞と云ふ者、大力の精兵、重藤

の弓三人張に矢を打つがひ、差取り引詰め散々に射る・矢数四五百筋、矢箱に入れて持たせたり、矢繼ぎ早の大兵にてはあり、賀来・橋爪が勢共散々に射しらまされて、川を渡るべき様あらざれば、力不及引退く。賀来、橋爪の勢共、味方勝ちぬとて、鬨を揚て引退く。橋爪は花立に打上る。賀来は我館に引か岬も籠りけるが、痛手数ヶ所負ひければ、翌日相果にけり。賀奈田兵部之丞が手柄にて、清田は危き運を開きける。」

「義鑑公は賀来の兵乱を聞召て、飛脚を立替々々一里余の所を、人橋を架くる如く見せさせ給へば、大勢催し府内へや寄来らんと、無御心元思召しけるが、橋爪が勢、花立に引たると聞召されてこそ、安堵の思ひを成し給ひけれ。斯て、橋爪左衛門大鋪鑑種は、討取首十二を実検して人馬の息を休め居たりけるが、橋爪左衛門尉大鋪は、身内の侍共に云ひけるは、今度各の働き、比類なき手柄言語に述べがたし。高名挙て難算、あはれ君の上意下って某小勢にて、かゝる大敵を靡かし、箇様の勝利を得、方々迄分捕高名を極めたりせば、御感高恩にも預りなんものを、其時は名も世間の誉れ世に越へ、渠こそ橋爪が御内侍若党などと人の批判も有るべきに、扱も是非を辨へがたし。此上は、御勘気かるべからず。我々御退治近日にて有るべし。恨もなくして君に汚を引く事、天の恐れも如何あらん。科もなき傍輩に向て矢を放つ事、神慮も難斗と、さしも剛なる橋爪も、鎧の袖をぬらされける。旁々の手柄は是迄なりとて、十二の首は高所に捨置きて、槿の日に凋み實たる如くにて、おぼおぼとして引帰らんとしたりし処に、大津留常陸守鑑康も、二百五十騎にて出来り、扱、如何に橋爪殿、某も早速御供可申に、速に到来有し故に、漸く唯今は迄参りたり、如何成行候やらん、無心元と尋ねければ、合戦の次第始より終迄、事細かに語りければ、常陸守是を聞て御手柄申す斗りなし。然共顔色しほれて見へさせ給ふは、難心得と謂ひければ、いやとよ、箇程の手柄を君の忠節にいたし侍らず、御感思召さるべきとて、討捕の首実検して、不覺の泪溢れたりと云ひあへり。」

「夫より大津留、橋爪互に引分れ、我在所々々に帰りける。定めて討手向ふべしとて、君に恨みもなくして、傍輩と、戦ふ事僻事なりとて、豊前を指て落行きけるが、橋爪左衛門大輔は夫より伊予国に押渡り、世間の有様を聞居たり。大津留は豊前へ隠れて、世の沙汰を聞居たりけるが、一戦に不及由の沙汰として、頓て帰参を赦し給ひ。本領を下し給はりけり。此事かくれなかりければ、ここかしこより府内へ馳参る。しかれ共、大神氏の面々は、何れも夢に夢見る心持して、当時の出仕を指止め、氷の面を踏む如く、無覚束して居たりける。老中年寄参会して以ての外の大事也とて、若き人々を怒りなだめ、君の御大事是に過ぐべからず、世の嘲り口惜しき次第なりとて制しければ、国家もおだやかに治り、氏姓の争ひは沙汰も無く止みにけり。心有る人の申しけるは、仮そめの事にて、国家の大事出来の事は、無覚束世成り。世話の例へにも、千町の堤も蟻穴より損するとかや。世の末、如何可有と、上下万民おしなべて眉をひそめて囁きけり。」

◎ 雉城雑誌、九州記 享禄三年春 氏姓遺恨之乱

「大友修理大夫義鑑の代享禄三年春の比不慮の騒動こそ出来にけれ、夫を如何にも云に、大友居城には家人与力、氏姓の高下新参普代に隨て夫々座席の次第銘々名字を記し置てぞ勤番しける。然る処に何者の所為なりけん、大友一族杯の帳の面に墨を引ける、一族の筋目を御紋衆と云、又往古より当国素性に大神丹部宇留島宇佐氏杯是等の末葉を国衆と申ける、又先祖能直九州下向の

砌隨仕して下りける者の後胤を募り、勲員を專にすること近代家中の風俗なり、此度御紋衆の名字に墨を塗しこと誰人の所為ならん、國衆の内より妬しく思ふ族や引めらんと囁き沙汰しけるが、次第に云募りて此何んに差置ものならば國衆いよいよ心懶にして世の末如何有るしや若輩の者共各腹に据え兼て、此を訴へ遺恨を晴さん叫びけるを、心ある老人杯は中々國家の騒ぎたるべしと制する人々多かりける。

「されども捨置べからずとて、屋形へ言上致けるに、義鑑も此事如何あちんと按じ煩ひて程を経し處に、爰に藤原氏にて先祖は肥後國詫摩郡を領して居たる本荘中村辺ありけるが、代々大友家に属して無上の忠功をなしにける、因て近年大友の旗本に昵近なる大分の所領を汚し旗頭として諸士に下知をなしにける。兩人共に下市町と云ふ所に屋敷を構へて居住せり。此兩人元来他国ものなれば御紋衆より猜み合けるが、先づ首途せん辺清田越後守手勢二百斗にて本荘但馬守中村左衛門佐が宿所へ押寄せて閥を作り攻入ける、本荘中村が家人共思ひ掛なき事なれば周章斜ならず、去れども五十余人駆出散々に打合しかども、寄せ手大勢なりければ取込まれて残り少なに成にける。然れ共寄手の大将清田が弟七郎左衛門をば本荘が手に討取りぬ、中村心は猛く思へども力に及ず、腹搔き切て失にける、清田は時の本望を達し門出よしと悦て在所をさして人ける。」

「翌朝又若手の者起り合ひ五百余の勢を引率し、賀来邑なるに賀来左衛門大夫と云大身の國衆ありけるを討果すべしと押寄る、大津留常陸助鑑稟鄙戸邑松ヶ尾城橋爪丹波守治季等は内々氏姓の争ひ心許なく思ひしが、本荘中村が討れけると聞て、賀来も吾と同じ大神氏なれば、互に見縊べしと約諾、主家の子郎等共召集て兼々用意しける処に、賀来方より飛脚を以て今日清田越後守同遠江守是等を棟梁として当處へ押寄へき由相聞え候、E取り。又も急ぎ御加勢憑入と橋爪方へ云遣しける、橋爪心得たりと急ぎ大津留方へも此由を告げよと告捨、物具して打出来るに、森の木邑と云ふ処に掛出て見れば、早清田勢とみえて賀来が宿所へ閥を作り掛て喚き叫んで攻戦ふ、清田は大勢也加来も危くみへし処に、橋爪丹波守が勢三百余騎諸鎧を合せ馳来る、清田が勢是に駆立られ、風に木の葉を散如く河原をさして引退く、橋爪が兵は新手なれば引立たる清田勢を追詰討取ける、清田は多勢なり、所こそ広野なれ取て返し一合戦する程ならば、賀来橋爪共に討果さんこと輒かるべきに、一陣破れて残党全からず、吾先にと落行ける、折節川水増て岩波た高き処を周章騒ぎて渡んとしける程に、水に溺れて死する者数を知らず、橋爪は敵三十二人討取り、尚も遁る勢を追掛けり、清田が勢も道々川を越えて小野津留邑に引退く、賀来か手の者案内は知りたり尚も続で渡さんとする処に、清田が士に加南田兵部と云大力の精兵、三人張に矢を剥で差取り詰射たりける矢数四五百余、箱に入れて掛けしが、矢継早の強弓にて賀来橋爪が勢共散々に射立られ、川を渡り得ず引返しける、賀来は橋詰の後詰により不慮の難を逃れ、勝闘を挙げ吾館に帰りけるが、痛手を負て翌日竟に死ける、橋爪は直に花立當邑の轍と云処に打上る。

義鑑、賀来の乱妨を聞て、彼悪党共寄来る事もやと、氣遣れける。橋爪が勢共、花立に引取たる由を聞れ、先づ安堵しけり。中略。又、大津留常陸助も二百五十騎にて馳來ると云々。」（以下は六人塚の記）

◎ 雉城雜誌卷十 享禄三年春 六人塚

「予文政之始め、当邑に有遊歩して、此塚の事実を偶耕する農叟に問たるに、此叟は、当

邑の辨済使新右衛門と云へる者にて、即ち此塚の畠は渠が弟何某之所持する由にて、其話を爰に記す。先代より此畠の中に、些の芝山二ヶ所あり。享禄年中、清田勢と賀来殿と、氏姓の争ありて合戦に及び、加勢を橋爪殿と大津留殿に乞ふ処、橋爪殿は吹上の坂より森之木に討出、大津留は清田勢の引後れたるに、追付けて、小野津留河原にて、十二人迄討取、花立之森にて首実驗せられたる節の地にして、六人塚と申つたへし由なれ共、塚印と云もなく、或は此処ならず共云族もありし敷に、年々耕作の障りと成るものから、文化年中、新右衛門兄弟、大を雇ひて件の芝山を掘毀ちたるに、四五尺が下より、三四人之骸骨を出せり。全身顯然として、先骸骨の上下、藁の灰、竹木の焼炭共と見へしを、夥しく出しければ、左右なく取捨るに忍びず。又、舊の如く埋置ぬ。され共、心ならぬ事に思ひて、同十四年、賀来邑円成寺の住僧を請じ、供養之碑をニケ処に建ける由、六人塚とは十二人の屍をニツに分て埋たる故の名なるべし。又云、花立とは此地の惣名にして、是より少し東北に昔は官道ありて、宮苑邑の角の前に続き、府内に通路せし由、今も猶花立之森と云ものありて、又官道とも云べき地形も残れり。此話を以て考ふれば、九州記に載する処、橋爪氏之討取十二人、大津留氏之戦の手に逃れたる説とは、表裏なれ共、便路を以て考ふれば、大津留氏は、此花立の官道にかかり、橋爪は吹上、森の木に打出られしなべくぞ思はる。此六人塚は、或は味方之者の屍を埋めしにや。又、三十二人の三の字、桁字にや、尚後考を俟つ。」

◎ 両豊記卷十 享禄三年春 姓氏遺恨之事

享禄三年の春、不慮の騒動起りける。其故は、府内の城に当國他国の諸士、当番非番を組て、大番役所の會所あり。然るに、大友家譜代外様の侍、家老、番頭、旗頭、其外相勤を番帳に記した置ける所に、何者のしりけん、大友一族筋目の人々の、名字の上に一々墨を引たりけり。されば大友家譜代外様の士に、姓氏の數餘多あり当家中の沙汰に、大友先祖より肉身の筋目相続の一族を御紋の衆を云ふ。古昔より九州の四姓とて、丹部、漆嶋、宇佐、大神と云あり。其外、當國の諸士に藤原氏あり。清原氏あり。惣て他図の幕下を相交て、国衆と云ふ。先祖能直、當國下向の時、隨身して來りし諸士の筋目を下り衆と云ふ。かくのごとく三段に分りて、互に姓氏の中、好みを募り、最負を専らにしたりける。今度の悪事は、誰が所爲とは知れざれども、御紋衆の名字に墨ぬりし事は、国衆の中より妬しと思ふ族やしたりけんとささやき沙汰しけるが、次第に言募りて。此儘にて指置ものならば、国衆の驕心の儘にして、世の末如何有べきと、若輩の者共、各腹をすへ兼て、此事を上へ訴へ、遺恨を晴さんとののしりける。心有老人などは、中々國家の騒たるべしと制する族も多かりけれども、捨置べきに非すとて、屋形に言上いたしけり。義鑑も、此事いかがあらんと案じ煩て、程を歴し所に、爰に藤原氏にて、先祖は肥後国詫摩郡を領し居たりし、本荘、中村とて有けるが、二人共に代々大友家に屬し、無二の志にて、忠功をなしにけり、是に依て、近年は大友簾本に昵近して、大分の所領をけがし、簾頭として、諸侍に下知をなしにける。兩人どもに府内市町といふ所に、屋敷を構へて居住せり。此附人、元来他国者なれば、御紋衆よりそねみけるが、先、首途せんとて、御紋衆の内、清田越後守と云若者、手勢二百騎計にて、本荘但馬守、中村左衛門佐が宿所へ押寄て、鬨を作て攻め入りける。本荘、中村が家人ども、思ひがけなき事なれば、周章斜ならず。去れども、五十餘人駆出て、散七に擊合たり。寄手大勢

なりければ、取籠もられて残りすくなくなりにけり。然れども、寄手の大将清田が弟、七郎左衛門をば、本荘が手に討取ぬ。本荘、中村、心は猛く思へども、力及ばず腹搔切て失にけり。清田は嘗時の本望達し、首途よしと悦で、在所を指て引入けり。翌朝、又若年の者起り合て、千五百餘の勢を引卒し、賀来と云所に、賀来左衛門太輔と云る大身の國衆ありけるを、討果すべしと押寄る。大津留常、陸介鑑康、橋爪丹波守治季は、内々姓氏の諍ひ心元なく思ひしが、本荘、中村討れけると聞て、賀来も同じく大神氏なれば、互に見續べしと約諾し、家の子郎等ども召集、兼ねて用意せし所に、賀末方より飛脚を以て急を告げるは、今日。清田越後守、同遠江守、是等を棟梁として、嘗所へ押寄べきよし相聞へ候。急ぎ御加勢頼存すると、橋爪が方へ云遣ける。橋爪は心得たりと急ぎ大津留方へも、此よしを告よと云捨て、物の具してぞ打ける。森の木と云所に馳出て見れば、早、清田が勢と見へて、賀来が宿所へ押寄て、闘を作り、喚叶んで攻戦。清田大勢なりければ、賀来も危く見へける所に、橋爪丹波守、其勢三百餘騎諸鎧を合せ、駆来る清田が勢、是に駆立られて、風に木の葉の散るごとく、河原をさして颶と引く。橋爪が軍兵ども荒手なれば、引立たる清田が勢を追詰攻詰討取ける。清田が勢は多勢なれば、所こそ廣野なれ。取て返し一合戦する程ならば、賀来、橋爪も危かるべきに、一陣破れて残党全からず。我先にとぞ落行ける。折節、川水増りて。岩波高き所を、周章騒で渡さんとしける程に、水に溺れて死する者數しらず。橋爪は敵三十二人討取、猶も逃る勢を追かけたり、清田が勢とも。這々川を越えて、小野津留村へ引退く。賀米の者ども、川の案内は知たり、猶も続て渡さんとする所に、清田が侍に加南田兵部といふ大力の精兵、三人張に矢をはげて、差詰引詰散々に射る。矢数五百餘、矢箱に入て持せしが、矢継早の張弓にて、賀米、橋爪が軍兵散々に射立られ、川を渡すに及ばず引返しける。賀来は橋爪が後詰によって、不慮の難をのがれ、勝闘を執行、我館に引入ける。痛手を負ければ翌日終に死にけり。橋爪は直に花立と云所に打揚り、家人どもに申けるは、今度の働、言語に達がたし。逆も君命にてかかる手柄するならば、厚恩にも預るべき物を、よしなき遺恨ゆへ、かく鬪諍に及びける事の本意なきよと、感涙して居ける所に、大津留常陸介鑑康、二百五十騎にて馳來り、扱いかに橋爪殿、吾等も御供申べきに、其許よりの到来延引故、やうやく只今駆付候。賀来の首尾はいかにと尋ける。橋爪、合戦の次第委く語りければ、大津留肝をけし、比類なき手柄哉と殊の外にぞ感じける。去ながら屋形の機嫌、以外にて、終に勘気の身となり、大津留は豊前に浪人す。橋爪は伊豫に抑わたり、世のあり様を聞居たり。大津留は一戦にも逢ざるよしにて、頓て歸參を赦されけり、かくて豊府の騒動其かくれなければ、爰かしこより府内へ聚る族多かりける。されども古老の諸士申けるは、君の御大事、是に過たる事あらじ。國の騒動のみならず、世間の嘲弄ふせぎがたし。姓氏の取沙汰陰密たるべしとて、双方ともに、常時の出仕を停られて、無事にこそはなりにけれ。

◎ 外山幹夫著 大友宗麟 吉川弘文館発行

『両豊記・豊筑乱記』には、それぞれ一姓氏遺恨之事一などの項を設け、大要次のような事件のあったことを記している。

府内の大友氏の城で、城の警備の番を勤める家臣の会所に、出勤した家臣が各々その名を記す番帳があった。ところが宗麟の生まれた享禄三年（1530）の春、何者かの手によって同紋衆

の者の名前の上に墨が引かれているのが発見された。何れ同紋衆を嫉む國衆の誰かの仕業であろうという事になった。そこで同紋衆のうち血氣盛りの若輩等が腹に据えかねて、遺恨を晴らそうとこれを義鑑に訴えた。義鑑も処置に窮していた。そこにたまたま本庄但馬守・中村左衛門佐という二人の者が居た。彼らは共に肥後詫磨郡出身の新参衆で、代々大友氏に忠勤を勵んでおり、このため彼らは旗頭に抜擢されて多数の部下を従え、府内市町に屋敷を構える程となっていた。元来他国者でありながらこうした厚恩に与っていることに対し、同紋衆の清田越後守という若者が、手勢二百騎でこの両人の屋敷に打入った。両人は突然のことに驚き、防戦につとめたがなすところなく、遂に敗れ切腹して果ててしまった。清田越後は首途よしと悦び、翌朝さらに千五百騎余りの勢を募り、大分郡賀来の住人で犬神氏一族賀来左衛門大夫という大身の國衆を討ち果たそうと計画した。これを知った同じく大神氏一族の橋爪丹波守治季は、三百騎の手勢を率いて賀来氏の助勢に向かい、双方入り乱れて戦い清田方は敗れた。なお大津留常陸介鑑康なる者も同じく賀来氏助勢に向かったが戦は終っていた。勝利を得たものの、賀来氏自身は深手を負って落命した。この騒擾を知った義鑑は激怒し、橋爪・大津留の両人は勘気を蒙り、このうち橋爪氏は伊予に隠遁し、大津留氏は豊前に浪人することとなった。この一件以後、姓氏の争いは止まった。

(取意)

(2) 賀来刑部少輔鎮綱武略事

◎ 天正十四年十二月(1586) 賀来刑部少輔鎮綱事 豊薩軍記卷

「去程に秀吉公の先陣既に豊前柳浦に着岸せし由、其穩なかりければ、豊州在陣の薩州勢差て仕出したる事もなく、敵の城々を攻惱して守り居たるのみなる処に、取囲れなば味方の大敗なるべしとて、島津中務少輔家久、各所の陣を相収て帰郷を促されにける。爰に、豊州袖原八幡宮の神職にて賀来刑部少輔鎮綱と云れる者あり。当時天下乱世にて業ならねど武勇を好み、学ばざれども軍慮に長ず。宛も孫吳が肺肝より出たる如きの人傑也。殊に忠貞の志深かりしかば、大友宗麟かねてより密意を仰含められ、偽て島津へ降り、敵の術を此方へ告知すべしとの事なる故、家久豊後出張の砌りより薩州方に隨て、合戦の術など度々臼杵へ注進せり。去れば此事藏せば弥露る世の習ひ、家久是を漏聞れ、或時鎮綱に向ひ、御辺には当家に帰服して式なき体なれば、譜代の者と相替らず、万端議定をなす処に、却て大友に心を通ぜらるゝ由告知するものおり、但私曲なきに於ては、靈社の午王宝印の裏に起請文を書れよと申されければ、鎮綱曰く「左様の流言これあるよし兼て承り及し故、定て御咎に預らんと、内々其覚悟仕しに、何の御沙汰もあらざりければ、遮て此方より申上んと存ぜし処に、御不審を承り候ぬ。起請文にも及候はず、其申上たる者慥なる仁にて候はゞ、某を御誅伐あるべし。若又不審者にてあらば、其者や大友に内通仕候にはん如し、両人御前にて対決仰付られんには」と、色をも変せず述べしかば、家久即ち理に服し、此上は告知せたる者を召寄せて、委く糺明し、後日の沙汰に致すべしとて、坐を立れにければ、賀来は宿所に帰りける。翌日家久又鎮綱父子を召寄せ、昨日の事をよくよく

たづね聞けるに、あとかたもなき事ともなり、弥忠節を尽さるべしとて、杯を賜はりければ、鎮綱大に悦び、獲罪於天無所祷と、承る身にあやまりなくして死罪に行はれんことを嘆き申てありける処に、聞召し分られ、喜悦の眉を開き候とて、杯を戴きざまに衣服の下に著したる鎧の衿のはづれより、きらきらとしたる物見えたりければ、家久を始め並居たる者共色を変じて見えにける。鎮綱少も騒がず「今は何をかつみ申候はん、今日召れ候は定めて某父子の者どもを、誅伐の為にてぞ候はん、若さもあらば家久殿を、恐れながら只一太刀にと存じこみ、斯のごとくの仕合なり、懺悔に罪も亡ぶとは、只今の某の身の上ごとき事ならん」と打笑ひたりければ、家久「武士の志は誰も斯こそあるべけれ」とて、酒も漸々酣に及びし比、弥国中の手遣頼み存るなりとて、立れにければ、鎮綱危き難を免れて宿所に帰りぬ。」

「斯て鎮綱はつくづく思慮を廻すに、若や討手の来りやせん、左あらん時には討死をするより外の事はなし、迫にて君の御教書を敵に執れて、表裏の者と云れん事こそ無念の至り、焼却せんには如じとて、宗麟父子の密状を火中に投じて捨てにける。鎮綱が妻女是を見て主君のご判を悉く灰となして失んも、あまりに勿体なればと一二通密に藏して盗み取り、帯に縫い込みおきしとかやさるともなんの咎もなくして打ち過ぎぬ。かくて天正十五年三月八日薩州悉く府内を引き取りける折節、賀来、家久に向かいて「某が様に幕下を慕い属し申せし事、大友家に対し不忠の者にて候へば、爰に残り留りて、いかでか安穏なることあらん。唯御供をし薩州へ越しそうろうはん思ふに、御帰陣の折に乗り付慕ふ敵共も、是あるへしと存れば、某後殿仕候はんとて退きけるが、忍びやかに勢を集め、山に隠し谷に伏せ置き、賀来に付置れたる薩州勢を先きに押立行きけるが、行先険難なる処にて、俄に弓鉄砲を放かけ、抜連て討て掛れば、節處の詰々より、兼て相図の伏兵等不意に起て戦ひける程に、究竟の兵二十人討取て、府内を差て引返す。其後討捕首級を誌し、宗麟の実檢に備へければ、はなはだ賞歎不浅して、感悦の状を賜はりける。

「今度薩州勢討入砌、内通の事共申候処、切々注進之旨令喜悦候、殊殿一戦之手柄首帳令・披見感入候、追而一稜可賀之候、猶浦上入道可伸者也、恐々勤言。

三月廿八日

宗麟

賀来刑部少輔殿 」

其後秀吉公御出陣あって、大友家謀反の輩誅戮の砌、鎮綱も敵と一旦和睦の事、聞召及ば御吟味有りし時、一戦の首帳又は内通の密書彼是証拠あるに依り、却て忠節の御書をとぞ賜りける」

◎ 天正十四年(1586) 島津豊府に進攻 山香郷土史

「天正十四年十月島津義久其弟家久に大兵を授け、豊後に攻入らしむ。十二月家久臼杵大友宗麟の館を攻む、武宮武蔵守等大砲を以て之を防ぎ、薩兵勝たずして去る。既にして伊集院美作守野村備中守等の率ゐる三千余騎の兵長驅して府内に迫る。爰に於て大友豊後守義統、伊予国主仙石権兵衛尉秀久・土佐国主長曾我部宮内少輔元親等の援兵を得て大に防戦す、殊に由原大宮司賀来刑部少輔力戦努めたるも、利あらず、十二月十二日義統府内を

開き高崎城に籠る、翌日形勢不利、更に同城を捨て、鹿越を越し山香郷を経て、豊前龍王城に移る、十四日新納武藏守忠元速見郡に打入り、云々、十五年二月廿二日新納敗北して去る、云々。」

(秀三注) 島津豊府に進攻す、この時由原大宮司賀来刑部少輔鎮綱の武略に就いての戦記は、大友興廢記・豊薩軍記・西治録・西国盛衰記・豊後全史に見る。大友興廢記の内容は最も詳しい。

◎ 天正十四年 大分郡志 人物 豊後国志卷之四

「賀来鎮綱 由原祠祝、號刑部少輔、性格機警、有權謀、宗麟令鎮綱、間于薩陳、甚得其旨」

(機警 物事の悟りが速いこと 権謀：権謀術数、策略を巡らすこと)

◎ 天正十五年三月 賀来刑部少輔武略之事 大友興廢記

「爰に、賀来刑部少輔鎮綱は、由原八幡宮の神主にして、社領とは云ひながら、大友家代々の重恩厚ければ、形の如く大身なり。殊に文武両道を保ち、常の行ひ闇からねば、明徳の明かなるに通用し、策は張良が術とも言つべし。左有るに依て、近何頃より宗麟公仰含らるゝ篠々あり。其子細は鎮綱は府内に在て、島津中書家久と一戦を遂と否やに和睦して、入魂因の心を色に見せ、謀て家久が武略の手遣、又は薩州の侍大将相談の趣、或は行の事共見及聞及所、注進申べき由、仰せを蒙りたるに依て、事の子細を注進申遣事度々なり。如何なる者か是を聞出し、家久に告しかば、此刑部少輔を誅伐せんとはかれ共、賀来の家相伝の能武士数多付纏ひ、片時も油断なければ、暫く退治も成り難し。事を述べて中書と刑部少輔対面し、直に事の子細を尋ぬべし。信なき者は其言葉を尽くす事を得ずと云ふ事あれば、言葉にも色にも、虚実は露はれんと思慮を含み、刑部少輔を呼んで、中書申さるゝは、御辺は二心なく島津に帰伏の躰なれば、薩州の侍大将同前に、万事評定仕候処に、大友方に心通はさるゝ由、慥に承りぬ。但私曲無之に於ては、靈社の起請文を以て、申開かれ候へと申さるゝ。刑部少輔聞て、此事御耳に入候由、兼々承候へども、定て御吟味有べきと、内々其覚悟仕候得共、何の御沙汰無く、今迄事過ぎ候。此方より遮て申上ず候。起請文にも及ばず候、申し上げたる者確かなる仁ならば、只今某をご誅伐有るべく候。又、いぶかしき仁申し上げ候ば其者や大友家に内通や候はん。ご遠慮なく兩人召し出し、対決仰せつけられ候へと、言葉も残さず色も損ぜず伸しかば、中書指当る道理を聞分れ、其儀ならば耳をうたぜたる者、能々相尋ね、明日の事にて、座敷を立られぬ。」

(闇 くらい、策 てだて、遮 とどめる、慥 たしか、伸 のべる)

「其翌日 中書、刑部少輔父子を呼んで、昨日の事委しく尋ね候へば、皆以て筋なき事どもなり。此上は和談なすべしと云ふて、盃をさゝるゝ。刑部少輔、罪を天に得罪れば、祈るに祈なしと承る。身に錯 有るに於ては、是非に及ばず候へども、少も野心無きに死罪に及ばんかと、外分を失ひ候処に、聞召分られ喜悦眉を開き候と云て、中書の盃を戴く時に、衣裳の下に着したる物の具、衿のはづれより見へければ、連座の武士も中務も、色替りて見へたる処に、刑部少輔少しも騒がず、今は何をか包み候べし。御前に召れ候事は、定て

御屋敷にて誅伐なされん為めと用心致し、若もの事も御座候はゞ、恐れながら中書を一太刀と、父子共に存込み、如此の仕合にて候。慥悔に罪亡ぶとは、只今の某が事にて候と、打笑ひ語る。中書申さるゝは、武士の志は、誰も斯くこそあるべけれ。无の入魂なり。

此上は彌 和睦の盃さし候はんとてさゝるゝ。中書にさして肴に小歌など謡ひ、連座の武士にも刑部が盃廻り、良有て酒宴も終り、ス、中書かく和談の上は、俚 国中の手遣頼み申すと云ひ終り、座敷を立ち給ひぬ。刑部少輔は深淵に臨み薄氷を踏み、鰐の口を遁れ宿所に帰りぬ。」

「去程に、刑部少輔鎮綱一旦の難を遁れ宿所に帰り、思慮を廻らすに、中書討手を差越す事やあらん。さもあらば我討れ、跡にて宗麟公、義統公の御内通の御書どもを、敵方に取られては、表裡武士と云はれんこそ口惜けれと思ひ、御書を取集め、焼捨てける処に、鎮綱女房譜代の主君の御判を皆焼捨てんは勿体なしと思ひ、御判一二通盗み取て、我帶の中に縫ひ籠めて隠し置く。され共中書よりは何の子細もなし。果して天正十五年丁亥三月八ヶの日薩州勢府内を引取る刻、刑部少輔中書に向て申は、某事大友家に謀反人の事なれば、国に残留では争が無事なる事あるべき、只御供仕候はん。今御帰陣の折を計ひ、銳矢一筋と存する者幾等もあるべく候、右より某に付置れ候人数と一手になり、随分殿らひ申すべく候と評定し、竊かに勢を集め山に隠れ谷に忍ばせ、所がらを計ひ、元より刑部少輔に付たる薩摩勢を先に押立て、案内は知りたり、迫り々々にて起し合せ、一戦して好武士廿余人討捕て引帰る。去程に、太閤秀吉公御出馬の刻、大友家に謀反の輩、御誅伐の砌、鎮綱も一旦和睦の事、洩聞へて、御吟味の時一戦の首帳、又は御内通の御書、彼是証拠有て子細なし、換えて忠節の御感状あり。

今度薩州勢討入砌、内通之事共申含候処。切々注進之旨令一喜悦“候。殊に殿一戦之手柄。首帳令被見感入候。追而一稟可賀之候。尚浦上入道可伸者也。恐々勤言。

三月廿八日

宗麟

賀來刑部少輔殿　　」

(表裡=表裏、愉 ぬすむ、銳さ び、殿 はからう、しんがりをつとめる、窃かに ひそかに)

◎ 天正十四年末　　賀來刑部少輔鎮綱の事

豊後全史

「柞原八幡宮の神主賀來鎮綱は多く兵卒を蓄えたり。瑞峯公密に命じ、併て薩に降だらしめ、以て其動静を報せしむ。或は之を島津家久に告ぐ。家久鎮綱を召し、之を詰り、神に誓ひ以て式なきを明にせしむ。鎮綱曰く、君若し臣を以て式心を懷くとせば、臣請ふ慎で誅に伏せん。何の誓ふことか之あらん。其れ告者の過のみ。臣誚ふ之と与に対理することを得んと。家久復責めず、召して之を宴す。衆其甲を衷にするを異む。鎮綱の日臣以為く、今日の宴必ず誅を蒙らん。然れども、坐して誅を受くるを欲せず、慎で公を一撃せんとするのみ。家久之を賞す。鎮綱帰り公の与る所、往復の私書を焼き、以て跡を滅せんとす。其妻之を愛惜し、一二通を取り帶中に蔵す。後薩兵の去るに及て之を出し、以て無罪を徵したり。　」

(瑞峯公・義鎮、佯・いつわる、衷・うち、異・あやしむ)

◎ 天正十五年三月 関白秀吉公御進発之事 西治録

薩兵府城引払並加来刑部少輔勧之事

「豊臣秀吉公、九州征伐として、天正十五年三月朔日京都御出馬、大阪より御船に召されける。云々。三月十日赤間か関へ御着。云々。

天正十五年三月上旬、関白公の先陣既に着岸、其催しなかりければ、豊州在陣之薩兵、差て仕出したる事もなく、敵城攻あぐんで居たる折からなれば、取囲れなば大敗北なるべしと、島津家久各処の陣を相攻めて諸軍を催し、同八日悉く豊府を引取ける。爰に由原八幡の神職加来刑部少輔鎮綱といふ者、武術を好み、殊に貞心の人物なりしが、宗麟よりかねて密計を含め、島津へ降り、家久の手に属し、寄々丹生島へ内通しけるに、此度引払の殿を望みければ、家久これを免しければ潜に兵を集め、由羽原の山に伏せ置き、不意に起こして戦ければ、究竟の兵式拾四人討取り、府内を引取りけり。」

(殿しんがり、 潜 ひそかに)

(3) 大友幕下諸士反逆之事

天正 7 年正月

両豊記

耳川の敗軍、世上に隠れなく、老功の軍将数をつくして討死すと聞て、国々旗下の諸士、此彼所に蜂起す。又は逆心なき輩も、己が居城に気を遣ひ、籠城して居たりければ、豊府へ参するもの一人もなし。先、肥前の国には、龍造寺隆信、筑前、豊前迄打て出、秋月、筑紫も心を合せ、戸次、高橋と合戦數日を送る。豊前国は逆意を企る人々には、香春城主長野二郎左衛門助盛、岩石城主高橋九郎長幸、城井城主宇都宮民部少輔鎮房、蓑島領主杉一學重吉、宇留津城主加來孫兵衛惟庚、長岩城主野中兵庫頭鎮兼、広津城主広津治部丞鎮次、佐野城主佐野源右衛門親重、時枝城守時枝大夫鎮繼。是等は皆大友の行跡を疎み、紹忍を恨み、或は竜造寺、秋月に組し、或は毛利に内通し、己々が居城に引籠り、豊府への出仕を止めにける。是のみならず、肥後國には宇土座兵衛尉行直、城越前守、合志、詫摩、赤星、隈郎等大友の下知に従はす。かく国々騒動しければ、何れの国へ誰を討手に向べしとも見えず。只忙然たる計なり。

(3) 宇留津城落城之事

天正 14 年

両豊記

小早川隆景、吉川元長、吉川経言二萬五千予騎を卒いて、豊前国京都郡神田松山の城に陣を移しける。殿下よりの檢使黒田助解解由も、其勢三百騎にて陣を移されける。仲津郡馬岳の城主長野三郎左衛門も降人となり、黒田の手に従いしかば、孝高おのが勢に引きくわえて屯をなす。こ

こに、築上郡宇留津の城に賀来与次郎、同新右衛門、同孫兵衛等立て籠もりけるに、元長、降景より使を以て降参するに於ては、一命を助け本領を申し与えべしといい送るば、城中より、さん候仰を待たず是より望てこそ降参を逐申すべき事に候。然共父入道専順、香春嶽の城主高橋元種が許へ人質としても居候。我ら身命を惜み所領を望て御味方に候はば専順は高橋が為に頭を刎られ候はん事、孝子の道にあらず。故に命を捨、妻子をもかへりみす一戦を申すべしと存定て候と返答しければ、さらばとて、天正十四年十一月七日の鶴鳴に、小早川、吉川、黒田、長野、宗像都合其勢二萬八千余騎、神田松山を打立て、辰の刻に宇留津表に着陣す。此城東は海水、南北は深田なりけるに、南方の寄手は黒田、長野。北は小早川。西は吉田勢陣を分て押寄たり。其比、吉川元春小倉の城にて疾病なりければ、元長、経吉は父の看病に小倉に至りて、宇留津の攻口には、元長の名代として、家臣、宮莊太郎左衛門春実に、古志囚幡守重信を後見に相副、其外、今田中務少輔経忠、香川兵部大輔春実、栗屋彦右衛門就光等を先として、宗徒の兵ども差向らる。諸軍勢仕寄をせんとする所に、黒田家の士、城近くかけ寄せ、指物を抜て城中へ抛りこみたるを、城兵是を取て勇み匍りければ、余所目には、黒田の手のもの城中に乗り入りたる様に見へける故、やれ勘解由が手より城中へ切入たるはと云ふ程こそあれ。取あへず我もわれもと掛からんとす。是を見て、黒田勢人に先を越られしと曳々声を揚て攻上る。吉川勢は黒田より先に乗り人らんと一番に屏の手へ攻寄、既に乗破らんと走り懸りける所に、城中より鉄砲隙間なく打出しければ、まつ先に進んだる牛尾大蔵左衛門、唐冠の兜真向を打破られ、矢場に伏て死にけり。されども続く兵少し もひります一度に城へ乗り人ければ、惣軍士我劣らじと攻入て、頓て火をかけたりけるに、作り並べたる藁屋共、一度に焼上りける間、城の兵も寄手の者も、共に煙にまかれて何れを敵、何れを味方とも辨へがたく、入乱れてぞ戦いける。

ここに大手の門の右の方、火矢の用心に藁家の上を、赤土にて塗たる家の中より、貢米源助景勝と名乗りてに入る敵を切出し、續く味方もなければ、又内へ引籠り、二三度かく振舞ける所に、吉川勢の中に、境孫次郎と云大力の剛の者、是を見て太刀抜きて切て入る。源助三尺あまりの大太刀を以て曳やっと打てかかりけるに、境が眉の上したたかに切れて、流るる血、眼に人ける間、力なく引て出にけり。香川兵部大輔春継能き敵もがなと馳来るを見て、源助以てひらりて丁と切れば、香川しとと受流しけるを、続様に三刀迄こそ切たりけれ。兵部つと入りてむずと組けるに、賀来は聞ゆる大力なれ共、初太刀を打て引怪しみ遁すまじ、但し降人に出は助くべきぞと

云ければ、若き男後を顧みればぶ年蘭たる者唯降参し給へと云を聞いて、一命御助候けで降人に出べく候と腰を折て云けるを、井下心易く思はれよ、命は助べく候と答ふ。かしこまって候とて間近く寄る所を一打に切伏頭を取たりけり。され共まだ壯年にもたらぬ者の首なれば、実検に人て

もよしなしと思ふ所に、降らんと出る者ども、此頭を見て、礼を厚ふして通りける間、様子有と思ひ是を問へば、さん候当城の大将賀來与次郎殿の首にて候とぞ云ける。

又、香川が討たる首を見て、是も当城の大将にて候。宗領は与次郎殿にて候へども、若年に候故、叔父源助、近年は大将のごとくにて、国政悉く此人の胸襟を経すと云事なし。十日以前新右衛門と改られて候とて、泪をはらはらとながしける。新右衛門最期に至て源助と名乗りし事、日頃、人の知たる名とや思ひけん。時に兵部にひざの口をしたたかに切られける間、働く事心に任せす。終に組伏られて香川がために討れにけり。谷田越中守は其勢三十騎ばかりにて、敵の出べき道に待伏して、出来る敵を討にけり。柳沢新左衛門は輝元より黒田の許に使者に米りけるが、能き折なればとて馳向ひ、能敵一人討取りけり。宍戸備前守元秀も、敵を一人討取りぬ。同手の士に末兼土佐守、栗屋次郎右衛門、福万市之介、寺下市之介浅原備後守、渡邊壱岐守等、分捕り高名あまたなり中所掃部、勢一四郎兵衛、猶井、菅田等討ち死にせり。吉川勢に井下左馬允といふ者よき敵もがなと望め共。更に逢うものなかりければ、城の後に池の有けるを、行き廻りて見る所に、年の程十八九計の男と、又四十計の男”、彼の両人城の焼ける間は池中に入居りけるが、さのみ水中にも堪得す。何方にも落行んとや思ひけん、汀へ颶と上らんとする所を、井上口に熟しける奮名にてや有けん。去程に、其日寄手に討取首一千余級、焼死たる者は数を知らざりけり。黒田より賀來両人の首をは桶に人、大坂へ贈られけり。また、生捕たる男女四百余人をば、悉く磔にかけられけり。城辺の死骸ども皆海へ流し捨て、掃除させて軍兵を入置。諸軍勢は御田へ帰りけり。

(5) 豊前一揆

天正 14 年

両豊記

両豊記第 18-20 卷によると

宇留津城天正 15 年 11 月 7 日落城

黒田官兵衛天正 16 年 1 月 11 日豊前 6 郡を秀吉よりたまわり、中津城を居城とする。

宇都宮鎮房、身の置き所なきにより、城井の城に籠る。この形勢を見て、大畠の加来安芸守統直等国中に一揆蜂起して諸所の城郭に立て籠もる。

秀吉急ぎ誅伐すべきと命を下す。

天正 16 年 3 月 5 日—10 日日隈城、池永城陥落

同 24 日大畠城陥落加来統直討ち死

天正 16 年 6 月毛利勝信來たり、秀吉の機嫌を見て田川郡内に数村を賜るよう言上するとの申し出で有、7 月 9 日に鎮房、城井城を開城赤郷に移る。

同年 11 月沙汰がないことを怒り、鎮房城井城に押し寄せ城を奪還

黒田長政直ちに城井城を攻めるも敗北。

秀吉、謀計をもって鎮房を討つべしと命ず。

黒田長政いったん和睦し旧領安堵を伝えた、鎮房らは安心し、黒田の命により天正17年4月11日嫡男朝房を熊本へ検地手伝いのため出発させた。

4月20日長政は対面申し出で、鎮房は中津城へ赴く。ここで、長政、鎮房を謀殺。

鎮房の父、長甫も討たれ宇都宮氏は滅亡した。

(6) 城井合戦之事

天正16年

両豊記

宇都宮鎮房は、赤郷に牢居し、時節を待けれ共、秀吉より何たる沙汰もなかりければ、退屈の心出来にけり。朝房も、此事を無念に思ひ、父鎮房に向て申しけるは、いつまでかくてながらうべき、最早兵も減じて宗徒のものばかりなり。かくあらば、兵も次第に落失て後、いか程思ふとも甲斐あるまじ。当家代々の武功此時に至りて、むなしくならん。

勝信しかじかでのつくろひもなく見へ候得ば、只本城へ御かれり有て、城代大村を追出して籠城に及ばば秀吉にその聞こえありて、いづれの沙汰にも及べし。かくて末々勝信が幕下となりて朽果てん。黒田討手として向ふとも、要害の地なれば、謀はいくらも有べし。大敵を引請、戦場に骸をさらし、名を後代に残し度候へば、いざ去らせ給へと有ければ、鎮房もっとも同心し、天正十六年十一月下旬、赤櫛を打立て、城井に押寄、城代大村を追い出し、合戦の用意その聞こえ隠れなければ、討手として黒田甲斐守長政、毛利輝元より勝間田彦六左衛門を大将として、長政に加勢し、都合その勢一万余騎、城井より二里を隔て、岩丸山に陣を取、鎮房敵陣を見すまし、明日寄来る山筋こそ究究の所なれとて、其夜密に敵陣一里を隔て、かさみかさみの岩陰に弓の兵を伏せ、後に槍長刀の兵あまた伏置、加へて近所の民共、老若をとはず教百人、白装束を着せ、竹竿を持せ、山の脇、又は峯にかくし置て、合戦始らば起あがりて闘を作る体をなすべしと、言含めたり。これは敵に思の外大勢なりと思はせ、気を奪うべきためなり。さるほどに、寄せ手是をは夢にもしらず、たとへ城の要害よく共、僅かの小勢にて籠りたれば、一時に攻略すべしとおもいあなどり、先一番に長政の侍大将大野小弁。二番は勝間田彦六右衛門、三番には長政段々に山の尾崎をおめいて登る。抑、此岩山丸と申すは、城井郷に継いで左右嶮き谷にて、一筋の尾崎ならでは上る事ならざる所なり。敵、何心なく打通る時、伏たる弓鉄砲の者共、颶と駆出て散々に射る。思ひよらざる事なれば、寄手道に迷い戦う所に、後の伏勢闘を挙げ、会釈もなくかけ落す。寄手の兵、爰を引かんとすれば城井勢かさより打てかかる。進退ついに迷い山より下へまくり落され、遙かの深き谷底に落重なり、敵に逢て討死する者より、己が槍長刀につらぬかれて死する者数を知らす。城井勢勝ちに乗て追かくれば、寄手一返しも返さずして主討たるれ共従者は知らす。親討るれども子はしらす。蜘蛛の子をらすが如く四方八方へ逃ちりぬ。寄手先陣の大将大野小弁も、塩田内記に懸合終に討れ、勝間田彦六左衛門も新見荒次郎に討れぬ。其外八百六十余人討取けり。追討は數をしらす。去る程にに長政は主従十騎計にて落ける所に、城井が兵二十騎

計追かけて討ければ、長政の郎等一騎二騎宛返し合せ合わせて討死す。その間に長政遙かに落延て、僅に主従二騎にて馬岳城にぞ人に対する。宇都宮の兵共、その夜馬岳に押寄て長政を討取んと云けれ共、鎮房宜ぶるは、長政に對して籠城するに非す。かく浪人の身と成で朽果んより、いつたん籠城して

殿下秀吉の御沙汰に頂らんためなれば、長政討取事無益なりとて、制し給ひければ、夜討の事は止りぬ。其後いよいよ用心深くかまへたり。

(7) 黒田宇都宮和睦附宇都宮父子傷害之事

天正16年

両豊記

上の趣、黒田孝高より殿下秀吉言上ありければ、秀吉聞給ひ、宇都宮は代々武功の家なれば、たやすくは攻落がたかるべし、謀計を以て討取べしとの上意なり。かくて黒田より和睦すべきよしたびたび云賜ると云へども、鎮房曾て同心せず。よって、殿下より宇都宮へ本領安堵の御朱印を賜り、かさねて仰出さる趣は、宇都宮鎮房に娘有よし長政に嫁すべし。此上は宇都宮、黒田双方遺恨有べからず、早々和睦有べきとの上意たれば、黒田より三宅三太夫を使として、鎮房に上意の趣、具に達しければ、この上は疑所なしとて、三太夫に對面し、兎も角も御計ひ次第と有ければ、三大夫早速中津川に婦り、孝高に首尾の趣申ければ、喜び、則祝儀として砂金巻物数を尽くして贈られける。其後は背信の絶へ間もなし。鎮房父子を始、諸士に至るまで、安堵の眉を開きける。其後、程なく婚姻相整へ、双方他事なくぞ見へにける。また、宇都宮父子を長政館へ請待有べきと、日限既に定りし所に、又、秀吉より肥後国佐々内蔵介成政が領分検地の事、宇都宮朝房を頼思召しのよし上意なれば、いよいよ、殿下のおぼしめし宜敷故と心得、早速御請申して、天正十七年四月十一日朝居城井を発馬有て、肥後国へぞ趣かれける。

相従ふ人々には、高司日向守、池永善内、小路源次郎、松田弥五郎、神崎覚左衛門、畠中六郎右衛門、寺野幸介、近見新六、白川作大夫等を先として、其勢百五十騎にて越られける。然る所に、孝高より錨毎へ中越されけるは、兼ねて日限相定候通り、本月二十日招請申すべしと有ければ、鎮房返答に、此節、朝房肥後國へ罷越候間、返り次第に参り申すべしと有ければ、孝高重て申されけるは、兼ねて日限を定、御契約申合置候、親子の對面延引に及びなば、殿下への聞へ如何有べき。是非御越しかるべきと、使者度々に及びければ、鎮房も家臣を集め評議有けるに、芳賀四郎右衛門進出て申しけるは、今度の上意一円心得がたく候。知行所検地の沙汰もなく、黒田へ和睦して当城を空け御父子左右にいでたち給うこと、当家一世の越度たるべきか、是非とも君は病気のお断り申され、朝房肥後より帰城有て後、中津川へ御越有て然るべきと申しければ、伝法寺兵部申けるは、期に背くは信を失するなり。公命といひ、期役といひ、かたがた以大切なりと謂募れば、評議一決せず、其日も暮に及びける。黒田よりは三宅三大夫使者に來り、言葉を尽くしてすすめ申しければ、鎮房是非に及ばず。中津川へぞ赴かれける。

供奉の人々には、渡辺右京進、紳崎三郎兵衛、松田壹岐守、同小吉、遠藤伊賀守、同源兵衛、石井清左衛門、権大宮司右衛門大夫、中野与吉郎、都留与左衛門、野田折助、小柴大蔵、笛吹勝

吉、則松和泉守、白川遠江守、屋那治永馬、榎木新左衛門、榎本五郎兵衛、其勢百五十人にて、四月二十日中津川の城に入給へば、長政出向ひ、上瀬の間に清口口口杯膳の上にて、長政の家人曾我太郎兵衛太刀を取直し、上意なりと呼つて討てかかる。鎮房心得たりと抜合せ、曾我が太刀を受留めて、この太刀にて曾我が髪先をしたたかに切る。兼ねて用意の事なれば、黒田の勇士多勢にて切てかかる。

終に鎮房を打留めたり。爰に鎮房の小姓松田小吉といふ者、生年十六歳、只一人次の間に居たりしが、奥の間の騒動を聞き切て人、手の下に十九人切伏せ、其身も終に討れけり。供の士はここかしこ饗応の間をこしらへ、分置て多人数を以て、一人も残らず討取けり。其中にも廣運寺まで來り腹切りて死にする。かくて長政は、手勢數多引供し、城井の城に押寄、留守居池永善左衛門を呼出し、鎮房の父、長甫事は老体の儀なり。その外は皆女性の事なれば、別儀ならじといへども、上意なれば残らず此方に預り申すべしと有ければ、長甫も今は詮方なく、中津川へぞ趣かれける。錐居の内室朝居の内室息女二人いづれも中津川へ趣かれける。其内に朝房の内室は年来召し仕の女に取替えて落しける。其故は内室懷胎にて有ければ、自然男子誕生有らば、時至て宇都宮の家名再興の事もやあらんと長甫善左衛門がはからひにて落しけるが、つれなき命助り、男子誕生をぞ待にする。さて、朝房はその日・肥後国玉名郡小柴の宿にて、大勢押寄戦ひけるが思ひがけなき事といひ、多勢に取籠られて、朝房主従一人ものこらす討れにけり。

嗚呼此日いかかる日ぞや。天正十七年四月二十日当国累代の宇都宮氏、此彼處にて滅亡し畢ぬ。扱其後、鎮房の息女を中津にて獄家に籠置しに、大工の物作る音を聞、何やらんと、番の者に尋ね給ふに、あれは機木を作り侍る者也と答へければ、息女の歌に、中々にきいて果なんから衣、たがために織るはた物の音。その後、廣津川原にて、磔にかけられたり。哀れなりし事ども也。今的小犬丸村宇賀神、その事績なり、かくて黒田孝高父子は領内の一揆事故なく打亡て、その余党といへども、根を断て葉を枯しければ、今は中津川の居城も安穩にぞ成にける。

両豊記（豊前豊後について明和6年1771年に記された文書）

5 論文、報告の抄文

「賀来荘」の時代—中世の賀来地域—

賀来中学校遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書 1992年 大分市教育委員会

古代、大分郡内には九郷が置かれたが、賀来地域はそのうちのひとつ阿南郷に所属した所である。

阿南郷は九郷のうち最大の郷域をもったもので、東は荏隈郷に接し、西は現挟間・庄内町域に広がる。賀来地域は郷の東端、大分川の河流沿いに開けた沖積平野を占めて、荏隈郷に境するところに位置する。

ここは大分郡内では最も早くから開かれ、弥生時代以来の生活痕が色濃く残されている

地のひとつである。律令時代には荏隈・笠和郷などと同じように条里地割が施され、豊かな生産の場を提供した。地区の南端に位置する国分には「好地」を認めて建立された豊後国分寺が置かれた。賀来地区は生産の好地ばかりでなく、大分川による水運に加えて、高坂駅（上野丘陵に位置した）と由布駅（現由布院）を結ぶ、いわゆる太宰府官道が通過した古代交通の要地でもあった。豊後国衙との距離も約二キロメートルと近い。賀来地域は、そうした「好地」であった。

賀来荘はこの好地に成立した袖原宮（ゆず原八幡宮）領の荘園である。阿南郷の中から分出した荘園であり、賀来地区を中心にして西は石城川・由布川地区、北は西大分の生石付近までを含み、また賀来地区の対岸（大分川右岸）の小野津留までを荘域とする。

成立の経緯については詳細でないが、長徳四年（998）の袖原宮の三十三年を一期とする宮社の造替に際して、造替の「料所」とするために袖原宮に寄進されたものと伝える。（「賀来社大宮司平經妙申状案」）。しかし、史料上、荘名の「賀来御座」が初見されるのは治承元年（1177）であり、「經妙申状案」にいう寄進の時期よりも約二世紀も下がってからである。このため、長徳四年成立説にはいささかの疑義を差しはさまねばなるまい。一方、長寛二年（1164）の文書には、従来阿南郷内に所在した袖原宮の大般若修理料田一町について、これを「大般若修理田一丁在賀来」とする

記載がみえるようになり、「賀来」地名が初めて登場する。つまり、阿南郷から分出した形で賀来が登場する訳である。加えて、鳥羽院政の頃（大治四年・1129—保元元年・1156）に袖原宮大宮司大神広房が勅勘を蒙って領家職を没収されたとする史料（前出「經妙申状案」）とも併せ考えれば、すでにこの十二世紀前半頃の時期に賀米荘の成立を求めたとしても大過ないものと思われる。

さて、弘安図田帳によれば賀来荘は次のように記載されている。

「賀来荘貳百三十町

本荘貳百町 領家一條前左大将家室家

地顕職賀来五郎惟永法名願連

平丸名三拾町 領家山法師備後僧郡幸秀地頭同前」

これから明らかのように、賀来荘は本荘200町と平丸名30町から成った荘園である。本荘はともかく、平丸名という名田については平丸保とも呼ばれるが、その成立の経緯については詳らかではない。いずれにしろ地域有力者（私領主で平丸と称した人物か。「平丸郡司藤原貞助」なる人物が確認される。）の私領となっていた土地であろう。なお、平丸名は阿南郷に所在するという記載史料もあることから、たぶん賀来荘と阿南郷の境付近に所在した名田と考えられよう。

賀来荘の「職」についてはどうであろうか。上記の図田帳では先ず、領家職について弘安八年（1285）当時「一条前大将家室家」、すなわち一条実経の室家・平成俊女であるものと思われる。本荘の領家職はもともと、袖原大宮司家の大神氏が相伝していたものであるが、前述のように大神広房が鳥羽院の勅勘によって領家職を没収されたのに伴い、これ以

後平家一門の手を経て一条実経に相伝されてきたものである。つまり、柚原大宮司の手から一旦離れた領家職は回復されることなく中央貴族に相伝されていき、柚原宮はこのため、さらに下級の職である預所職（あるいは雑掌）に甘んじなければならなかつた。しかし、足下にある荘園として、これから得られる経済的収益は大きく、実質的な支配は柚原宮がもつていた。

ところで、弘安図田帳によれば賀米荘の地頭職を所帯したのは本荘、平丸名ともに賀来五郎惟永法名願連なる人物とする。これによって地頭職は在地領主たる賀來氏が掌握していたことが明白である。この賀來氏はもともと豊後大神氏の流れを汲む佐伯氏の一族であつて、後述のように中世には賀來荘を地盤に活動する。今次の発掘に確認された断面・梯形を呈する溝状遺構を伴う居館跡らしい遺構が、賀來氏とかかわるものであろうと推定されるのは当然である。

賀來氏が賀來荘と関係をもつくるのは、賀來氏の祖・佐伯惟家が当荘の下司職を取得したのに始まり、次いで惟家にこれが相伝された後、三代の惟綱（法名頼阿あるいは順阿）の時になって貞応三年（1224）に地頭に補されたという経緯をみることができる。この地頭補任の背景となつたのは、いうまでもなくこの三年前に起きた承久の乱であり、この乱に対する勲功の賞として地頭職を手に入れることができたわけである。賀來氏は、いわゆる新補地頭として賀來荘内にその地位を得たのである。こうして賀來荘では、賀來氏が地頭職を帶するようになって以来、在地領主としてその力を強めていくことになる。このため、これまで実質支配を進めた柚原宮との鋭い対立が起きることは当然の成り行きであった。なお、賀來氏の居館については今回の溝状遺構に近接（300メートル位北）した所にある天満社の社地一帯と伝える地元の言い伝えがあり、この付近が賀來神社（柚原宮の関連社）の社地であることと合わせて、おそらく、居館の営まれた所であると推察してよいであろう。

賀來氏が賀來荘の在地領主として活動した形跡についてはどうであろうか。結論からいえば、賀來氏による賀來荘の侵略の動きこそ、賀來氏の勢力伸長の足跡といえる。賀來惟綱の時にそれまでの下司職に代わって地頭職を得たこと—これが賀來氏の活動の原動力、つまり柚原宮と対立する中で在地領主権を強化拡充していく背景となるのである。

嘉禄二年（1226）、宝治二年（1248）の関東下知状は、賀來氏の侵略に耐えかねた柚原宮がこれを幕府に訴えたことに対する、幕府側の惟綱に対する下知を伝えた文書である。これによれば惟綱の「非法」のあらましは次のようである。

- (1) 鬼丸（惟綱）は柚原神人（貢米荘の荘民）の給田を奪って自分の所従に宛行い、神馬を押領して五月会を違乱した。
- (2) 最勝溝田、仁王溝田を押領して所従に宛行つた。
- (3) 小野津留郷に加徵（年貢付加米）を賦課した。
- (4) （課役賦課など）荘民を不安にする行為をおこなつた。

下知状はこれらの非法の停止を指令したものであるが、惟綱はほとんどこれを意に介さず、

この後も例えば、文永十一年（1274）蒙古来襲に際して、柚原宮異国降伏祈祷を執行するための供料米を抑留して祈祷が行えないという前代未聞の事態を引き起こしたり、また建治3年（1277）には多勢を催して柚原宮に乱入し、傷害事件を起こして神事を妨げるといった非法を繰り返している。

こうした非法は次の惟永にあってはいっそうひどく、神事の停滞や社殿の造替不可能、苅田狼籍といった乱行が繰り返されて社務の執行に重大な支障を来たすようになる。こうした賀来氏の非法も、賀未氏の側からすれば、在地領主権の拡大の指標に他ならなかつた。

ところが、こうした非法の数々は南北朝期に入るとほとんどみられなくなってくる。その理由は守護大名大友氏が柚原宮に対する保護の動きをとるようになったことが関係している。すなわち、大友氏は南北朝期になると戦勝祈願を始めとする柚原宮崇敬の態度を強め、豊後一の宮としてこれを手厚く保護するようになっていった。この傾向は時代を追うごとに顕著になり、賀来氏はこうした大友氏の動きの中で、戦国大名化していく大友氏の家臣として臣従化していく。その中で十八代大友親治の頃には賀未氏は柚原宮大宮司職を務めるようになり、また、二十一代義鎮（宗麟）の代になり宮師職をも手に入れて、柚原宮の社務執行の両職（宮司・宮師）を独占することになる。なお、賀来氏が荘園侵略を通じて獲得していった既得権は、この後も大友氏によってほぼ安堵され、賀来氏の経済的基盤として維持されていった。また、柚原宮の各種神事・仏事執行のための料田一たとえば、経番田、正御供田、八幡御誕生会神事田など平安時代の免田に系譜する「宮師坊拘分」の免田が文禄年間まで維持されていったことは、賀来荘と柚原宮の深い歴史的結び付きを証するにたるものである。

（秦 政博）

5 論文、報告の抄文

「賀来荘」の時代—中世の賀来地域—

賀來中学校遺跡 埋蔵文化財発掘調査報告書 1992年 大分市教育委員会

古代、大分郡内には九郷が置かれたが、賀来地域はそのうちのひとつ阿南郷に所属した所である。

阿南郷は九郷のうち最大の郷域をもつたもので、東は荏隈郷に接し、西は現挾間・庄内町域に広がる。賀来地域は郷の東端、大分川の河流沿いに開けた沖積平野を占めて、荏隈郷に境するところに位置する。

ここは大分郡内では最も早くから開かれ、弥生時代以来の生活痕が色濃く残されている地のひとつである。律令時代には荏隈・笠和郷などと同じように条里地割が施され、豊かな生産の場を提供した。地区の南端に位置する国分には「好地」を抜んで建立された豊後国分寺が置かれた。賀来地区は生産の好地ばかりでなく、大分川による水運に加えて、高坂駅（上野丘陵に位置した）と由布駅（現由布院）を結ぶ、いわゆる太宰府官道が通過した古代交通の要地でもあった。豊後国衙との距離も約二キロメートルと近い。賀来地域は、そうした「好地」であった。

賀来荘はこの好地に成立した柚原宮（ゆず原八幡宮）領の荘園である。阿南郷の中から分出した荘園であり、賀来地区を中心にして西は石城川・由布川地区、北は西大分の生石付近までを含み、また賀来地区の対岸（大分川右岸）の小野津留までを荘域とする。

成立の経緯については詳細でないが、長徳四年（998）の柚原宮の三十三年を一期とする宮社の造替に際して、造替の「料所」とするために柚原宮に寄進されたものと伝える。（「賀来社大宮司平經妙申状案」）。しかし、史料上、荘名の「賀来御座」が初見されるのは治承元年（1177）であり、「經妙申状案」にいう寄進の時期よりも約二世紀も下がってからである。このため、長徳四年成立説にはいささかの疑義を差しはさまねばなるまい。一方、長寛二年（1164）の文書には、従来阿南郷内に所在した柚原宮の大般若修理料田一町について、これを「大般若修理田一丁在賀来」とする

記載がみえるようになり、「賀来」地名が初めて登場する。つまり、阿南郷から分出した形で賀来が登場する訳である。加えて、鳥羽院政の頃（大治四年・1129—保元元年・1156）に柚原宮大宮司大神広房が勅勘を蒙って領家職を没収されたとする史料（前出「經妙申状案」）とも併せ考えれば、すでにこの十二世紀前半頃の時期に賀米荘の成立を求めたとしても大過ないものと思われる。

さて、弘安図田帳によれば賀来荘は次のように記載されている。

「賀来荘貳百三十町

本荘貳百町 領家一條前左大将家室家

地頭職賀来五郎惟永法名願連

平丸名三拾町 領家山法師備後僧郡幸秀地頭同前」

これから明らかに、賀来荘は本荘200町と平丸名30町から成った荘園である。本荘はともかく、平丸名という名田については平丸保とも呼ばれるが、その成立の経緯については詳らかではない。いずれにしろ地域有力者（私領主で平丸と称した人物か。「平丸郡司藤原貞助」なる人物が確認される。）の私領となっていた土地であろう。なお、平丸名は阿南郷に所在するという記載史料もあることから、たぶん賀来荘と阿南郷の境付近に所在した名田と考えられよう。

賀来荘の「職」についてはどうであろうか。上記の図田帳では先ず、領家職について弘安八年（1285）当時「一条前大将家室家」、すなわち一条実経の室家・平成俊女であるものと思われる。本荘の領家職はもともと、柚原大宮司の大神氏が相伝していたものであるが、前述のように大神広房が鳥羽院の勅勘によって領家職を没収されたのに伴い、これ以後平家一門の手を経て一条実経に相伝されてきたものである。つまり、柚原大宮司の手から一旦離れた領家職は回復されることなく中央貴族に相伝されていき、柚原宮はこのため、さらに下級の職である預所職（あるいは雑掌）に甘んじなければならなかつた。しかし、足下にある荘園として、これから得られる経済的収益は大きく、実質的な支配は柚原宮がもっていた。

ところで、弘安図田帳によれば賀米荘の地頭職を所帯したのは本荘、平丸名とともに賀来五郎惟永法名願連なる人物とする。これによって地頭職は在地領主たる賀来氏が掌握していたことが明白である。この賀来氏はもともと豊後大神氏の流れを汲む佐伯氏の一族であって、後述のように中世には賀来荘を地盤に活動する。今次の発掘に確認された断面・梯形を呈する溝状遺構を伴う居館跡らしい遺構が、賀来氏とかかわるものであろうと推定されるのは当然である。

賀来氏が賀来荘と関係をもってくるのは、賀来氏の祖・佐伯惟家が当荘の下司職を取得したのに始まり、次いで惟家にこれが相伝された後、三代の惟綱（法名頼阿あるいは順阿）の時になって貞応三年（1224）に地頭に補されたという経緯をみることができる。この地頭補任の背景となったのは、いうまでもなくこの三年前に起きた承久の乱であり、この乱に対する勳功の賞として地頭職を手に入れることができたわけである。賀来氏は、いわゆる新補地頭として賀来荘内にその地位を得たのである。こうして賀来荘では、賀来氏が地頭職を帶するようになって以来、在地領主としてその力を強めていくことになる。このため、これまで実質支配を進めた柚原宮との鋭い対立が起きることは当然の成り行きであった。なお、賀来氏の居館については今回の溝状遺構に近接（300メートル位北）した所にある天満社の社地一帯と伝える地元の言い伝えがあり、この付近が賀来神社（柚原宮の関連社）の社地であることと合わせて、おそらく、居館の営まれた所であると推察してよいであろう。

賀来氏が賀来荘の在地領主として活動した形跡についてはどうであろうか。結論からいえば、賀来氏による賀来荘の侵略の動きこそ、賀来氏の勢力伸長の足跡といえる。賀来惟

綱の時にそれまでの下司職に代わって地頭職を得たこと—これが賀来氏の活動の原動力、つまり柚原宮と対立する中で在地領主権を強化拡充していく背景となるのである。

嘉禄二年（1226）、宝治二年（1248）の関東下知状は、賀来氏の侵略に耐えかねた柚原宮がこれを幕府に訴えたことに対する、幕府側の惟綱に対する下知を伝えた文書である。これによれば惟綱の「非法」のあらましは次のようにある。

- (1) 鬼丸（惟綱）は柚原神人（貢米莊の莊民）の給田を奪って自分の所従に宛行い、神馬を押領して五月会を違乱した。
- (2) 最勝溝田、仁王溝田を押領して所従に宛行った。
- (3) 小野津留郷に加徵（年貢付加米）を賦課した。
- (4) (課役賦課など) 莊民を不安にする行為をおこなった。

下知状はこれらの非法の停止を指令したものであるが、惟綱はほとんどこれを意に介さず、この後も例えば、文永十一年（1274）蒙古来襲に際して、柚原宮異国降伏祈祷を執行するための供料米を抑留して祈祷が行えないという前代未聞の事態を引き起こしたり、また建治3年（1277）には多勢を催して柚原宮に乱入し、傷害事件を起こして神事を妨げるといった非法を繰り返している。

こうした非法は次の惟永にあってはいっそうひどく、神事の停滞や社殿の造替不可能、苅田狼籍といった乱行が繰り返されて社務の執行に重大な支障を来たすようになる。こうした賀来氏の非法も、賀来氏の側からすれば、在地領主権の拡大の指標に他ならなかった。

ところが、こうした非法の数々は南北朝期に入るとほとんどみられなくなってくる。その理由は守護大名大友氏が柚原宮に対する保護の動きをとるようになったことが関係している。すなわち、大友氏は南北朝期になると戦勝祈願を始めとする柚原宮崇敬の態度を強め、豊後一の宮としてこれを手厚く保護するようになっていった。この傾向は時代を追うごとに顕著になり、賀来氏はこうした大友氏の動きの中で、戦国大名化していく大友氏の家臣として臣従化していく。その中で十八代大友親治の頃には賀来氏は柚原宮大宮司職を務めるようになり、また、二十一代義鎮（宗麟）の代になり宮師職をも手に入れて、柚原宮の社務執行の両職（宮司・宮師）を独占することになる。なお、賀来氏が莊園侵略を通じて獲得していった既得権は、この後も大友氏によってほぼ安堵され、賀来氏の経済的基盤として維持されていった。また、柚原宮の各種神事・仏事執行のための料田—たとえば、経番田、正御供田、八幡御誕生会神事田など平安時代の免田に系譜する「宮師坊拘分」の免田が文禄年間まで維持されていったことは、賀来莊と柚原宮の深い歴史的結び付きを証するにたるものである。

（秦 政博）

市道加来黒水練新設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書

加来居屋敷遺跡

中津市文化財調査報告 第 50 集

2010

中津市教育委員会

第4節 小 結

ここでは、遺跡の年代を推定するために出土遺物の検証を行う。さらに周辺の歴史的事象の中で加来居屋敷遺跡がどのように位置づけられるかを考えたい。

1) 遺物の分類と年代的位置付け

土器・陶磁器類

今回検出した主な遺構は SD-1 であり、パンケース 4 箱分の土器類が出土した。内訳は瓦質土器がその大半を占め、陶磁器類は数点しか出土していない。 陶磁器（第 17 図）

白磁・青磁ともに出土するがいずれも破片資料である。

白磁は、内面に櫛目文を持つ山本分類 VI-lb に相当しよう。時期は 11 世紀後半から 12 世紀前半の資料である。他に 11 世紀代の口縁部玉縁の破片が出土したが、小片のため図化していない。青磁は稜花皿で、類例は津久見市津久見門前遺跡で見られる。15 世紀代と考えてよからう。備前焼甕口縁部は、乗岡編年の「中世 5 期」で、15 世紀代に納まるものである。陶器 I 類は唐津焼底部で、17 世紀中頃から後半の資料。2 類は底部糸切りの資料。産地・時期共に明確にしえない（1）。

陶磁器が示す遺構の年代は 11・15・17 世紀代であるが、数が少なく流れ込みの可能性もあるため、遺構の年代を決定づけるものではない。

瓦質土器（第 18 ・ 19 図）

握鉢は口縁部形態から 2 類に分けた。1 類は口縁部を逆「く」の字状に折るタイプで、小柳編年の「IV 期」16 世紀前半から中頃の資料である。2 類は口縁端部に摘み出したような突帯を貼り付ける。類似の資料は宇佐市下林遺跡 H 区 SE-1 で出土している。同遺構からは 16 世紀末から 17 世紀前半の陶磁器が出土している（2）。

火鉢口縁部はその形態から 3 類に分類した。1 類は如意状の口縁端部を持ち、直下に菊花紋を付ける。2 類はスタンプ紋を持たず、端部は方形となる。3 類は方形の端部が外側へ突出する。2 類は 17 世紀初頭、3 類は 17 世紀後半以降の資料（3）。

火鉢底部は 3 種類に分けた。1 類は底部付近に突帯を貼り付け、高台を逆三角形状にする。体部から見込みにかけてはなだらかに降下する。2 類は火鉢口縁部 2 類の底部で突帯を設けず、高台は尖り気味になりやや反る。体部から見込みにかけてはなだらかに降下する。3 類は突帯を付けず、体部と見込みの境目は急である。高台の有無は不明。底部はど

のような形式変化を遂げるか知らず、2類以外時期など明確にしえない。

甕は1種類のみ出土した。加来居屋敷遺跡12は、直立する口縁部を持ち、端部は方形に肥厚し、肩は張らず降下する。口径約45cm前後、灰白色で口縁端部と頸部の接合部の外面に縦方向ハケが残るが、その後外面全体にナデを行い、内面は丁寧にヨコナデする。同形式のものは下林遺跡II区SE-1で発見されている。直立気味に屈曲する口縁部を持ち、端部は方形に肥厚する。肩はあまり張らない。復元口径42cm、暗茶褐色で口縁部外面をヨコナデ、内面をナデ上げる。下林遺跡の資料は16世紀末から17世紀前半であるため、12も同一年代が与えられよう。一方、これらより一段階前と推測できる遺物が長者屋敷遺跡(現、長者屋敷盲管遺跡)にて出土している(4)。

SK3出土資料で口縁部は直立気味に伸び、端部は方形に肥厚し、肩は強く張る。復元口径32.2cm、灰色で外面を格子目タタキ、内面を丁寧なヨコナデで仕上げる。遺構の年代は共伴遺物から16世紀代に比定されている。3点を比較すると、16世紀から17世紀前半に次のような形式変化を確認できる。すなわち、口縁部が伸び、口がやや開き気味になる、肩が張らなくなる、外面の器面調整に丁寧なナデを行う、法量が大きくなるという4点である。今後修正・細分される点もあるかと思うが大まかな流れとして理解したい。

2) SD-1の存続時期について

本遺構からはこれまで見てきたような遺物が出土している。それらから遺構の存続期間を考えたい。

遺物は縄文時代から近世のものが出土したが、その中心は中世から近世である。よって、遺構の時期も大まかにその範囲に収まるものと考えたい。次に具体的にいつ掘られたのかを考える。まず、溝という遺構の性格上、開口すれば様々な時代の遺物が入り込む余地があり、その上限は掴みにくい。II世紀代や15世紀代の陶磁器が見られることから、その時期に考えることもできるが断定できない。一方、下限については溝上層より16世紀末から17世紀前半の瓦質土器など近世遺物が多数出土しているため、その時期に比定できる。なお、溝下層から16世紀代の遺物41が出土しているため、16世紀代から溝の埋没が始まることも考えられよう。

以上のことから溝は下記のとおり変遷したと考える。

- ・開削 中世前半?
- ・埋没 16世紀末から17世紀前半

3) 遺構の性格

調査ではSD-1と2、SK-1を検出した。

SD-1は最大幅4.28m、最大深1.31m、長さ29.4mを測る。掘り方は東側より西側の立ち上がりが急である。一般的な用水路とは規模が異なる点や、西側の守りを意識した掘り方を備えるなど、SD-1は何らかの堀として機能した可能性が高い。

SD-2はSD-1と接続する溝である。SD-1に比べ幅が狭く、規模は小さい。またSD-1と異なり西を指向する点などからSD-1とは異なる性格を有したものと考える。その延長に

は現在集落内を走る細道が存在するが、関連の有無は不明である。SK-1については用途不明である。

4) 加来居屋敷遺跡の性格（第20図）

それでは、次に加来居屋敷遺跡の性格について考えてみたい。遺跡の立地上、西側の台地と本遺跡が関係深いことは容易に想像できる。この台地は小字「居屋敷」であり、約40戸が軒を連ねている。

ところで、この集落には「義経」を苗字とする家屋が数戸存在する。これは後述するようす源義経が大畠城の築城を命じたという故事に由来するものである。集落の北側には賀来氏が建立したとされる萬福寺（⑤）があり、義経自彫とされる薬師如来像も伝わっている。さらに集落には「義経堀」と称された溝が存在したことがわかっている。伝承地には諸説あり、第20図①の農道（平成4年頃建設）の集落側に存在する水路がその一つで、写真1は昭和58年以前にA地点から矢印方向を撮影したものとされる（5）。撮影された範囲では竹藪下に小規模な水路が存在しており、現在この水路は幅30cm程の側溝になっている。この水路はB地点で南へ向きを転じるが、地元ではA地点からB地点までを「義経堀」と呼んだらしい。また古者の話によると④周辺にも「義経堀」と呼称した溝が存在したとのことである。③周辺は「木戸」と呼ばれた伝承がある。

それでは、次にこれら「義経堀」と今回検出した堀跡の関連を考える。A-B間の水路はB地点で南向きに曲がり、約1mの幅を保ちながら調査区方向へ伸びる（写真3はC地点）。その後、溝は調査区北側で現道下にその姿を消す。そして、その延長線上には今回発掘調査で検出したSD-1が存在している。このことから、後世の道路建設により遮断されているものの、この溝とSD-1は同一の溝である可能性が極めて高い。さらに②に注目すると、地元で「下溝（したみぞ）」と呼ばれる溝が存在する（6）。溝の集落側はいびつな形の畠地が形成されていることから、元々幅の広かった溝を埋め立てた可能性がある。往時はこの台地の北、東、南の三辺が堀で囲まれていたと考えることができる。一方、集落内に存在したとされる「義経堀」は、集落内を画する溝であったものであろうか。

それでは次に、この集落内に如何なる施設が存在したのかが問題になる。その際参考になるのが、⑥の賀来家に伝わる「竹田屋系図」である。その賀来駿河の代の添え書きに、「…長男駿河常二念フ豊前国賀来村ハ先祖代々ノ采地ニテ久シク田中城ノ主トシテ住居セシタル處ナレバ…」という一文がある（7）。系図からは賀来氏が居住した屋敷を当時田中城と呼称していたと解釈することができる。③の木戸の伝承もこれに関連するものであろう。

ここでは、台地を守るために三辺に堀が存在したこと、検出したSD-1はその一部であった可能性が高いこと、台地上には「田中城」と呼称された重要施設が存在しており、賀来氏はここに居住した可能性があることを確認しておきたい。

5) 加来の中世と加来居屋敷遺跡

これまでに加来居屋敷遺跡の時期や遺跡の性格について検討を加えてきた。ところで、加来地区については大畠城の攻防に関連した賀来文書や成恒文書などの古文書研究による

歴史叙述が行われている。そこで、以下ではそれらの研究を踏まえて賀来氏や大畠城の歴史を概観し、既往の発掘調査により発見された城館などの遺構、周辺の地形、地目などに依りながら加来居屋敷遺跡との関連性を探り、加来居屋敷遺跡が加来地域の中でどのように位置づけられるか考えてみたい。

a. 賀来氏と大畠城

賀来氏と大畠城については中津市史（8）や下毛郡誌（9）にて詳述されているので、ここではその概要を確認する。

加来と賀来氏との繋がりは、元暦元（1184）年に源義経が緒方惟栄に大畠城を含む5城の築城を命じたことから始まる。大畠城に入城したのは賀来安芸守惟興という人物である。賀来氏は応永や応仁の頃（14世紀末から15世紀中頃）は大内氏に与しており、大友軍の豊前侵入を阻止している。ところが、天文20（1551）年に大内義隆が陶隆房によって滅ぼされると、中国地方は混乱状態となる。その間隙を抜き、大友氏が豊前へ力を伸ばし始める。弘治2（1556）年には、大友義鎮が大軍を発し、豊前を侵略したことから賀来氏を含む多くの土豪はその配下になったようである。そ

の後、天正6（1578）年に大友宗麟が日向耳川の戦いで島津氏に大敗すると、下毛郡では天正7（1579）年に野仲氏が反旗を翻し、大友方の諸城を攻略していく。しかし、賀来安芸守統直の居城である大畠城は落とすことができなかった。野仲氏は天正14（1586）年まで大畠城を48回攻めたといわれているが落城していない。しかし、天正16（1588）年、大畠城は中津に入部した黒田氏に攻められ落城し、統直は逃亡中に妹大炊助の手にかかり死亡したとされる。

加来居屋敷遺跡と関連深い事項は天正16（1588）年の大畠城落城であろう。SD-Iは16世紀末から17世紀前半にかけて埋没しており、大畠城落城頃の出来事ということになる。つまり、大畠城落城に伴いSD-1が埋められたとの想定が可能である。

b. 過去の発掘調査の成果と伝承（第21図）

調査地周辺では各種開発に伴って発掘調査が実施されている。

昭和61（1986）年、バイパス建設に伴う黒水遺跡の調査（③）では、13世紀後半から14世紀後半の溝や土墳墓などが検出されている。最も大きな溝遺構SD-6は幅3.22～4.60m、深さ0.45～0.85mを測る。該期の有力者の居住区域を発掘した可能性が高い。大坪遺跡（④）では11世紀か12世紀頃の土墳墓が発見された（1o）。平成17（2005）年、中津市教委により実施された黒水遺跡稗香地区の調査（⑤）では、長さ約8.6m、幅約2.6m、深さ0.6mの16世紀末に埋没した溝状遺構が発見されている（11）。同時期に行われた隣接する県道拡幅工事に伴う調査（⑥）ではこの溝の延長部分（SD-4）が検出されると同時に、それとは別の溝状遺構（SD-3）が検出された。SD-3は直線で約64m、最大幅は約4m、深さ0.6～0.7mを測り、16世紀代の遺物が出土している。両溝は異なる施設の北側を画するものとの位置づけがなされ、寺か居館跡と推定されている（12）。また、道祖神社地（⑩）は地元で「弁城」と呼ばれる所で、源義経に仕えた武藏坊弁慶が築いたといいうわれを持つ。ま

た天正 16 年の黒田氏との合戦ではこの城に立て籠もった「弁城小六」なる人物が戦闘で討ち死にしたとの言い伝えがある（13）。

既往の調査の内、黒水遺跡の発掘調査では加来居屋敷遺跡 SD-1 とほぼ同規模の溝状遺構が検出されていることがわかる。また、拝香地区の溝状遺構は 16 世紀末に埋没しており、加来居屋敷遺跡 SD-1 と同時期に廃絶していることに注目したい。

c. 周辺の地形、地目について

次に周辺の地形、地目などについて考える。大畠城を中心に加来地域の地形を概観してみると、大畠城の所在する高台から南は黒水遺跡や道祖神社が所在する台地が広がり、東方は犬丸川へ向かって傾斜し水田地帯となる。水田地下には近代に暗渠排水が設置されており、水はけがあまりよくないことが推測できる。北側は谷水田を挟んで台地が広がりその東端に加来居屋敷遺跡が所在している。

城館に関係する小字は加来居屋敷遺跡の「居屋敷」、「藤本口」、「井検（いろう）（14）」、「門田」、「法垣」と多数見られる。地目を見ると、宅地が加来居屋敷遺跡や黒水遺跡周辺、稻男集落周辺に集中していることがわかる。また、宅地縁辺の山林や雑草地は宅地を囲むような形となる。これは土壙の痕跡であり、付近を流れる水路は堀の役割を担ったものと考える。

このような状況を見ると、大畠城の堅固さを改めて確認することができる。つまり、大畠城の南は黒水遺跡の屋敷群によって固め、北は谷水田を天然の堀とする。谷水田の北方は、「藤本口」や「井検」などで固め、東端の守りは賀来氏の居住した屋敷群（加来居屋敷遺跡）が担う。さらに東側の水田を水はけ不良地と想定すれば、この水田は寄せ手の侵入を阻む役目を果たしたことが推定できる。戦時には領主層は大畠城に詰め、家臣団はその周辺で守りを固めたといえる。そのように考えると、黒水遺跡の屋敷群も加来居屋敷遺跡も広義の意味で大畠城の一部と考えることが可能であろう。大畠城が落城した 16 世紀末に加来居屋敷遺跡 SD-1 や黒水遺跡拝香地区溝状遺構がその役割を終えることは、大畠城とこれら屋敷群との密接な関係を示唆するものである。なお、大畠城跡に宅地の地目が存在しないことは、平時はそこが居住の空間ではなかったことの傍証になろう。大畠城の城主賀来氏は、加来居屋敷遺跡の堀が守る台地上で平時は起居したものとすることができる。

6) 結語

これまで、加来居屋敷遺跡の加来地域の中での位置づけについて述べ、大畠城周辺の加来集落や黒水集落に屋敷群が広がり、それらが大畠城と深い関わりをもつことを指摘してきた。ところで、このような景観はいつ生み出されたのであろうか。各時代における景観の復元が今後の課題であろう。今後の研究を期待して、これまで述べてきた主な点を箇条書きにしてまとめとしたい。

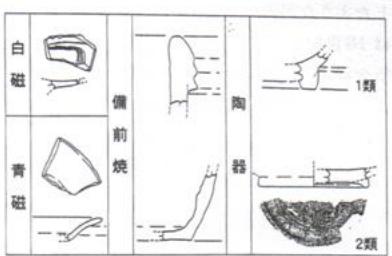
① 加来居屋敷遺跡 SD-1 は、集落の三方を囲む東側の堀の一部であり、16 世紀末から 17 世紀前半にかけて廃絶した。

② 台地上には「田中城」と呼ばれた賀来氏の居住した屋敷が存在した可能性がある。

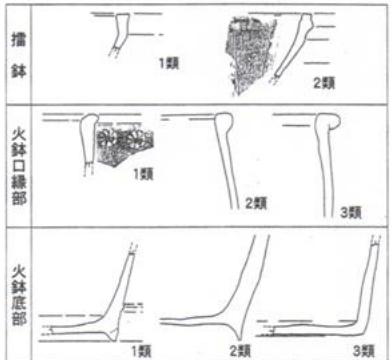
(3) 大畠城を核にして周辺に広がる加来居屋敷遺跡や黒水遺跡などの城館関連遺構は、本城である大畠城を守る屋敷群と理解することができる。

註

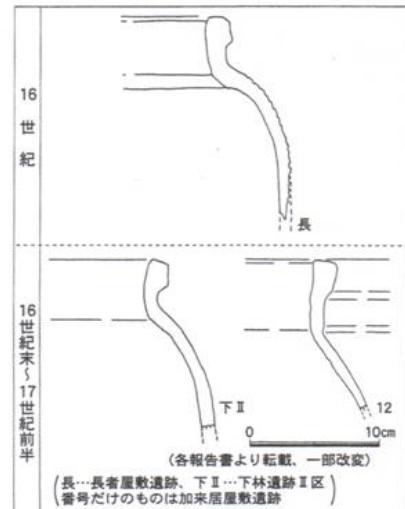
- (1) 陶器については佐藤浩司氏のご教示を得た。2類については11世紀から12世紀の東海産山茶碗の可能性を指摘された。
- (2) 江藤和幸「下林遺跡11区」r宇佐道路建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』宇佐市教育委員会 1994
- (3) 江藤和幸氏(宇佐市教育委員会)ご教示。
- (4) 高崎章子「長者屋敷遺跡」『中津市文化財調査報告第26集』中津市教育委員会 2001
- (5) 撮影者・写真提供、秋吉秀康氏。
- (6) 義経堀や下溝など付近の伝承については秋吉氏ご教示。
- (7) 系図によると賀来駿河は統直の孫で、元和9(1623)年に加来村に帰村している。竹田屋は宝暦11(1761)年に賀来甚兵衛が別家し称した屋号。系図については秋吉氏が写真撮影したものを実見した。系図自体は明治時代以降に元本を基に書き直されている様子。系図の研究・考証は今後の課題であろう。
- (8) 中野幡能「第4章中世史」桧垣元吉「第5章近世史」「中津市史」中津市史刊行会 1965
- (9) 大分県下毛郡教育会「45賀来氏」「下毛郡誌」国書刊行会 1980
- (10) 後藤一重「黒水遺跡 大坪遺跡」「中津バイパス埋蔵文化財調査報告書(I)」大分県教育委員会 1988
- (11) 花崎徹「黒水遺跡秤香地区」r中津市文化財調査報告第40集』中津市教育委員会 2006
- (12) 栗田勝弘「黒水遺跡秤香地区」「大分県教育庁埋蔵文化財センター調査報告書第34集」大分県教育庁埋蔵文化財センター 2006
- (13) 今永正樹「ふるさとの歴史」中津市 1985
- (14) 「井楼」は「せいろう」とも読み、戦時に偵察のためにつくられる櫓とされる。渡辺勝彦「城郭用語辞典 櫓」「日本城郭大系 別巻H」新人物往来社 1981



第17図 陶磁器一覧



第18図 瓦質土器口縁部・底部分類図



第19図 瓦質土器壺口縁部変遷図 (S=1/4)

る。伝承地には諸説あり、第20図山ノ瀬堤、伊



第20図 調査区周辺図 (S=1/5,000)



写真2 農道（現況）

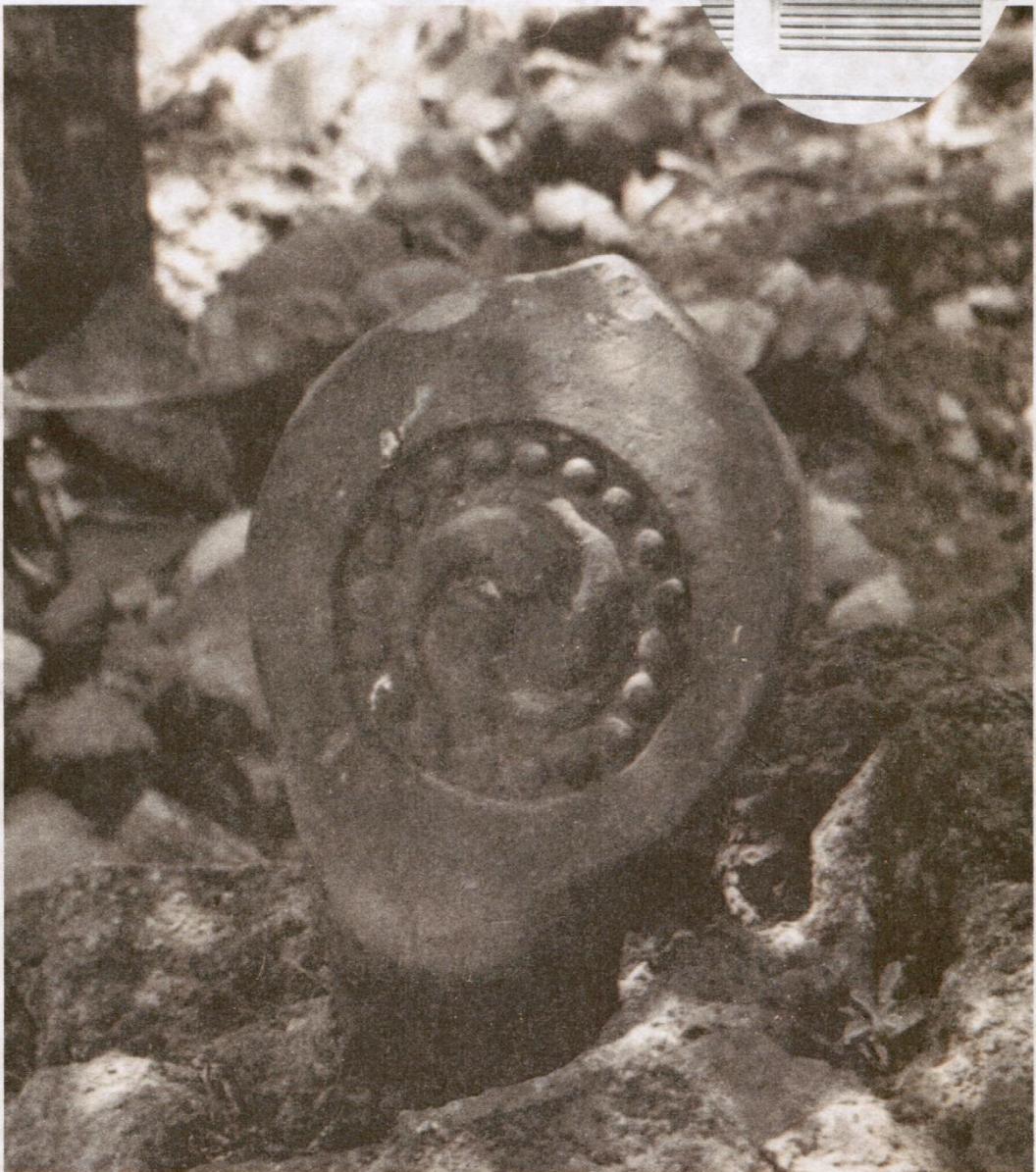
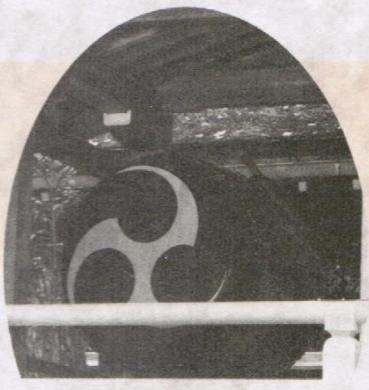


写真3 C地点（南から）



写真1 農道（昭和58年8月）

賀来(加来)
ものがたり



はしがき

現在の戸籍の制度では、個人がもつとも自由に変えられないのは姓であろう。加来という姓は珍しい姓なので、便利なことも不便なことも多い。不便なのは、郵便局や病院などで正しく呼んでくれない事が多く、カラインさんとかカクルさんとかカキさんとかいう呼び名にも注意しておかなければならないといったことであり、便利なのは初対面の人とは話のきっかけとして姓の話題が使えることである。賀来さんの場合も同様であると思う。

しかし、賀来または加来を名乗る人はかなり多く、以前、東京都の電話帳でしらべたら百人を超えていた。また、最近は賀来ちか子という女優さんが現れたのでやや有名になつた。

わたくしは、この加来という姓の由来について、むかしから知りたいと思っていたが、なかなか調べるきっかけがなく最近までよく知らなかつた。今年、わたくしも六十才という人生の節目を迎えるので、この際、いろいろと調べてみようと思い立つた。その結果まとめたのがこの小書である。未だ、地名である「賀来」の由来がわからないのが残念であるが、昔の賀来関係の方々や最近の学者先生がたが書き物を残してくれていたので、この姓の歴史のあらましは把握できたと思う。関係者とくに貴重な資料を送つていただいた町田市の緒方駿朗氏に深く感謝したい。登載した写真はわたくしが直接撮影したもので平成二年から四年の状況である。まだまだ、調べ足りないことも多いので諸兄の御教示をお願いしたい。

平成四年十月

加来 利一

目次

- 一 賀来（加來）氏の起源
- 二 賀来（加來）氏の祖
- 三 豊後大神氏の活躍
- 四 豊後賀来本家のものがたり
- 五 各地の賀来（加來）氏のものがたり
- 六 大神氏のものがたり
- 七 推理―神代時代の大神氏

附録 大神姓各氏の系図の抄録

加來 利一
1933年 福岡県生まれ
九州大学工学部卒
労働省、環境庁に勤務
千葉県市原市椎の木台1-2-4-5
住所
0436-66-3808
電話

賀来（加来）氏の起源

（）惟（）の（）の家ラ帳十來
現訴う（）綱願下1地こで（）二の
存状記、が蓮司1でこあ八建一十三世紀頃は大分郡賀来莊とよばれ、豊後国岡田駅大分市街の南東約五キロのところに久大本線の、賀
す（）述そ地（）職7あがつた全八年、御神1領1で9年、7年領家は一條左大將（）家經（）室
る（）がの頭とに9る各正由子職こ任年。國の御神1領1で9年、7年領家は一條左大將（）家經（）室
家応原惟にれ命（）地に系年幡が命うれ伯のら
の二八永任をさ佐名散
図、宮相さけ、三由ば
で1文繕れつそ郎来つ
は2書し（）ぎの惟はて
、8（）承、子家わい
賀9同こ久貞孫なかる
来年宮れの応がるら賀
氏（）大が乱三惟人な來
の（）宮賀の年家物い（）始
に司來恩（）惟（）がが加
祖あ平氏賞1頼由、來（）
とる経とと2（）惟（）原治
し（）妙な思2（）惟（）領承承氏の
て申つわ4（）綱賀來莊（）發祥
（）状たれ年（）惟（）來莊
（）惟案と

て手 たた ま地畠の 氏は文康
記に大よよ賀た名村弟惟の同書一
念は分うう來、のをの康祖一のな
の、市ででと他起加惟のと人惟る
石現の、あ加のり來興子も物家人
碑在賀ある來子で村がのなとと物
がも來まがはの、と豊うつすのが
建賀にり、惟惟称前ちてる関記
立來は区氏荘成興し下、い各係さ
き氏、別名園がのた毛惟る説にれ
れの賀さのの築末。郡頼系がつて
て館來れ場名城がこ大が図あいい
い跡神て合称郡豊れ畠豊もるてると
社いはと塩前がの後あ。はも
。さがな古し田大、城のる惟、の
れあいくての畠中主賀。康親が
るり。かは賀の津と來 ま子多
土、ら賀來加市な氏 た、い
地賀 混來氏來南りを は兄。
が來 用がの氏方、繼 惟弟惟
残神 さ用祖での以ぎ 家、康
つ社 れいであ加後、 があと
ての てらある來、惟 佐るこ
い裏 きれる、の大康 伯いの

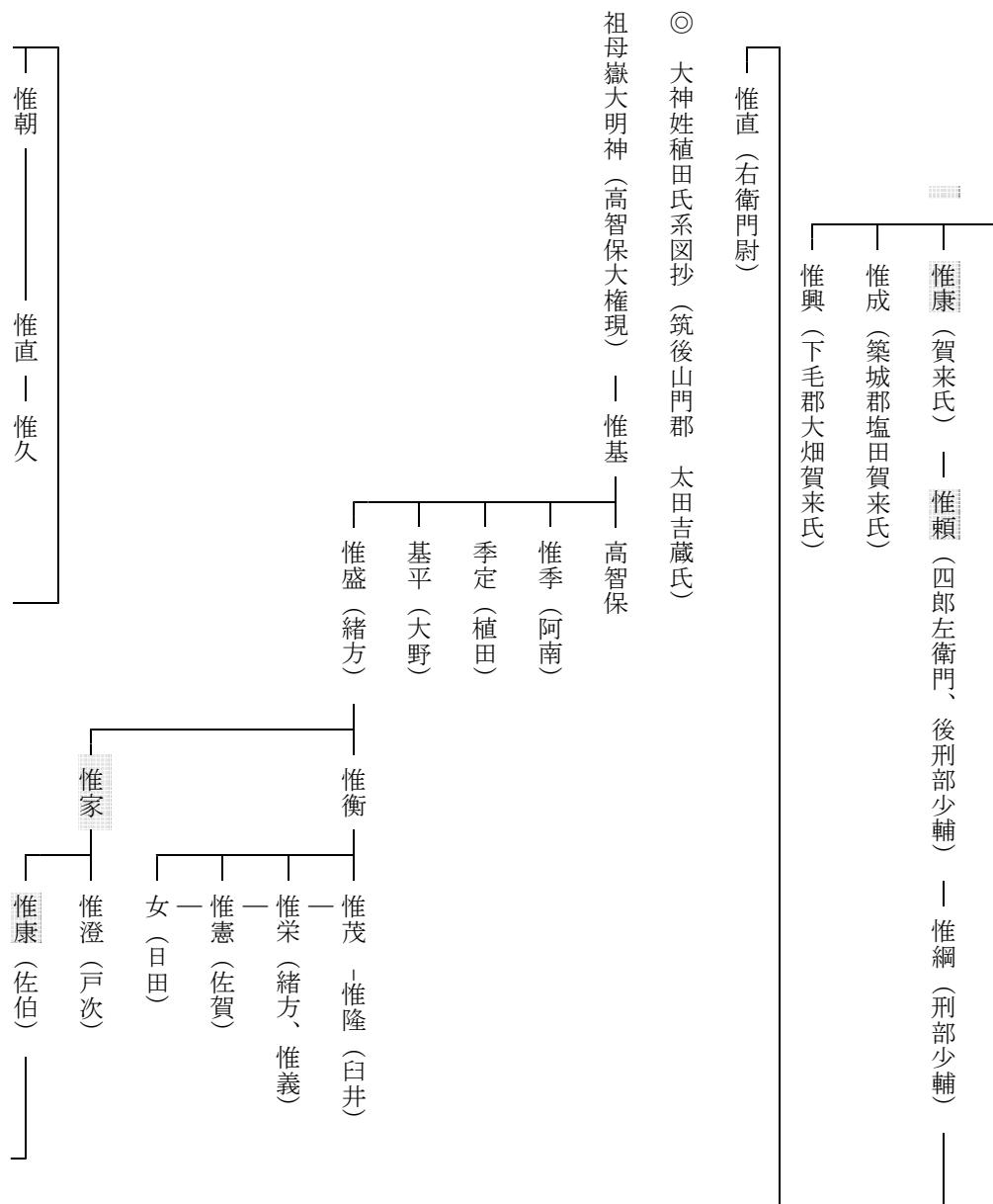
1

◎ 由原八幡宮（ユズハラハチマンジウ）
大分市ゆず原にあり、天長四年（827）
分靈をまつたのに始まるときとされている。
◎ 賀来神社

◎ 賀来神社 大分市ゆず原にあり、天長四年（827年）に延暦寺の金龜和尚が宇佐八幡宮に参籠したさいにお告げを受け、承和三年（836年）に豊後国司大江宇久が宇佐八幡の分靈をまつたのに始まるとしている。祭神は、仲哀、応神の両天皇と神功皇后で、平安時代には多くの荘園をもっていた。

◎ 大神姓豊後賀来氏系図抄（京都 賀来氏）

惟盛 — 惟家 — 惟通 (戸次剛太郎)
— 惟時 (十郎)



惟定
 (堅田)
 —
 惟頼
 (賀来)
 —
 惟綱
 —
 惟永

る文　て中南と　原らたし
 のに治い尾部賀荘八開千て賀
 が、承た、生来園幡發代い來
 荘一元と宮石川と宮さ丸るの
 園下年思苑一のしのれ古が地
 と　（わ）　、帶流て直て墳、は
 し賀1れ高も域の轄いやこ、
 来1る崎含を賀荘た古の大
 御7。ん中來と。代一分
 地荘7小で心荘しまの帶川
 名神官野おとはてた条はと
 の初百鶴りし、榮、里筑そ
 見姓八月、て豊え豊遺後の
 で等十八幡在た国い一が流流
 あ所一の、のが大たの存域の
 と大生大、分。宮在文賀
 し春石分一郡とす化來
 れ立等市時のもるの川流
 並大はうち影響域
 い下されま字大ち呼ばど早
 が來港分れをたくう位
 つ、の川由かけ置

配の0は　がの半田郎一丸
 し浦年、惟領時ま津惟条名一
 てでに平家家大で本永前三弘
 い滅頼家が職宮ははー左十安
 たび朝か賀と司、顛法大町団
 てがら來な大由連名將へ田
 い伊源のつ神原ー頼家竹帳
 る豆氏下た広宮と連室田一
 にへ司た房宮あ、家津に
 が举と職めが司る三へ本よ
 1兵政いで勅の。浦三五る
 1し権任あ勘荘こ本浦十と
 7、が命るを務れば本町、
 91動さ。蒙のは願はー賀
 年1いれり地、蓮後と
 に8たた、で賀、室あ
 は5頃頃左あ來平、本
 平年でー大つ莊林、
 家にあ1臣たは本地本莊二
 がはる1家が十は頭莊二
 九平へ7、二頭はの百
 州家19時鳥世蓮賀領町
 をが1年房羽紀、來家と
 支壇8ー院前竹五は平

参考

◎ 荘園と職 (シキ)

荘園は八世紀頃から存在したとされるが、律令制度の崩壊とともに発達し、十一世紀以後には本家職(ホンケシキ)、領家職(リヨウケシキ)、郡司職(グンジシキ)、下司職(ゲシシキ)、名主職(ミヨウシユシキ)などのような身分、地位、職掌などとともに、収益権をともなう職(シキ)が任命をもって成立し、世襲されるようになった。

一つの荘園には、荘園領主の本家職と領家職から、現地では下司職、公文(クモン)職などの荘官職、さらには名主職、作職などの職が一つの土地に幾重にも重なり、権益となるという構造を示していた。
 荘官は、荘園領主によつて任命され、年貢の徵収・上納や治安維持にあたるが現地の有力者を任命することが多かつた。荘官には下司、公文、田所(荘園の三職)などがあつたが、下司(中央の上司に対する語)がいちばん大きな権限を持つていた。また、領主は、荘園全体を統括する管理人として預所(アズカリドコロ)・雑掌(ザツシヨウ)などと呼ばれる役人を派遣することもあつた。

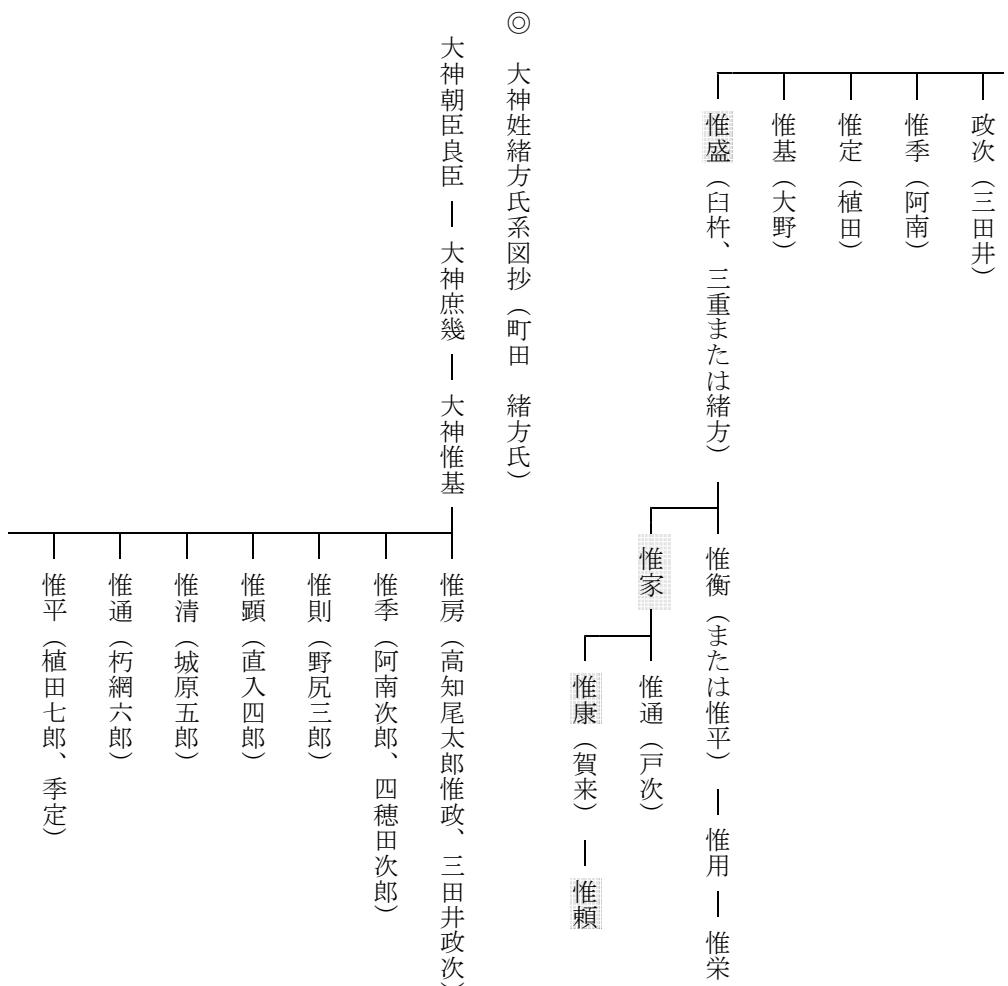
豊後には、阿南（アナミ）荘、臼杵（ウスキ）荘、大神（オオガ）荘、緒方荘、賀来荘、佐伯荘、都甲（トゴウ）荘、戸次（ヘツギ）荘など豊後大神氏（後述）にゆかりの荘園が多いが、九州最大の荘園領主は宇佐八幡宮で、九州一円に荘園を有していた。

◎ ご恩と奉公

鎌倉幕府（1192年）が開かれると、幕府とご家人との関係は、土地を媒介とするご恩と奉公の関係で、奉公は合戦に参加すること、ご恩は土地または土地の用益権を与えることであった。将軍が地頭職（ジトウシキ）の任命権をもち、ご家人の本領にたいする権利を、本補地頭という形で保障し、合戦の勳功には新補地頭という形で、平家の土地や謀反人の土地を没収してその土地に対する権利を給付した。このほかに新補率法地頭という地頭の得分率を法令（新補率法）で決めて恩賞とする方法が、承久の乱（1221年）以後行われた。後鳥羽上皇を中心とした公家勢力が幕府打倒の兵を挙げ失敗したのが承久の乱であるが、この乱後、乱に荷担した公家などの没収地をご家人に地頭として与えたが、その権益が現地荘園領主や荘民との間で食い違うことが多く、その調整のためこの法令が定められた。しかし、調整はなかなかうまく行かず、各地で訴訟が起こつた。

◎ 参考 惟どさの請をるへな平豊一
季惟めれ期い去大とヨツ安後賀
へ基てたが再ろ神すシて時大來賀
阿に大た満任う良る才下代神氏は
南は野めちさと臣説ミ向の氏は豊
郎惟領太帰たた仁有のた祖は
・房と宰郷。と和力孫大めは
四へし府しさき五での神の神
穂高たはよらに年あ大朝仁学（ブ
田知。そうに、へる神臣和者者（ブ
次尾このと寛人8°。惟へ二の才年あゴ
郎太の子し平々8°
～郎庶のた五が9°
、惟幾庶と年そ年
惟政の幾こへの
則・子へろ8°
（三がコ、9を任
野田惟レふ3暮期
尻井基チた年つが
三政でカたて終
郎次あびに留え
～るを惜再任て
、。と慕任を職

書への素 図の惟によるへ平郎惟
館コ宮サ大は間盛つ系うへ顕
にウ大鳴神い七かな図ち、（直
輪ミへへ臣れら惟るあ人盛平入四
叢ヤオス良も八家
書）オサ臣代代ま
と家ミノのがをで
しとワオ祖足経は
てしノ先りて約
保て神ミはずい二
存続社コ、脱る百
さきのト大落と年
れ、大和が考近
てそ神にのあえく
いの主始大るら離
る系家ま神とれれ
。譜でりへ思るて
はあ、三わがい
奈つ大輪れ、る
良た和る各の
県高の氏。家で
立宮国での
図一、系こ



い夫 語がる 語佐 を優
 るも豊をりい大や伯 領れ豊
 うな後 残大は神源、末有、後
 ちかのし太 大惟平賀子し十大
 につ国てと太基盛来がて世神
 そたのいしーは衰氏惟い紀氏
 のが片るてと、記の盛たのの
 娘、山。呼源で祖で。前始
 はそ里そ緒ば平有で、
 身のに環れ盛名あ白
 重も昔要へて衰なる杵
 にと娘約才い記緒。、
 なへがをダるで方こ緒
 つ男い記マがは惟の方
 たがたすキ、義緒、
 。夜。とー平あが方三
 母なあ次ー家か出氏重
 が夜るのの物ぎ現の、
 こな人よ章語れす中戸
 れ通のういで大るか次
 をつーで有は弥。ら、
 怪て人あ名、太 平佐
 しき娘るなあー家賀
 んてで。物かあ 物、 半に

三 曲豆後 大神氏 の活躍

惟興 (加来五郎)	惟時 (佐加四郎、惟憲)	惟長 (白杵太郎)
	惟隆 (白井次郎、惟隆)	惟基 (大野八郎、基平)
	惟栄 (緒方三郎、惟義)	惟盛 (白杵九郎)
		惟衡
		惟用

かを目 の豊いのい男帰にで
 らしに娘大後うくーがる聞ー
 てかがきともびと帰といお
 早いか、な日に教るきたま
 くなり岩岩向を針えとはがえ
 帰いと屋屋の着をたきわ、の
 つ、うのの国けさとにかく娘と
 てあ存口中境てしこ、らはこ
 くなじでへの、ろ目な、ろ
 れたまーと姥行賤娘印いーへ
 、はす私つ嶽きのはをー來通
 あ私ーがなー先小、つとるつ
 なのとこがウを手朝けのとて
 た姿いこつバた巻帰てみきく
 がをうまでガどへり行答はる
 や見とでいタツシすきえ知者
 どる、参たケてズる先たつは
 しとーり。ー行ノ男を。て、
 てび私ま とつオの調ーいだ
 いつはし いたダ水べそるれ
 るく、た うとマ色てれけか
 子り人か 山こキのみでれー
 はすのら のろー狩なほどと
 男る姿お 裾、と衣さ、娘

歎首がさ權純 いの 知太大 背方 つ來刺 て枕でまよいの
感をあれ小友惟る惟こ尾とき七はの娘た十し狩きべはしう者子
くこあ切りて式の基伝義れの呼な才大祖は。余て衣たは「よなとで
びれつら、い源乱に説はは明ばあでき父、人いの。十とうおなあ
かもてれ惟る經につで、神れか元くの帰もたく四岩か姿るる
みと赦よ基純基際いあ恐平のたぎ服、大宅倒。び
よか免うは友にしてるろ家御。れさ顔太し
り都さとこの日ではがし物神大をせは夫た
や詣れしの次向、き語体蛇い、長が後
たでたた後將に同天源もがではつ大く育、
ちのとと、佐お四慶平の緒あ、も太、てほ
初かいき京伯い年二盛の方る日つと丈たど
めらう、都是て八年衰末惟。向け名ががな
けこの次に基生月へ記な義 のて付高、く
んろでの連がけ十9にりの 国いけか十、
もあよ行惟捕八3もけ生 、を針
るうさ基り日9同りま 崇の。たにの 声い、
°なれでとに年様「れ めで夏。も子 で、大
和、あな、のとに ら、もなを 叫連蛇
歌四るつ追か話しつ れあ冬 ら生 んれの
を条とた討らがてい てかも なん でて喉
よ河いと凶のあ記て いが手 いだ 逃きぶ
み原う記賊藤るし、 るり足 の、 げたえ
、で説録使原。て彼 高大に に母 帰家を
、

五丈の姿あ「弓奥をつと矢もあか見ていをらせもつと臥て、たつ
うかへだ頃娘はと思わタ「しね二
ケとみて島大がうど、並五とうたぶ
が一、しともは六、てえの
い尺、そ忘どがだ、れれのな
し跡

る宣か 惟 国べ当鎮都は経 平 うに年 雄シ 等氏撰と
べとかこ基彼のき国西を神朝豊平家惟こ知豊、緒と、惟をは関こ惟
き号のの住由にのい明臣後家に義のら後の方しは盛兼、家ろ基
兵し恐緒伝惟人、お者でにをの物背は年せの二惟て、のね臼領かの
とてろ方説義緒宣いど、も代国語き、のが国月義歴先子て杵臼ら子
も九しの、は方いても波放官はは源も二都の二が史に孫い石杵、が
惟州き三、三遣はがのたに刑次氏と月に緒十歷にものた仏荘大惟
義二も郎 恐郎わ従請上れ置部の方も四と方九史そ触緒。のを分盛
に島のは ろ惟さうけに奉か卿よにと日ど三日にのれ方 建治県で
しにのあ し義れべ取漂りれ三うつはにい郎に現名た三 造め海あ
ため末か きにたかりう、た位にい平はた惟肥れをよ郎 にた部る
がぐなか も下りらて落君り頼記た重平と義後るとう惟 関も郡。
いらりり の知けず、ちに。輔しの盛清き、ののどに義 与の丹惟
つしけ大 のすれ。もうも京卿てでの盛で能国はめ、へ しと生盛
くふれ太 末。ば一てど捨よのいあ家があ、て平惟 、考郷は
。みばに な、味なとてり國るる人死るが菊養い氏栄 緒え臼臼
を、は り頼同すなら頼な。で去。平池和るを、 方ら杵杵
し国五 け 経心これれ経り あし 家次元。破惟 郷れの氏
け司代 り 朝しそり参のけ つて に郎年 つ能 司て地を
れのの 。 臣て奇。ら許り たい 背隆。た、 いに称
ば仰孫 へ こ、怪しせへ。 がた い直1 源コ 三る居し
、せな 以 れ追なかて、子 こ。 たと1 氏レ 重。住て
しをり 下 を出れる、平息 こ。 とと8 方ヨ 郷臼しい
か院 。 当す。を帝家頼 で いも1 の 司杵、る

源平盛衰記は、
弓惟義と記してい
る。背^き。

即当国は言うに及ばず。九国二島
かかりければ、臼杵、戸櫻、松浦

平家は、このあと、惟義と平家とのやりとりがあるが、結局、
平家の都落ちから滅亡までを経年で記すと次のよう

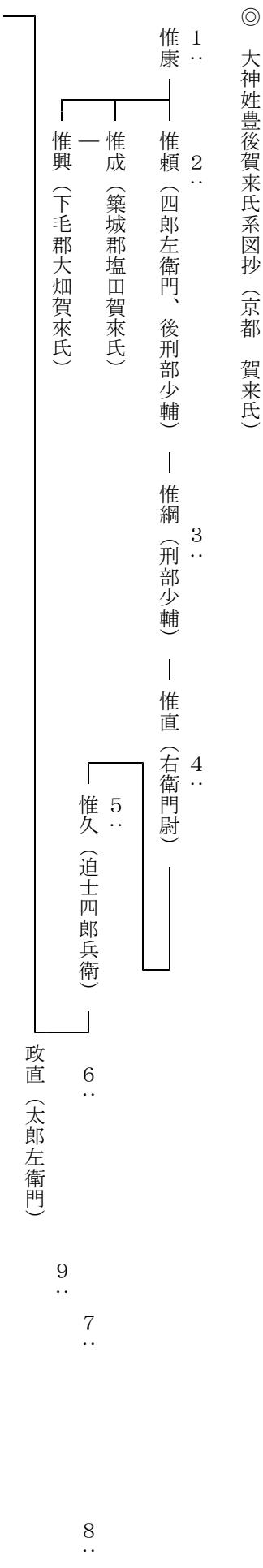
寿永二年（1183年）五月

七月

八月

し鎮八広にえ 子村次莊 年童幕永仲分方天 て
、西年と任、そのと子を賀へと府元原国し下1の賀
少御へこじ承の惟称の治来1さか年親とたに1人來
式家1れら久後成し惟め惟2れらへ能呼こ霸8物家
經人2をれの、はた興て康2る安1がばとを5で初
資の7嗣、乱賀同。は九は3人堵2守れもと年あ代
へ下1い四の來國三豊十、年でさ0護たあなにるの
シ向年だ代宇本築子前六大)、「れ6と。つえ平が惟
ヨを」。惟治家城の下才友に豊た年鎮そてる家、康
ウ命、一直橋は郡惟毛で能五後。」西の「がが当は
ニじ幕方、の三塙貞郡没直十に大ご一後頼、壇時十
ツた府、五合代田は大しと二は友ろ方、朝豊のの二
ネのが大代戦惟へ同畑た二才住能養奉建自後浦豊世
スに異友惟で綱工郡の。代でま直子行久身はで後紀
ヶ従国家久功がン犬城長の死ずはのを七の緒滅の末
「は、績大ダ丸主子親去京頼大か年知方亡政か
とて蒙三六を友」のとの秀し都朝友ねへ行惟し治ら
と、古代代あ二の城な惟にたにの能て1国義た的十
も高)の政げ代城主り頼仕。住庶直任1とら後状三
に国防頼直賀の主と大がえ み子に命9さがは況世
九府御泰、來親とな畑家、 、ま譲さ6れ義、を紀
国にのが七の秀なりをを賀 貞たりれ年闌經頼述に
奉下た文代地につ、加嗣來 応は渡、」東に朝べか
行向め永政頭仕た四來ぎの 二寵し建に御味がるけ
。 、 。 。

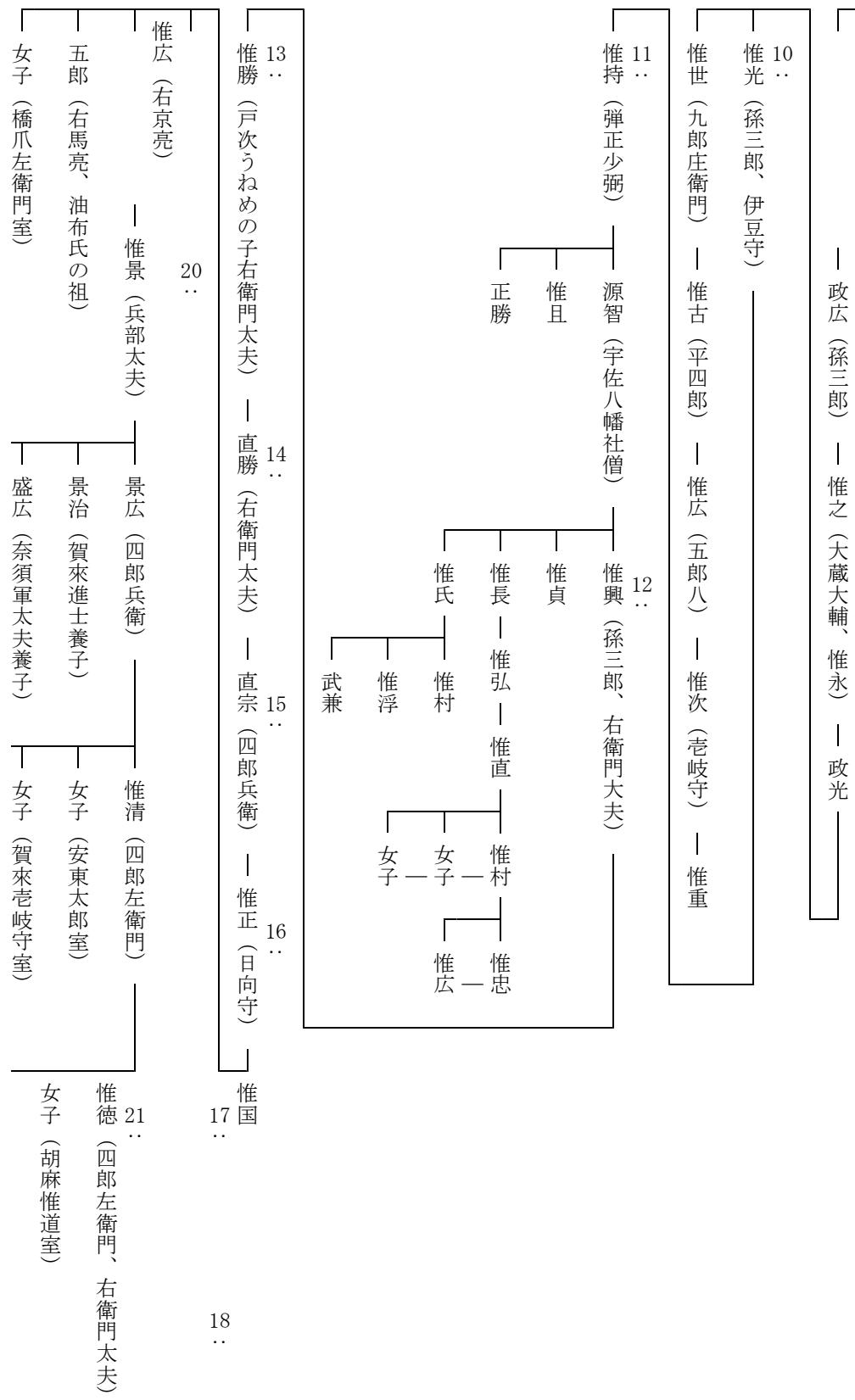
◎ 源平盛衰記
室町時代中期（十五世紀）に完成したと考えられている軍記物語。作者は不明、源氏と平家の興亡を描いている。

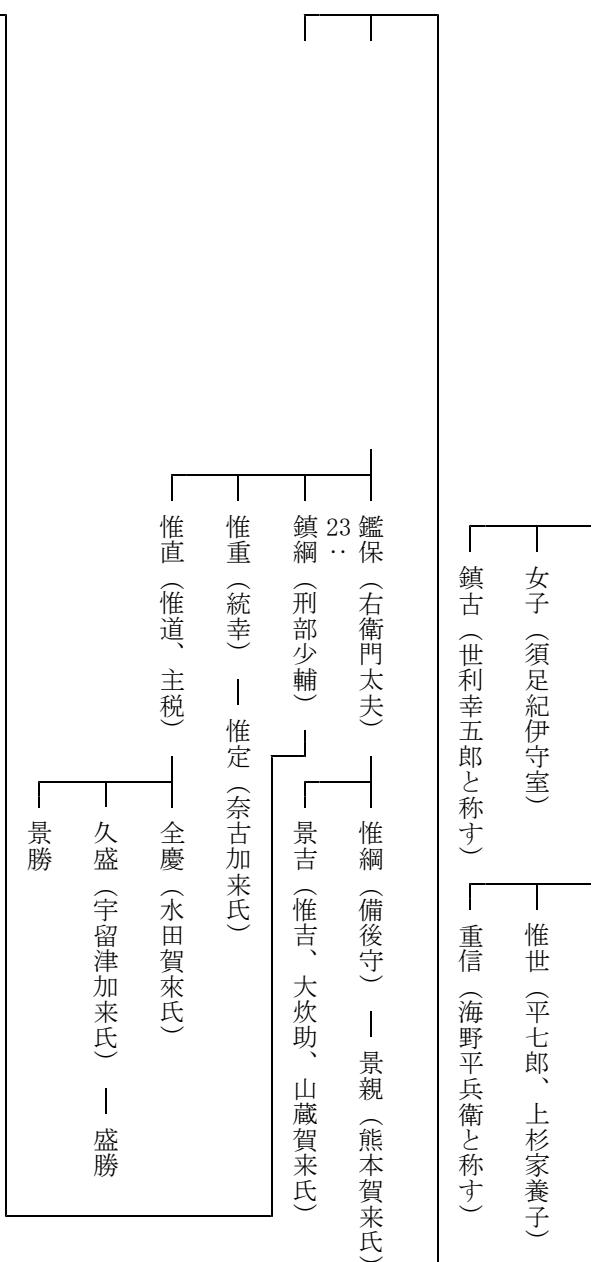


参考

時神 績延 め 戰良建に京戦尊のこ建
に一十が元惟、十い浜武逃にに氏名れ武
仕族三あ元興そニでで三れ入惟に代を二
えの代つ年はの代討菊年たつ持内と討年
た戸はたへ、子は死池へ。たも応し伐へ
が次惟。1大の、し武1が参してす1
、采興3友惟長た敏3、加た大る3
康女の3七興男。と3、義し。友た3
安の養6代がの戦6、良てこ貞め5
元子子年のか源い年、親いの載の年
年ででへ氏れ智、王たたが後へ
へあるの泰をが、をとめ新醍、
1つる森、嗣宇れ月、奉思、田翻足
3た惟木同い佐を二、じわ新義天利
6°勝の八だ八破日、たれ田貞皇尊
1惟が役代°幡、北る軍のの氏
年勝嗣への尊が氏、昌。は軍召が
へはい詳氏、は顕そ敗にし鎌
八大だ細時僧で、家の北従に倉
月友。不に惟筑前が、に後しつ応で
六八惟明仕持前が、敗、たてじ兵
日代勝えあつはのれ尊。い、を
筑のはでたたは九氏こた氏挙
前氏大功が、州はのが泰げ、
、
、
、

こ二清正十敗え、い親従じシ延湊、香
つ十、五れた十の王ってン元川前惟
て二二十代てが四なはた九ノ元で述の
い代十七はい、代か菊が州ウ年楠の戦
るの一代、る貞はで池、でへ正建い
°鑑代惟直°治惟惟武延勢を1成武で
保惟広勝元勝興光文力派3を三戦
の徳、の年のはと三を遣3破年死
時と十子へ子討と年延し6りのし
に嗣八の1の死もへばた年北多た
賀い代直3直しに1しが、朝々。
来だ惟宗6勝たこ3た、にを良
のが景が2が、れ5、親九た浜
騒、嗣年嗣を8大王州ての
動と十い、ぎ討年友はに幕戦
とく九だ菊、つ、氏足懐府以
いに代。池大た南も利良を後
わ事景以武友。朝一氏親開、
れ績広後光九こ軍時の王い尊
るが、、と代のか期内へた氏
事な二十の氏一ら南紛力。は
件い十六戦繼連離朝等ネ南東
が、代代いにの反軍にナ朝上
起惟惟に仕戦しに乗ガはし、



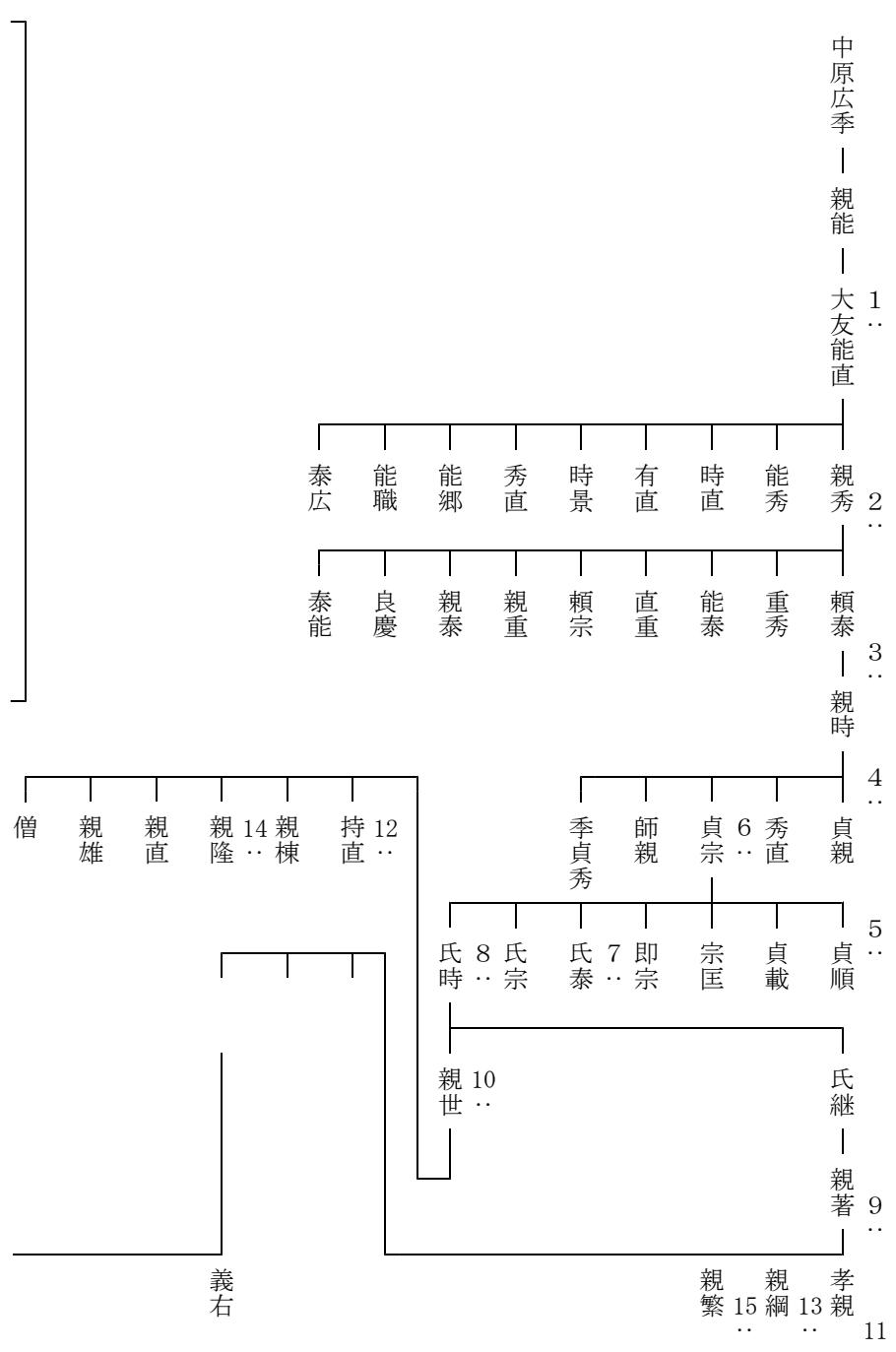


二十四代以後は由原人幡宮宮司を勤め江戸時代にいたり、維新後不明
24..は賀来本家の代を示す。

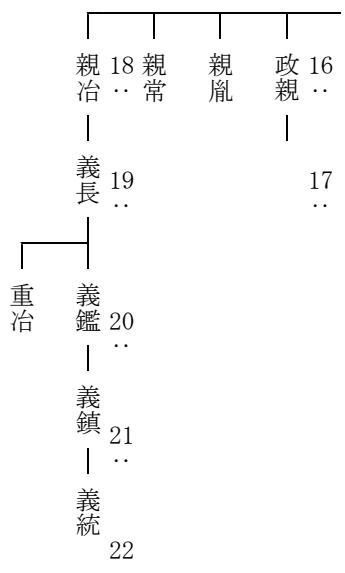
参考

◎ 多々良浜の戦い
合戦史上もつとも奇妙な戦いとされる戦いで、足利尊氏方は約一千騎、対する菊池武敏方は約六万騎といわれ、戦場は筑前の多々良浜の干潟であつた。合戦は午後から始まつたが、折しも北風が強く起り、砂塵がもうもうとして菊池方に吹きよせ、この風と共に足利勢が攻め込み、菊池方に松浦党の裏切りがあつたとはいえ、足利方が五十倍もある菊池方を数時間で破つた。

◎ 大友氏系図抄



にた代れ 従。やて當いと称大を友鑑 1 こ
つこ外、時た唱し友も氏保 4 の
てれ様出大。え、のら二は 6 時
座らの仕友 、大家つ十寬 3 代、賀來本家の当主は賀來右衛門大夫鑑保
席の家す氏 、そ友臣て代正 1 5 年(1 5 年)であつた。
を諸老るの 、の氏にいの四 3 年(3 0 年)
定士、大館 前と三義 0 年)であつた。
めは番番に よとも派鑑 1 4 年
勤氏頭役 、よりもがヨ 4 年
番姓そ所當 、土にあつシ 6 年
簿のが國他 、着に鎌倉ア 3 年
に高他勤つ 、し倉たキ 3 年
各下勤つた てよ。大友氏に
自、番の諸 、いたり來た者一に
の新の姓参 、侍の一族を御紋
名を古參 、者を國衆と呼んり
し譜が非番 、下等と呼んり
て譜代有の 、御紋衆
出仕等分 、のら二は 6 時



入い ななののねとなをら大 事し
義れに心つくまいてでか聞仲友そがて
鑑ずはあたなまたわあついが一れ発い
は、大る。るにずれるたて悪族は生た
、つ友老 、捨らわ。。くの、しが
どい家人 主でれわ寄血た姓あた、
うにのど 君置あをれり気が名る。享
す大も 大にくろ妬わ集にいのい 錄
べ友事は 訴とうまれまはに上た 三年
き屋に、 え増。しのつや高にず
か形なも 遺長」く姓てる下墨ら
とにるつ 恨しとお名「御ををも
迷言とて をて言ものこ紋争塗の 5
つ上若の 晴終つつ上れ衆つつが
てし者ほ らにててにはのてたい 3
いたどか そはいい墨聞若い。て
た。もの う制たたをき者たこ、
が をこ 「すが国塗ずどたの故
、 制と とる、衆つてもめ三意
御 紹と いこやかたなが、派か
紋 衆し うとが外のら捨こは戯
の がる こがて様はなての平れ
訴 聞、 とで「の、いおこ素か
きつ にきこ者かこかとか、

大前年弟あ年家十 で多
文友の「のつ」臣六 い豊
亀氏守頃親た、も代豊この前
元と護に治大義この後のは、
年戦を豊が内右の政のこ、豊
へ端代前大義は二親守るお後
1を々の友興政派と護のお各
5開勤守氏に親に十職豊む地
0いめ護十捕に分七は前ねの
1たてを八ら毒れ代前と、賀
年。いも代え殺ての述豊十來
た兼をらさ争義の後五へ
大 大ね繼れれつ右よの世加
友 内るぎ切、たとう政紀來
親 義こ、腹政。のに治か
治 興と同さ親明間大状ら氏
は はと七せは応で友況十に
家 な年ら義五争氏に六つ
督 こつれ右年いでつ世い
を れた1たのへがあい紀て
子 を。4。妻1起つてでの
義 怒一9政の4こた記あ記
長 り方8親父9りがする録
に 、豊 ので6 、 、 。のが

け つい 賀賀くをで な一え
、賀たで加来來に討、清つ主も
家来。あ勢鑑勢あち外田て君も
臣鑑 ろを保はつ取様越しはつ
数保 うしは加たつの後まもと
名の とた戦勢賀た本守つうも
と子 、大死を來。庄とた心と
加の 豊津し集のつ但い。をい
勢惟 前留ため館ぎ島う きう
の綱 に常。、にに守御 めよ
橋、 逃陸 つ攻清中紋 てう
爪景 れ介 いめ田村衆 おな
鑑吉 京ら にか勢左の ら言
種二 都は はかは衛若 れ葉
と人 郡、 清つ一門侍 るの
伊は 城こ 田た千のが ぞふ
予賀 井の 勢。五館手 「し
に来 のま をこ百に勢 とも
わの 宇ま 撃こ人押二 つあ
た館 都で ちでをし百 いつ
りに 宮は 破や集寄騎 にた
、火 氏す つむめせば 騒の
鑑を をま たな、こか 動か
保か 頼な がく近れり に、

国十〇四三三鑑 年のと池譲
の一年国71「同」守な成り
大代「に年年が年こ護つ朝、
内の國も「大大れ職たの豊
義家衆出和以友友をを、助後
隆督と兵議降二十辞回永け、
がを加しがも十九し復正を筑
同繼判た成大代代てし六え後
じい衆が立内をの長た年た、
よだの「す氏繼義門が「大豊
う。争大るとい長に、1内前
に天い友ま戦だが帰そ5義の
家文に義で火。死國の0興守
臣二よ鑑戦を大亡し後9と護
の十りは火交友した永年のと
反年死天がえ氏、「正」間し
乱へ亡文続「は子 十頃でた
で1「十い天享親 五大激。
死5義九た文禄安 年内しこ
に5鎮年。六四へ
、1が「大年年後 1興戦た
後年大1友へへの 5は争め
を「友5氏11義 1豊状、
繼中二5は55 8前態菊

め の友義 をだれ 来の弟
てこ記と鎮鎮もさた大 騷鎮
いの錄島へ綱兼れ。津 動綱
た後が津永はね、ま留 一、
が、あの祿、る賀たは で惟
、鎮る合五天こ来、そ ある二
明綱。戦年正との鎮の 人。は
治の のへ年と地綱後 豊
維子 際1間な頭も帰 後佐
新孫 の5へつ職後参 伯に
後は 手61たに日、 走つた。
の、 柄25。復大橋 これ
消代 に年8鎮帰友爪 れ
息々 よ「6綱し義も
は由 つ宗年が、鑑許
不原 て麟頃二由にさ
明八 感と「十原よれ
で幡 状号大三八りて
あ宮 をし友代幡佐旧
るの もた二で宮伯領
。宮 ら「十あのかを
司 つか一る大ら安
を たら代。宮召堵
勤 と大の 司しさ
賀

た 大へい妹興れ あ年貫 の都前
豊天友 1争でので正るし正正宮のこ
臣正氏 5いあ娘、房。にて房房氏守の
秀十に 6のるで宇の永は大はのが護地
吉四従 4間こあ都長禄上内、時治職は
は年つ年でとる宮子四洛氏文代めに、
島へた苦か。十の年しの明でて任建
津 1よ以労らそ七長へて幕十あいじ久
氏 5う降し、の代房 1足下年つたら六
討 8で天て宇子をは5利にへたがれ年
伐 6あ正い都の継文 6義つ1。た
の年る六た宮十ぎ亀 1晴い4
軍。年と氏八長六年将た7
を、思は代甫年軍。8
起大 1わ大鎮とにの天年
こ友 5れ友房号1没軍文
し宗 7る、のし5しに二豊
た麟 8が大室た0て加年前
。の年、内は。6いわで
同求 ～永両大室年るつ1生
年め ま禄氏友は。た5ま
十を で七の義大の記3れ
月請 は年激鎮内生録3、
け しの義まが一

あ 純宗 5敗天筑 い
つさ れは麟 8し正前永だ
たら 豊は7た六の祿大
。に 。後日年。年守二内
、 国向。そへ護年義
豊 ををにの1とへ長
前 ～、後5な1も
築 義後秀豊7つ5へ
城 統に吉臣8た51
郡 の辞の秀年が95
付 子退九吉。年5
近 吉。州に島そ。7
の 統、征援津の、年
当 のそ伐を軍後大
時 とのに請と毛友に
の 爪加いも利義毛
状 没大わ、戦軍鎮利
況 収友つ天つとに
は さ二た正たも宗滅
次 れ十。十が戦麟ぼ
の するニコ五耳火。さ
よ ～代の年川をはれ
う 与の功へて交豊た
で え義で1大え前。
、

た來そし利め 純等來こえ いい前石
。統の田壱た黒直が備も、秀こと国を同
加直後川岐。田な加前り中吉れ、は与年
來が、郡守し孝どわ守一津はが朝、え六
統籠黒赤勝か高がり、戦に、宇房頼る月
直つ田郷信しは同、同を居黒都に朝と、
はて孝にの、驚調さ弟企城田宮御以の宇
討い高移仲戦きしら次てを勘氏朱来御都
死たはつ介い、たに郎た築解の印の朱宮
し加豊たでは直。下佐。か由滅を地印朝
た來前。和決ち 毛衛こせ孝亡返でが房
。のの 瞳せに 郡門のた高のさあ出に
城平 とず一 か、と。に原せるきた
に定 ない万 ら加き宇豊因たのれい
押を りつ二 加来の都前と。でたし
し図 、た千 來藤一宮六な秀国。て
寄り 鎮ん余 城兵族鎮郡つ吉替し伊
せ、 房は騎 城衛郎房をたはえか予
こ同 は、で 主惟等は領。甚はし今
れ年 城小宇 加元と城地 だ承、治
を九 を倉都 來し井と 不知鎮で
落月 明城宮 安惟てにし 快で房十
と、 け主を 芸基、たて にきは二
し加 渡毛攻 守。加て与 思な豊万

たた房門 毛の到7子郡先
。。ををこ郡弥着年の遣
さ案攻の三し。盛宇隊
ら内め後加郎た三勝留と
に人こ、来朝が月ら津し
島とれ秀安房、二が城て
津しを吉芸が城十戦が、
をて降は守名井五死攻黒
う攻参秀統代城日しめ田
ちめさ次直と主にたら孝
、落せをなし宇十。れ高
島城、大どて都二秀、ら
津ささ将も秀宮万吉落が
義せらと金吉鎮余は城派
久るにし銀に房騎、し遣
ら等、て、拝はを天、さ
は付田宇太謁病引正城れ
鹿近川佐刀し気き十主、
児の郡郡なたと連五の十
島城岩のど。称れ年加一
にを石宮をほしてへ来月
帰平城成捧かて小1久、
城定を吉げに、倉5盛築
しし朝衛た下子に8の城
。

れ鎮るし鎮宇上り
あ房とそた房そ都し、天
るを称の。のこ宮て城正
い討し後娘で方、井十
はちて、の黒に二の六
切取中天一田さ万城年
腹つ津正人孝ん三をに
して城十を高ざ千奪な
たしへ七、はん余回り
°ま鎮年自一に騎し、
つ房四分計うでこ鎮
たを月のをち城れ房
°招二子案破井には
こき十のじらを筆だ
の、日長、れ攻つま
時屈、政和てめたさ
従強孝の睦した。れ
つの高嫁をまが孝て
た兵はにするた峻はた
家を、にすつ、高い
来潜ごすると。險秀こ
もめ駆ると共を吉とを
討て走約に頼に言悟
た、す東、

参考 以上の記述にて来る加来氏のうち、宇留津の加来

◎ 妙見宮縁起

築上郡椎田町奈古字向屋敷に所在する葛城神社妙見宮には縁起記があり、それによると
豊前国築城郡奈古庄岩丸村葛城山天合の峯は九曜中座の大星を妙見星という。すなわち星の神靈なり。故に号を妙見宮と奉る。
仁王七十二代白川院御宇承保三丙辰歳（1076年）三月十五日神官藤原時人（藤原道兼の子）神告ありて件の三大星岩丸葛城山一天に光を放つて降る。見る者数人。
亦一童子あり來たりていわく、彼の天合の峯は勝地の故に妙見三神垂ぢやくの奇端いぢるし。
三殿の保古良を建立し崇め奉るべし。郷里繁栄武運永久五穀豊富の守護神なりと言ひ終わつて形隠る。すなわち里人集まり衆議一決して社を葛城山に建つ。（妙見宮創建）

六條院御宇仁安二丁亥歳（1167年）七月郡中従い、風鎮め願心により地下踊りあり。

御堀河院安貞二成子年（1228年）九月紀伊城主（三代宇都宮信景）祈願により五騎やふさめを張行す。

正月二三五歳（一五六〇年）一月宮多百官廄抱廄生死して廻厚用てこのとき行司の時詔説つて物等をくわへて妙見永録六葵丑歳（一五六三年）十二月廿日、加来刑部少輔大神惟定、豊後より豊前の国築城郡奈古の岩丸山中に來たり居住す。同七年正月十日惟定一七日（一週間）妙見

宮に参籠し心中の祈願重々なり。満日童子出現して語りていわく、汝数日の願心信心堅固なり、汝の祖先は惟基より代々相続して今汝に至り神孫なり。是れ故に大神をもつて性じよし永世神明尊崇之心あるなかれ、もつて吾言うことを神主に告げよ。言ひ終わつて見えず。准定感漢し神託をもつて神主里人を告げ大要を設け、村長と衆

議を決め年中祭礼の儀式神官、次官、列座の次第これを定む。

天正歳中（1574—1591年）野火岩丸山天合峯に入り妙見宮焼け滅ぶ、天正十九歳（1591年）宮を奈古之境に建立し神体を遷座し奉る（現妙見宮の位置はこれに準ず）。

構重前祿築供
えこへ述六城のこ
、の統の年郡中の
奈惟幸賀葛にほ
古元來1城物か
のはのの5村頭、
加宇孫騷6のの宇
來都で動3葛加都
氏宮あの年城來宮
と氏る時神藤、
なにと、に社兵鎮
つ仕思佐來妙衛房
たえわ伯た見惟が
。てれ氏と宮元討
筆、るのさのがた
者葛。もれ文いれ
は城とる書るた
こ村へ加で。と
の奈逃来、こき
流古れ惟豊の従
れに定後惟つ
で屋賀のか元て
ある敷來子らはい
るを惟で永、た

とあり加来惟定が登場する、また、筆者が平成二年四月（1991年）、妙見宮の宮司宅に赴き、縁起を見せてもらつたところ、「惟定は、父惟重の同意を得て」前記の大宴を設けたと記されてあつた。

◎ 司馬遼太郎著、週刊朝日連載「街道をゆく」から中津・宇佐のみち⑦

城下町には、寺町がある。中津にもある。（中略）合元寺がある。建物の壁も、練堀も赤い。（中略）

・・天正十七年四月、孝高（黒田如水）が、前領主宇都宮鎮房を謀略結婚により中津城内に誘殺したとき、その謀臣らが中津城を脱出し、この寺を拠点として奮戦し、最後をとげた。

以来、門前の白壁は幾度塗り替えても血痕が絶えないので、ついに赤壁に塗られるようになった。当時の激戦の様子は、庫裏の大黒柱に刀跡が点々と残されている。

まことに、おそるべき事件である。

宇都宮氏は、その遠祖が、下野（栃木県）の宇都宮から出たことは、いうまでもない。源頼朝が平家をほろぼしてから、この氏を豊前国城井郷の地頭職にした。「宇都宮系図」では、文治元年（1185年）とあり、頼朝の代官の義経が平氏一門を壇の浦で敗滅させたとしてある。そのとしの十一月、頼朝はあたらしい全国統治のやり方として、諸国諸郷に守護や地頭をおいた。一説では、宇都宮氏は豊前國の守護に任せられたともいう。宇都宮氏が四百年もこのあたりを統治したことと思うと、そのほろびが多分に時勢のせいとはいえ、ほろびぎわの悲惨さは、なんともいよいよがない。この一族は為政者として悪かつたわけでもなく、むしろ善政する家だつたともいわれている。

最後の当主宇都宮鎮房は1536年の生まれで、天正十五年（1587年）、秀吉が九州を平定すべくやつてきたときは、五十をすぎていた。とほうもなく大男で、鹿の角でも引き裂くような力があつたという。

海山にあふれる秀吉の大軍を見て、「上方の成りあがり者めが」という気分もあつたろう。それに秀吉が豊後（大分県）の大友義鎮（宗麟）を応援しているのも気にくわなかつたはずである。さらにいえば、この時代、宇都宮氏のような国人やその配下の地侍は、名子とよばれる農奴を使役してじかに農地經營をしていた。

豊臣政権の天下政策というのは、名子を否定することにあつた。

国人地侍を廢止し、その農地を名子たちに分与し、自作農として、豊臣大名がじかに彼らから租税をとるという仕組みで、まつたく革命そのものだつた。これに対し、国人、地侍としては俸禄をもらって武家奉公人になるか、農民になるか（この家系から江戸期、庄屋、名主が出た）、それとも第三の道を選ぶかだつた。第三の道とは、反乱（一揆）である。九州はとくに彼らの不平で大地が地鳴りするよう沖撫していった。黒田如水が中津を中心とした豊前をもらつたとき、この十二万石の小さい領国の中略が、中津および山国川ぞいの国人、地侍は頑強だつた。その頂点に宇都宮鎮房がいた。

「ただの百姓にする気か」と、名家意識からくる憤りが、反乱へのばねになつたろう。

鎮房は、ふるくからの族統である野仲、犬丸、賀来、山田などを従えてたちあがつた。余談ながら、宇都宮鎮房は、秀吉が九州にきて大号令を発したときも、そのもとに駆けつけず、わずかに息子朝房を代理としてやつただけだつた。

秀吉にとつては不快だつたろうが、九州を平定したあと、鎮房の名家であることをおもつたのか、伊予の今治に転封すべくとりはからつたかのようである。が、鎮房はそれを不快としたのか、ぐずぐずするうちに、秀吉のほうがその気をなくしたらしい。

鎮房は、旧領のあちこちをさまよううちに、ついに武力抵抗に踏み切った。（中略）

宇都宮鎮房は、大分県側の山国川ぞいを同族の版図とし、自分自身は、福岡県の豊前にある城井（キイ）谷を根拠地にしていた。

城井谷は、寄手にとつてはおそろしい要害であつた。城の名は、城井城とか茅切城と呼ばれていた。まわりがけわしい山々にかこまれ、「口狭くして内広し」といわれていた。また、形が瓢箪に似ているため瓢箪城ともいわれたという。（中略）

鎮房がここに築ると、上毛、下毛、宇佐などの諸郡の国人、地侍たちは大いに呼応した。（中略）

黒田長政が城井谷を攻めたのは、天正十五年も冬になつてからだつた。

この場合、長政にすれば城井谷を包囲し、砦ごと各個に攻めるべきだつたが、大軍をたのみ、一気に、直線的に攻め、結果は戦国史上、まれなほどの惨敗を喫した。主立つものが多く討たれ、死者は九百に近かつた。これに対し、天險による宇都宮方の死傷はほとんどなかつた。

肥後でこの惨敗を聞いた黒田如水は、重臣を秀吉のもとにやつて相談させた。どうやらこのとき調略によつて鎮房を謀殺するという話がきまつたらしい。

秀吉は、子供相手のようなどまし方をした。関白の名において旗本の大東大内蔵、山口玄蕃頭正弘がくだつてきて、鎮房に、豊前において諸侯にすると約束したらしい。

（中略）武士は嘘をつかない、というのが鎌倉以来の風で、古い家系にうまれた鎮房はそのように信じて生きてきたようである。

ただし、戦国も末期の統一期に入つて政略が盛んになると、調略と称するうそが横行した。鎮房は、そういう世だということを知らなかつたのだろうか。

戦いは凍結され、翌々年の天正十七年三月二十六日、ふたたび関白秀吉から教書が鎮房にくだり、中津城において長政と対面せよといつてきた。嫡子宇都宮朝房に対しても肥後への公務出張を命じた。肥後一揆もこの前々年、一揆側の敗北に終わつていた。さらには、豊後一揆も、黒田側が軟かな小城からつぎつぎにおとし、鎮房から手足をもぎとつていた。

このたい勢のなかで、鎮房としては、秀吉の教書を信ずることに賭けざるをえなかつたのかもしれない。裏切られることも覚悟していたらしく、この時期の進退にみだれがないのである。

子の朝房は、肥後に入ったとき加藤清政の手勢に襲われ、奮戦して全滅した。十九才だつた。どうも肥後の清政までが動員されていることをみると、宇都宮氏討伐の網は大きかつたようである。長政は、城にやつてきた鎮房に酒食を供し、そのさなかににわかに殺した。

また合元寺で待たせてあつた鎮房の手勢については軍勢をさしむけ、みなごろしにした。その血しぶきのあとが壁のあちこちにのこり、事件後、幾度塗りなおしてもなおあらわれるるので、寺ではついに赤壁にしたというのが合元寺伝説である。（中略）

諸本をみてはつきりしていることは、宇都宮鎮房もその子朝房も、また城にいて変事を知つたのち自害をした八十才の鎮房の老父長甫も、みな堂々としていさぎよかつたことである。鎌倉以来の武士道は、中央から遠いこういう家にのこつていたのかもしれない。

惟直（惟道、主稅）—久盛（孫兵衛、專順）—盛勝（新外記）

下毛郡大畠の賀來氏

景勝

惟康・惟興・21代不明・国治（老岐守）-統直（安芸守）-惟直（民部少輔）-駿河-判右衛門-1

惟茂 一 惟貫
（佐助） （勘助）

◎ 築城郡奈古の加来氏

一鑑保 22

鎮綱 2

◎ 惟重（統幸）—惟定—惟元（惟基）—秀兼—朋治—文助—助右衛門—文左衛門—与三郎—久左衛門—築成郡塙田の賀来氏

卷之三

惟康—惟成—二十五代略—惟康（孫兵衛）
1..

◎ 佐田村山蔵塔原の賀来氏

鑑保一惟綱 22 ..

景吉一惟信

がミ 才の県の 領良が
以コ古 夕時に系大と臣豊賀
下ト事 タ代現譜神なが後來
の記 ネに存は良つ豊にハ
よがと ヨ、す多臣た後土加
う崇日 ノ天るくはたの着來
に神本 ミ皇大の大め介し
記天書 コに神学和でとた氏
載皇記 トよ神者のあしの
さのに つ社に大るては祖
れ命大 かてのよ神こ下、は
てに田 ら見神つゝと向仁、
いよ田 歴出職て才はし和大
るり根 史さ家研才、二神
。三子 時れで究ミさそ年氏
輪命 代た崇さワきのハに
山へ が大神れニに子8は
を才 はは田天て氏もの8じ
ま才 じ田皇いの記庶6ま
つタ ま根ハる流し幾年り
つタ る子四がれたが、
たネ 。命世、で。大に大
こコ 紀奈、野大神
とノ オ良そ郡神氏

22 ..は賀来本家の代を示す。

22
..は賀来本家の代を示す。

惟尚一之惟一定

景友—惟次
惟秋—

惟貞一女景友惟次

(永松賀来氏)

(永松賀来氏)

(中津、高田、佐田、近江日野の賀来氏)

のミメエつ人うれコ大絶
子コーツたを人たゝ物え崇
、トとミと見を。を主よ神
建ゝ結ミこつ搜も大う天
瓶の婚ノろけさそつ神と皇
槌子しミ、たせこてがしの
命、てコわ。たで私夢た御
へ飯生トた天と、をに。代
夕肩まゝく皇こ使祭現崇に
テ巣せがしがろをられ神疫
ミ見た女はお、四せて天病
力命子活、ま河方れ、皇が
ズ、玉大え内にば意は全
チイ櫛依物はのや、富こ国
ノイ御毘主誰美つ国多れに
ミガ方壳大の奴てが多を流
コタ命へ神子へ意平泥愁行
トスヘイ、かミ富安古つし
ミクク陶とヌ多にへて、
のノシタ津おゝ多な才お人
子ミミマ耳問村泥る才ら々
、コカヨ命いで古とタれが
僕トタリ、にそといタた死
意ノビスなのいわネがに

大昨大葵たる神思ねまでし主答
 神夜水卯ちなといがし殿か神え天なるにトうみろら崇
 を、口朔ど。自まわた内しとが皇るのはビらようく神
 祭夢宿巳こもらすぐがを、いあはでで、モなう。、天
 るに弥酉ろし名。は、潔きいり、しす陞モわと天朝皇
 主一とにに私乗こまなめきま、こよか下ソれ、皇廷の
 と人伊倭平のりのたにてめす私のう、どヒた神はに時
 すの勢ト安子、夜夢か祈が。はよと若うメ。浅亀善代
 れ貴麻速にの天、でごつ現そやう。ししノ茅甲政に
 が君浅り田、にえ満。なでと教
 必現の茅ま田国一てな私が神のえ
 ずれ三原す根の人頂こはつが國る
 天、人目と子治のきと、たいのの
 下大が妙。をら貴神がい。う内は
 が田共姫ましな人のある天よに誰
 平田にとたていが恩るい皇う居の
 穏根同穂。私こ現をのろはにする神
 に子じ積そをとれきでとも祭神か
 な命夢臣の祭を。わしおくりでと
 るををの秋ら愁大めよ祭浴を名問
 で大み遠のせい物たうり斎しをわ
 あ物て祖八れめ主いかを戒た大れ
 り主、の月ばさのと、しし。物た
 。

にれるトててあそ
 古意詔こ多
 事富をば多
 記美賜れ泥
 ～和つて古
 。大て天と
 神、下申
 へ意がし
 才富平ま
 才多穩す
 ミ多にと
 ワ泥な答
 ノ古りえ
 才命、た
 才を人。
 力神びそ
 ミ主とこ
 ～にがで
 をし栄、
 祭てえ天
 ら、る皇
 れ御よは
 た諸う大
 山に変

思しばいでどなとメの
 いまねた、なかり～子こ
 、しなと姫くつのとの
 娘た～こに、たおい知意
 にとはろお姫。といる富
 、答知、まが夜こつ理多
 赤えらみえ妊半がた由多
 土たなめは娠にいえは泥
 を。いう、しとてで上古
 床父がる夫たき、記へ
 前母、わも。どそ姫のオ
 には夜しな姫きのは活オ
 散そごいいのきすみ玉タ
 らのと男の父てがめ依タ
 し男にがに母、たう昆ネ
 麻のきいなは姫かる壳コ
 を素ててぜそとたわ～
 針性い、妊の相ちしイと
 にをるそ娠こ愛はかクい
 つ知うのしとと世つタう
 なりち姓たをなにたマ人
 いたに名か怪りたがヨを
 でい懷へとし、ぐ、り、
 、と妊か聞んほいひヒ神

記こ 本がた神一吉まあ依子諸 こ聞ま
 しの 書み。の月とすり媛で部天ろいし
 て大 記のこ物丁出。まへすを皇、てよ
 い田 崇っこを卯、天すイカ交は浅喜う
 る田 神てでもにま皇。ク。え自茅ばと
 。根 帝百疫つ伊たがまタ答てら県れ述
 子 の姓病て色他物たマえ大神陶、ベ
 命 卷へが、香の部、ヨは田浅村天た
 の ～才や大雄神連奇リ、田茅に下こ
 祖 才み田にを祖日ヒ父根原てにと
 先 ミ国田命祭伊方メを子に大告を
 に タ内根じろ香天～大にお田げ言
 つ 力が子てう色日と物質で田て上
 い ラよを物と雄方い主間に根大し
 て ～う大部すを武い大きな子田た
 古 がや物のるし茅ま神れつが田。
 事 にく主八不てヌすとたて見根天
 記 ぎし大十吉占祇。い。諸い子皇
 は 惡ず神手とわ之陶いあ王だをは
 次 つまのがなせ女津、な卿さ求夢
 の たり祭作つたで耳母た及れらの
 よ ～、主つたとものをはびたれ言
 う ～五とた。こあ娘活誰八。た葉
 に 日穀し祭十よりで玉の十 とを

皆岩もいいとて常のこと少々いへく治天ク
くやそにとも栗世後の彦我る才た療下ナ大
だ草も出こい茎へ、もろ名ら。才めのをヒ己
き木葦雲ろうに長少のも命が昔ミに方造コ貴
伏に原国を。よ生彦があが造、タ、法らナ神
せ至中に、こじ不名たる答つ大力まをれノ
てる国至大れの老命りがえた己ラジ定たミオ
、まはつ己かぼのがは、て国貴なめ。コ才
いで、て貴らら国出、あいは命はいらまトア
ま、も、命のれ、雲思るわよが今のれた、ナ
はすと言がち、にのういれく少日法た現はム
従べか揚一、弾去熊にはるで彦にを。世力チ
わてらげ人國から野深不のき名至定まのをノ
な強荒しでのれれのい出にた命るめた人合ミ
いかれてよ中てた岬わ来、とにまた鳥々わコ
とついくで、。にけのあい語で。獸とせト
いた広わ巡ま常ま行がとるえつそこや家、
う。いれりだ世たかあこいるての昆畜心と
もけとる造出郷、れるろはだい恵た虫のを少
のれこのら來に粟てよもよろわみめのた一彦
はどろにれ上行島、うあくうれを、災めつ名
なもだ、たがかにつだるでかる受百いにに命
い私つ。られ行い。きのけ姓を病し、
がたそつなたつにそとたとて除氣てス
。

大 いあ神をのて男
三 うるの手こ、の
輪 よ。社繰つ朝衣
の うまにつたみの
神 神にた留て麻るす
に な麻まいはとそ
つ つがつつ三、に
い いた三たた勾針刺
て 。勺。とへをせ
日 へ遺ここみつと
本 古つれろわけ教
書 事たが美たえ
紀 記た神和の麻た
は 中めの山みは。
次 卷其子へと、娘
の 崇地なみな戸は
よ 神をりわつの教
う 天美とやて鍵え
に 皇和知まい穴の
記 のへつたかと
し 条みたに。らう
て 一わ理至こ出
い 一由つてに
る とでて糸、し
。

い箱さる昼見メ
とにいこにえノこ
い入。とはずミの
わつ大がお夜コ後
れて神でいのト、
た居は來でみ、倭
。よそまに來をト
姫うれせなら大ト
は。はんられ物日
心しも。なた主百
のかつどい。神襲
申しとうか倭の姫
で、もぞらト妻命
は私で、トとへ怪
のあし明姫しヤ
し姿るばる命たマ
んに。らいは。ト
だ驚明くと夫神ト
がい朝留こにはト
てあまろ、常ビ
明はなつであにモ
るいたて顔な昼モ
くけのくをたにソ
なな櫛だ見ははヒ

神ノ磐ちでとニカの タも、だま平、しにあと
代ス代、あこ、幸大マたお、えらもてある、
上メ彦まるろのと魂己、らまとはげし、る。そ
ラ火た。に三、奇貴、すえ。大る私こだ私し
ミ火、こ造諸答魂命、不はこきこがつろとて
コ出姫のつ山えでが、ト見た神てにてす、
天たの、住い。そ
神皇らみ行みわいう
武、五子きたれまで
天力十は住いるどす
皇ム鈴賀まと。こ
ヤ姫茂わ思、にわ
のマ命のせう私住か
后トで君た、はみり
でイあた。と日たま
あワるちこ。本いし
るレ。れそ国とた
ヒこ大がこへ思
コれ三大でヤわあ
日ホが輪三宮マれな
本ホ神の輪をトまた
書デ日君のそノすは
紀ミ本た神のク 私

登をにがる
ら恥人いの
れずのたを
たか形、待
。しに姫つ
姫めなはて
はたつ驚櫛
仰とたい箱
ぎい。てを見
つそ大見て
ての声る悔
、後をといお
、舉ておあげ
美ぞなたし
箸らた。い
にをは大小
てと我神蛇
陰ん慢は(一
へでで恥コ
ホ御きじオ
ト諸すて口
山にすチ
をに私ぐ)

卷一 突づいてなくならぬと云つて姫はる。市へ日本書記崇神帝の墓を

◎ 崇神天皇

天皇家の系譜によると第十代の天皇で、歴史上の存在が確実とみられる初代の天皇である。「ハツクニシラスメラミコト」すなわち、はじめて国を治めた天皇とも呼ばれ、又、おくり名が御間城入彦五十え（ミマキイリヒコイニエ）ともよばれ、三輪山周辺に新たに入つた（イリ）王朝で、三輪山の祭祠権をもつていていた旧勢力を服属させ、王朝を立てたとされ、崇神天皇からはじまる王朝（初期大和政権）は三輪王朝とも呼ばれている。

◎ 大神神社（オオミワジンジヤ）
日本最古の神社といえ、三輪山之

日本最古の神社とされ、三輪山を御神体とする。三輪山は、三諸の神奈備（ミムロノカンナビ）、御諸山（ミムロヤマ）等とも呼ばれる。大神神社には、神殿がなく拝殿のみである。拝殿奥にある独特の三つの鳥居の後方一帯の山は立入禁止である。山には多くの巨石遺跡があり、四五世紀の遺物が出土している。山の神祭祠遺跡と呼ばれる。大物主神、大己貴神と少彦名神（いずれも同一神）が鎮まるとされている。

◎ 大直禰子神社（オオタタネコジンジヤ）別名を若宮といい、大神神社の八口である。

別名を若宮といい、大神神社の入口にある摂社である。祭神は大直禰子命である。

◎ 箕墓古墳

○ 筏墓古墳
奈良県桜井市箸中にある巨大な前方後円墳で全長が一百八十米、全国で第十一位の大きさを持つ、宮内庁管理の陵墓である。最古の大古墳とされ、築造時期は4世紀初頭である。倭トト日百襲姫を葬ったとされている。

述がある。大部主命、大友主命などについては、旧事記等に記

大御氣持命を田禰古命は出雲、神門の臣女美鴨積命及び大友主命を生まれた、鞍山祇姫を妻として、大鴨積命は崇神

オヘ皇に 大天
クク極三ニ神皇
チリ紀輪の君か
クニ君後ヘラ
マ三逆はお賀
まヘ輪ヘ、お茂
た東文サ雄み君
小人屋カ略わの
花ヘフ紀の姓
下アフニキを
三ズムが三ミ賜
輪マヤ、輪ヘリ
君ヒニ叙君の、
色ト君明身姓又
夫ニ、紀狭を、
ま孝ニ賜大
シた徳三ミツ友
キ三紀輪サた主
フ輪ニ君ニ。命
君三小がニハ
大輪さ、旧同
ま口栗さ用事天
たニ隈ギ明記皇
才君、紀ニ

がに三輪君、君瓶穂子の首へあり。天智紀に三輪君根麻呂、天武紀上は天武紀下に五年八月是月大

三輪眞上田子人君卒、天皇聞之とある。（六落新選姓氏錄考証）

参考

◎大神（大三輪）氏系図抄（奈良三輪叢書）

建速素サ鳴命
(紀伊国牟レ郡熊野大神)
—大国主命—都美波八重事代主命—天事代クジ入彦命—

天日方奇司日方命一鶴方巢見命一建船瓦命一豐御侯主命一太御侯主命一阿田賀田須命
（宗像朝臣等の祖）

建飯賀田須命、大田々根子命

大鵬積命（賀茂朝臣、鴨部祝、三歳祝、石部君等の祖）

大部主命（一名大友大人）——大友主命—志多留命—石床——身狭（三輪君）

田嶽彥命（大神真、申那真、申人直等の祖）

7..コトイサカウ
フムヤ

特牛トウ→小ささぎシカシギ→文屋モンヤ→利金リキン→高市磨タケニマ
——
— 8.. 9.. 10..
忍八ミツバ→幡弓ハタガク→大口オロ→子首コモリ→鳥足トリフ オビト
——
比義ヒヨウ（宇佐八幡祠官の祖） 広目ヒロミ→清麿キムラ→吉成ヨシナリ→全雄ゼンイチ マタオ
——
布須ヌシ→白堤シロタマ→宇志ウシ

良臣ヨウジン（豊後介）
——
14..
庶幾シテキ→諸任シラタニ（大神惟基）
——
15..
16..

永藤ヨウボ

14..は大田々根子を初代とする大三輪氏の代を示す。

以下、良臣まで大三輪（大神）氏について日本書紀等に記載されているものがたりは次のようである。

八代 忍八の兄逆（サカウ）

ある本には、物部弓削守屋大連、大三輪逆君、中臣磐余連が仏教を滅ぼそと共謀し、寺塔を焼き仏像を捨てようとしたが、馬子宿禰が反対し、それをさせなかつたといふ。

秋八月十五日（585年）、天皇は病が重くなり大殿で崩御された。このときもがりの宮を広瀬に建てた。馬子宿禰大臣は、刀を帶びて死者を慕うしのびごとを述べた。物部弓削守屋大連はあざ笑つて、「獸を射る大きな矢で射られた雀のようだ」といつて、こがらな身に、大きな太刀を帶びた馬子の不格好な姿を笑つた。次に弓削守屋大連は手足を震わせわなないてしのびごとを読んだ。馬子宿禰大連は笑つて、「鈴をつけたらおもしろい」といつた。ここから二人の臣は、だんだん恨みを抱き合うようになった。三輪君逆は、隼人を使つてもがりの庭を警備させた。穴穂部皇子（欽明天皇の皇子）は、皇位をねらつていたので、声もあらわに、「なぜ生きている自分には仕えないで、死んだ王の弔いに仕えねばならぬのだ」と怒声を発した。（日本書記敏達天皇の巻）

夏五月（586年）、穴穂部皇子が炊屋姫皇后（敏達天皇の皇后、後の推古天皇）を犯そうとして、皇后が天皇のもがり屋におられるところへ押し入つた。天皇の寵臣であつた三輪逆が兵士を呼んで宮門をさしかためて、防いでいたが、逆はついに開けなかつた。穴穂部皇子はたづねた。「誰がここにいるのか」兵士は答えた。「三輪君逆がいます」と。七度も「門を開けよ」と呼んだが、逆はついに開けなかつた。そこで穴穂部皇子は蘇我馬子と物部守屋に、「逆は甚だしく無礼である。もがりの宮でしのびごとを読み、朝廷を荒さぬよう鏡の面のように清めおかえし、私めがお守りします」という。これが無礼である。いま天皇の子弟は多く、両大臣もいるのだ。誰が自分勝手に私だ

けでお守りしますといえようか。また私がもがりの宮の内を見ようとしても、防いでいる。『門を開けよ』と七度も呼んだが答えがない。許せぬ事だ、切り捨てたいと思う」と語った。

兩大臣は、「仰せのままに」といった。穴穂部皇子はひそかに天下に王たらんことを企てて、口実を設けて逆君を殺そうという下心があった。ついに物部守屋大連と兵を率いて磐余の池辺を囲んだ。逆君は本拠の三輪山へ逃れた。この日の夜中にこつそりと山を出て、後宮（敏達天皇の皇后の宮）に隠れた。一海石瑠市宮（ツバキチノミヤ）である一逆の一族の白堤と横山が、逆君の居場所を明かした。穴穂部皇子は守屋大連を遣わしていうのに、一ある本には、穴穂部皇子と泊瀬部皇子が計画して、守屋大連を遣わしたとある。「おまえが行つて、逆君とその二人の子と共に殺せ」と命じた。大連はついに兵を引き連れて行つた。蘇我馬子宿禰はよそにしてこのことを聴き、皇子のところにまいり、門の所で逢つた。大連の所へいこうとしていたので、皇子を諫めて、「王者は刑を受けた人を近付かないともうします。みずからおいでになつてしまはせん」といった。皇子は聞かないでかけた。馬子宿禰はやむなくついて行つた。磐余に到り、しきりに諫めた。皇子は、諫めに従つてあきらめ、その場所でしおぎに深く腰を下ろして、大連のしらせをまつた。大連はしばらくしてやつてきた。兵を率いて復命して、「逆らを斬つて参りました」といった。一ある本には、穴穂部皇子が自ら赴き射殺したとある。一馬子宿禰は驚き嘆いて、「天下は程なく乱れるだろう」といった。大連はこれを聞いて「おまえら小物にはわからぬことだ」といつた。一この三輪君逆は、敏達天皇が寵愛され、すべて内外のこと任せられた人であった。このため炊屋姫皇后と馬子宿禰はともに穴穂部皇子を恨むようになった。（日本書記用明天皇の巻）

参考

◎ 大神比義

七代の特牛の弟の比義は、豊後の宇佐の地に行つて三年あまりの断食の修行の後、欽明天皇の三十二年（571年）八幡神を見たとされる。（宇佐八幡由緒記）

◎ 仏教の伝来と朝廷内での争い

欽明天皇の十三年（552年）に百濟から仏像と経本が到来した。天皇は群臣を集めて仏を礼拝すべきかどうかを問うた。蘇我稻目は、西の国々は礼拝しております。

日本だけが背くべきではないでしょと答えた。しかし、物部尾輿と中臣鎌子は強く反対した。天皇は、蘇我稻目にためしに礼拝させてみようと裁断した。ところが、その後疫病が流行したため、天皇は、仏像を捨て寺を焼いた。すると、にわかに天皇の大殿から出火した。この後仏教は着実に広がつていつたらしいが、棄仏も続いた。仏教派は蘇我氏、廢仏派は物部氏であった。

この両氏の争いは、欽明、敏達の両天皇、蘇我稻目、馬子と物部尾輿、守屋の二代にわたり、皇位継承の問題も絡み、武力衝突も起こした。敏達天皇の死後（585年）の「もがり」（埋葬までの間、遺体をもがりの宮に安置し、死者の靈を慰める儀式）は、皇位継承の争いのため、崇峻四年（591年）まで五年以上に及んだ。

穴穂部皇子は皇位継承の順位はかなり低かったが、皇位をねらつた。また、崇仏、排仏で対立をしていた馬子と守屋の権力争いも加わり、武力衝突が起つた。用明天皇の巻）

年（587年）用明天皇は崩御し、物部守屋は穴穂部皇子を皇位につけようと軍を起こした。蘇我馬子は炊屋姫を奉じ、穴穂部皇子を討つた。さらに馬子は守屋を討つため、泊瀬部皇子（崇峻天皇）、竹田皇子、廐戸皇子（聖徳太子）などに呼掛け兵を起こし、激戦の末守屋を破り殺した。ここで、蘇我氏の独裁体制が確立し、崇仏派が勝利を治めた。同年八月崇峻天皇が即位したが蘇我馬子どうまくいかず崇峻五年（592年）馬子は天皇を暗殺した。

九代 磐弓の従兄弟 小さざき

三月、采女を犯した者を取り調べて、みな処罰した。三輪君小さざきは取調べられたことを苦にして頸を刺して死んだ。（日本書記叙明天皇の巻）

十代 大口（オオクチ）のまた従兄弟文屋（フムヤ）

十一月一日、蘇我入鹿は、山背大兄王らを不意に斑鳩に襲わせた。山背大兄は馬の骨を取つて寝殿に投げ入れた。そして妃や子弟らをつれて、隙を見て逃げだし生駒山に隠れた。三輪文屋君、舍人田目連らが従つた。

入鹿らは斑鳩宮を焼き、灰の中には骨を見て、王は死んだものと思い、囲みをといて退去した。山背大兄らは四一五日の間山に留まつて食べるもなかつた。三輪文屋君は進みて、「どうか深草の屯倉に行つてここから馬に乗り東国に赴き、上宮の乳部の民をもとに軍をおこし引き返して戦いましょう。そうすれば勝てるでじょう。」とお奨めした。大兄王は答えて、「おまえの云うようにしたら勝てるだろ。しかし自分は十年間、人民を労役に使うまいと心にきめている。自分の一身上のことがもとで、どうして万民に苦労をかけることができようか。また人民が私についたために、戦いで自分の父母をなくしたと後世のひとに言われたくない。戦つて勝つたからといってますらおといえようか。己の身を捨てて國を固められたら、ますらおと言えるのではないか」といわれた。

山背大兄らは山から出て、再び斑鳩寺へ入られた。兵らは寺を囲んだ。山背大兄は三輪文屋君を通じて將軍らにつげさせ「自分がもし軍を起こして入鹿を討てば、勝つことはまちがいない。しかし自分一身のために、人民を死傷させることを欲しない。だからわが身ひとつを入鹿にくれてやろう」といわれ子弟妃妾と共に自決してなくなられた。（日本書記皇極天皇の巻）

◎ 天皇家の系譜抄

15 ..	16 ..	17 ..	24 ..	25 ..
応神	仁徳	履中	市辺押磐皇子	仁賢
一	18 ..	—	—	武烈
反正	—	23 ..	—	—
19 ..	—	—	—	顕宗
20 ..	—	—	—	安康
允恭	木梨	輕皇子	—	—

雄略 21
清寧 22

繼體 26
安閑 27

法提郎女（蘇我馬子の子）
— 古人大兄 40..

— 大海人皇子（天武）

— 中大兄皇子（天智）

— 宝皇女（皇極、齊明）

宣化 28
石姬 29

忍坂彥人大兄 30
田村皇女 31

— 32
— 33

孝德 36
— 35

— 38..

— 39..

— 40..

— 41..

— 42..

— 43..

— 44..

— 45..

— 46..

— 47..

— 48..

— 49..

— 50..

— 51..

— 52..

— 53..

— 54..

— 55..

— 56..

— 57..

— 58..

— 59..

— 60..

— 61..

— 62..

— 63..

— 64..

— 65..

— 66..

— 67..

— 68..

— 69..

— 70..

— 71..

— 72..

— 73..

— 74..

— 75..

— 76..

— 77..

— 78..

— 79..

— 80..

— 81..

— 82..

— 83..

— 84..

— 85..

— 86..

— 87..

— 88..

— 89..

— 90..

— 91..

— 92..

— 93..

— 94..

— 95..

— 96..

— 97..

— 98..

— 99..

— 100..

— 101..

— 102..

— 103..

— 104..

— 105..

— 106..

— 107..

— 108..

— 109..

— 110..

— 111..

— 112..

— 113..

— 114..

— 115..

— 116..

— 117..

— 118..

— 119..

— 120..

— 121..

— 122..

— 123..

— 124..

— 125..

— 126..

— 127..

— 128..

— 129..

— 130..

— 131..

— 132..

— 133..

— 134..

— 135..

— 136..

— 137..

— 138..

— 139..

— 140..

— 141..

— 142..

— 143..

— 144..

— 145..

— 146..

— 147..

— 148..

— 149..

— 150..

— 151..

— 152..

— 153..

— 154..

— 155..

— 156..

— 157..

— 158..

— 159..

— 160..

— 161..

— 162..

— 163..

— 164..

— 165..

— 166..

— 167..

— 168..

— 169..

— 170..

— 171..

— 172..

— 173..

— 174..

— 175..

— 176..

— 177..

— 178..

— 179..

— 180..

— 181..

— 182..

— 183..

— 184..

— 185..

— 186..

— 187..

— 188..

— 189..

— 190..

— 191..

— 192..

— 193..

— 194..

— 195..

— 196..

— 197..

— 198..

— 199..

— 200..

— 201..

— 202..

— 203..

— 204..

— 205..

— 206..

— 207..

— 208..

— 209..

— 210..

— 211..

— 212..

— 213..

— 214..

— 215..

— 216..

— 217..

— 218..

— 219..

— 220..

— 221..

— 222..

— 223..

— 224..

— 225..

— 226..

— 227..

— 228..

— 229..

— 230..

— 231..

— 232..

— 233..

— 234..

— 235..

— 236..

— 237..

— 238..

— 239..

— 240..

— 241..

— 242..

— 243..

— 244..

— 245..

— 246..

— 247..

— 248..

— 249..

— 250..

— 251..

— 252..

— 253..

— 254..

— 255..

— 256..

— 257..

— 258..

— 259..

— 260..

— 261..

— 262..

— 263..

— 264..

— 265..

— 266..

— 267..

— 268..

— 269..

— 270..

— 271..

— 272..

— 273..

— 274..

— 275..

— 276..

— 277..

— 278..

— 279..

— 280..

— 281..

— 282..

— 283..

— 284..

— 285..

— 286..

— 287..

— 288..

— 289..

— 290..

— 291..

— 292..

— 293..

— 294..

— 295..

— 296..

— 297..

— 298..

— 299..

— 300..

— 301..

— 302..

— 303..

— 304..

— 305..

— 306..

— 307..

— 308..

— 309..

— 310..

— 311..

— 312..

— 313..

馬子も政治に関与した。太子の事績は述べるまでもないが、仏教国家への歩みを打ち出したほか、冠位十二階、十七条の憲法の制定、斑鳩寺の建立等を行つた。太子の死は推古二十九年（621年）であった。

推古三十六年（628年）推古天皇がなくなつた。天皇の死後半年が経つたが皇嗣がきまらず、後継者は、蘇我蝦夷が押す田村皇子と許勢臣（コセノオミ）らの押す山背大兄王とに分かれた。このときは蘇我蝦夷が兵を動かし大兄を押す者を討ち、田村皇子が叙明天皇となつた。叙明天皇は在位十三年でなくなり、嫡子の中大兄は十六才だつたため山背大兄王と古人大兄皇子との皇位争いとなり、叙明天皇の皇后であつた宝皇后が即位し皇極天皇となつた。

その後、蝦夷が病氣となりその子の入鹿が権力を握るが、山背大兄王とうまくいかず、皇極二年（643年）斑鳩に山背王を襲つて殺した。入鹿はその後も権力をふるつたが、皇極四年（645年）六月十二日、中大兄皇子が中臣鎌足と図つて大極殿で入鹿を討つた。翌十三日、蝦夷も自刃した。大化の改新のはじまりである。

十代 大口（オオクチ）等

倭国においてひとに刀を盜まれたのは、その紀臣と次官三輪大口らの科である。（日本書記孝徳天皇の卷）

五月一日、小花下（上から十位の位）三輪君色夫らを新羅に遣わした。（日本書記孝徳天皇の卷）

孝徳天皇五年（649年）二月九日、長門の国から白雉が献上され、朝廷で盛大な儀式が執り行われ、雉を輿に乗せた三輪君瓶穂（ミカホ）らが御殿（難波長柄豐崎宮—大阪城の南付近）の前に進んだ。白雉と改元された（日本書記孝徳天皇の卷）

天智二年（663年）三月中軍の將軍として三輪君根麻呂らが新羅を討つた。この年八月白村江において日本軍が唐の水軍に破れた。（日本書記天智天皇の卷）

参考 ◎ 天皇家の系譜抄

34 ..
叙明 | 天智 | 大田
43 .. 39 .. 41 ..
—— —— ——
一 施基 一 弘文 49 ..
.. 皇子
44
50 ..

元明――元正

42 ..

45 ..

46 ..

48 ..

文武――聖武――孝謙――稱徳

47 ..

..

..

..

..

..

..

..

48 ..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

..

(三輪山の神が帶にする初瀬川。その川の水がくくならない限り私はあなたを忘れる事はない)

大海人皇子の軍は三つに分かれ進撃し、大友皇子の軍を撃破した。大友皇子は自害して果てた。

天皇は、官僚、行政の組織化につとめるとともに、古事記や日本書紀の編さんを命じた。

◎ 古事記と日本書紀
古事記は稗田阿礼が口述し、太安万呂が記録して和銅五年（712年）に完成したもので、帝紀、旧辞をもとに神代から推古天皇までが記述されている。全三卷である。日本書紀は、舍人親王によつて養老四年（720年）に完成したもので、神代から持統朝までを内容とする最古の勅撰歴史書であり、全三十卷である。

十四代 良臣（ヨシオミ）

光孝天皇仁和二年（886年）に外従五位下前肥前介大神朝臣良臣が豊後介に遷任された。

三年三月特に従五位下を授けられた。五年二月任期が満ちて職を去ろうとしたときに、百姓らが留任を希望したので再任された。（豊後国志）
仁和二年二月に外従五位下行肥前介大神朝臣良臣が豊後介に任命された。豊後介外従五位下大神朝臣良臣に従五位が授けられた。これより以前に良臣は官に向つて訴えていた。すなわち、淨御原天皇（天武）が壬申の年に伊勢に入られた時、良臣の高祖父の三輪の君子首（オビト）は伊勢介であつたが、天皇軍に従つて功績があり。なくなつて後に内小紫位を贈られた。古の小紫位は従三位に准ずる位であるので、子首の子孫は外位に叙されるのはおかしいと。そこで外記に下して考美させた。外記はいう。贈従三位大神朝臣高市麻呂、従四位上安麻呂、正五位上猶麻呂兄弟三人の後は、皆内位に叙せられており、大神引田（ヒキタ）朝臣、大神田朝臣、大神掃石（ハキシ）朝臣、大神真神田（マカミタ）朝臣等は遠祖は同じであるが、派別各異なつており内位に叙す理由がない。加えて神龜五年以降諸氏は先づ外位に叙し、後ち内位に預かっている。良臣の姓は大神の真神田朝臣である。子首の後、全雄（マタオ）に至るまで五位に預かる者はない。今内品に叙せられたいというのはもつともであると、良臣及び故兄全雄の外位をとりやめて、特に内階を賜つた（三代実錄）

七 推理一神代時代の大神氏

① 崇神天皇は「ハツクニシラスヌメラミコト」ととて名され、天皇であるとされていて、崇神王朝（三輪王朝）を創設おろいの王朝はどのようであつたのか、ここでは、大和地方の産業能率大学説をそれぞれいましく

本美典教授に注目したい。あり先生は、授業統計を使つて、斬新な説を日本の古代ありうて展開を要約して示すと、うち大神氏と関係がある。が

古事記と日本書紀の記述は考古学的にみても、相當信頼できる。

②しかし、天皇の在位年数は、常識的にいつて長すぎるので、天皇の代数のみをとつて、統計的に求めたそのころの平均的在位年数（平均約十年となる）で推定すると、神武天皇は、西暦二百八十年から二百九十年ころの在位となる。

③邪馬台国の卑弥子（ヒミコ）は西暦二百三十八年頃の在位であるから、古事記の天照大御神（アマテラスオオミカミ）に重なる。

④天照大御神には須佐之男（スサノオノミコト）という弟がおり、卑弥子にも弟がいた。

⑤また、高木神（タカギノカミ）という神が、天照大御神と一緒に統治していたが、卑弥子にもその言葉を伝える男がいた。

神武天皇は九州から大和地方に東征したとされている。

古事記の高天原（タカマノハラ）の天の安の河は、福岡県朝倉郡夜須町の夜須川（ヤスカワ）であると思われる。

北九州 北の笠置山から逆時計周りに

笠置山→春日→三笠山→住吉（墨江）→神社→平群（ヘグリ）→池田→三井→小田→三輪→雲堤（ウナデ）
→筑前高田→長谷山→賀美（上）→朝倉→久留米→三瀧→香山（高山）→鷹取山→天瀬（アマガセ）→

→玖珠（クズ）→鳥屋山→上山田→山田市→田原→笠置山

畿内 北の笠置山から逆時計周りに

笠置山→春日→三笠山→住吉（墨江）→神社→平群（ヘグリ）→池田→三井→織田→三輪→雲梯

→大和高田→長谷山→賀美（上）→朝倉→久留米→水間→天の香山（高山）→高取山→天瀬（アマガセ）→

⑨⑩ 地名の集団的な類似は、その附近に居住していた人々が集団で移動したために生じたと考えるのが妥当である。
邪馬台国の卑弥子の宮殿は、この夜須町、甘木市、朝倉町に存在したと思われ、大和に邪馬台国が東遷し、最初の大和王朝となつた。

これに馬 なまがと
ことた、台大どたあり以
のことと大国神か、りの上
推なき和の氏ら大、三の輪
理つにに東の大神こ輪町を
をた、移遷祖胆氏の神に下
記の呼りへ先にの神社に敷
してび、古は推祖も三輪明神
ては出大事、理先も三輪明神
こなさ和記邪すはの神社に
のかれ王で馬る、須佐之男
書ろて朝は台と御山を御山を
のう再が神國と御山を御山を
結かび崇武で祭祠をして、更に
。前神天皇と御山を御山を
王王朝の御山を御山を御山を
朝朝の御山を御山を御山を
の御山を御山を御山を御山を
祭と東征と御山を御山を御山を
祠を変更と御山を御山を御山を
。祠をけわると御山を御山を御山を
を続けるらも邪

参考

太源平弘旧三続日古
平平家安事代日本事図
記盛物図記実本書記書

衰語田 錄記紀
記 帳

新福大源宇築三妙大
選岡分平佐上輪見神
姓県県の八郡叢宮姓
氏のの雄幡誌書縁系
録歴歴緒縁 起譜
史史方起
惟
義

平渡渡築賀
野辺辺上來
邦澄澄教惟
雄夫夫育達
ほ著著誌著
か
著会編算
孔版

三輪氏を中心とした日本古代のものがたり

(豊後大神氏となる大神良臣の下向まで) 加来 利一

日本の古代史について、賀來氏のルーツである大三輪氏を中心としたものがたりと六国史（古事記、日本書紀、続日本紀、日本後記、続日本後記、実録及び三代実録）の関係部分をまとめてみた。

1 紀元前16000年前蒙古系の人々が、北は間宮海峡、宗谷海峡、津軽海峡を経て、南は中国江南から琉球、南九州を経て、また、朝鮮半島（以下「半島」）進出してきた。

これらの人々は、狩猟や海産物を採取して暮らしていたが、やがて、ドングリやしい、栗などを栽培するようになり、BC10000年頃、ひえや粟を食糧に加えるとともに土器を作り始めた。

紀元前7300年ごろ九州の南方の海中で火山の爆発が起こり、南九州の人々に、激しい被害を与えた。

その後、紀元前6000年ごろ、中国中南部及び半島からもみがもたらされ、米作がはじめられ、徐々に東方に広がっていった。最初は陸稻が、続いて水稻がきたと思われる。

2 そのころ朝鮮半島南部にアマテラス族、南東部にスサノオ続という部族がいた。両者は時には仲良く、時には争って暮らしていたが、スサノオ族が追いだされて、海を渡り、南の出雲地方に移住した。日食がおこったことも関係したようである。

スサノオ族は、先住の人たちと争ったり協力したりして、その地方での主導権を握り、稻作中心の生活をはじめた。青銅の武器などを持っていたことも主導権の獲得の一因だったようである。

その後数世紀たち、アマテラス族は、出雲地方が稻作で繁栄しているのを見て、出雲地方を手に入れたいと思い、使者や戦士を送った。スサノオ族の子孫たちは原住の人たちと交流して、多数の部族を形成していたが、部族の意見がまとまらず、一部の部族は、アマテラス軍と戦闘して破れ、信濃地方まで追い払われた。

最終的には部族連合の長であるオオクニヌシの判断で、アマテラスの進出を受け入れることになった。

そこでアマテラス族はヒコホノニニギを派遣することとし、サルタヒコを先導として、アメノコヤネ（中臣の連の祖）、フトダマ（忌部の首の祖）、等を引き連れて、出発することとなった、しかし、出雲には直接行かずアメノオシヒ（大伴の連の祖）とアマツクメ（久米の直の祖）等の武力隊が出迎える九州の北部に行き、そこに宮居を建て、先住のオホヤマツミの娘のコノハナサクヤビメと契を結び、ホデリ（隼人の阿多の君の祖）、ホスセリ、ホヲリの三人の子が生まれた。

ホヲリの孫がカムヤマレイワレビコ（のちの神武天皇）であるとされてる。

イワレビコは兄のイツセとともに、東方の新天地をめざすこととして、高千穂を起つて豊の国の宇沙に行き、宇沙から筑紫、安芸、吉備、明石と長い時間をかけて、逗留したり、進んだりした。軍兵を引き連れていたと思われる。

その後、浪速から奈良へ向かったところで、ナガスネヒコの強い抵抗にあい、兄のイツセは戦死した、そこでイワレビコは、熊野へまわり、ヤタガラスの案内で吉野へ向かった。この時、昔、朝鮮南部から奈良地方に進出していたニギハヤヒ（物部の連の祖）や石上が味方につき、イワレビコは勝利して、奈良盆地南部を支配することができた。

注：ここまで、実時代が不明であるが2世紀以前の伝承であろう。

また、この時代以前に出雲で争いがあり、一部の人たちが、三輪山付近に来ていたようで、いわゆる三輪山の蛇の伝説がのこされている。三輪山の神はオオクニヌシの一族のオオムナチで、イワレビコの妃は、オオムナチの娘であるイスケヨリヒメである。その後、ミマキイリヒコイニエまで、八人の王の名が伝えられているが詳しい業績の記録はない。

さて、いよいよミマキイリヒコイニエ（崇神天皇）の時代ある。謎の4世紀である。

この方はハツクニシラスメラミコトと、呼ばれている。神武天皇と同じ呼称である。

そこで、この時に王朝が交代したとも言われている。この天皇の時代に、賀來（加来）氏のルーツといわれる大三輪（大神）が登場する。

崇神天皇の御代に疫病が全国に流行し、人々が死に絶えようとした。崇神天皇はこれを愁っていたが、オオモノヌシの神が夢に現れて、意富多多泥古（オオタタネコ）をもって私を祭らせれば、国が平安になると告げた。そこで、使を四方にやって意富多多泥古を捜させたところ、河内の美奴（ミヌ）村でその人を見つけた。天皇がおまえは誰の子かとお問い合わせになったところ、わたくしは、オオモノヌシの神が、陶津耳命（スエツミミノミコト）の娘の女活玉依毘売（イクタマヨリビメ）と結婚して生ませた子の櫛御方命（クシミカタノミコト）の子の飯肩巢見命（イイガタスミノミコト）の子の建瓶槌命（タテミカズチノミコト）の子でありますと答えた。そこで、天皇は大変歓こばれて天下が平穏になり、人びとが栄えるようにと詔を賜って、意富多多泥古命を神主にして、御諸山に意富美和大神（オオミワノオオカミ）を祭らせたところ疫病がやみ國中が安らかになった。

注：神道では、オオモノヌシの神は出雲のオオクニヌシの神格の一部とされている。

考察1 日本の縄文土器は12000年以上前のものが各地で発見されており、世界的にも古い時代のものが多い。

考察2 吉野ヶ里遺跡は縄文後期から3世紀くらいまでと考えられ、纏向遺跡も2世紀ころと考えられるので、崇神天皇以前に九州から近畿以東までの各地に多くのクニがあったのであろう。

考察3 日本最古の前方後円墳とみられる箸墓古墳は、崇神天皇以前のものであるが、

オオムナチとも関係があるとみられる。

崇神天皇はオホビコの娘のミマツヒメを妻として、イクメイリビコイサチなどの12人の御子を得たが、イクメイリビコイサチが次の垂仁天皇となった。オオビコとその子のタケヌノカワワケはそれぞれ、越しの国とその東の国々を平定するために派遣され、最終的に相津（会津と思われる）まで進出している。

垂仁天皇はヒバスヒメを皇后としてオホタラシヒコオシロワケを生んだ、他の妃や御子も多数いたがこの御子が次の景行天皇である。

崇神天皇と垂仁天皇の時代に出雲と関連したものがたりが多く語られている。景行天皇は大男であったという記事もみられる。また、景行天皇の同母の妹のヤマトヒメが伊勢の神宮を斎きまつったという記事もある。

垂仁天皇の時代には、皇后の兄の反乱や御子のホムチワケの伝説など、また、景行天皇の御世には、御子の有名なヤマトタケルの話など、興味深い説話があるが、いずれふれることとして、景行天皇のあとを継いだのは、ヤマトタケルの兄弟のワカタラシヒコでこの方が成務天皇である。ところが、この天皇の宮殿は、奈良盆地から離れて近江の国にあったとされている。事績もあまり記されてなく、この後の仲哀天皇は、ヤマトタケルの御子のタラシナカツヒコとされている（天皇の子が継いでいない）うえ、仲哀天皇の宮殿は、穴門の豊浦（山口県下関市）と筑紫の香椎（福岡県福岡市）と記されていて、熊襲の遠征のためとするされてはいるが、不可解である。

仲哀天皇は、熊襲征伐のため九州に行ったのであるが、皇后のオキナガタラシヒメ（神功皇后）が神がかりして、西の国をあたえると託宣した。しかし天皇は、託宣を無視して暗闇で琴を弾いていたところ、突然死去した。皇后は、タケノウチノスクネとともに軍を率いて、新羅を攻めこれを征服して帰還した。（この部分は朝鮮や中国の文書と照合しても疑問が多く、皇后架空説もふくめて、各説がある。）

皇后は、出発時妊娠していて帰還後宇美（福岡県）で、ホムダワケを生み、応神天皇となった。

天皇は軽島の明の宮を宮殿としたが、九州から難波に進むまでに、仲哀天皇の異腹の王子たちとの戦いもあった。また、応神天皇も多くの王子を生んだが、後継者争いの戦いが起こり、ホムダノマワカの娘のナカツヒメの生んだオホサザキが、次の仁徳天皇となった。

考察 1 応神天皇の妊娠期間が通常より長いことから、仲哀天皇の子供ではないとする説もあり。ここでも、王朝交代があつたのではないかとされている。

考察 2 このころの実時代時期の推定は、なかなかむつかしいが、箸墓以降は大古墳の時代であ

るので、今後の各古墳の考古学的時代決定に依存するところが大きい。

応神天皇の時代に特筆すべきことは、渡来人とその技術が多数導入されていることがある。新羅の堤池築造、百濟の馬、太刀、大鏡、論語、韓の鍛冶、呉の機織り、酒造

などで、秦氏や漢氏の祖も渡來したとある。

ここで、実年と関係した記述として百濟の照古王（西暦 346-375）が馬等を奉ったとされている。

応神天皇没後は、3人の兄弟が相争いオホサザキ後を継いだ。

オホサザキ（仁徳天皇）には、有名な民の竈の煙と年貢の説話があるが、女性の扱いがいまひとつであったようで、妃に関する面白い伝説が多くある。これに関連して葛城氏が勢力を伸ばしたようである。仁徳天皇は難波の高津に宮殿があったようで、中国の宋書に記載されている「讚」ではないかとされている。5世紀前半である。

仁徳天皇の後は、皇后である葛城氏のイハノヒメの子供たち兄弟 イザホワケ（履中天皇）、ミヅハウケ（反正天皇）、オアサツマワクゴノスクネ（允恭天皇）が相次いで天皇となる。兄弟継位の始まりである。

履中が427-432年、反正が432-437年、の皇位期間ではないかとされている。いずれも、死没して譲位している。

考察 日本書紀での三輪氏

以上の記述は、ほとんど、古事記によったが、日本書紀にある三輪氏についての、この時代までの記述を以下に原文で示す。

日本書紀 卷第五 崇神天皇紀而幸行之。所謂大田々根子、今三輪君等之始也。

日本書紀 卷第六 垂仁天皇紀播磨國、在於宍粟邑。時天皇遣三輪君?大友主、與倭直?長尾市於播磨。而問天日槍曰、汝也誰人、且何國人也。天日槍對曰、僕新羅國主之子也。

日本書紀 卷第八 仲哀天皇紀皇后詔大臣及中臣烏賊津連・大三輪大友主君・物部膽咋連

日本書紀 卷第九 神功皇后紀集。皇后曰、必神心焉、則立大三輪?、以奉刀矛矣。

イザホワケ（履中天皇）は、伊波礼の若櫻（難波）に宮殿をおき、葛城氏の娘をを妻としていた。このころの記述によると、石上神社が武器庫としてしようされ、奈良のヤマト地方を倭と呼んでいて、飛鳥地方と区別していたようである。

ミヅハウケ（反正天皇）多治比の柴垣に宮殿を置き、和邇氏の娘をつまとしていた。事績は伝えられていない。

アサツマワクゴノスクネ（允恭天皇）は、遠飛鳥の宮にいたが、病身を理由に継位を拒んでいたが大后や諸卿が強く推したので、継位したと記されている、皇太子を自分の子のキナシノカルに定め、各氏や姓を正し、あらたに、輕部、刑部、河部を定めたともされる。454年に没した。

皇太子のキナシノカルが皇位を継ぐはずであったが、同腹の妹と恋におち、それをとがめられ、伊予に流罪となり、そこで、妹と心中した。兄妹相姦は、罪であったのだ。古事記では、イザナギーイザナミ（神だから罪にならなかった）、サボヒコーサボヒメ（垂仁天皇の軍に殺される）について、三例目である。

かわって、履中天皇の皇子であるアナホが石上の穴穂の宮で皇位をついだ。安康天皇である。この天皇の御子はいなかったと伝えられている。

安康天皇は、宮殿内のものごとで叔父のオホクサカを殺害するが、後にその子のマヨワによって殺されてしまう。

天皇の弟のオホハツセは、マヨワを殺すが、兄弟や従弟と皇位の争いになり、対抗者を制圧したうえで、名をオホハツセワカタケルと改めて、皇位をついだ。雄略天皇である。

雄略天皇は、長谷の朝倉に宮殿があったとされるが、女をめぐる伝説と歌、さらに血なまぐさい伝承が多い。稻荷山古墳の鉄剣の発見で、実在したとされている。

雄略天皇のあとは御子のシラカノオホヤマトネコで、伊波礼のミカ栗の宮で天下をおさめた（清寧天皇）が、皇后も子もいなかった。

没後、後継者がないため、雄略天皇の従妹のオシヌミノイラツメまたの名をイヒトヨという姫皇子が葛城で、皇位を継いだとされている。初めての女帝であるが、疑わしいともされている。

ところが、針間の国で履中天皇の孫にあたる二人の兄弟（オケとヲケ）が見つかり、弟のヲケ（ヲケノイハスワケ）が皇位を継ぎ顯宗天皇となった。ヲケは子がなく没したので、その後を兄のオケが仁賢天皇となり、石上の広高の宮に坐した。天皇は、雄略天皇の姫御子カスガノオホイラツメを妻として6人の子を設けた。この中の4男のオハツセノワカササギが皇位を継ぐことになる。仁賢天皇の事績は記されていない。ヲハツセノワカササギ（武烈天皇）は、長谷の列木に宮殿を置いたが、子供がなかつた。

皇位を継ぐ者が近親にいないため、朝廷に近い豪族は、応神天皇の5世の孫のヲホドを近淡海の国から見つけてきて仁賢天皇の姫御子のタラシラカと結婚させて、伊波礼の玉穂の宮で、天の下をゆだねた。繼体天皇である。

実態的には、ここで、王朝の交代があったとみられている。

この天皇の時代には、筑紫の君の岩井の乱があり、物部の連と大伴の連を派遣して鎮圧している。

考察 この連は神武天皇時代から、軍を指揮したとされているので、天皇の系統だけが交代したとも考えられる。

三輪氏の動向

日本書紀 卷第八 仲哀天皇紀皇后詔大臣及中臣烏賀津連・大三輪大友主君・物部膽咋連

日本書紀 卷第九 神功皇后紀集。皇后曰、必神心焉、則立大三輪?、以奉刀矛矣。

日本書紀 卷第九 神功皇后紀集。皇后曰、必神心焉、則立大三輪?、以奉刀矛矣。軍衆自聚。

於是、使吾瓮海人烏摩呂、出於西海、令察有國耶。還曰、國不見也。又遣磯鹿海人名

草而令?。

數日還之曰、西北有山。帶雲橫?。蓋有國乎。爰卜吉日、而臨發有日。時皇后親執斧鉞、令三軍

日本書紀 卷第十四 雄略天皇紀誅之。是月、御馬皇子、以曾善三輪君身狹故、思欲遣慮而往。不意、道逢邀軍、於三輪磐井側逆戰。不久被捉。臨刑指井而詛曰、此水者百姓唯得飲焉。王者獨不能飲矣。十一月壬子朔甲子、天皇命有司、設壇於泊瀨朝倉、?天皇位。遂定宮焉。以平

以上が書記の原文であるが、仲哀天皇、神功皇后、応神天皇の軍に三輪氏は従軍していたようで、大三輪神社の文書によると三輪氏の大友主命が従軍し、筑紫と韓国において大物主神をまつった。それが、筑紫の国夜須郡の於保奈牟智神社（現存）また、雄略天皇の軍では、三輪の君ミサ（身狭）が奮戦したとある。

繼体天皇の後は皇子のヒロクニオシタケカナヒ、タケヲヒロクニオシタテ、アメクニオシハルキヒロニハが相次いで天皇となった。安閑、宣化、欽明の各天皇である、

古事記の場合は、このころになると古事（フルコト）ではなくなるので、あまり詳しく述べられていない。

欽明天皇の事績で有名なのは仏教の受け入れであるが、（552年）、宣化天皇の時代（538年）との説もある。また、このころは、のちの南北朝のように、複数の王朝が存在したとも言われている。

欽明天皇の皇子ヌナクラフトタマシキ（母は宣化天皇の娘イシヒメ）が他田の宮で天下をおさめた。敏達天皇である。このあと、弟のタチバナノトヨヒ、トヤミケカシキヤヒメ、ハツセベノワカササギの三人が天皇を継いだ。用明、崇峻、推古の各天皇である。

三輪氏については用明期に次のような記述がある。

日本書紀 卷第二十一 用明天皇～崇峻天皇?皇后、而自?入於殯宮。寵臣三輪君逆、乃喚兵衛、重?宮門、拒而勿入。穴穂部皇子問曰、何人在此。兵衛答曰、三輪君逆在焉。七呼開門。遂不聽入。於是、穴穂部皇子、謂大臣與大連曰、逆頗無禮矣。

また、宇佐八幡由緒記、三輪系譜などには、571年に大三輪の比義（大神比義）豊後の宇佐に行き、八幡神を祀ったとある。

この時代は、朝鮮三国問題や、崇仏、廢仏両者の争いなどのあった時期である。

これまでのものがたりは、主として古事記の記述を中心に描いたが、これは、日本書紀よりも古事記のほうが、大和朝廷の編者による改ざんが少ないと思われるからである。

三輪氏に関する初期の記事は、長文であるので内容を詳しく見たい方は、<http://kaku-net.jp/>から、賀來のルーツー賀來ものがたりを参照してほしい。

推古天皇までの日本列島の歴史を振り返る際に問題になる点をまとめてみよう。

1 実年代の決定には、炭素14法、年輪法、土石器編年法、文献法、骨格法など種々の科学的手法があるが、資料の少なさ、未発見資料の新発見による年代の変更、文化の地域差などの問題がおおい。

2 住民の集合法（家族、部族、指導者の決定など）の地域差、時代差の推定法の未確定

3 決定論的科学のもつ本質的欠点（醜いアヒルの子の理論）

4 推計学的手法のもつ決定的欠点（影響を与える要素の見落とし）

5 記号化（言語化）する際の記号の範囲のあいまいさ

6 歴史研究者の派閥の存在

7 民族の優秀性を誇示しようとする性向

などなどが基本的（幅広い問題）としてある。

推古天皇の時代は新羅との戦いや聖德太子（実在を疑う学者もいる）の活躍が目立つ、斑鳩の宮の造営も行われている。628年推古天皇没す。田村皇子が即位して舒明天皇となる。蘇我蝦夷が勢力をのばす。641年舒明天皇没す、皇后の宝即位皇極天皇となる。蘇我蝦夷の子入鹿が執政となる。百濟の王族内乱のため亡命、蘇我入鹿、山背大兄皇子を斑鳩の宮に囲み、皇子自殺。

645年中大兄皇子、中臣鎌足ら曾我入鹿を宮中に暗殺、蝦夷は自殺する。

輕皇子即位して孝徳天皇となる。

この頃の三輪氏に関する日本書紀の記述は次のようなである。

日本書紀 卷第二十一 用明天皇～崇峻天皇?皇后、而自?入於殯宮。寵臣三輪君逆、乃喚兵衛、重?宮門、拒而勿入。穴穗部皇子問曰、何人在此。兵衛答曰、三輪君逆在焉。七呼開門。遂不聽入。於是、穴穗部皇子、謂大臣與大連曰、逆頻無禮矣。

日本書紀 卷第二十三 舒明天皇紀悉効?采女者、皆罪之。是時、三輪君小鷦鷯、苦其推鞠、判頸而死。

日本書紀 卷第二十四 皇極天皇紀子弟等、得間逃出、隱膽駒山。三輪文屋君・舍人田目連及其女・菟田諸石・伊勢阿部堅經從焉。巨勢德太臣等、燒斑鳩宮。灰中見骨、誤謂王死、解圍退去。由是、山背大兄王等、四五日間、淹留於山、不得喫飲。三輪文屋君、進而勸曰、請、移向

日本書紀 卷第二十五 孝徳天皇紀中間以任那國、屬賜百濟。後遣三輪栗隈君東人、觀察任那國嶧。是故、百濟王隨勅、悉示其嶧。而調有闕。由是、却還其調。任那所出物者、天皇之所明覽。夫自今以後、可具題國與所出調。汝佐平等、不易面來。早須明報。今重遣三輪君東人

孝徳天皇の646年からいわゆる大化の改新が行われる。

654年天皇没す。皇極天皇が重祚して、齊明天皇となり、皇太子は中大兄皇子とする。飛鳥岡本の宮完成、阿倍比羅夫が蝦夷を平定。

661年百濟の要請により、天皇、皇太子征西するも、天皇筑紫にて没す。皇太子飛

鳥に帰り天智天皇となる。

663年唐の水軍と白村江で戦い、大敗する。百濟民らとともに帰国する。

対馬、筑紫に防人を置き、水城を造る。近江に遷都する。670年戸籍を造る。

大友皇子を太政大臣にするが、天皇の弟の大海上、吉野に引退する

671年天皇没す。

三輪氏に関する記述は、次のようなである。

日本書紀卷二五大化五年（六四九）五月癸卯朔 五月癸卯朔。遣小華下三輪君色夫。大山上掃部連角麻呂等於新羅。

日本書紀卷二五白雉元年（六五〇）二月甲申十五 甲寅。朝庭隊仗如元會儀。左右大臣。百官人等。爲四列於紫門外。以粟田臣飯中等四人使執雉輿。而在前去。左右大臣乃率百官及百濟君豐璋。其弟塞城忠勝。高麗侍醫毛治。新羅侍學士等而至中庭。使三國公麻呂。猪名公高見。三輪君瓊穗。紀臣乎麻呂岐太四人代執雉輿而進殿前。

日本書紀 卷二七天智天皇二年（六六三）三月 遣前將軍上毛野君稚子。間人連大蓋。中將軍巨勢神前臣譯語。三輪君根麻呂。後將軍阿倍引田臣比邏夫。大宅臣鎌柄。率二萬七千人打新羅。

いよいよ、壬申の乱である。大海人は吉野で兵をあげることを決意し、美濃、桑名へ向かい兵を集め、不破道を封鎖した。その後伊勢より倭、不破より近江へ、さらに大和より難波をへて近江に進軍し、激戦の上、近江朝廷軍を破り、勝利した。大海人は、673年飛鳥淨御原宮で即位して天武天皇となる。三輪氏は真上田君子人が、大和で戦ってのちに内小紫を贈位されている。

日本書紀 卷二八天武天皇元年（六七二）六月甲申廿四 甲天皇入東國。高市皇子自鹿深越以遇之。民直大火。赤染造徳足。大藏直廣隅。坂上直國麻呂。古市黒麻呂。竹田大徳膽香瓦臣安倍從焉。越大山至伊勢鈴鹿。爰國司守三宅連石床。介三輪君子首。及湯沐令田中臣足麻呂。高田首新家等參遇于鈴鹿郡。則且發五百軍塞鈴鹿山道。

日本書紀卷二八天武天皇元年（六七二）六月己丑廿九 天皇大喜之。因乃令吹負拜將軍。是時。三輪君高市麻呂。鴨茂君蝦夷等。及羣豪傑者。如響悉會將軍麾下。乃規襲近江。因以撰衆中之英俊爲別將及軍監。庚寅。初向乃樂

日本書紀 卷二八天武天皇元年（六七二）七月辛卯二 秋七月庚寅朔辛卯。天皇遣紀臣阿閑麻呂。多臣品治。三輪君子首。置始連菟。率數萬衆。自伊勢大山越之向倭。

『日本書紀』卷二八天武天皇元年（六七二）七月壬子廿三 是日。三輪君高市麻呂。置始連菟。當上道戰于箸陵。大破。近江軍而乘勝。斷鯨軍之後。鯨軍悉解走。多殺士卒。

日本書紀 卷二九天武天皇五年（六七六）八月 是月。大三輪眞上田子人君卒。天皇聞之大哀。以壬申年之功贈内小紫位。仍謚曰大三輪神眞上田迎君。

686年天武天皇没、皇后であった持統天皇即位

天武天皇のしのびごとに、当時の官名が、列挙されている。

壬生、諸王、宮内、左右大舎人、左右兵衛、内命婦、膳職、太政官、法官、理官、大藏、兵政官、刑官、民官及び諸国司である。

689年淨御原令を發布、太政大臣高市皇子以下を任命、大三輪氏以下の諸氏に墓記を造らせる。

694年藤原宮に遷都する。

697年天皇讓位、文武天皇が即位。

三輪氏関係記述は

日本書紀 卷二九天武天皇十三年（六八四）五月戊寅廿八 戊寅。三輪引田君難波麻呂爲大使。桑原連人足爲小使。遣高麗。

日本書紀 卷二九天武天皇十三年（六八四）十一月戊申朔。大三輪君。大春日臣。阿倍臣。巨勢臣。膳臣。紀臣。波多臣。物部連。平群臣。雀部臣。中臣連。大宅臣。栗田臣。石川臣。櫻井臣。采女臣。田中臣。小墾田臣。穗積臣。山背臣。鴨君。小野臣。川邊臣。櫟井臣。柿本臣。輕部臣。若櫻部臣。岸田臣。高向臣。完人臣。來目臣。犬上君。上毛野君。角臣。星川臣。多臣。胸方君。車持君。綾君。下道臣。伊賀臣。阿閑臣。林臣。波彌臣。下毛野君。佐味君。道守臣。大野君。坂本臣。池田君。玉手臣。笠臣。凡五十二氏賜姓曰朝臣。

日本書紀 卷二九朱鳥元年（六八六）九月乙丑廿八 是日。直大參布勢朝臣御主人誅太政官事。次直廣參石上朝臣麻呂誅法官事。次直大肆大三輪朝臣高市麻呂誅理官事。次直廣參大伴宿禰安麻呂誅大藏事。次直大肆■原朝臣大嶋誅兵政官事。

日本書紀 卷三〇持統三年（六八九）二月己酉廿六 己酉。以淨廣肆竹田王。直廣肆土師宿禰根麿。大宅朝臣麿。藤原朝臣史。務大肆當麻眞人櫻井。穗積朝臣山守。中臣朝臣臣麿。巨勢朝臣多益須大三輪朝臣安麿。爲判事。

日本書紀 卷三〇持統五年（六九一）八月辛亥十三 辛亥。詔十八氏大三輪。雀部。石上。藤原。石川。巨勢。膳部。春日。上毛野。大伴。紀伊。平群。羽田。阿倍。佐伯。采女。穗積。阿曇。上進其祖等墓記。

日本書紀 卷三〇持統六年（六九二）二月乙卯十九 乙卯。詔刑部省。赦輕繫。▼是日中納言直大貳三輪朝臣高市麿上表敢直言。諫爭天皇欲幸伊勢妨於農時。

日本書紀 卷三〇持統六年（六九二）三月戊辰三 三月丙寅朔戊辰。以淨廣肆廣瀬王。直廣參當麻眞人智德。直廣肆紀朝臣弓張等爲留守官。於是。中繩言三輪朝臣高市麿脱其冠位。■上於朝。重諫曰。農作之節。車駕未可以動。

701年文武天皇、大宝令を施行する。 諸国の国造たるべき氏を決める。

702年持統太上天皇没。

707年文武天皇没、元明天皇即位

三輪氏（続日本記から大神（おおみわ）となる。経緯不詳）

以下続日本記原文

《文武元年（六九七）九月丙申（甲午朔三）》○九月丙申。京人大神大網造百足家生嘉

稻。近江国献白鼈。丹波国献白鹿。

《大宝二年（七〇二）正月乙酉（十七）》○乙酉。以從四位上大神朝臣高市麻呂為長門守。

《大宝三年（七〇三）六月乙丑（辛酉朔五）》○六月乙丑。以從四位上大神朝臣高市麻呂為左京大夫。

《慶雲元年（七〇四）正月癸巳（七）》○癸巳。詔以正六位上大神朝臣猶麻呂。

《慶雲三年（七〇六）二月庚辰（乙亥朔六）》○二月庚辰。左京大夫從四位上大神朝臣高市麻呂卒。以壬申年功。詔贈從三位。大花上利金之子也。

《慶雲四年（七〇七）九月丁未（丙申朔十二）》○九月丁未。正五位下大神朝臣安麻呂為氏長。

710年平城に遷都する。

712年太安万侶古事記を撰上

713年風土記の編纂を命ずる。

715年譲位、氷高内親王が即位元正天皇となる。

以下大神氏関係続日本紀原文

《和銅元年（七〇八）三月丙午（十三）》○丙午。以從五位上大神朝臣猶麻呂為丹波守。

《和銅元年（七〇八）九月壬戌（己未朔四）》○九月壬戌。以正五位上大神朝臣安麻呂為摂津大夫。

《和銅二年（七〇九）正月丙寅（戊午朔九）》二年春正月丙寅。授正五位上大神朝臣安麻呂。

《和銅四年（七一一）四月壬午（七）》○壬午。詔叙文武百寮成選者位。大神朝臣猶麻呂。

《和銅五年（七一二）正月戊子（十九）》○戊子。授從六位上大神朝臣忍人。

《和銅六年（七一三）正月丁亥（廿三）》○丁亥。授正七位下大神朝臣興志。

《和銅六年（七一三）八月丁巳（廿六）》○丁巳。以從五位下大神朝臣興志為讚岐守。

《和銅七年（七一四）正月甲子（五）》○甲子。授從四位下大神朝臣安麻呂從四位上。

《靈龜元年（七一五）二月丙寅（十四）》○丙寅。從五位下大神朝臣忍人為氏上。

720年舍人親王ら日本紀を撰上

721年元明天皇没。

724年元正天皇譲位、聖武天皇が即位する。

大神氏関係続日本紀原文

《靈龜元年（七一五）二月丙寅（十四）》○丙寅。從五位下大神朝臣忍人為氏上。

《靈龜元年（七一五）五月壬寅（廿二）》○壬寅。以正五位上大神朝臣猶麻呂為武藏守。

聖武天皇の時代は、以前に述べた大神比義が天下りさせた八幡大神が、活躍する時代である。

729年長屋王の変起きる。光明子が皇后となる。

732年遣唐使、節度使を任命する。

740年太宰少弐藤原広嗣の反乱が起こる。

741年天皇恭仁京に移る。国分寺、国分尼寺造営を発願する。

743年東大寺大仏造営を発願する。

744年難波宮を都とする。

745年都を平城に戻す。

748年元正天皇没

749年東大寺大仏完成。天皇大仏を礼拝する。聖武天皇讓位、孝謙天皇が即位する。
大神氏に関する続日本紀の原文は次のとおりである。 大仏建立と八幡大神については、後ほど考察を加える。

《神龜元年（七二四）二月壬子【廿二】》○壬子。天皇臨軒。授從正六位上大神朝臣通守。

《神龜三年（七二六）九月壬寅【廿七】》○壬寅。文人一百十二人上玉棗詩賦。隨其等第。賜祿有差。四等 = [糸+施の旁] 四疋。綿四屯。布六端。不第 = [糸+施の旁] 一疋。綿一屯。布三端。」以從五位下大神朝臣道守等廿七人。

《天平元年（七二九）三月甲午【四】》○甲午。天皇御大極殿。授正六位上大神朝臣乙麻呂。

《天平四年（七三二）十月丁亥【十七】》○丁亥。以外從五位下大神朝臣乙麻呂為散位頭。

《天平五年（七三二）三月辛亥【戊戌朔十四】》○三月辛亥。授外從五位下大神朝臣乙麻呂並從五位上。

《天平九年（七三七）二月戊午【乙巳朔十四】》○二月戊午。天皇臨朝。授從四位下大神朝臣豊嶋從四位上。

《天平十八年（七四六）四月癸卯【廿二】》○癸卯。授正六位上大神朝臣麻呂從五位下。

《天平十九年（七四七）四月丁卯【廿二】》○丁卯。天皇御南苑。大神神主從六位上大神朝臣伊可保。

《天平二十年（七四八）八月乙卯【十七】》○乙卯。八幡大神祝部從八位上大神宅女。從八位上大神杜女並授外從五位下。

《天平勝宝元年（七四九）十一月辛卯朔》○十一月辛卯朔。八幡大神禰宜外從五位下大神杜女。主神司從八位下大神田麻呂二人、賜大神朝臣之姓。

『続日本紀』卷十七天平勝宝元年（七四九）四月甲午朔 夏四月甲午朔。天皇幸東大寺。御盧舍那佛像前殿。北面對像。皇后太子並侍焉。群臣百寮及士庶分頭。行列後。」勅遣左大臣橘宿祢諸兄。白佛。三寶乃奴止仕奉流天皇羅我命盧舍那佛像能大前仁奏賜部止奏久。此大倭國者天地開闢以來爾黃金波人國用理獻言波有登毛。斯地者無物止念部流

仁。聞看食國中能東方陸奧國守從五位上百濟王敬福伊部內少田郡仁黃金出在奏豆獻。此遠聞食驚岐悅備貴備念久波。盧舍那佛乃慈賜比福波陪賜物爾有止念閑受賜里恐理戴持百官乃人等率天礼拜仕奉事遠挂畏三寶乃大前尔恐无恐无毛奏賜波久止奏。」從三位中務卿石上朝臣乙麻呂宣。現神御宇倭根子天皇詔旨宣大命親王諸王諸臣百官人等天下公民衆聞食宣。高天原尔天降坐之天皇御世乎始天中今尔至麻豆尔天皇御世御世天日嗣高御座尔坐豆治賜比惠賜來流食國天下乃業止奈母神奈我良母所念行久止宣大命衆聞食宣。加久治賜比惠賜來流天日嗣乃業止今皇朕御世尔當豆坐者天地乃心遠勞弥重弥辱美恐美坐尔。聞食食國乃東方陸奧國乃小田郡尔金出在止奏豆進礼利。此遠所念波種種法中尔波佛大御言之國家護我多仁波勝在止聞召。食國天下乃諸國尔最勝王經乎坐。盧舍那佛化奉止爲豆天坐神地坐神乎祈禱奉。挂畏遠我皇天皇御世治豆拜仕奉利衆人乎伊謝奈比率豆仕奉心波禍息豆善成危變豆全平牟等念豆仕奉間尔。衆人波不成■登疑朕波金少牟止念憂都都在尔三寶乃勝神枳大御言驗乎蒙利天坐神地坐神乃相宇豆奈比奉佐枳波倍奉利又天皇御靈多知乃惠賜比撫賜夫事依豆顯自示給夫物在自等念召波。受賜利歡受賜利貴進母不知退母不知夜日畏恐麻利所念波天下乎撫惠備賜事理尔坐君乃御代尔當豆可在物乎拙久多豆何奈伎朕時尔顯自示賜禮波辱美愧美奈母念須。是以朕一人夜波貴大瑞乎受賜牟。天下共頂受賜利歡流自理可在等神奈我良母念坐豆奈母衆乎惠賜比治賜比御代年号尔字加賜久止宣天皇大命衆聞食宣。辭別豆宣久。大神宮乎始豆諸神多知尔御戶代奉利諸祝部治賜夫。又寺々尔墾田地許奉利僧綱乎始豆衆僧尼敬問比治賜比新造寺乃官寺止可成波官寺止成賜夫。大御陵守仕奉人等一二治賜夫。又御世御世尔當天下奏賜比國家護仕奉流事乃勝在臣多知乃侍所尔波置表豆与天地共人尔不令侮不令穢治賜部止宣大命衆聞食宣。又天日嗣高御座乃業止坐事波進豆波挂畏天皇大御名乎受賜利退豆波婆婆大御祖乃御名乎蒙豆之食國天下乎婆撫賜惠賜夫止奈母神奈我良母念坐須。是以王多知大臣乃子等治賜伊自天皇朝尔仕奉利婆婆尔仕奉尔波可在。加以挂畏近江大津宮大八嶋國所知之天皇大命止之豆奈良宮大八洲國所知自我皇天皇止御世重豆朕宣自久大臣乃御世重天明淨心以豆仕奉事尔依豆奈母天日嗣波平安久聞召來流此辭忘給奈弃給奈止宣比之大命乎受賜利恐麻利汝多知乎惠賜比治賜久止宣大命衆聞食宣。又三國真人石川朝臣鴨朝臣伊勢大鹿首部波可治賜人止自豆奈母簡賜比治賜夫。又縣犬養橘夫人乃天皇御世重豆明淨心以豆仕奉利皇朕御世當豆毛無怠緩事久助仕天奉利加以祖父大臣乃殿門荒穢須事无久守ツツ在自之事伊蘇之美宇牟賀斯美忘不給止自豆奈母孫等一二治賜夫。又爲大臣豆仕奉部留臣多知乃子等男波隨仕奉狀豆種種治賜比之禮等母女不治賜。是以所念波男能未父名負豆女波伊婆礼奴物尔阿礼夜。立雙仕奉自理在止奈母念須。父我加久斯麻尔在止念豆於母夫氣教祁牟事不過失家門不荒自豆天皇朝尔仕奉止自豆奈母汝多知乎治賜夫。又大伴佐伯宿祢波常母云如久天皇朝守仕奉事顧奈伎人等尔阿礼波汝多知乃祖止母乃云來久海行波美豆久屍山行波草牟須屍王乃幣尔去會死米能杼尔波不死止云來流人等止奈母聞召須。是以遠天皇御世始豆今朕御世尔當豆母內兵止心中古止波奈母遣須。故是以子波祖乃心成伊自子尔波可在。此心不失自豆明

淨心以豆仕奉止自豆奈母男女并豆一二治賜夫。又五位已上子等治賜夫。六位已下爾冠一階上給比東大寺造人等二階加賜比。正六位上爾波子一人治賜夫。又五位已上。及皇親年十三已上无位大舍人等至于諸司仕丁麻豆爾大御手物賜夫。又高年人等治賜比困乏人惠賜比孝義有人其事免賜比力田治賜夫。罪人赦賜夫。又壬生治賜比知物人等治賜夫。又見出金人及陸奧國國司郡司百姓至麻豆爾治賜比天下乃百姓衆乎撫賜比惠賜久止宣天皇大命衆聞食宣。」授正三位巨勢朝臣奈豆麻呂從二位。從三位大伴宿祢牛養正三位。從五位上百濟王敬福從三位。從四位上佐伯宿祢淨麻呂。佐伯宿祢常人並正四位下。從四位下阿倍朝臣沙彌麻呂。橘宿祢奈良麻呂。多治比真人占部並從四位上。從五位下藤原朝臣永手從四位下。從五位上大伴宿祢稻君正五位下。從五位下大伴宿祢家持。佐伯宿祢毛人並從五位上。正六位上藤原朝臣千尋。藤原朝臣繩麻呂。佐伯宿祢駢鶴。正六位下藤原朝臣眞從並從五位下。」進知識物人外從八位下他田舍人部常世。外從八位上小田臣根成二人並外從五位下。」正三位橘夫人從二位。從四位上藤原朝臣吉日從三位。從五位上藤原朝臣袁比良女。藤原朝臣駿河古並正五位下。无位多治比真人乎婆賣。多治比真人若日賣。石上朝臣國守。藤原朝臣百能。藤原朝臣弟兄子。藤原朝臣家子。大伴宿祢三原。佐伯宿祢美努麻女。久米朝臣比良女並從五位下。」以從二位巨勢朝臣奈豆麻呂爲大納言。正三位大伴宿祢牛養爲中納言。

『続日本紀』卷十七天平勝宝元年（七四九）十二月丁亥廿七丁亥。八幡大神祢宜尼大神朝臣杜女其輿紫色。一同乘輿。拜東大寺。天皇。太上天皇。皇太后。同亦行幸。▼是日。百官及諸氏人等咸會於寺。請僧五千禮佛讀經。作大唐渤海吳樂。五節田舞。久米舞。因奉大神一品。比■神二品。左大臣橘宿祢諸兄奉詔白神曰天皇我御命爾坐申賜止申久。去辰年河内國大縣郡乃智識寺爾坐盧舍那佛遠礼奉天則朕毛欲奉造止思登毛得不爲之間爾豐前國宇佐郡爾坐廣幡乃八幡大神爾申賜閑勅久。神我天神地祇乎率伊左奈比天必成奉無事立不有。銅湯乎水止成我身遠草木土尔交天障事無久奈佐牟止勅賜奈我良成奴礼波歡美貴美奈毛念食須。然猶止事不得爲天恐家礼登毛御冠獻事乎恐美恐美毛申賜久止申。尼杜女授從四位下。主神大神朝臣田麻呂外從五位下。施東大寺封四千戸。奴百人。婢百人。又預造東大寺人。隨勞叙位有差。

『続日本紀』卷十八天平勝宝二年（七五〇）二月戊子廿九戊子。奉充一品八幡大神封八百戸。前四百廿戸。今加三百八十戸位田八十町。前五十町。今加卅町。二品比賣神封六百戸。位出六十町。

754年 僧鑑真來朝する。

756年 聖武上皇没、東大寺以下に遺品をおさめる。正倉院の始まり。

757年 養老律令施行

758年 孝謙天皇讓位、淳人天皇が即位する。

大神氏関係続日本紀原文

《天平勝宝二年（七五〇）二月戊子【廿九】》○戊子。奉充一品八幡大神封八百戸。
〈前四百廿戸。今加三百八十戸〉。位田八十町。〈前五十町。今加卅町。〉二品比

壳神封六百戸。位出六十町。

《天平勝宝六年（七五四）十一月甲申【廿四】》○甲申。薬師寺僧行信。与八幡神宮主神大神朝臣多麻呂等。同意厭魅。下所司推勘。罪合遠流。

760年惠美押勝を太政大臣に任命する。

762年貢献上皇詔を出して、押勝の擁する淳仁天皇を非難する。

764年押勝反乱を起こすも近江にて敗死する。淳仁天皇を淡路に配流し、孝謙天皇が重祚して

称徳天皇となる。

765年淳仁天皇没、僧道鏡を太政大臣禪師とする。

766年道鏡を法王に任ずる。

769年和氣清麻呂宇佐八幡の信託を奏上し、大隅に配流される。

770年称徳天皇没。白壁王立太子、道鏡を下野に配流、和氣清麻呂を召喚する。光仁天皇即位する。

大神氏関係続日本紀原文

《天平宝字四年（七六〇）正月丙寅【四】》○丙寅。高野天皇及帝御内安殿。授正七位上大神朝臣妹從五位下。

《天平宝字五年（七六一）三月戊申【廿三】》○戊申。賜從六位下大神東女等十六人播磨国稻人

六百束。優高年也。

《天平宝字八年（七六四）正月乙巳【己亥朔七】》八年春正月乙巳。授正六位下大神朝臣奥守並從五位下

《天平神護二年（七六六）十月甲申【二】》○甲申。授無位大神朝臣田麻呂外從五位下。為豊後員外掾。田麻呂者本是八幡大神宮禰宜大神朝臣毛理壳時。授以五位。任神宮司。及毛理壳詐覓。俱遷日向。至是復本位

《天平神護元年（七六六）十一月丁巳【癸丑朔五】》○十一月丁巳。從六位下大神朝臣東方並從五位下。

《神護景雲二年（七六八）二月壬午【七】》○壬午。大和国人從七位下大神引田公足人。大神私部公猪養。大神波多公石持等廿人賜姓大神朝臣。

《神護景雲二年（七六八）十月癸亥【廿三】》○癸亥。授從五位下大神朝臣東公從五位上。

927年に撰上された延喜式によると、宇佐八幡のことは、宇佐郡三座（並大）。八幡大菩薩宇佐宮（名神大）、比売神社（名神大）、大帶姫廟神社（名神大）と記されている。

571年に大神比義が八幡大神を宇佐の地に名乗り出したといわれるときから3世紀半以上たっているが、この三柱がどのような経緯で祀られたかなどについては、学説は定まっていない。

私は、現在の宇佐神宮が、三柱からなること。

神社中央が比売神で、向かって右が応神天皇、左が神功皇后とされていること、
拝礼の方法が出雲大社と同じ二拝四拍手一拝であること。（この二社以外は二拝二拍手
一拝である）

初期の祭司は大三輪氏であったこと。

などから、比売神が初めて、その後応神天皇と神功皇后が追加されたのではないかと
考えるが、延喜式の時代には、応神天皇を中心として神社を考えたのではないかと思
う。

八幡神の最大の特徴は託宣を述べることが多いことである。宇佐託宣集なる文書も古
くからある。

中野幡能氏によれば、八幡神の起源は、三世紀に宇佐地方の部落国家が統合され、宇
佐国造家によって宇佐神（比売神）が矢旗八幡宮にまつられた。これが、五一六世紀
に秦氏の辛島郷に入って、泉社などとなり、さらに、宇佐、辛島両氏の統合神として
小椋山に移り固定された。これを、氏は原始八幡と呼んでいる。

六世紀の末、朝廷は仏教と融合した原始八幡と秦氏ら帰化人の勢力を利用するため、
蘇我氏の後ろ盾で大三輪氏の比義を宇佐に派遣して、ここで応神信仰を八幡に加えた。
その後、女禰宜の神として神功皇后が大帝廟として祭神に加えられた。七世紀以降は
応神八幡の時代となる。

考察 大三輪氏は出雲系であり、新羅系でもあったので、新羅系の帰化人とされる秦
氏とうまくいくと朝廷が考えたのであろう。

その後の八幡神の発展について、渡辺澄夫氏の説を述べる。

応神八幡神は、隼人征伐の功により725年官社に列し、国費で造営が行われ、73
1年官幣にあづかった。官社八幡宮になると、宇佐、大神氏の神宮寺を合併して弥勒
寺が建立された。

これはわが国において、神仏が一体となって一つの社寺を形成した宮寺様式の最初の
ものである、

746年聖武天皇は不穏の祈祷のため、八幡神を三位に叙し、封戸4百戸、度僧五一
〇口、水田二〇町を施入された。翌747年宇佐八幡は聖武天皇の大仏造立を援助し
て、749年八幡大神禰宜大神社女は、従五位下、主神司大神田麻呂は、従八位下大
神朝臣の政を賜った。この年八幡神は奈良に勧請され、手向山八幡宮が造営された。
ついで、辛島与曾女を禰宜、宇佐公池守を神宮司に任じ、大神は一品、比売神は二品
に叙せられた。

考察 辛島氏が属する秦氏は、鍛冶の技術をもち、豊前香春には採銅所という地名も残
っていることから、大仏鑄造の技術面で功績を上げたのであろう。

754年に意外な事件が起こった。大神田麻呂が薬師寺の僧行信と厭魅（妖術で人を
呪うこと）したという理由で種子島に流され、大神社女も日向に流され翌年封戸は国

に返上された。ここで大神氏は、一時失脚し、かわって宇佐氏が台頭することとなつた。

769年、宇佐氏は封戸を増やし、比売神宮寺を建てた。これらには道鏡が関係していたらしい。しかし、まもなく道鏡の天位神託事件が起り、和氣清麻呂が道鏡の野望を抑えた。

清麻呂は、豊前守に任命されて、八幡宮内の神官の肅清を行った。

光仁天皇の御世に戻ろう。

772年新羅の使者が大宰府に来る。

776年出羽国の蝦夷が反乱を起こし、漢軍が破れる。

781年天皇譲位して、桓武天皇が即位する。光仁天皇が没する。

大神氏関係続日本紀原文

《宝亀七年（七七六）正月丙申【七】》○丙申。授大神朝臣末足並從五位下。

《宝亀七年（七七六）三月癸巳【六】》○癸巳。以從五位下大神朝臣末足為備中守。

《宝亀七年（七七六）十二月丁酉【甲申朔十四】》○十二月丁酉。停遣唐副使。備中守從五位下大神朝臣末足

《宝亀八年（七七七）六月辛巳朔》○六月辛巳朔。勅遣唐副使從五位下大神朝臣末足等。大使今毛人。身病弥重。不堪進途。宜知此状到唐下牒之日。如借問無大使者。量事分疏。其石根者著紫。猶稱副使。其持節行事一如前勅。

《宝亀九年（七八八）正月癸亥【十六】》○癸亥。宴五位已上。其儀如常。是日。從正六位大神朝臣人成並從五位下。

《宝亀九年（七八八）十月乙未【廿三】》○乙未。遣唐使第三船到泊肥前国松浦郡橘浦。判官勅旨大丞正六位上兼下總權介小野朝臣滋野上奏言。臣滋野等。去宝亀八年六月廿四日。候風入海。七月三日。与第一船同到揚州海陵県。八月廿九日。到揚州大都督府。即依式例安置供給。得觀察使兼長史陳少遊处分。屬祿山亂。常館彫弊。入京使人。仰限六十人。以來十月十五日。臣等八十五人發州入京。行百余里。忽拋中書門下牒。 = 節人数。限以 P 4 3 2 3 廿人。臣等請。更加廿三人。持節副使小野朝臣石根。副使大神朝臣末足。准判官羽栗臣翼。錄事上毛野公大川。韓國連源等四十三人。正月十三日。到長安城。即於外宅安置供給。特有監使。勾當使院。頗有優厚。中使不絕。十五日。於宣政殿禮見。天子不衡。是日。進國信及別貢等物。天子非分喜觀。班示群臣。三月廿二日。於延英殿。對見。所請並允。即於內裏設宴。官賞有差。四月十九日。監使揚光耀宣口勅云。今遣中使趙寶英等。將答信物。往日本國。其駕船者仰揚州造。卿等知之。廿四日。事畢拜辭。奏云。本国行路遙遠。風漂無准。今中使云往。冒涉波濤。萬一顛躓。恐乖王命。勅答。朕有少許答信物。今差寶英等押送。道義所在。不以為勞。即賜銀銚酒。以惜別也。六月廿四日。到揚州。中使同欲進途。船難卒成。所由奏聞。便寄乘臣等船發遣。其第一第二船。並在揚子塘頭。第四船在楚州鹽城縣。九月九日。臣船得正南風。發船入海。行已三日。忽遭逆風。船著沙上。損壞尤多。竭力修

造。今月十六日。船僅得浮。便即入海。廿三日。到肥前国松浦郡橘浦。但今唐客隨臣入朝。迎接祗供。令同蕃例。臣具牒大宰府。令准擬。其唐消息。

《宝龜十年（七七九）正月甲子【廿三】》○甲子。授從正六位大神朝臣三友並從五位下。

《宝龜十年（七七九）三月辛亥【十】》○辛亥。遣唐副使從五位下大神朝臣末足等自唐國至。

桓武天皇の御世である。

784年都を長岡宮に移す。このころ、蝦夷との戦いしきり、

788年紀古佐美を征東將軍に任ずる。

789年征東將軍官軍の敗北を報告する。

791年大伴弟麻呂を征東大使に、坂上田村麻呂を副使に任命する。

794年山背の葛野に都を移す。平安京と命名する。

795年大伴弟麻呂ら凱旋する。

796年坂東、北陸の民9千人を陸奥の伊治城に移す。

797年続日本紀を完成する。坂上田村麻呂を征夷大將軍に任命する。

800年富士山噴火

806年桓武天皇が没し、平城天皇が即位する

807年斎部広成古後拾遺を献上する。

809年平城天皇讓位、嵯峨天皇が即位、上皇が平城京に移る。

大神氏関係続日本紀原文

《延暦四年（七八五）正月辛亥【十五】》○辛亥。以從五位下大神朝臣船人為上野守。外從五位下秦忌寸長足為豊前介。

《延暦九年（七九〇）三月壬戌【廿六】》○壬戌。以從五位下大神朝臣人成為大膳亮。

《延暦十年（七九一）正月戊辰【七】》○戊辰。宴五位已上。授大神朝臣仲江麻呂。

《延暦十年（七九一）正月己丑【廿八】》○己丑。以從五位下大神朝臣仲江麻呂為画工正。

《延暦十年（七九一）七月癸亥【四】》○癸亥。以從五位下大神朝臣仲江麻呂為内兵庫正。

續日本紀はここまで終わる。

嵯峨天皇及び淳和天皇の御世

814年皇子皇女に源姓を与える。万多親王ら新選姓氏録を作る。

816年空海高野山に道場をひらく。

820年このころ新羅人の帰化が多く、騒動も起こす。

823年讓位、淳和天皇即位。最澄没す。

825年高棟王に平姓を与える。

826年上総、常陸、上野の国守を太守と称し、親王任国とする。

827年天台僧金龜豊後大分郡由原に八幡宮を勧請する。

828年延暦寺戒壇院建立

833年譲位、仁明天皇即位

大神氏関係日本後紀等原文

『日本後紀』卷五延暦十六年（七九七）正月庚子十三 戊子。從五位下大神朝臣仲江
麻呂爲美濃介。

『日本後紀』卷廿五逸文（『類聚國史』・『日本紀略』）弘仁八年（八一七）正月丁卯七
（『類聚國史』七一七日節会七三七月七日・『日本紀略』）丁卯。宴五位已上。奏樂。賜
祿有差。」

（『類聚國史』九九叙位）正六位上大神朝臣枚人麻呂

日本後紀卷廿九逸文起弘仁十一年十月、尽同十二年十二月。

『日本後紀』卷廿九逸文（『類聚國史』一九神宮司）弘仁十二年（八二一）八月戊寅
十五戊寅。以大神・宇佐二氏、為八万大菩薩宮司。

『日本後紀』卷卅一逸文（『類聚國史』五八幡大神・『日本紀略』）弘仁十四年（八二三）
十一月甲戌廿四 甲戌。差左兵衛督從四位上藤原朝臣綱繼充使、奉幣帛於八幡大神櫻
日廟（香椎廟）。便以大宰府綿三百屯賜使。

『日本後紀』卷卅二逸文（『類聚國史』・『日本紀略』）天長元年（八二四）九月壬申廿
七

（『日本紀略』）壬申。帝着素服、不聽朝。」（『類聚國史』一八六施物僧・『日本紀略』）
以綿一万屯、施東西兩寺并口大寺及五畿內諸寺常住僧尼也。」（『類聚國史』一八〇諸寺
一七九諸宗）以高雄寺、為定額、并定得度經業等。正五位下行河内守和氣朝臣真綱・
從五位下彈正少弼和氣朝臣仲世等言。臣聞。父構子終、謂之大孝、嘗公獻可。惟忠惟
孝、不可不順者也。昔景雲年中、僧道鏡、以佞邪之資、登玄■之上、辱僭法王之號、
遂懷窺覬之心。偏邪幣御群神、行權謫御佞黨。爰八幡大神、痛天嗣之傾弱、憂狼奴之
將興。神兵尖鋒、鬼戰連年。彼衆我寡、邪強正弱。大神歎自威之難當、仰仏力之奇護。
乃入御夢、請使者。有勅、追引臣等故考從三位民部卿清麻呂、面宣御夢之事。仍以天
位讓道鏡事、令言大神。清麻呂奉詔旨、向宇佐神宮。于時大神託宣。夫神有大少、好
惡不同。善神惡淫祀、貪神受邪幣。我為紹隆皇緒、扶濟國家、寫造一切經及仏、諷誦
最勝王經万卷、建一伽藍、除凶逆於一旦、固社稷於万代。汝承此言莫有違失。清麻呂
對大神誓云。國家平定之後必奏後帝奉果神願、粉骨音■命，不錯神言。還奏此言。遭時
不遇、身降刑獄、遂配荒隅幸蒙神力、再入帝都。後田原天皇、宝龜十一年、敷奏此事。
天皇感嘆、親制詔書。未行之間、遇讓位之事、天応二年又奏之。柏原先帝、即以前詔、
布告天下。至延暦年中、私建伽藍、名曰神願寺。天皇追嘉先功、以神願寺、為定額寺。
今此寺地勢汚穢、不宜壇場。伏望。相替神願寺、以為定額、名曰神護國祚真言寺、仏
像一依大悲胎藏及金剛界等、簡解真言僧二七人、永為國家、修行三密法門。其僧有闕、
有道行僧補之。又簡貞操沙弥二七人、令軛謫守護國界王經及調和風雨成熟五穀經等、

昼夜更代、不斷其声、七年之後、預得度。一則大神之大願、二則除国家之災難者。勅。一代之間、毎年聽度一人、又備前国水田廿町、賜伝二世、為功田者、入彼寺充、果神願者、更延二世。自余依請。

仁明天皇の御世である。

836年遣唐使船が遭難する。

839年諸国から庚午年籍の写しを献上させる。

841年藤原諸嗣ら日本後紀を作る。

848年上総の国の俘囚ら反逆これを討つ。

850年天皇没、文徳天皇が即位

大神氏関係日本後紀等原文

『続日本後紀』卷三承和元年（八三四）正月己未八 己未。是日。授正六位上大神朝臣船公從五位下。

『続日本後紀』卷三承和元年（八三四）七月乙丑十六 乙丑。右京人正七位上和邇子眞麻呂等十二人賜姓大神朝臣

『続日本後紀』卷八承和六年（八三九）四月乙丑十四
乙丑。授正六位上大神朝臣野主從五位下。

『続日本後紀』卷八承和六年（八三九）八月己巳二十

己巳。遣唐錄事大神宗雄送大宰府牒狀。知入唐三箇船嫌本舶之不完。倩駕楚州新羅船九隻。傍新羅南以歸朝。其第六船。宗雄所駕是也。餘八箇船。或隱或見。前後相失。未有到着。艱虞之變不可不備。宜每方面重戒防人。不絕炬火贏貯糧水。令後着船共得安穩。其宗雄等安置客館。得待後船。』▼是日。令十五大寺讀經祈願。以船到着。爲修法之終。』遣神祇少副從五位下大中臣朝臣儀守。少祐正七位上大中臣朝臣■守。奉幣帛於攝津國住吉神。越前國氣比神。並祈船舶歸着。

『続日本後紀』卷八承和六年（八三九）八月甲戌廿五 甲戌。勅參議大宰權帥正四位下兼左大弁藤原朝臣常嗣。大貳從四位上南淵朝臣永河等。得今月十九日奏狀。知遣唐大使藤原常嗣朝臣等率七隻船。廻着肥前國松浦郡生屬嶋。與先到錄事大神宗雄船。總是八艘。宜依例勞來式寬旅思。但自陸入京事須省約。何則時屬秋穫。恐妨民業。宜以大使常嗣朝臣爲第一般。令備後權掾伴須賀雄。知乘船事春道永藏兩人相隨之。其伴官長岑宿祢高名。菅原朝臣善主。准判官藤原貞敏。錄事大神宗雄。准錄事高丘百興。讚岐權掾丹・高主。知乘船事槻本良棟。深根文主。舌人大和耳主。陰陽師春苑玉成等十人。各造船聯次聯入都耳。就中如有大使常嗣朝臣引之共發者。任聽之。又信物要藥等。差檢校使。取陸路遞運。自餘人物等。陸行水漕可有議定。宜待後勅。又未到第二舶。并一隻舶船。復能覘候。來輒奏聞。

『続日本後紀』卷九承和七年（八四〇）正月甲申七甲申。授正六位大神朝臣宗雄並從五位下。

『続日本後紀』卷十承和八年（八四一）五月己丑二十 己丑。遣從四位下勘解由長官

和氣朝臣仲世。奉幣八幡大神及香椎廟。』勅。修福滅罪。佛道是先。傳法興教。人倫爲本。如聞。諸國定額寺。堂舍破壞。佛經曝露。三綱擅越。無心修理。頃年水旱不調。疫癘間發。靜言其由。恐緣彼咎。宜重下知五畿內七道諸國。修理莊嚴定額寺堂舍並佛像經論。今須每寺立可修理之程。附朝集「堂」使言上。習常不革。並處重科。

『続日本後紀』卷十六承和十三年（八四六）三月己酉八 三月壬寅朔己酉。從五位下大神朝臣宗雄爲大監物。

『続日本後紀』嘉祥元年（八四八・承和十五年）七月壬戌五 壬戌。從五位下大神朝臣宗雄爲安房守

文德天皇の御世である。

852年豊後、肥後の貧民の租税を免除する。

854年陸奥に出兵する。

857年藤原良房太政大臣となる。人臣の太政大臣の始まり

858年譲位、清和天皇が即位する。

大神氏関係文德実録原文

日本文德天皇實錄卷第六起齊衡元年正月、盡十二月。右大臣正二位臣藤原朝臣基經等奉勅撰 文德實錄』卷六齊衡元年（八五四）正月壬辰七 壬辰。帝於梨下院賜宴群臣。一如常儀。』授大神朝臣千成等並從五位下。

『文德實錄』卷七齊衡二年（八五五）二月乙丑十五 乙丑。外從五位下大神朝臣虎主爲備後介。

『文德實錄』卷八齊衡三年（八五六）正月辛亥七 辛亥。帝殿南殿。觀青馬。賜宴群臣如常儀。』授外從五位下大神朝臣虎主從五位下

『文德實錄』卷八天安元年（八五七）正月癸丑十四 癸丑。從五位下大神朝臣虎主爲權掾。

『文德實錄』卷十天安二年（八五八）二月戊辰五 二月甲子朔戊辰。大神朝臣宗雄爲彈正少弼。

『文德實錄』卷十天安二年（八五八）六月癸卯十四 癸卯。大神朝臣宗雄爲大監物。橋朝臣岑雄爲豊後守。

清和天皇の御世である。

858年藤原良房摂政の職務に当たる。

859年渤海使が能登国に来る

862年山陽、南海道に命じて海賊を討たせる。

864年浅間山噴火

869年藤原良房ら続日本後紀を撰上する。

875年下総の俘囚反乱を起こす。

876年天皇譲位

877年陽成天皇即位

大神氏関係三代実録原文

『三代実録』卷四貞觀二年（八六〇）十一月廿七日癸卯 廿七日癸卯。從五位下行侍醫大神朝臣虎主爲内藥正。

『三代実録』卷四貞觀二年（八六〇）十二月廿九日甲戌 廿九日甲戌。從五位下行内藥正大神朝臣虎主卒。虎主者。右京人也。自言。大三輪大田々根子之後。虎主。本姓神直。成名之後。賜姓大神朝臣。幼而俊辨。受學醫道。針藥之術。殆究其奧。承和二年爲左近衛醫師。遷侍醫。十五年授外從五位下。兼參河掾。後遷兼備後掾。齊衡三年授從五位下。貞觀二年拜内藥正。卒時年六十三。虎主性好戲謔。最爲滑稽。與人言談。必以對事。嘗出自禁中。向作地黃煎之處。途逢友人。問云。向何處去。虎主答云。奉天皇命。向地黃處。此其類也。然處治多効。人皆要引。療病之工。廣泉沒後。虎主繼塵。太收聲價焉

『三代実録』卷六貞觀四年（八六二）三月己巳朔 三月己巳朔。右京人左大史正六位上眞神田朝臣全雄賜姓大神朝臣。大三輪大田田根子命之後也。

『三代実録』卷七貞觀五年（八六三）正月七日庚午 七日庚午。授散位大神朝臣高岑並外從五位下。

『三代実録』卷七貞觀五年（八六三）二月十日癸卯 十日癸卯。以外從五位下行左大史大神朝臣全雄爲介。

『三代実録』卷八貞觀六年（八六四）三月八日甲午 八日甲午。以外從五位下行備後介大神朝臣全雄爲但馬介。

『三代実録』卷十二貞觀八年（八六六）正月八日乙酉 八日乙酉。授外從五位下行但馬介大神朝臣全雄從五位下。

『三代実録』卷十五二月十七日辛巳 十七日辛巳。散位從五位下大神朝臣全雄爲勘解由次官。

陽成天皇及び光孝天皇の御世である。

878年蝦夷を討つ。

879年藤原基経ら文徳実録を作る。

883年上総国の俘囚反乱これを討つ。

884年天皇讓位、光孝天皇即位

886年任地に赴かない国司を罰する。

大神良臣豊後介として赴任。その子庶幾が豊後の残り、後の賀來（加来）氏の祖先である。豊後大神氏となる。豊後には、先に記した宇佐八幡宮の大神氏も先住しているが賀來氏はこの系列ではない。

このものがたりは、さらに豊後において続くが朝廷におけるものがたりは、ここで、一旦終わる。

大神氏關係三代實錄原文

『三代實錄』卷卅六元慶三年（八七九）十一月廿五日庚辰 廿五日庚辰。散位大神宿祢己井並外從五位下。

『三代實錄』卷四十九仁和二年（八八六）正月七日丁亥 七日丁亥。授无位是・左大史大神朝臣良臣並外從五位下。

『三代實錄』卷四十九仁和二年（八八六）正月十六日丙申 十六日丙申。外從五位下行左大史大神朝臣良臣為肥後介。

『三代實錄』卷四十九仁和二年（八八六）二月廿一日辛未 廿一日辛未。以從五位下行肥前介大神朝臣良臣為豐後介。

『三代實錄』卷五十仁和三年（八八七）三月乙亥朔 三月乙亥朔。授豐後介外從五位下大神朝臣良臣從五位下。先是、良臣向官披訴。清御原天皇壬申年入伊勢之時、良臣高祖父三輪君子首、為伊勢介從軍有功、卒後贈內小紫位。古之小紫位准從三位。然則、子首子孫、不可叙外位。於是、下外記而考實之。外記申明云。贈從三位大神朝臣高市麻呂、從四位上安麻呂、正五位上猶麻呂兄弟三人之後、皆叙內位。大神引田朝臣・大神■田朝臣・大神掃石朝臣・大神真神田朝臣等、遠祖雖同、派別各異、不見應叙內位之由。神龜五年以降有格、諸氏先叙外位、後預內叙。良臣姓大神真神田朝臣也。子首之後、至于全雄、無預五位者。今請內品、事乖格旨。勅、毀良臣及故兄全雄外位告身、特賜內階

2016年1月 暫定版